

文學士 矢野太郎編

國史叢書

玉露叢 一

國史研究會藏版

評議員

文學博士　萩野由之
史料編纂官　和田英松
文學士　渡邊世祐
文學博士　田中義成
文學博士　辻善之助
文學博士　黑板勝美
黑川眞道
史料編纂官補　八代國治

文學博士　松本愛重
文學博士　佐々政一
文學士　笹川種郎
文學士　菊池謙二郎
文學博士　三上參次
文學博士　三宅米吉
文學博士　關根正直

（イロハ順）

玉露叢四十二卷、內、終の九卷は附記にして、初の三十三卷を本篇とす。略ぼ一種の編年史とも見るべきものにして、筆を慶長三年豐太閤の不例に起し、延寶八年に至る。其間年を閱すること八十三年、六代の朝廷を迎へ、五世の柳營に跨る。就中大坂夏の陣・寬永三年同十一年の兩度家光將軍上洛の記・同七年明正天皇御卽位の記・同十三年朝鮮人來朝の記・同十四年島原一揆の記等は殊に詳細に亙れり。惟ふに、慶長以前の史料は世旣に印行せらるゝ者甚だ尠からず、然るに以後のものに至つては、德川實紀・武江年表・嘉永明治年間錄等を除きては、能く數十年に亙りて記述せるものゝ江湖に行はるゝを聞かず、是れ吾儕讀書人の常に不便とするところ也。この書時に記事繁簡宜しきを得ず、又往々日月と事の小錯誤あり、或は年を缺く如き憾あるも、其の記事著者の年代を距ること遠からざるを以て、多く信を執るに足り、且德川實紀等の幕府の記事に專らなるに反し、是は朝廷にも及び、廣く世間にも關せるを以て、この時代のことを知らんとするものゝ好參考として、上述缺陷の一部を補ふに足るべし。附記とも見るべき九卷は延寶年中に於ける寺社に關すること・

軍役の次第及參勤・時服等のことを載せたり。本書の著者詳ならず、國書解題には林恕とせるも、何の據るところあるか未だ知る能はず、恐らくは誤なるべし。著者の自序は延寶二年に成れり、然らば其以後は追記なるべし、其の自他何れの手に出づるやは姑らく後考を竢つ。

大正六年四月　　難　鳴　子

例言

一、本書は帝國大學屬附圖書館本を底本とし、帝國大學文學大學史料編纂掛所藏本及び帝國圖書館本を以て校訂し、事件を脫落せるものは二本を以て補ひたり。然れども、煩を避けて一々其條下に斷らず。文字の誤を正せるも亦同じ。

一、本書を校訂するに、右の外猶ほ德川實紀等の書を參考せり、然れども德川實紀を此書に記せることの相違あるに當りて、必しも之を改めしにあらず、何となれば、此書は德川實紀編纂の際一引用書として採られたるものなれば、彼によりて是を改むるは本末を顚倒すればなり。

一、然れども其の疑はしきもの或は誤と信ずべきものに會へば、博引旁證以て正に就かしめ其旨を注すべきは、蓋し校訂者の務なり、如何せん時日遑なく、其責を全うする能はざることを。

一、本輯は印刷の便宜上第二十冊迄を收め、以下を第二輯に讓れり。

卷第三

卷第四

卷第五

卷第六

巻第七

巻第八

巻第九

巻第十

巻第十五

卷第十六

卷第十七

卷第十八

目次終

玉露叢の首に題する詞

博聞宏識は君子之貪る所とせり。古の人は芻蕘の言をも捨てず。況んや治亂興廢の蹤、勸善懲惡の鑑ならむをや。僕幸に昇平の世に生れ、優遊の化に浴して、齠齔の昔より舊記軍談を嗜み、耳目を悅ばしむ。自ら宿世の蟫とも思へり。然はあれども、家素より載籍に乏しく、才亦二つを知り默して識すこと能はず。唯性の膓する所嗜好癖をなすならむ。僅に耳に入る事種をば立所に筆を下しぬ。月を累ね年を渉りて、管城の功寡からず、諸國の地險しとせず、陶泓の水海に通へり。近來より神耄ばれ思も怠みて、目眵み聲しわがれながら、反古堆し共讀みすつることなるを、傍の侍童いとさがしく書綴りもてゆき、一つの草紙となして王露叢と名づく。淸談の多きを喜べるなるべし。唐の人も談叢あり、談圃あり、談苑あり。これ皆塵談の富に誇るとにや。予に一言其首に冠らしめむ事を請ふ。予素より思を構ふる事にあらず。今又何をか言はむや。しかじ此語を以て開卷に置かむにはと。時

に延寶二年神無月時雨する頃書しるしぬ。

玉露叢　巻第一

秀吉の不例

一、慶長三戊年より、太閤秀吉公伏見の城にして御不例なり。然るに同年六月十六日の夜・同七月十六日の夜、何事ありとは知らざれども、右兩夜伏見騷動せり。御家の衆の內、井伊兵部少輔直政・榊原式部大輔康政・本多中務少輔忠勝・水野和泉守忠重等は、藤の森に屋敷之あるに依りて居合はせず、兵部少輔直政計り藤の森より馳著き、伏見に於て內府樣・秀忠公御父子樣へ御目見仕り候。仰に曰く、「何れの屋敷より騷ぎ始まりけるぞ。其本を聞屆け言上仕るべし」との由上意と云々。

一、同年八月十九日に、秀忠公關東御發駕なり。

秀吉薨去

一、昨十八日太閤薨御。此儀隱密にて偏に御違例大事と計り申唱へける故、內府公も御心許なく思召され御登城の處に、石田治部少輔三成より、八十島といふ侍を使者にて、太閤秀吉公御薨逝の由、潜に申上げらる。則ち御歸城ありて仰に曰く、「如

何程隱密の儀なりとも、淺野彈正少弼長政は、常々御懇意の間、告申すべきの處に、思召しよられず、三成は却つて知らせけるよ」と上意にて、石田を御感と云々。

秀頼大坂城に移る

一、「慶長四亥年正月十日、太閤御遺言に任せ、秀頼公大坂の城へ御引移りの時、加賀大納言利家其外大小名達供奉。內府樣にも大坂迄御送なされ、片桐市正且元宅に中一日御止宿ありて、十二日に伏見へ御歸り、枚方より御馬を早道に召し、伏見の御屋形へ申の刻御歸座の事。

家康直政等と密議

一、內府樣、同十九（八イ）日の午刻より有馬法印宅へ御座なされ、亂舞など仰付けられ、緩緩と御長坐の所に、晩景に及び井伊兵部少輔參上仕り、暫く御閑談申上げ、其後又藤堂佐渡守高虎參上、御隱密の御談合ありて、早々御歸座、其夕より伏見中雜說區々なり。

利家等緣組の儀を詰る

一、同廿一日、加賀大納言利家並に奉行衆よりの使として、元長老・生駒雅樂頭等、屋敷へ參り申され候は、太閤御他界以後數月を經ず間も之なき處に、御緣組の儀御我儘の由を申上げらると云々。

大崎福島蜂須賀等の答

關東方の諸侯

一、奉行衆より大崎少將政宗・福島左衞門大夫正則・蜂須賀阿波守家政、右三將へ使あり。其趣は各、中へ相談も之なくして、秀忠公と縁組の儀、御掟を背かれ不屆の由なり。政宗の返答には、「吾々は存ぜざる儀なり。宗薫と申す堺の町人、此才覺仕り候由聞及び候」と計りなり。其後彼の宗薫を奉行衆より呼寄せられ詮議仕られ候由。福島と蜂須賀返答は、蜂須賀申され候は、「阿波守儀は太閤の御爪の端にも候の間、家康公御父子と婚姻取組み候はゞ、萬端御意を得候とも、秀頼公を猶以て御無沙汰成さるまじくと存じ、此儀然るべしと存じて申上ぐる由」の事。

一、右の儀に付きて、諸大名思々に引籠り申され候。內府公へは、池田三左衞門輝政の一類・福島左衞門大夫正則・黑田如水・同甲斐守長政・藤堂佐渡守高虎・森右近大夫忠政・新庄駿河守其外小身衆なり。大小身ともに、毎夜內府公の御屋形に詰めて居られ候なり。且つ又有馬法印則賴・金森法印・織田有樂等、何れも關東方なり。尙又大谷刑部少輔吉繼は、「若し家康公へ敵取かけ候はゞ、何時も先手を仕り、奉行共と一合戰仕るべきの由」申され、其身の屋敷に人數を集め待受け居られ候由なり。

大坂方の諸將評議

一、奉行衆より使を進め候後、備前中納言秀家の宿所へ諸將會合ありて、軍評定こと終りて退出の節、庭上に於て、治部少輔三成が申す樣は、「我等の人數をば早々出し申すべきのよし申候處に、增田右衛門尉申すは、「是程大事の儀を粗忽に仕ること勿體なく候。今一談合仕るべきの旨」申すに依つて、其夜取りかけ申す事は相止み申す由、取沙汰後日に之ある事。

黑田長政の出精

一、黑田甲斐守長政精を出され候故、大方諸將味方になりける衆、數多之ある由申し候事。

一、柳生但馬守事、息の又右衛門を使にして、「合戰にも罷成るべき儀か。口振りを承り候へ」とて、島左近方へ遣しければ、左近が挨拶に曰く、「今の代に松永や明智如き者は之なきぞ」と申しける。其儀を立歸りて又右衛門、父の但馬守に語りければ、「尤もかな、今時世を亂すべき大將は之あるまじ」と申されけり。

榊原忠政の忠誠

一、同年の正月末、番代(ばんがはり)の御譜代衆の內、榊原式部大輔組頭として上洛の時、熱田に於いて右世上の亂れがましき樣子を承屆け、夜を日に繼ぎて急ぎ伏見へ馳著け、式

部亂髮の體にて直に御前へ罷出でられ候へば、殊の外御機嫌にて、御手自ら長蚫を下され候なり。外に亦御勘定を聞かせらるべきの間、代官共を召連れ罷登るべきのよし仰に依りて、本多佐渡守正信同道せしめ、伊奈熊藏忠政・大久保十兵衞・長谷川七左衞門、此外に小代官迄罷上り申すとて、路次にて騷動の儀を承り、一騎駈に伏見へ參著仕るとて、大津・山階・醍醐狠谷邊路次の端々に、關東勢引きも切らず滿ち滿ちたり。上方衆は夥しき事かなとあきれけるとなり。

一、本多佐渡守御前へ罷出で、今般の出入の樣子共を承知仕り、「淺野彈正は如何」と申上げ候へば、「今程は不通の由」上意ありければ、其御席より直に彈正所へ參り對面の時、「家康公とは前々の如く御入魂に節々御出候や」と申され候へば、「只今は優る人候て、吾等式をば御見捨候故、出入申さず候由」申されける時、佐渡守の挨拶には、「左樣の御恨をば直に仰せられ候や」と問はれければ、「其儀はなし」と申さるゝ時、「誠に年來の御懇意共を、直談に御聞之なき事も、御無念の至に候。さらば某御供申すべし」とて、佐渡守則ち同道致され、內府公へ其由を申上げければ、仰に曰く、「其方此

前小身にて迷惑の時分、乘物一挺にて御邊所へ我等行きたる事は忘れられ候や。太閤御他界の節、さしたる御由緒も之なき石田治部少輔さへ、八十島を以て告知らせ、御本丸へ罷出で候事、返々無用の由申越したり。其方事は日來の好(よしみ)あれば、一入(ひとしほ)疎意有るべしとは努々(ゆめゆめ)思召されざる由」仰あれば、彈正申すは、「左樣の儀聊か存じよらず面目なき仕合せ、中々我が過之に過ぎず」とて、平伏して數行の涙に小袖の袖をしぼられけるとなり。

一、其後佐渡守正信事、長尾景勝へ參られ、御味方に參られ候故同心たりと雖も、眞實の儀にあらざるにや、歸國の後御敵となりけり。

太閤の遺言

一、總て太閤御遺言、年寄衆・奉行衆其外の衆にても、何ぞ出入ある時は、生駒雅樂頭・中村式部少輔・堀尾帶刀等出合ひ取扱ひ、事を濟し申す儀ならば、上へ訴へずして埒を明くべき旨御仕置に付き。堀尾帶刀儀は、息の信濃守をば秀忠公御目を掛けさせられ候。又帶刀には內府公別けて御懇故、井伊兵部少輔を以て、御扱の樣子を節々御意を得、扱公儀向をば雅樂・式部・帶刀三人して取持ちて無事をつくり、內府樣御

利運の様に致しなし、二月五日に相互の御誓詞濟み申し候時、內府公仰に依りて、兩方の御誓詞をば帶刀預り置き申され候事。

一、同年二月廿九日、加賀大納言利家卿病氣半ば、大坂より內府公へ御見廻として伏見へ御上りに付き、家康公にも小船にて迎に御出なされ御對談、彼の御病氣など御尋ね、兎角する中に御船著岸故、先づ利家の屋敷へ御入ありて、暫く休息ありて「此方へ御入來候へ」と仰せられけれども、直に參るべきの由に付き、內府公は先へ御歸り候へば、利家卿は御屋敷の下にて船より上り、乘物にて內府公へ參られ候。加藤主計頭・長岡越中守・淺野左京大夫など、乘物の側を步行にて同道なり。利家卿も各々も羽織を著られ候。家康公御小性衆は皆々長袴なり。內府公は利家卿御同座、御相伴衆其外御取持衆は、誰やらん失念申し候。御酒の時大納言殿家老の神谷信濃と申す者召出され、御杯を下され候。主計頭・越中守・左京大夫などは、次の御座敷にて、其外二三人御振舞なり。此時大納言殿の內府公へ仰せられ候は、「此屋敷路端故、一入種々の儀を申候の間、向島へ御移なされ然るべきの旨」仰ありければ、御座敷

家康利家入魂の初

中上中下共に大納言殿を譽め申候を悦び申し候。内府樣伏見に御座の時分取掛申すべき由、内談を德善院より帶刀に知らせ候に付き、帶刀利家卿へ談合申され斯くの如しとなり。伏見の城は德善院當番の時、向島へ御移り然るべしと堀尾指圖なり。此儀は第一帶刀肝要なる時の奉公と御感なされ、御直に御誓詞を下さるべしと御意あるを、帶刀辭退申上げられ候へば、御名代として井伊兵部少輔直政誓紙を認め、帶刀吉晴へ相渡され候事。

一、内府樣と利家卿御入魂の初は、肥前守利長のことを長岡越中守申され候は、「奉行の者共内談せしめ、家康公を亡し候はゞ、大納言殿は老病の間、追付卒去あるべし。其後は肥前守を追倒し申すに手間は入るまじと未來を鑑み、斯くの如き樣子と相見え候間、兎角家康公へ筑前守殿御入魂成され候はゞ、肥前守殿御爲まで然るべきの由」、達て異見を加へられ候へば、筑前守殿合點にて、加藤主計頭に淺野左京大夫を引加へて此談合相調ひ、斯くの如き樣子とは後に知れ申し候事。

一、右一兩日後に、内府樣向島へ御座なされ候節を待請けむが爲、奉行衆剃髮して、

家康利家の病氣を問ふ

關東方集會

淺野彈正家康に誓紙を望む

豐後橋の詰へ罷出でられ候由なり。右剃髪は味方討之なからむが爲となり。

一、同年三月十一日、大納言殿病氣散々の由に付き、內府公大坂へ御越なされ、御船より直に利家卿へ入らせられ候へば、大方ならず忝がり、例の相口の衆中計り御寄合ひ候座敷へ、石田治部少輔へんてつを著し、不圖參り候故、人々仰天の由なり。公には其夜は藤堂佐渡守高虎の中島の屋敷に御一宿遊ばされ候事。

一、其夜治部少輔一味の人々相談して曰く、「迚も身代果し候樣子と相見え候間、家康へ取懸りたき由」にて、小西攝津守屋敷へ寄合ひ相談之ある事、又內府公方には、藤堂佐渡守が屋敷へ集會の衆中には、池田・福島・細川・黑田・堀尾信濃守・加藤肥後守、此外は失念。

一、其夜藤堂高虎の屋敷にて、有馬法印・金森法印・織田有樂・山岡道阿彌・岡江雪など居申され候處へ、淺野彈正少弼と德山五兵衞參り候て申され候は、「加賀利家卿へ相變らず御入魂の通に、息肥前守を御取立下され候儀、定めて御別條は御座あるまじく候へども、迚もの御事に御誓詞を下され候はゞ、倘以て忝く存ずべきの由」を申上

げければ、上意に曰く、「誓紙を成さらずとても、少しも御無沙汰有るまじく候。然れども人々の存ずる爲も候間尤の儀なり。早速伏見より認め差越すべき由」仰せ候へば、重ねて右兩人申上げられ候は、「大納言殿存命の中に拜見致させ申度由」の此問答、曉迄御座候。其後有馬法印の聲にて申され候は、「總じて家康公は、御詞にて仰聞けられ候事にても、聊御虛言は御座なく候間、伏見に於て成され遣さるべきの御意に候はゞ、其儀を疑ひ申さるまじく候」と、仰せ候迄は承り候へ共、其後の儀は如何埒明き申候や、追付何れも退出之あり候事。

家康伏見歸城

一、其翌日に伏見へ御歸座なり。御先は榊原式部少輔組ともに、御後には井伊兵部少輔是れ亦組ともに供奉なり。

利家逝去

一、同年閏三月三日に、加賀大納言利家卿逝去。其後石田治部少輔を討つべしとて、加藤主計頭淸正・長岡越中守忠興・淺野左京大夫幸長・福島左衞門大夫正則・黑田甲州長政、其外大名・小名一致になりて右の仕合せ故、大坂殊の外騷ぎけり。三成は顏出しもならず、我が屋敷に引籠り罷有り候を、佐竹義宣伏見より參られ、人數をば森

家康石田三成を佐和山に送らしむ

家康向島へ移る

毛利島津等家康の鼻息を伺ふ

家康伏見城に移る

口邊に殘置かれ、治部少輔屋敷へ參られ密談して、治部少輔をば女乘物に乘せて、佐竹同道にて宇喜多黄門の居られける備前島へ引取申され候處に、秀家卿より家老を差添へられ佐竹と伏見へ上られ候故、右の大名衆其儀を聞かれ、兎角伏見にて討つべしとて、其由を內府樣へ申上げられ候處に、本多佐渡守の了簡には、「治部少輔儀を各〻の望に任せられ討果させられ候はゞ、諸大名の奢も御座あるべきや」と申上げられ候へば、內府樣今度は先づ御扱なさるべしとて、閏三月七日に治部少輔を佐和山へ送屆けられ候事、此書付委細に露滴に之を記す故、爰に之を省く者なり。

一、向島の御普請出來に付きて、去月十九日に御移りなされ、向島と下の御屋敷と兩方に御座なされ候事。

一、內府樣向島へ御移なされ候てより、御威光彌增候故、毛利・島津・上杉・佐竹其外の諸大名、傳手を賴み緣引々々にて申込み、每日御機嫌を伺ひ申され候事。

一、「伏見の城明け置きては無用心に候間、內府樣御移りなされ然るべき由」生駒雅樂頭・中村式部少輔・堀尾帶刀等參られ、奉行衆申すの由申上げらるゝに就きて、閏三

月十三日御移りなされ候なり。右に申候如く、帶刀御内證申上げられ、德善院當番の時御移りなされ候てより、德善院も殘る總奉行衆との參會最早御座なく候事。

家康豐國社參

一、豐國御建立は、來春宜しく之あるべき由にて、内府公には四月十八日に御社參、其外諸大名次第を追うて參詣なり。家康公には御歸りの刻、照高院御門主へ御座なされ、天台の論義を御聽聞故、殊の外御長座故、諸人退屈ありしと云々。

目附衆の訴訟

一、同夏、御目附衆高麗にての儀公事になりて、伏見の御城に於て對決、其相手は竹中貞右衞門・毛利伊勢守、一方は治部少輔が壻の福原右馬助、次に太田飛驒守・寛和泉守・熊谷内藏助なり。其扱手は德善院玄以齋・淺野彈正少弼・增田右衞門尉・長束大藏少輔等なり。詮議事終りて右福原右馬助方負になる。之に依り何れも御改易仰付けられ訖んぬ。此儀別書に之を記す故、爰に略す。

九鬼稻葉爭論

一、九鬼大隅守嘉隆と稻葉藏人と爭論の儀あり。此落著も右同斷別書に之あり。

一、内府公重陽の御賀詞として、大坂へ九月六日・七日頃に御越なさるゝの由、其刻淺野彈正・大野修理・土方河内守など申合はせ、公を討ち奉るべき内談の儀を、增田右

家康重陽の賀として大坂に行く

伏見城の留守居

衛門尉・長束大藏大輔參上して、內意申上ぐるに付いて、其翌晚に則ち右衛門宅へ御座なされ、色々御談合ありて御歸座の後、又々增田・長束濳に參上御相談ども之ありしとなり。其內變りたる樣子もありけるか。重陽の御禮は大坂へ出御なりしなり。御出城の節御供衆大勢參り候故、「櫻の御門にして皆々殘り候へ」と御下知候へ共聞入れず、大勢の御供衆御奥迄慕ひ參り、秀賴公竝に御母堂と御對談の次の間迄、小性衆・年寄衆何れも御供ありしとなり。此儀も別書に之を記す。

一、伏見の御城には、秀康卿を御留守居として差置かれ、家康公は早々大坂へ御參あるべき由、伊奈圖書を以て仰遣され候へば、一騎駈にて十日の未明に、大坂表へ御參り候となり。九月十一日に治部少輔屋敷より木工頭が屋敷へかけて御移りなされ候となり。

一、增田右衛門尉・長束大藏少輔など取持にて、內府公には大坂西の丸へ御移りなされ候へとて、則ち西の丸に大廣間天守を建てゝ進上ありしなり。さ候て明春年始の御禮の儀は、秀賴公への通、元日より五日迄、諸大名衆其外の面々西丸大廣間にて

も御禮申上げらるべき事。

加賀陣の用意

一、加賀陣の用意専ら之あり。之によつて丹羽五郎左衛門長重事、加州小松の城主たる故、御先手仕るべきの由、五郎左衛門を西の丸へ召し、右の趣之を仰付けられ、其席に於て吉光の御脇差を下さると云々。

三成誓詞を家康に致す

一、芝田左近を御使として佐和山へ遣され候儀を、三成忝く存じ奉る由にて、誓詞を以て御請申上げ、左近には國光の脇指を引出物にすと云々。

日蓮宗所罰

一、同年十月に大佛に於て供養の節、日蓮宗門罷出でず候故、公事に罷成り、大坂西の丸に於て奉行衆聞手にて申されけるは、「太閤の御追善に罷出でざる彼の宗門、言語道斷の不義千萬是に過ぐべからず、遠流せしむべき旨」申渡さると云々。

家康の放鷹

一、十二月始頃、攝州茨木邊へ御鷹狩として、内府公出御の時、彼の地の城主川尻肥（前イ）後守竝に御代官衆其外佐々淡路守・喜多見若狹守、次に太閤の御鷹師などを始め御馳走の事、御咄の衆には織田有樂・細川幽齋・有馬法印・金森法印・青木法印・江雲牟入道阿彌等なり。

大谷刑部の事

一、大谷刑部少輔は無二に忠節申上げ、大事の御相談の節は心底に殘すことなく御爲を大切としたる仁なり。然るに宇喜多黄門の家中にて、不慮の詞事出來の時、大谷取持ち故、榊原式部少輔をも引加へられ扱ひ候へ共、事破れ候て、戸川肥後守・宇喜多左京・岡越前守・花房志摩守など存じ樣は、討手を向けられ候はゞ切つて出で候時の相印の爲とて、上下ともに皆々坊主になりたる由、内府公聞召され、式部を御呵りなされ候には、「代の平岩主計頭等は上りたるに、式部は何とて下り候はで、入らざる他家の事を取持ち候や。左樣に欲に耽り、物をほしがる者とは思召されず候由」御意に付いて、榊原は之を聞くや否や、何れもへ暇乞も致さずして早々罷下り候となり。刑部少輔此由を承り、「式部を左樣に御呵りなされ候はゞ、吾も同前なり。御詞もこそあらめ、むさき心中と仰せられ候事、草履にて顏を踏まれたると同前」とて恨み奉り、腹を立てゝ泣きたりしとなり。

景勝退治の用意

一、長尾景勝事上洛あるまじき由、冬時分より其沙汰之あるに付き、春になり伊奈圖書を會津へ遣され、其旨を御聞き遊ばされ候處に、彌々上るまじきの由治定に候

故、上下景勝退治の用意の事。

家康仕置の批判を問ふ

一、或時御咄の御序に、御次に有合はせたる衆中へ仰出でられけるは、「唯今の御仕置をば世間にて如何評判するぞ」と、何となく御尋なされ候へば、誰やらん名は忘れたり、御返答申上げられ候は、「米津清右衞門をば如何思召され御仕置はなきか」と申し候。「何とて左樣に申すぞ」と御意の時、「我等式の申すは憚多く存じ奉り候へども、乍去世上の者の申すも理かと覺え申候。斯樣に兩方に敵を御持のことなれば、先づ奉行共の人質をも御取り、諸大名をも御引付置なされ、其上伏見の御城にも御人數を丈夫に籠置かせられ、さ候て會津表へ御發向なさるゝ儀は御尤の樣に存じ奉り候へども、唯今の分にての御出馬は、下々の存候とは頗る相違仕りたる御仕置かと、我等式さへ存じ奉る」と、憚る處なく思ふ儘に申上げられ候へば、少しも御氣に障り申さず、成程御機嫌にかはる御事もなかりしとなり。

芳春院

一、羽柴肥前守母堂の芳春院殿事、五月廿日時分に伏見を發駕ありて、六月五日・六日頃に江戸參著の事。

一、慶長五年庚子の六月十六日、會津表へ御發向として御進發、伏見に一日御滯留。十八日には大津に於て宰相殿御膳を上げられ、石部へ御著。其晩には水口に於て御膳上げたき旨、長束大藏少輔父子石部迄參上して申上ぐる時、御腰物を父子に下され、其日戌の刻計りにふと石部を御立ありて、夜通(よどほし)に關の地藏へ御通り御旅宿、夫より四日市に御滯座、爰にて御船に召され、三州作の島にして田中兵部少輔御膳を上げられ、明日三州吉田に於て池田三左衞門御膳を上げられ、橫須賀に御止宿。翌日は濱松城に於て堀尾帶刀息信濃守御膳を上げられ、中泉に御止宿。次の日中山にて晝の御休の御膳を山內對馬守上げられ、島田御泊。翌日駿府二の丸に於て中村式部少輔、陪臣の橫田內膳所にて御膳を上り、駿府へ御著の日、鞠子(まりこ)より御先へ御人數參るまじき旨御觸なり。御膳過ぎて式部少輔は駕籠に乘舁(のりか)かれて御前へ罷出で御目見、病體を高覽ありて御仰天の樣子なり。式部は數行の淚を押拭ひて、台顏を拜し申され、何事ぞ申上げたさうには見えけれども、舌內叶はねば誠に心計りと相見えければ、公にも有難き御意ありと云々。其夜は淸見寺に御泊。次の日は中

村彦右(左イ)衞門沼津に於て御膳を上つる。此所へ本多佐渡守・大久保相模守其外御迎として參上、七月二日に江戸へ御著なり。

一、會津への御加勢として、上方の大名・小名追々下著。先陣は御嘉例に任せられ榊原式部少輔に仰付けらる。

秀忠江戸出發

一、七月十九日、秀忠公江戸を御出馬。

家康江戸出發

一、同廿一日內府樣御出馬。其晩は鳩ヶ谷御止座。其一兩日以前より上方筋靜かならざる由風聞あり。廿二日に岩槻、廿三日は古河、廿四日は小山。慥なる上方の說をば此所へ申來るに依りて、宇都宮へ仰遣され、夫より先々へ相達せらるゝに付いて、上方大名竝に御家老衆中は、悉く小山へ湊(あつま)り居申され候事。

山內堀尾の內談

一、此時堀尾信濃守と山內對馬守內談に曰く、「海道筋の面々の居城を明け申すべく候の間、御人數を入れ置かせられ、御上洛なされ候やうに申上ぐべし」と、兩人相談なり。御前に於ては對馬守申上げられ候事。

一、上方大名衆御振舞、其上にて奥の御座敷より道阿彌江雪を御使になされ御出で

られ候は、「景勝を先づ御誅伐成さるべきか、又上方を御退治あるべきか」と御尋の時、福島左衞門大夫、次に黑田甲斐守、其外德永法印、何れも次々一同に「まづ〳〵上方を御退治然るべきの由」一同に申上げられ候。此御詮議數遍御吟味の上、然らば上方を先づ御退治あるべく御議定の事。

一、堀尾帶刀も御供仕るべしとて、越前の府中より罷下り、則ち御目見、仰に曰く、「治部少輔仕方不審に思召され候間、帶刀は府中へ罷歸り、佐和山の樣子を能々聞立て候へ、信濃守は御供仕り候へ」と御意故、帶刀は府中へ罷歸るとて、池鯉鮒(ちりふ)に於て水野惣兵衞殿御振舞、其席へ加々江彌八郎も參り候が、彼の彌八郎事、惣兵衞殿を討ち申候を、透間なく帶刀飛懸つて彌八郎を脇差にて突伏せ、其身も深手負ひ申すなり。此儀別書に詳に之を記す故、爰に之を略するものなり。

一、上方を御退治に付き、大名衆は先へ御立てなされ、秀忠樣には宇都宮の城御普請仰付けられ、「成就候はゞ木曾路を御上洛成さるべきの旨」仰出され候。內府樣は小山に中十日御逗留あそばされ、江戸へ御發駕の處に、古河の船橋之なき故、葛西よ

り江戸へ御歸座なされ候事。

伏見落城

一、七月末に伏見の城を、增田右衞門尉・長束大藏大輔・宇喜多・島津等攻め申し候。城には鳥居彥右衞門・內藤彌次右衞門・松平主殿・松平五左衞門等を差置かれ候なり。然る處に松の丸の橋を引き、籠城致し候由を申來り候へば、仰には「橋のなき所には、橋を架けてこそ有るべきに、橋を引く程ならば籠城は成りがたかるべし」と仰せられしが、五三日過ぎ八月朔日に、終には落城の由注進なり。松平主殿頭度々切つて出で討死す。大將の由にて大坂に於てくきやう〔公饗イ〕に首を載せ候由なり。松平五左衞門是亦討死す。鳥居は城主なれば、首を敵取候はゞ競ひ申すべく候間、とられぬ樣に

同落城の原因

と兼ねて申しゝが、能く隱しけるにや。敵には取られず。彥右衞門首は後に出で候由、江州永原の同心の者申しき。早く落城致し候儀は、深尾淸十郞鐵炮の者共悉く裏切仕り候故なりと、深尾も後に捕へられ、大坂に於て御成敗なり。上林竹庵事最前より籠城候へども、「武士にあらざるの間落ち候へ」と、皆々申候へども、「覺悟に及ばず」と申候て働き討死仕り候。岩間兵庫も討死す。且つ又伏見の寄手の加勢として、

筑前中納言殿攻められ候へとて、宛付けて攻めさせ候由なり。　秀秋卿前廉は伏見の城内に籠りて城を持つべきの由、達て申入れられ候へども、内府の御下知なくしては叶ふまじき由にて入れ申されず候由となり。　此儀も別書に之あり。

一、上方の諸將尾張の清洲へ相集りて、公の御出馬を相待つの處に、村越茂助を御使にて「何れも夫に在陣尤もに思召され候。　同じくは一方便をも致され、岐阜か犬山かを攻められ、味方の證據を急度見せられ候はゞ祝著に思召さるべく候。　若し仕損ぜられ候はゞ、後の合戰は心易く存ぜらるべく候。少々方便も候を御聞なされ、時日を移さず御出馬あるべきの由」仰遣され候處に、井伊兵部少輔・本多中務大輔之を承り、篤と内談仕り、「此儀諸將へ申候儀堅く無用の由、兩人達て留め候旨罷歸り申上げらるべし。　唯今口上には軍旅苦勞の段察し思召され、拙者を差遣され候と計り申さるべき旨」異見ありければ、委細其意得候と申し退出し、茂助思案を致しけるは、「たとへば斯樣の御使には、能き分別者か、偖は武邊者などを遣さるゝ事に候。我等を御使には遣さるまじく候。　只卒忽者に罷成り、御意の趣を諸大名衆に申さ

ばや」と存じ、右兩人の指圖を背き、先づ福島殿へ相達し候へば、正則申されけるは、「今迄左樣の儀存じ寄らざる事無遠慮の至なり。尤も仰の儀至極を致し候」とて、感じ奉らる。　加藤左馬助・黑田甲斐守・山内對馬守等、其外各、一同に、「此分別なかりしこと面目なきの由」御請け申上げられ候事。

荻原尾越合戰

一、中納言秀信卿、岐阜の城へ取懸からるゝ體を見て、北方の渡へは池田三左衞門尉輝政竝に三河・遠江・駿河衆淺野左京大夫等押(おさへ)として參られ、先手衆は荻原・墨俣の渡を越え參るべきの由にて、福島左衞門大夫・加藤左馬助・黑田甲斐守・京極丹後守・生駒讚岐守其外數輩淸洲を立つべしと相談の處に、池田輝政申さるゝは、「敵と打合はずして、押の人數になり候事は如何の由」申され候へば、井伊兵部少輔・本多中務大輔申さるゝは、「兩人とも押への其人數にて參るべきなり。兩上樣の御勝をば思召さずして、自身の働を專と御心掛の事は、似合ひ申さず候」由申さるゝに依りて、八月廿二日先陣荻原・尾越の渡を經て押寄せけり。此時池田輝政は押へとして北方に控へ給ふ。敵度々此所へ出張し、鐵炮を揃へて互に挑み戰ふ。一柳監物は近所領

知故、此邊の案内者たるに依つて、川下二俣の處へ一番に行向ふ。堀尾信濃守之を見て、手勢を下知して川を越え、敵の後へ押返すに付き敵敗軍す。時に首數二百廿七之を討取る。續いて三河・遠江・駿河衆混亂して越す、敵横合に駈合せ防戰す。此時敵又敗軍し、追討に首數多之を取る。淺野左京大夫手より川の上を渡り、木造左衛門佐と戰ひて四角八面に切つて廻りければ敵敗北す。

一、北方眞ヶ野に於て、敵敗軍の由を墨俣へ暮時分に告來る。先手後になりたるとて、福島其外腹立して、宵より打立ちて、岐阜表に到つて夜の明くると等しく、總構を打破る。三左衛門手は岐阜の案内者故に、岐阜山の後より本丸へ懸かる。瑞龍寺は治部少輔より加勢として柏原に籠る所へ、淺野左京・井伊兵部之を攻む。福島左衛門・長岡越中・加藤左馬、其外の衆中稠しく攻戰ひ、軍忠を勵ますに依りて、終に本丸へ攻入る。然る處天守は輝政手より火を懸けて、旗を本丸に投込むに依りて一番乘とす。三州・遠州・駿州衆は、岐阜山の戰に少し遲引に依りて、直に神戸に到る處に、大坂より治部少輔は加勢として競ひ來たる。寄合頭に參り逢ふ田中人數、一

番に川を越し其後を慕ひ、諸勢續いて川を越すを見て、敵敗軍する處を追討に討取る處の首級數級に及べり。右の樣子共の注進の使者、八月晦日に江戸へ下著して之を申上ぐ。田中兵部に續いて川を越え討取り申し候首、江戸へ進上申しつる。神戸を越し申候は田中兵部と堀尾信濃と此二頭迄にて御座候事。

家康濃州著陣

一、内府公は九月朔日に江戸を御立ありて、清洲に二日御滯座なされ、十四日に濃州大岡山（ナシイ）へ御著、此所に陣取られし衆中、皆他所へ出でて御旗本衆へ之を渡され候事。

池尻木戸一色の合戰

一、陣替の樣子を見て、敵より池尻・木戸・一色の藪に鐵炮を揃へて人數を少々出す處を、中村式部少輔の者共之を追込め候故、敵藪際迄引請け鐵炮を放つに依りて、式部少輔が者共野一色頼母・竹田又兵衛等討死仕り候なり。有馬玄蕃頭内の脇次高名仕り、外に首一級取りて御前へ參り候を見て、「最前に取來り候は勝首なり。是は味方の負首」と申す者あり。後に承り候へば味方討の由申候。敵方へは首數三十六取るといふ。夫より敵引取り候て、味方互に相働くに依りて離れ難く御覽なされ、井伊兵部と本多中務少輔を召して、「兩人參り味方を揚げて參るべきの由」仰により、兩

人彼の所へ乘行きて、味方の人數を難なく上げ申候事。

一、同十五日寅の刻計りに、武者一騎來りて申し候は、福島左衞門大夫殿へ御目に懸りたき旨にて、「曾笛法齋と申す者參りて申候は、石田三成大垣を落退き候間、追著次第に合戰仕るべく候。早々御旗を寄せらるべきの由」申す。依つて御寢所へ參り申上げければ、御祝著なされ候由にて、ふと御晝なされ候。「彼の法齋は內々御存知の者にて御座候」と申上げければ、召出され御直に御返答遊ばされ、法齋は退出す。追付御湯漬を召上られ、御具足を召し候內に、長久手の合戰の御咄を御小性衆に仰聞けられ、其後御出の節は夜はほのぐと明け申し候事。

家康進發

一、宮代の西の方に御備立て、南宮山の押として三州・遠州・駿州衆は垂井の東方に陣取る。其內田中兵部は先へ參るべきの仰にて、合戰始まらざる前に、關ヶ原へ罷出で候事。

家康陣立

附、此時大坂の押には、堀尾信濃守を仰付けられ、道筋に人數を備置き候。南宮川には吉川居申され、御味方申すべきとの使者を差越申さる。則ち人質として粟

屋十郎兵衞といふ家老を相越され候。信濃守之を請取り、大垣にて御意を得戻し申候事。

一、南宮山の人數も關ヶ原の人數に加へて、殘る吉川廣家・毛利甲斐守・長束大藏少、其外少々之ある由なり。

秀秋內通

一、筑前中納言秀秋卿は最前より內通ありて、上方の樣子を吉河・小山に到つて注進申さるゝの由なり。十五日に赤坂を御出陣あり。秀秋卿は上方人數の後にありて、「今日裏切之あるべし」と軍勢へ觸れられけるとなり。

家康首實檢

一、敵敗北の後、實檢の山へ御登の上、床几へ御腰を掛けられ、御冑を召され御座なされ候處へ、諸大將衆御前へ參られ、手々(てんで)の樣子どもを申上げらるゝ時、福島正則申上げられ候は、「今日本多中務人數扱比類なき儀目を驚し候」と申上げられ候へば、殊の外に弱敵の由挨拶也。又薩摩守殿、肘を御首に懸けられ御出なされ候を上覽ありて、「薩摩守は手を負ひたるか」と御尋ありければ、「かすり手の由」仰上げらる。其次に又井伊兵部、靭の眞先に手を懸けて參られたるを高覽ありて、御床几より御立な

され、兵部手は如何と御肝をつぶされ、「御掛硯と」仰せられ、「御藥を御取出され御手自ら下され候へば、「有難き由」を謹んで申上げられ、「扨今日の合戰は我等の手より始め候事、何れもを出拔きたる樣に思召さるべく候へ共、時分能く候に付き懸り候」と憚る處なく申上げられ候なり。其次に又本多出雲守參られ候へば、「高名仕り候か」と上意なり。此時出雲守、刀そり候てはドき本五六寸鞘へ入り申さず候を差しながら參り出でられ候なり。さありて山岡道阿彌申上げ候は、「早夜の明けたる樣に御座候。御勝鬨を揚げられ然るべき由」申上げ候へば、「何時もデンドにての合戰は斯くの如くたるべし。乍レ去御難儀に思召され候は、何れもの妻子共を敵の中に置き、さぞ心許なく存ぜらるべしと骨髓にしみ思召され候。三日の內に大坂の妻子を何れもへ引渡し、其期に臨み勝鬨然るべし」と御意ありしを承る程の衆、一同に忝きの由御禮申上げられ候。扨筑前中納言殿、實檢の山へ御出に付き、則ち村越茂助を御使に遣され、中納言殿陣取の山は金の元づるの指物にて包みたる樣に候。茂助に逢はせられ御目通迄參らる。供に家老共十人、脇坂・小川も參り候。中納言殿を御覽な

され、床几より御下り、黄門も芝の上に跪き慇懃に御禮あり。内府公御意には、「最前より心を通じて懇志の段、扨又今日の働き殊の外御出來なされ候」と御讃美なり。其時頭を芝に附けて御禮申上げられ候。又結城樣より附置かせられ候者高名を致し、實檢の山へ參り御目見仕り候。「能く挊ぎ候。早々三河守所へ此樣子知らせたく候や」と御意あれば、「かす手を負ひ申候間急には罷成り難き旨」を申上げ候へば、「然らば餘人を遣さるべく候間養生仕り候へ」と御意に候。又織田有樂參られ候て、「高名を致され候」と御意の時、「老の似合はぬ事を」との御挨拶申上げられ候由なり。筑前黄門には早々佐和山迄御押詰め候の樣にと御意の後、何れも首共を持ちて參り候諸手の面々共、其樣子共を申上げ候。御實檢の首共にて御隙を取らせられ、日暮れ申候に付き、其夜は關の藤川の堂に、大谷刑部少輔が陣取り候小屋に御止宿遊ばされ候なり。以上。

玉露叢巻第一終

玉露叢　卷第二

自＝慶長四年＝至＝同十五年＝

一、太閤秀吉公御治世の時の五大老の官祿竝に五奉行の事。

第一、內大臣源家康公は、御居城武州江戶 武藏・下總・上總・上野・上野・伊豆・相模、都合七ヶ國、其稅二百五十萬石餘。但し武州は一圓餘國は入組なり 且つ又東海道五十三次にて千石宛、以上五萬三千石御取りなされ候。

第二、加賀大納言豐臣利家卿は、加賀・能登・越中都合三ヶ國、其稅一百萬石餘。但し能州にて廿五萬石、能登侍從利政之を領す。是は前田孫四郞なり。石田三成に與せらるゝに依つて進退谷る。舍兄利長は御味方たるに依り、關ヶ原の忠節御褒美に利政の遺領を下さるゝなり。

第三、備前中納言豐臣秀家卿は、備前・播磨・美作都合三ヶ國、其稅七十四萬石餘。
第四、會津中納言藤原景勝卿は、奧州の內、會津郡・伊達郡・信夫郡、羽州の內、庄內・佐渡三郡、其稅都て一百萬石餘。
第五、安藝中納言大江輝元卿は、安藝・周防・長門・石見・因幡・備後・備中都合七ヶ國、其稅一百二十萬石餘。
右は五大老の分。

五奉行の官祿

第一、石田治部少輔三成　近江國佐和山の城主廿五萬石を領す。
第二、淺野彈正少輔長政　甲斐國廿一萬四千石を領す。
第三、增田右衞門尉長盛　大和國二十萬石を領す。
第四、前田德善院玄以法印　因州の內五萬石を領す。
第五、長束大藏大輔正家　江州の內水口の城主五萬石を領す。
右は五奉行の分。
中老三人は、

第一、生駒雅樂頭親正　十六萬石餘
第二、中村式部少輔一氏　十四萬石餘
第三、堀尾帶刀吉晴　十一萬石餘

一、德善院玄以事、京都所司代竝に洛外の雜事寺・社等の儀を掌りけり。學力あるに依りてなりと云々。

秀吉の七組衆

一、秀吉公の七組の衆は、伊藤丹後守長實・早水甲斐守時之・堀田圖書助勝嘉・野々村伊豫守雅春・中島式部少輔氏種・眞野豐後守賴包・青木民部少輔一之（治イ）。

以上七組なり。

太閤の廟

一、慶長四年太閤秀吉公の廟建立の事夥し。日本國の諸大名思ひ〳〵に堂社・佛閣綺羅天を輝し、丹柱の華表彫鏤巧を盡し、穆々たる閟宮香煙頭を薫じ、蒸々たる燈籠、晝夜陸離たり。木食上人經營の事を勤め墳墓を築き、其峰に祠祭を設け構へ、其麓に重樹・綠蔭天日を覆ひ、淸砂・玉石錦繡を敷き、恰も天子七廟の粧（よそほひ）といひつべし。卜部の神職荻原神主となり、其外禰宜・祝巫等迄淨衣烏帽子を刷ひて、晝夜の勤務止

む時なし。尤も幼君より一萬石の社領を附屬せられ、今上皇帝の勅額を樓門に掛けたり。大門より樓門の間には、諸大名の石燈籠を左右に立て竝べて、櫻の竝木を其間に植ゑられければ、洛外第一の勝地とて見る人奇異の思をなせり。其御忌日に當りては伶人舞樂を奏しければ、見物の壯觀前代にも稀なる祭禮なるべしと敬拜す。妙法院御門主〔にカ脫〕此社を掌らしむ。每月十八日には、諸宗の僧侶を供養ありて法華をなし給ふ。同四月十八日に勅ありて豐國大明神と謚す。其日は內府公を始め奉り、大小名悉く參詣あり。豐國より直に內府公は照高院御門主へ入らせられて、天台の論義を御聽ありて御遷座の事。

一、往昔新田義貞公、叡山の合戰に打負け給ひて、他國へ赴き給ひける時、日吉の社頭にして「我が子孫を後代に至り天下の武將に備へさせ給へ」と御祈誓ありて、重代の御劍を寶前に納め給ふと云々。尤も今の內府公は其御苗裔なりければ、天台山をば殊の外御崇敬なされけるとなむ。寔に其謂にや、月を追ひ日を累ねて繁榮し給ふ事は、是れ自らなせる處にあらず、偏に天より授け給ふ處の君子なりとぞいひあ

へりける。

一、右御法事終りて後、諸大名へ御暇下されけり。加賀中納言利長卿は其身若年とは雖も、父利家卿若君の御守なりければ、在大坂たるべしと人々思ひけるに、さはなくして是も加州は一揆の國なればとて、御暇給はり歸國ありて、堅固に守らるべしとの御事なり。これ一向内府公の御計ひなりとて、人々憤り思ひけるとなむ。然る處に内府公は伏見に居住ありけり。此時前田徳善院と堀尾帶刀は、五奉行の內なれば、三人の中老衆へ申されけるは「伏見の御城吾々共の勤め苦勞千萬なり。其上無人にては御用心向も如何に候間、唯々内府公を入れ奉りて何と有るべきや」と、申談じければ、各〻此由を承り、是れ偏に家康公内意なりとは察しけれども、何れも内府公の權威に恐れて、「尤も然るべし」と同じけり。是に因りて堀尾・生駒・中村を三使にて、右の趣を内府公へ申達しければ、大に悅喜ありて、重ねて徳善院城內へ參り控へあれば、會合にて家康公の御威光日々に重々して朝陽犯さゞれ共衆星自ら光を失ひける如くなり。五奉行を始め此儀は滿更徳善院と帶刀が仕業なれば、彼の兩

家康と堀尾前田

家康と加藤清正

大谷刑部は三成と斷金の友

人は秀頼公の御爲には大不忠の者とは思ひけれ共、閉口して、さ思ふ人々も内府公へ拜趨する事は、偏に家人同前の如くなり。右の通故、内府公御内存にも德善院が志を感じ給ひて、彼の息の牛右衛門を召出され、關ヶ原以後にも先知相違なく安堵せり。堀尾は殊に勝れて家を興し、大名となりけれども、心ある人は爪彈きしけるとなむ。

一、加藤主計頭淸正事、家康公に屬し、聊の事も仰に隨ひければ、家康公にも神妙也と思召し、彼も亦武勇天下に光り渡りければ、水野和泉守忠重の娘を前廉より御養女になされしを、淸正へ遣されければ、尙々親しくなり給ひて、心易く出入ありけるとなむ。右和泉守忠重は内府公の御叔父なり。

一、大谷刑部少輔吉繼は、年來内府公御入魂の事なれば、今度征東の幕下に屬せむとて、甥なりける木下山城守・同大學頭を召連れて伏見を立ちて下りけるが、石田治部少輔三成と吉繼とは、成童の古より秀吉公の左右にありて、金蘭の親友といひ、殊更深契の中なれば、暇乞せんとて佐和山へ立寄りければ、三成大に悦んで丁寧に奔

刑部と三成と問答評議

走し、扨思立ちける叛逆の有増(あらまし)を密々に語りければ、刑部暫し言はずしてやう／＼申しけるは、「是程の一大事を兼日吾に知らせ給はゞ、謀略を廻す方便(てだて)もあるべきに、是非もなき事どもなり。十が九は勝利あるべからず」といひて、吉繼眉を皺めしかば、三成が曰く、「聊か氣遣ひし給ふな。先づ味方には東には景勝・佐竹あり。西に毛利・島津、其外諸大名數將あり」といふ。吉繼が曰く、「御邊は易々と心得、只勝たむ事をのみ知りて負くる事を忘れたり。今我れ之を問はむ答へむか」「諸答ふべし」「それ武士の高位は、天下に於て誰ぞ」答へて曰く「家康なり」。「天下の勇士を集め持ちたるは誰ぞ」。答へて曰く「家康なり」。「慈悲ありて家人思ひ附きたるは誰ぞ」。曰く「家康なり」。「諸國の大小名ともに思附きたるは誰ぞ」。曰く「家康なり」。「天下の武將に擧勝(すぐ)れて其名の高きは誰ぞ」。曰く、「家康なり」。「然らば此五ケ條に一として御邊の身に及ぼすか否や、之を以て見ても、貴方の勝利を得む事危し」といふ。三成が曰く、「いやとよさにはあらず、天下の尊は秀頼君なり。下として上を犯さむとする逆臣は家康なり。彼は不忠の名あり。我には忠臣の名あり。さあらば何ぞ天下の人誰か不忠

の臣に與せむや。吾れ秀頼の武命を蒙りて義兵を擧ぐるならば、天下の武將なびかずといふ事あらじ」といふ。大谷が曰く、「夫兵校之以七計而索其情」といふ。主孰れか道ある。將孰れか能ある。天地孰れか得たる。法令孰れか行はる。兵衆孰れか强き。士卒孰れか錬れる。賞罰孰れか明かなる。此を以て彼を知り、己を知りて勝負を知るべきものなり。是れ古の法なり。始より此大事を我に知らせ給はゞ家康の伏見に在るの時謀りて討つべきに、今關東へ下しては、鮮魚の水を得たる如くにて、三百萬石の大名の尙更天下の名士を集め持たれたりければ、其方などの僅の身上にて、何ぞ同日にいはむや。前代未聞の武勇・權威ともに備り給ひし太閤の御代にさへ、此人を亡し給ふ事叶ひ難くして、彼の長久手合戰以後扱ひになりて和睦なり。況んや今幼君の下知を以て、家康を制せむ事存じよらず。若し合戰に及ぶとも寄合勢の評定區々にして、下知を聞かずして敗北の足元は早し。彼の家康は大名の人持なれば指す事もなるまじ。此後小身の時より士卒を愛し、新參・古參を阻てず、胎內の子にも跡を立て、其祿を減らさで憐愍深かりき。尤も長病・狂人等に至

る迄取來りたる所領を與へ、慈悲第一を先にし給ふ故、諸侍ともに思附き一命を捨つる事、塵芥よりも輕くせり。攻めて討つべきならば、家康伏見を出馬ありて石邊に止宿の時、佐和山よりは纔か七里なり。宵より人數を繰出し、夜半過には石邊に著くべし。其節此吉繼も見送の樣にもてなし、彼の宿に參り懸り相圖を定めて、兩勢を以て其不意を討たば討洩す事あるまじきものを、今本國に歸城して、名將の後を慕ひて出馬せば、味方は長途につかれ、如何として勝利あらむ。喩へば圍碁を打つに、下手は心には能き手と心得て打ちけれども、上手に合ひては案の外相違して負くる如く、其道を得る人とは智惠格別なり。武士道も亦斯くの如しと」いへば、誠に弓矢に賢き大將とて人々感じけり。三成が曰く、「先々御同心の趣淺からず彌〻賴入り候」とあれば、吉繼答へて曰く「さればとよ、某事悶疾の病ありて眼は見えず、人の半分の身なれば用に立つ程の事はなくとも、御邊を見捨てゝは男道闕くるなれば、是れ義の重き處なり。其上幼君の命とあるからは、一命をば奉るなり。夫に付き一つの謀あり、秀賴の御使として慰勞の御口上あらば、家康出でて對面あるべし。其

三成と加加江彌八郎

時其使者飛掛つて刺殺すより外はあるべからず。夫も家康心遣の儀あらば、名代を以て聞かるべし。若し自身に會ひ給はゞ是れ第一の謀なり」と、此議に治定す。右終りて三成が曰く、「近年世の中の變改あらむ事を考へて、武功の諸浪人を少々抱置きたり。さらば今日刑部殿の御見參に入申さむ」迚、召出しけり。先づ島左近・蒲生備中を始として次第に拜謁す。元來刑部は盲人なれば、左右に小性を差置いて、囁せて夫々に詞をかけ、丁寧に會釋しぬ。斯くして二日佐和山に滯留して、居城越前の敦賀へ歸りけり。

一、美濃國の住人加々江彌八郎といふは、大剛の早業の侍にて、三成と刎首の友なりければ、彼を招寄せて一々次第を語りけり。彌八郎が曰く、「吾れ此以前太閤の御前を背きし時、御邊の取合を以て御免を蒙り訖んぬ。此厚恩忘れ難ければ今一命を奉らむ事、一つは秀頼公への忠節・二つには貴所へ芳恩送りといひ、旁〻以て最易き事なり」と領承すれば、石田大に悅んで、「さらば秀頼公よりの慰問の御使として江戸へ參向し、家康へ對面の時刺殺し候へ」と、委細に申含めければ、彌八郎重ねて申し

彌八郎本望を達せす

水野忠重堀尾吉晴を饗應す

けるは、「世上靜謐ならば、幼君の御使とあらば、對面なき事はあるべからず候へども、此騷動の折柄なれば、老功の內府なれば對面は不定なるべし」といふ。三成が曰く、「家康對面なくば是非なき事なり。若し近寄るべき便宜あらば偏に賴入るなり。さあらば子息へは一國守護相違あるべからず」と、一通の起請文を書いて、彌八郎が目前にて淋血し渡しければ、彌八郎卽ち懷中し完爾と笑つて退出し、さて早速江戶へ下り、御使者の由を申入れけれども、案の如く家康公御對面なく、剩へ奏者等もあるかなしにて歸しければ、彌八郎專諸・荊軻が勢を失うて忙然とあきれ果て、秋草枯にして誰問ふ人もなく、力及ばぬ消息(ありさま)にて、すご〳〵と歸り上りけり。

一、其節堀尾帶刀吉晴は、內府公の台命に因りて越前國へ赴きけるが、三州刈屋の城主水野和泉守忠重と年來睦じき朋友なりければ、池鯉鮒(ちりふ)の驛に出向ひ、吉晴を饗應せむと待設けたり。此時路次にして帶刀先生へ加々江彌八郎會合して、「今度江戶へ御使に罷下りたる由」相語りければ、吉晴思ひけるは、此仁は石田と日頃水魚の中なれば、何となく上方筋の事を尋ねばやと思ひ、「路次に和泉守吾を饗應せむとて

家康は水野忠政の孫

家康と水野兄弟

出向ふと聞く。幸なり、御邊も誘引せむ」といふ。彌八郎も御供申さむとて行きつる。頃は七月九日の事なれば殘暑甚しかりけり。和泉守怡悅して南の戸・障子を打開かせ、茶湯の釜のたぎる音、松風の音を含み、そらだきの香芬々として、床の墨跡砂の物見る目も涼しくいと風流なり。左右の近臣・遠侍等列居の次第、巍々として堂々たり。此忠重の父は水野右衞門大夫忠政なり。是れ三州刈屋の城主たり。此忠政の息女を德川廣忠卿方へ嫁娶ありて御男子一人御誕生あり。今の家康公是なり。廣忠後に簾中と不和に付き、則ち刈屋へ送り歸し給ひぬ。依りて其息女を久松佐渡守定俊へ再嫁ありて三子出生せり。所謂松平源三郎勝俊是れ松平豐前守勝昌の元祖なり・二男松平因幡守康元是れ松平佐渡守艮尙の元祖なり・三男松平隱岐守定勝是れは代々隱岐守と號し今豫州松山の城主にて十五萬石領し給ふ。

一、右水野右衞門大夫忠政死去の後、嫡子下野守信元は信長公へ內通あるに付き、家康公とは年來御不和なり。素より叔父にて渡らせ給へば、諸事御宥免がちなれども年月を經るに付きて、彌、下野守殿へ御遺恨深かりければ、平岩七之助親吉と間宮權左衞門へ密に仰せ含められ、下野守殿遊獵の節、遠州見附の町はづれに於て、

家康と土井利勝

彌八郞和泉守忠重を殺す

右兩人走寄りて刺殺せり。下野守の舍弟水野惣兵衞忠重（後和泉守と號す）此人は家康公へ別心なかりければ、下野守殿の遺領を殘らず仰付けらるゝなり。

一、右下野守殿の息、其時二歲なりしを乳母懷抱して、三州土井の百姓に與へたりしかば養育しけるを、後に召出され土井甚三郞と名乘せられ、御小性に召仕はれけるが、稟性世に勝れ、智德ありて寬仁の器量なれば、後には土井大炊頭利勝と名乘り給ひ、天下の執權を司り給ひし事なれば、其枝葉今に至りて繁榮せり。

一、右和泉守忠重賓客の對談殘る處なく、事終りて食膳方丈をもてなし、八珍・三牲の饗應の後、酒三獻通じて燕尾笑語に及べり。漸く夕陽斜にして入相の秋鐘耳のもとにひゞきければ、小性立舉りて秉燭留連して客も主も沈醉して眠り、うつかりとして何心もなき處を、彌八郞不圖立ちて和泉守を斬殺す。堀尾「心得たり」といふより早く脇差を拔いて渡し合はせ、少しも猶豫せず彌八郞を刺殺しけり。聊か思設けぬ事なれば、和泉守の家來共太刀・槍を取合ひて座敷へ亂入りけれども、燭燈は皆消えて敵・味方の分もさだかに見えざりしに、勝手より手燭を差出しける。其光

堀尾吉晴彌八郎を殺す

にて見ければ、和泉守と彌八郎は八入に染みし紅の如くにして枕竝べて伏しけり。家人等疑ふ處もなく、「是は帶刀の酒興の餘なるべし」とて、手毎に拔きつれて吉晴へ斬つて懸る。堀尾左の手に燭臺を持つて請流し、大音聲に申しけるは、「狼藉して後日に汝等三族の罪に沈んで吾を恨むる事なかれ。我等が主人の和泉守をば彌八郎殺したり。夫に付き吾等は彌八郎をこそ仕留めたれ」といひければ、此時和泉守が家來の鈴木與八郎といふ者進出で申しけるは、「始より彌八郎は不審らしき人なれば、素より心許なかりつるぞ。聊爾すな」と制しければ、皆々鎭りにけり。

吉晴濱松城に引取る

一、吉晴も數ヶ所手疵を蒙り給へば、乘輿にて彼の宅を出でられしを和泉守の家來共尙も不審に思ひけむ。帶刀の旅宿迄慕ひ行きければ、吉晴申しけるは、「吾等事も數ヶ所疵を蒙りければ、とくと保養して越前へ下るべし。さあらば又刈屋へ相越し、醫療を頼み入るべし。尙又彼時の次第をも息達へ委細物語り申すべし。各〻は先へ歸られ候て其由申させ給へ」とありければ、「其意を得たり」とて、皆々歸りにけり。其夜吉晴は我が息の信濃守忠氏の居城遠州濱松へ引取られ候。

家康堀尾信濃守を池田輝政に預く

家康眞實の注進を聞きて帶刀の勇力を賞す

一、和泉守の息より飛脚を以て言上申しけるは、「堀尾帶刀吉晴事逆意を企て、愚父和泉守竝に加々江彌八郎を討ち候」と、訴へられければ、内府公大に怒らせ給ひ、「帶刀嫡子なりける信濃守を御成敗あらむ」と怒らせ給ひければ、秀忠公の仰に曰く、「渠は幼少より謹敬の者にて、中々上を犯すの儀など好む事は御座なき器にて候。且又吉晴も己が嫡子を捨てゝよも逆心は仕るまじく候。今一左右を聞召され候へかし」と仰せられければ、さらばとて信濃守を池田三左衛門尉輝政へ御預け也。

一、信州生年廿三なり。然る處に其翌日に亦飛脚到來して曰く、「加々江彌八郎儀逆心ありて和泉守をば刺殺し申候ひき。其節早く取合ひて帶刀こそ彌八郎を討留め申候。注進の仕樣最前帶刀が和泉守を討留め申したる由は、近頃麁相の仕合せなり」と申上げ候へば、右の旨内府公聞召され、則ち帶刀へは勇力を御感の御使者あり。且つ又信濃守へも右の趣共、仰遣されければ、信州大に恐悅して、御禮として秀忠公へ參上仕り、「前日の御一言生々世々忘れ奉らざる由」感涙を催し申上げけり。此時にこそ彌八郎が所爲とは人皆知りにけり。

織田主水

一、蘆尾（屋イ）庄九郎といふは、織田七兵衛信澄の嫡子なり。信澄討死の後、庄九郎浪人してありけるを、藤堂佐渡守いたはり置きて、連々佐州の取合はせ故召出され、織田主水といひけり。今の主水は其子なり。

佐野肥後守知行を没收せらる

一、古老の曰く、「佐野肥後守は大坂西の丸を追出されて、永正院・養勝院・於茶此三女中を誘引して、大和路をさして退き置きて、其身は伏見の城に入りて討死してけり。後日に内府公の仰に曰く、「肥後守儀彼の三女中に附き居らざる段不屆なりとて三千石を召上げられ、其子佐野主馬は御切米にて召仕はれしが、後に五百石を領しける」となり。誠に其罪なくして患難を受けられし事も、前世の事にやありけむ。

輝元領國を減ぜらる

一、慶長五年十月五日、毛利輝元の領しける國々を減ぜられて、周防・長門の兩國を給はり、藝州廣島の城を改替せられ、長州萩の城へ得替（とくたい）なり。

領地を諸侯に與ふ

一、安藝備後の兩國を福島左衛門大夫正則へ　一、播磨國一圓を池田三左衛門尉輝政へ

一、紀伊國一圓を淺野左京大夫幸長へ　一、筑前國一圓を黑田甲斐守孝高へ

一、筑後國一圓を田中兵部大輔長正へ　一、備前・美作の兩國を筑前中納言秀秋へ

家康秀頼に對面

家康譜代の諸將に勳功の地を分與す

一、出雲・隱岐の兩國を堀尾帶刀吉晴へ　一、豐前國一圓及び豐後の臼杵を加へて細川越中守忠興へ

一、土佐國一圓を山内對馬守一豐へ　一、伯耆國一圓を中村一學一忠（後伯耆守と號す）へ

一、若狹國一圓を京極宰相高次へ　一、丹後國一圓を京極修理亮高政へ

一、飛騨國一圓を金森法印へ　一、能登國一圓幷に加州の小松と大聖寺を加へて前田肥前守利長へ

一、伊豫國松山を加藤左馬助嘉明へ　一、同國今治を藤堂和泉守高虎へ

一、因幡國鳥取を池田備中守長吉へ　一、美濃國高須を德永法印へ

一、丹波國福知山を有馬玄蕃頭豐氏へ　一、伊勢國神戸を一柳監物直末へ

一、越前國一圓を結城參河守秀康卿へ　一、尾張國一圓を德川薩摩守忠吉卿へ

右之通之を下さる。

一、慶長六年正月朔日、內府家康公、秀頼卿に御對面歲首を賀し給ふ。今日天下の牧伯內府公を拜し奉りけり。

一、同年二月に、御譜代の諸將に勳功の地を與へ給へる事、左の如し。

一、江州佐和山を井伊兵部少輔直政へ　一、勢州桑名を本多中務大輔忠勝へ

一、上總國小多喜を本多甲斐守忠朝へ
一、濃州加納を奥平美作守信昌へ
一、三州岡崎を本多豐後守康重へ
一、同國吉良を本多縫殿助康俊へ
一、濃州大垣を石川長門守康道（通イ）へ
一、三州吉田を松平玄蕃頭家清へ
一、遠州濱松を松平內膳正家度へ
一、同國掛川を松平隱岐守定勝へ
一、同國橫須賀を大須賀出羽守忠政へ
一、駿州田中を酒井備後守忠利へ
一、同國府中を內藤三左衞門信成へ
一、同國の興國寺を天野三郎兵衞康景へ
一、同國沼津を大久保治右衞門忠佐へ

右の通之を下され、各〻拜賀を述べ給ふ。

秀頼秀忠任官

一、慶長六年三月廿七日、秀頼公權大納言に任じ給ふ。翌廿八日秀忠公權大納言に任じ給ふ。同廿九日に秀忠公御參內、此日忠吉侍從に任じ給ふ。

膳所ヶ城

一、同年六月に、江州膳所ヶ崎の城を築き給ひ、戸田左門一西に守らしめ給ふ。

景勝降參

一、同年長尾景勝秀康卿に因んで降ず。前非を宥められ、七月廿四日景勝入洛なり。

同減封

一、同年八月廿四日に、景勝會津の百萬石を減じて、米澤に於て三十萬石之を下さ

る。

一、同年景勝上ゲ地會津にて六十萬石、蒲生藤三郎秀行に之を下さる。

一、九月、寺領三千石を延暦寺に御寄附なり。

一、九月、社領一萬石、豐國の廟へ寄附せらる。

一、九月、禁裏供給の地及び公家采地を定め、洛陽の近邊にて之を給ふ。

一、同月、板倉四郎右衛門並に加藤喜右衛門等に命じて京職を司らしむ。

惺窩先生逝去

一、十九日、藤歛夫惺窩先生逝去。是れ妙壽院の事なり 定家卿十二（三イ）世の孫なり。

一、十二月廿八日、野州宇都宮に於て十萬石を奥平大膳大夫家昌に下さる。

一、慶長七年正月六日に、大樹秀忠公從一位に敍し給ふ。

直政卒去

一、二月朔日、井伊兵部少輔直政卒す。行年四十二。

一、四月十一日、薩摩・大隅兩國安堵の御印を、島津修理大夫義久に下さる。

一、五月八日、佐竹右京大夫義直が常陸の八十萬石を減じ、羽州秋田砥澤に於て廿（一イ）萬石を下さる。

伏見城經營
南都の寶藏を開く
島津忠恒改名
輝政に加封
家康右大臣に任ぜらる
秀頼内大臣に任ぜらる
天樹院秀頼に嫁ぐ

一、六月伏見の城を經營す。同十一日に本多上野介正純を以て、南都の寶藏を開く。勅使勸修寺光豐・廣橋繼光・柳原豐光、勅を奉りて復之を封ず。

一、十月十八日、黃門秀秋卿逝去。行年廿二。

一、十一月に、武田信吉へ常陸の水戸を給ふ。萬千代君是は御母堂の氏を相續ぐと云々。

一、十二月廿八日、島津忠恒事家久と改む。伏見に來臨して公に拜謁す。

一、慶長八年正月、甲州を義利へ給ふ。後義直と改む尾張大納言殿の事なり

一、二月六日、備前の國を池田輝政に加へ給ふ。作州を森右近大夫忠政に給ふ。元信州川中島に居す。又、川中島を松平上總介忠輝へ給ふ。元は下總佐倉を領す。

一、二月十二日、内府公征夷大將軍に任じ給ひ、右大臣に敍せらる。參河守秀康參議に任じ給ふ。

一、四月廿二日、秀頼公内大臣に任じ給ふ。

一、七月廿八日、秀忠公の姫君を以て秀頼公に嫁せしめ給ふ。是れ天樹院殿の御事なり　此時大久保相模守忠隣乘輿に從ふ。淺野左京大夫幸長を以て、秀頼公より乘輿の迎とす。

秀忠任官
家光誕生
姫宮降誕
秀頼秀忠等任官
江戸城經營

一、九月十一日、武田信吉卒す。行年廿一。

一、十一月七日、秀忠公右近衛大將右馬寮御監を兼ね給ふ。同日廿五萬石を賴將へ給ふ。（後賴宣と改むるなり。是れ紀伊大納言の事なり。南龍院殿と號す。）

一、慶長九年七月十七日、竹千代君江城に降誕し給ふ。是れ家光公の御事なり。

一、十二月十九日、女御姫宮を降誕し給ふ。

一、慶長十年四月、將軍の任を秀忠公に與へ給ふ。同月十二日、秀頼公右大臣に任じ給ふ。十六日に、秀忠公征夷大將軍に任じ給ひ、正二位内大臣に敍せらる。同日參河守秀康卿權中納言に任じ、從三位に敍せらる。薩摩守忠吉左中將に任じ、從三位に敍せらる。上總介忠輝少將に任じ、從四位下に敍せらる。

一、十二月十五日、南海洪波・八丈島邊に於て、一夜に大山涌出す。今に至りて其山あり。

一、慶長十一年三月、武州江戸の大都に城を經營し給ふ。是は古鎌倉に准ずと云々。

一、五月十四日、榊原式部大輔（少イ）卒す。（春秋五十九。）

義直賴宣任官

一、八月十一日、義利右兵衞督に任じ從四位下に敍す。是れ尾張大納言義直卿の御事なり。同日賴宣常陸介に任じ、從四位下に敍す。是れ紀伊大納言殿の御事なり。

一、同年、朝鮮の僧松雲來朝して和を請ふ。

江戸の本丸落成

一、同年八月（九イ）廿三日、江城の本丸新に成る。大樹公御移徙なり。

賴房下妻に封ぜらる

一、同月、野州の下妻を左衞門督賴房に給ふ。是れ水戸中納言殿の事なり。

一、今日諸國の牧伯に命じて、禁裏の四面に石を疊む。黃門秀康卿司る。

駿府城經營

一、慶長十二年正月、諸勢を集め駿府の城を經營す。

朝鮮來聘

一、同年、朝鮮の國王三使を使として來聘す。

一、三月五日、下野守忠吉卒去。御年廿八。是れ薩摩守殿の御事なり。

秀康逝去

一、同閏四月八日に、黃門秀康卿越前に於て逝去。行年三十四歲

義利移封

一、同廿六日に、右兵衞督義利に、甲斐の國を轉じて尾州を給ふ。

一、同七月（五イ）廿六日、尾州犬山の城を平岩主計頭親吉に給ふ。

東福門院誕生

一、十月四日、和子江城に於て御誕生。是れ女院御所東福門院の御事なり。

大織冠の像破裂

駿府城新營

家久中山王を虜にす

三四方形の月

蠻船を沈む

一、十三年、大織冠の像破裂す。年を經て越イ愈ゆ。

一、三月十三日、駿府の城を新營す。是れ舊臘廿二日に炎上に付いてなり。

一、慶長十四年二月廿一日、島津家久の兵艤を琉球國に差渡す。台命に依りて之を征す。大島・徳島の兩島に戰ふ。四月朔日、家久が兵那覇の津に到りて琉球人と相戰ふ事三日、遂に中山王を虜にす。

一、五月十一日、松平伯耆守一忠卒去。行年廿歲 中村式部大輔一氏の男なり、嗣子なくして斷絶す。

一、同年、三四方形月出で、涌沒する事舂くが如し。

一、七月七日、家久の琉球國を征するを賞して、則ち彼の國を給ふ。

一、十二月九日、有馬修理大夫正純が嫡男左衞門佐直純に命じて、番船の長崎の海上に繋ぎしを海底に沈む。

一、同月、駿州・遠州にて五十萬石を、常陸介賴宣卿に給ふ。同月に常陸水戸にて廿八萬石を左衞門尉賴房卿に給ふ。

名古屋城を築く
龜山城
大佛殿柱立
駿府城の廚燒失

一、同年、始めて諸大名を征して證人を江府に差越し給ふと云々。
一、同年、忠俊の闕國越後の國一圓を松平上總介忠輝に給ふ。
一、同年、西北の諸州の牧〔伯ヵ〕に命じて、尾州名古屋と丹波の龜山とに城を築かしむ。龜山の城をば岡部内膳正長盛に守らしむ。
一、慶長十九年七月十九日に、伯州を割いて加藤左衛門尉泰景・市橋下總守正繼・關長門守一政等に給ふ。
一、同月廿〔七イ〕八日、龜山の城を松平下總守忠明に給ふ。
一、八月八日に、島津家久始めて琉球の國王を虜にし、駿府に來りて公に拜謁す。
一、九月廿二日、大佛殿柱立あり。　秀頼公の再興なり。
一、十月九日、駿州城の廚燒失す。
一、十月十八日、本多中務大輔忠勝卒去。春秋六十三歲

玉露叢卷第二終

玉露叢　巻第三

自二慶長十六年三月一至二同十九年九月一

家康上京

一、慶長十六年三月三日、家康公駿府を御發駕遊ばされ、同十七日に御上京なり。

義利等任官

一、同月廿日、義利・賴宣參議に任じ給ふ。賴房は近衞少將に任じ給ふ。

一、同月廿二日、家康公御先祖新田大炊頭義重を、鎭守府將軍從四位下に諡し給ふ。猶又尊父廣忠を從三位大納言に諡し給ふ。

家康參內

一、同月廿三日に參內、同廿八日に秀賴公、公に會せむとす。因りて大坂を出で京都に到り給ふ。故に義利・賴宣迎として鳥羽邊迄出向なり。淺野幸長・加藤清正是に從ふ。此日秀賴公、二條の亭に入り給ひ、公に謁して禮謝あり。秀賴公御進物の品々所レ謂

家康秀賴會見

一、眞守の御太刀　一、猩々緋三枚　一、左文字の短刀
一、助宗の御刀（南泉と號す）　一、錦十卷　一、緞子廿卷
一、黄金三百枚　一、駿馬一匹　以上

公亦是に報い給ひぬ。

一、御刀左文字　一、御脇差吉光（藥研藤四郎と號す）　一、蒼鷹三連　以上

右獻酬畢りて、秀賴公大佛の建柱に往き給ひ、豐國の社に詣で給ひ、伏見より川船に乘りて大坂に歸り給ふ。

家康秀賴の上洛を謝せしむ

一、四月朔日、義利・賴宣を大坂に遣し給ひ、秀賴の上洛を謝し給ひ、白銀一萬兩を贈らる。外に白銀二千兩・綿二百把秀賴公の御母堂へ、白銀千兩・紅花三百斤婦人へ、此通り遣さる。

加藤清正卒去

一、六月廿四日、加藤肥後守清正、肥後の國に於て卒す。（春秋五十歳）

由良新六の僕從

一、八月十日に、禁中御造營奉行として、板倉內膳正重昌上洛すべきの旨なり。是れ京都所司代伊賀守勝家息男なり。今日御雜談の次（ついで）に、武州由良新六が僕從、手足を

京都の奇異

以て疾く跂く者あり。山坂の險難と雖も、一里・二里計りは奔る馬に劣らず跂行すと云々。大御所怪しく思召され、彼の者御覽あるべき由仰あり。又洛陽奇異の事あり。一條裏辻に幸阿彌長安といふ者あり。死去以後數日を過ぎず、彼の宅中暮頃に至る時は、山伏の形の如くなる者數人出現す。之を見むとすれば忽然と消失す。每夕斯くの如きなり。長安が弟之を怪みて、一夜深更に及んで、數輩相共に密に之を窺ふに、山伏の形の如き者幾千萬といふ事を知らず、出來りて充滿す。彼の弟恐れ思ひ走り歸りて其翌朝死す。妻子・從類其家に住むに堪へずして、他所に移ると云云。仰に曰く、狐の所爲たるべき事を思ひ給ふと云々。

奇思の人物

一、去々年四月四日に、賓殿の庭に人あり。四肢に指なし。弊衣・亂髮、只食には靑蛙を食ふ。來る所を問ふに、手を以て天を指す。皆人殺さむとす。大御所の仰に曰く、「殺す事なかれ」と、因つて城外に出す。其往く所を知らず。

異域の商船來朝

一、八月廿日に、長崎より長谷川左兵衞督(尉イ)藤廣著府す。大明・南蠻異域の商艜八十餘艘來朝す。快く商賣をなすの旨言上に及ぶ。御感遊ばさると云々。

毛利三次郎等の獻上

一、九月廿九日に、毛利三次郎（後に日向守就隆と改む。）御前に出で、銀千兩を獻ず。福原越後鞢（ゆがけ）十具を獻ず。（是れ三次郎家臣なり。）本多上野介正純披露をなす。三次郎は宗瑞の二男長門守秀就の舍弟なり。當時長門守江戸にあり。三次郎亦江戸に赴く。福原甚助後見す。

御能

一、十月廿二日、今日御能あり。大御所の仰に因りて、幕府御臺所御覽あり。質たる在江戸の諸國の大名の母儀・息女等、登城して御能を見物す。

政宗鱈を獻上す

政宗領地の大津浪

一、十一月晦日、松平陸奥守政宗初鱈を獻上す。夫に就き政宗領所海涯の人屋に波濤大に漲り來て悉く流失す。溺死の者五千人といふ。世に之を津浪といへり。上野介言上す。此日政宗、肴を求めむが爲に遣す侍二人なり。此者共、漁人を驅りて將に釣に出でむとす。漁人のいふ、「今日潮の色常に異なり、天氣も亦快からず、出船は致し難き由」を申す。一人は其意に任せぬ。一人は「主命を請けて行かざるは君を誣するなり。止むべきにあらず」とて、終には漁人六七人强ひて相具して出船す。數十町漕出でて見れば、海の面天を滔（ひた）し、大波山の如く寄來りて、肝を消し魂を失ふ處に、此船彼の浪の上に浮び沈まずして後、波平にして著岸す。此時心を靜にして眼

を開き見れば、彼の漁人の住む所の里近き山上の松の傍なり。（此所を千貫松といふ。）則ち船を彼の松に繋ぎければ、波濤退いて後、船は遙の梢にあり。其後彼の者、漁人と相共に山を下りて麓に到りみれば、我が住みし里には、民屋一宇も殘らず流れ失せぬ。此所にして助命の者は、彼の陸奥守の從者一人と漁人計り死を遁れたり。政宗此事を聞き、彼の者に俸祿を與ふ。此由を後藤庄三郎御前に於て申上ぐる。仰に曰く、「彼の者共主命を重んずるに依りて災難を免れ、却りて福を得」と宣ふ。

一、十二月七日に安藤對馬守を召して、明年江戸に於て船入の御普請仰付けらるべしとなり。

平岩親吉死去

一、去る十月晦日、平岩主計頭親吉死すといふ。

一、慶長十七年正月六日に、修復料として曾我山正法寺雲達に白銀千兩を給ふ。

江戸船入の繪圖

一、二月十六日、安藤對馬守、江戸船入の御普請の繪圖を持參して上意を伺ふ。

吉利志丹禁止

一、三月廿一日、板倉伊賀守を召し、吉利志丹の邪法を天下に制禁すべきの旨仰出され、「京都に於て彼の宗門の寺院共を悉く破却すべし」と云々。是れ夷狄の邪法に

駿府城御能　加藤忠廣登城　鍋島勝茂の獻上

て、佛法の正理を亂す故なり。本多上野介正純組の岡本大八郎事、此宗門にて色々の邪儀をなせる事あるに付きて、今此儀に及ぶと云々。

一、同日、竹腰山城守鐵炮を放ちて上覽に備ふ。三度同じ坪に放つ。玉目五十目なり。遠き事十三町なり。

一、廿五日に、駿府三の丸に於て御能仰付けらる。秀忠公上覽。

一番　弓八幡今春　　二番　八嶋中將殿　　三番　杜若今春小鼓は宰相殿
四番　唐船中將殿　　五番　鞍馬天狗中將殿　　六番　松風少進
七番　鵜飼今春　　八番　安達原少進　　九番　海士今春
十番　善知鳥少進　　十一番　呉服今春

狂言は鷺仁右衞門・甚六彌右衞門等勤む。

一、四月二日、加藤肥後守清正嫡男忠廣へ、清正の遺領殘らず給ふ由なり。依りて今日御禮として登營。

一、黃金千兩　　一、御服十領　　一、御袷十領獻上す。

一、同日、鍋島信濃守勝茂より使者を以て、金千五百兩竝に猩々緋三十間獻上す。同

父加賀守より、今度愚息信濃守領知の內を、有馬修理大夫へ割下され候由風聞の所に、彼の岡本大八郎が花(巻カ)說明白に付きて、元の如く信濃守に返し下され候に付きて、□□使節を以て、右の御禮申上ぐる。

天海僧正

一、十九日、山門の南光坊天海僧正參府御目見。此時武州仙波の住持職仰付けらる。依りて仙波の寺領として三百石御寄附の所なり。別に白銀三百兩、其外被物等下さる。

蒲生秀行卒去

一、五月三日、蒲生飛驒守秀行卒去。行年三十

羽柴利長の獻上

一、同日、羽柴筑(肥イ)前守利長、使者を以て白銀一萬兩並に加賀染衣百匹・白絹百匹・白布百匹捧上す。右の白銀は領國に於て產する處の銀子となり。

新開地町割

一、六月二日、上意に依りて江戶新開の地町割仰付けらる。之に依りて、京都及び堺の津の商人共を呼下され屋敷を給ふ。此儀後藤庄三郎光次奉ると云々。

秀忠の強記

一、七月廿六日に、豆州三島の御代官を召し、仰に曰く「先年桑の板を八丈島より御取寄遊ばさる。其桑板今にあるや否や」と御尋なり。御代官御請に曰く「右の板六

池田輝政逝去
大佛の鐘を鑄る
輝政の息三人に分地
淺野幸長卒去
近畿地方の神踊
吉利支丹擯斥

枚あり（厚さ四五寸計り）」と申上ぐる。誠に十餘年以前の儀なるを、聊も御失念なき事を人々驚き奉り候。

一、慶長十八年正月廿五日に、池田三左衞門輝政（參議正四位下）播州姫路に於て逝去。（春秋五十歲。）

一、四月十六日に、大佛殿の鐘を鑄る。

一、六月六日に、播州を池田武藏守利隣へ、備前國を同三左衞門尉（督イ）忠繼へ、淡州を同宮內少輔忠雄へ、右之通輝政の息三人へ分け下さる。

一、廿一日、山口駿河守重弘吉利支丹の法を擯はむが爲に伏見より長崎に赴く。

一、八月廿五日に、淺野紀伊守幸長卒去。（春秋三十八歲）

一、九月より十月に至つて、畿內近國の諸民等神踊を致す。

一、十月十八日、淺野幸長が遺跡紀州を彼の舍弟但馬守に下さるゝ旨、御前へ召して御直に仰出さる。是れ幸長に實子なきに依りてなり。

一、十二月廿六日、大久保相模守忠隣に命じ、京師に赴かしめて、西海に及んで西洋國の宗旨を擯斥す。

本丸の能

鷹狩

小田原城破却

一、慶長十九年正月五日、大御所本丸へ渡御。右御祝儀畢りて南殿へ出御、御能三番あり。高砂・百萬・是界、是なり。

右は幕下の御次男國君八歲にて勤め給ふ。幕下の御臺所・大御所の御女中・簾中見物に付きて、諸士出仕なし。

一、十六日卯の刻に、御鷹狩として東金表へ御動座、申の刻に千葉へ著御。今日村越茂介直吉死去せしむるの由言上す。御哀惜と云々。

一、廿五日、將軍家小田原に著御。御秉燭の後御對面あり。御閑談刻移りて、本多佐渡守正信・藤堂和泉守高虎御前に候す。餘人は近づき奉らず、事終りて將軍家二の丸へ還御。大御所仰に曰く、「明早天より此城を破却あるべし」と云々。依りて翌日より江戸・駿府の諸卒、石垣を崩し大門を破る。依りて所々騷動して、江戸・駿府より諸勢雲霞の如く馳集る。最も小田原の輩右往左往を致す。今日最上駿河守家親方より飛脚到來して告げて曰く、「去る十八日、同姓出羽守義光死去の由」江戸より申來る。則ち其趣を本多佐渡守言上に及ぶ。夫に付き駿河守家親に御暇下され、急ぎ

下國せしめ、「前代の如く仕置等申付くべきの旨」仰出さる。

一、廿七日、三島に著御。保田甚兵衛・島彌左衛門、昨夜より此地に來りて、往來の旅客を留む。是れ今日の路次箱根路御用心の爲なり。成瀨豐後守御使者として參上、御肴を進らせらる。

一、二月一日に仰出さるゝは、「今般大久保相模守忠隣へ相親むの輩あるの由、幕下聞召し及ばれ御立腹の旨」御近習の面々へ上意あり。

淺野紀伊守獻上

一、三日、淺野紀伊守、先頃舍兄但馬守遺領紀州を拜領に付きて、御禮として昨日到著。是に依りて今日其儀に及ぶ。白銀三千兩・御服二十領獻じ奉る。卽ち序に江戶へ參向すべきの由仰出さる。

佐竹義直の獻上

一、十九日、佐竹右京大夫義直より、南鐐銀二百貫目竝に砂金十兩捧上す。是れ領內の銀山より出づる處なり。

江戶城の石垣を築く

一、三月廿一日、勅使綸旨を持ちて武府に到る。諸國の牧伯江城の石垣を築く。及び越後の高田をば、松平陸奧守政宗台命に依りて築く。

火起請

一、廿八日、駿府熊野の森に於て火起請を取る。右是は兄を害するの由、論あるに付きてなり。彦坂九兵衛光政奉(うけたま)はる。

天變

一、四月二日、夕日赤き事火の如し。今日件の火起請を取る者の手裏を改むる。奉行見て實否を究むると云々。

一、三日、昨日の夕陽・今日の日の色赤銅の如し。見るもの驚く。

公武の諸法度を定めしむ

一、五日に群書治要・貞觀政要・續日本紀・延喜式、右の書籍共御前より出づる。五山の衆に拔書せしむべき由と云々。是れ公武の諸法度を書すべしとの御事に仰出さるとなり。此儀金地院崇傳、道春等奉はる。

奇魚

一、同日、駿府の前濱に於て網を揚げて魚を獲る。其形龜の如し。漁父廿餘人にて荷うて持來る。見れば脊黑くして龜の甲の如く、頭は犬の頭の如く、尾は三股にして大鰭あり。腹赤く斑(まだら)なり。諸人始めて見ると云々。

一、六日、午の刻霰降る。冬天の如し。

生鰹

一、十三日、生鰹(鯉イ)三つ彦坂九兵衛光政獻ず。柳津浦にて當年始めて釣る由。

大佛の鐘成る

一、同月御違例。今日板倉伊賀守より飛脚到來して申して曰く、「去る十六日の卯の刻に、大佛鐘を鑄候事成就」と云々。

鑄物師の棟梁

一、廿日、又京都より飛脚告げて曰く、「大佛殿の鐘、唐金一萬七千貫目の餘、鞴(たゝら)數百三十二丁、樋口四筋、鑄物師の棟梁山州三條釜座彌右衞門・同助左衞門、脇棟梁駿州江尻の長谷川武藏・武州江戸の椎名伊勢・山田源左衞門　此外大和・河內・攝津・和泉・播磨・備後・作州・若州以上脇棟梁十一人竝に諸國の鑄物師都合三千百餘輩」と云々。「鐘の口九尺一寸五分・高一丈八寸・厚九寸」と云々。

本草綱目を江戸に送る

一、廿八日、安藤對馬守御前に出で言上して曰く、「江戸幕下御任官の儀を伺ふ。勅諚の旨違背に及ばせらるまじき由」仰含めらる。其次に本草綱目を江戸へ遣さるゝとなり。是れ江戸になきに付いてなり。

秀忠官位昇進の御禮

一、五月五日、在府の諸侯伯・麾下多士悉く登營、則ち拜謁。今日御能御延引なり。幕下より御使として酒井雅樂頭忠世參府す。是れ右大臣從一位拜賀の御禮なり。「今日日次惡しきに依りて、八日に出仕仕るべきの旨」仰出さると云々。

一、八日、酒井雅樂頭忠世、幕下よりの御使として罷越す。御太刀長光・御馬黑鹿毛外に白銀三萬兩、右の通進らせらる。然れども銀三千兩召置かると云々。奥の常の御座御上段に於て御禮を請けさせらる。本多上野介並に阿茶局披露す。忠世自分の御禮として、御太刀・蠟燭五百挺・御馬之を捧上す。右の事終りて御暇を下さる。其節御太刀長光拜領す。今日江府に歸る。

加藤忠廣の使者參著

一、同日に加藤肥後守忠廣の名代として、加藤右馬允正方參著して御禮申上ぐる。是は會津秀行息女大御所の御孫女なり幕下御養女に成され、忠廣と嫁せしめ給ふ。之を賀し給ひて緋繻子二十卷・黑繻子二十卷・御小袖十領・白銀一千兩進上す。右馬允正方自分の御禮申上ぐる時、御小袖五領・白銀三百兩獻じ奉る。

叡山三の宮の珍事

一、廿二日、天台宗各、登營。南殿に出御。南光坊申されて曰く、「頃日比叡山八王子三ノ宮に珍事あり。其故は學林坊が奴次郎を、天狗つかんで行方を知れざる處に、十日計り過ぎて彼の次郎歸りていふ、我れ此間當山の次郎坊の使者として、愛宕山の太郎坊・鞍馬山の大僧正・彥山の豐前坊・大山の伯耆坊・上野の妙義法印、何れも叡山

へ参らるべき旨觸あり。則ち大天狗達、各〻登山の由を申すに付いて、皆人不思議に思ひ、彼の三ノ宮へ参詣して人々見るに、天暗くして俄に曇り、甚雨疾風して大霰降る。其後、右の次郎三ノ宮の社壇の棟へ飛揚り、例の如く落ちて軒端に於て起きて、其後足を揚げて立ちたり。其外同類の者共大勢、社の上に於て色々の不思議をなし、扇を以て歌舞の體を諸人見る。又三ノ宮の扉を尋常には二三十人〔して（脱カ）〕持つほどなるを、一（二イ）町程づつ颺し投げたり。然りと雖も、此扉を聊も損せず。又虚空より大礫を數多打ちける」と云々。

南光坊の追従

一、廿四日に南光坊出仕、御前に於て御噺申上げらるゝ次に申されて曰く、「野州日光山の麓より日來銅の出づる山に、頃日は銀出づるの由、留守居の僧より申越し候の旨を」申上げらる。併し佛法御信用の故斯くの如きかと、然れども此儀さして御擧用なしと云々。

前田利長卒去

一、廿五日、賀州より飛脚到來、「去る二十日に菅原肥前守利長卒去（春秋五十三歳）」此儀を今日申來る。依りて在府の諸侯麾下多士、利長を追悼の爲に悉く登城せり。

江城石垣過半出來

一、六月四日、江戸より御使として成瀬豐後守參著す。是は諸大名へ仰付けらるゝ石垣過半出來の由を言上す。併雨天故少々延滯に及ぶと云々。四月三日より今日に至るまで霖雨。四月二日・三日・四日・五日・六日ともに打續き、朝日・夕陽其色朱の如し。諸國在々所々洪水、道・橋・堤等崩る。最も田畠水損。故に百姓等迷惑すと云云。今度成瀬を以て錘なき計漏を幕下へ進上せらる。

禁中の珍事

一、廿九日、去る廿二日に禁裏に於て御能を仰付けらるゝ處に、立ちながら見物する狼藉者あり。警固の者制し門外へ追出す。然る處に件の者、羽織の下に竊に刀を拔き脇に隱し、又御門に入り警固の者を截殺しけり。則ち其者も當座に殺し、御庭に血を流す。故に快晴俄に曇り、右の狼藉者は兼房劍術の者、京の町人なり。

大佛供養の日時

一、七月三日、今日妙法院門主へ御暇進らせらる。上洛大佛殿供養、來る八月三日の由、又大佛開眼供養は、仁和寺御門跡導師たるべき旨勅諚の趣、傳長老申上げらる。

一、八日、梅尾の地藏院・慶喜院御禮あり。南光坊披露す。今日南光坊言上して曰く、「今度大佛殿供養は仁和寺御門跡開眼供養の導師と云々。然れば天台門跡座論穿鑿

飛鳥井家の系圖等を高覽に供す

あるべきか。秀吉公の御時は德善院玄以、其始め眞言の僧木食上人眞言たる故に、眞言の座に著き左に至る。今度は供養の導師妙法院たり。然る上は開眼の導師勿論に存ずる處なり。御堂御出座の儀は不慮の至の由」申さる。「仰に曰く、「近代の例は用ふべからず。聖武・賴朝の代の儀式を相守るべし。且つ又開眼供養と堂供養は兩日か一日か。一日に於ては又朝と晩か。天台と眞言同時に出仕か。」此儀を片桐市正方へ尋に遣すべき由、傳長老承るとなり。

一、九日、飛鳥井中納言家の系圖・歌道宗匠の日記等を高覽に供ふ。

一、十三日に、土井大炊頭利勝御使として江戶より參著す。三好丹後守癱病に依りて死去す。右大炊頭參著は、去る五月廿日に加賀肥前守利長卒去。其隱居料として十六萬石能州にあり。此地を筑前守利光に下さるべきか否を伺ふ。尤も利長陪臣の前田對馬・水原左衛門・奧村攝津・本多安房政重等、駿府に至つて則ち上聞に達す。右四輩を御前に召され仰に曰く、「筑前守の北方の幕下の息女なり。是より前慶長六年に、筑前守利光の居城加州金澤に輿入なり。此時始めて松平の姓を給ふ。時に利光八十歲なり。仔細もあるの間、先づ三萬石遣さるべき旨」を仰出さる「未だ筑前

守若將の間、各〻宜しく後見を賴み思召さるゝの旨、御懇意の上意に付き四人の臣等感涙を流し退出す。各〻加賀絹五十疋宛獻上す。又肥前守遺物として、備前三郎の御刀・不動正宗の御脇差捧上し給ふ。本多上野介正純披露す。

定家自筆の伊勢物語

一、十四日に、山門代僧として五智院江戶に赴けり。一切經を仙波へ納む。右の一切經は、毛利中納言入道宗瑞の獻ずる處の經なり。次に今日定家卿自筆の伊勢物語を幕下より進らせらる。御使は土井利勝と云々。彼の本の奧書等を御前に於て道春讀む。右の本は後土御門院の御物を、能州の畠山入道拜領す。其後三好修理大夫長慶所持す。三好沒落の以後、和泉の堺にありしを細川玄旨求出せしを、其後尾張下野守忠吉御所望ありて所持し給ふ。忠吉卒去の後、御遺物として秀忠公へ進らせらると云々。

定家自筆の三十六人の歌仙

一、十六日、冷泉爲滿より定家卿自筆の三十六人の歌仙一冊上覽に供へらる。定家卿の歌書冷泉家に多しと雖も、殊更の筆蹟と沙汰せり。一人の歌一〔十カ〕首づゝあり。其內にて又定家卿別して用ひ給ふ歌、右の內にて二首宛切箔の砂子紙を以て附紙あ

りと云々。遺書の内にて最も奇異の筆蹟の由なり。鐵杖閉唐組の打交の糸を以て閉づ。四半の本なり。

大佛供養の日時等を言上す

一、十八日、今日京都より板倉伊賀守・片桐市正言上申して曰く、「大佛供養來月三日早天に、仁和寺御門跡開眼供養已に事終りて退出以後、日中供養あるべし」との由、座配尤も天台座をなすべきの由と云々。其外鷹司殿下の著座・公家衆・堂上方の著座に於て、童子・執綱・執蓋又三門跡の外天台宗引頭竹内曼珠院御門跡・眞言引頭隨心院と云々。此外總樣の布施目錄到來す。傳長老披露をなす。此序に、東鑑の大佛供養の

冷泉爲滿爲家の自筆本

儀・賴朝の舊例の法を讀ましめ給ふ。次に冷泉爲滿・爲家の自筆の假名遣の左牧右牧書樣の書物を、御所に於て上覽に供ふ。且つ又多武峯崩れて大織冠の社壇破却す。但し神像は恙なく取出し他所へ移し侍ると云々。右の趣傳長老・竹林坊言上に及ぶ。

島津家久の使者參着

一、十九日、島津陸奥守家久が使者到來す。染絹百疋・琉球酒二壺獻せらる。維信入(新イ)道が使者參著す。〔染絹百疋(カ)(脱)〕緋緞子二十卷・香一箱捧上す。次に相國寺の良西堂(雨カ)と玉(良輿カ)西堂へ寺領三百石を給ふ。是は豐光寺・大光明寺領なり。兩僧ともに兌長老の

大佛の鐘銘等の不吉

片桐市正等の書狀到著

大佛の鐘銘を江戸に送る

弟子なり。

一、廿一日に、源氏物語講談を飛鳥井中納言述べ給ふ。次に傳長老・板倉内膳正右兩人を召し仰に曰く、「大佛の鐘の銘、關東不吉の語、且つ又棟上の日良辰にあらず」と御腹立なさる。

一、廿六日に、片桐市正一通の狀竝に板倉伊賀守一通の狀到來す。其趣は「大佛供養來月三日、開眼十八日供養たるべきの旨仰出さるゝと雖も、十八日は豊國臨時の祭禮の間、三日早天に開眼、其後に堂供養行はるべきかの由」、秀頼公仰せらるゝと云云。仰に曰く、「今度大佛供養の儀、棟札と云ひ、鐘の銘といひ、旁〻以て如何の由にて御氣色不快なり。依りて往昔頼朝の時代に、開眼・堂供養數ヶ年を阻つと雖も、先例を考へ諸事後難なき様」に仰遣さる。此旨本多上野介・傳長老奉はる。

一、八月二日、大佛殿の鐘の銘到來す。中井大和之を捧ぐ。件の銘は東福寺韓長老書く。國家安康の語御不快、其外文章ども所々御意に應ぜざる所あり。則ち一通寫さしめ江戸へ遣さる。道春之を奉はる。

一、四日、大佛殿の棟札の寫到來す。中井大和之を奉る。照(高イ)光院法親王書せしめ給ふ。最も御意に應ぜず、仰に曰く、「鐘の銘は奈良大佛の鐘の銘に准ずべきの旨仰せらるゝ所に相違せり。又秀頼出京たるに於ては、供奉の輩諸大夫に任ぜらるべし」と云々。「任官諸大夫にて秀頼の出京を止らるゝの由、御不審に被㆑思召㆑」の旨仰せらると云々。

大佛の棟札到來

一、五日に、又大佛の鐘の銘・棟札等の寫、片桐市正且元之を奉る。御前に於て金地院讀む。中井大和が差上ぐる書付に聊か相違なし。「件の銘の好惡の所を、五山衆評判を致し則ち差出すべきの旨」仰出さると云々。御使として板倉内膳正京師に赴く。其銘に曰く、

大佛の鐘銘

豐國神君、昔年掌㆓普天之下㆒、位㆓億兆之上㆒、外施㆓仁政㆒、内歸㆓佛乘㆒。是故天正十六戊子夏之孟、相㆓攸(ところ)於平安城東㆒、創㆓建大梵刹㆒、安㆓立盧舍那大像㆒矣。蓋夫慕㆓藺聖武帝南京之大像㆒、睎㆓顔頼朝公東大之再建㆒者也。雖㆑然慶長七年臘月初四、不㆑圖罹㆓鬱攸之變㆒、已爲㆓烏有㆒矣。凡戴髮・含齒之類無㆑不㆓歎惜㆒焉。粤(こゝに)前征夷大將軍從一位右僕

射源朝臣家康公、謂正二位右丞相豐臣朝臣秀頼公曰、舍那梵刹者豐國之創建也。不幸而有變也。不能無遺憾焉。右丞相何不繼先志乎。右丞相曰、誠哉此言、憑茲丕發弘願、輙命片桐東市正豐臣且元再建舍那寶殿。始于慶長己酉、而成于慶長癸丑矣。速畢其功者、以大樹鈞命無盬、右丞相志願不浅也。壷子聚沙之戯、猶功用不可測。矧又過長者布金之制乎。其佛身也、萬徳圓滿之受用身、華嚴會之上致主也。臺上盧舍那、葉上大釋迦、葉中小釋迦、一葉百億國、一國一釋迦、三重相關互爲主伴。音聲無邊・色像無邊之相好、不移寸歩可立而見矣。寔變忍界成報土者乎。其寶殿也、公輸削墨、野工運斧、巉峨棟宇高秀青雲之上、璀璨玉礎深徹黄泉之底。千楹萬柱崢嶸其内、大梁・小椽絡繹其上。繍楣焜耀、雕栱玲瓏。階墀・疊石鈴鐸鳴風、壁門前聳玉廊四回、訝兜卒・夜摩忽現下界、怪蓬島・瀛洲已在人間。人天鬼神所共瞻禮、寔天下之壯觀也。緬憶、菴沒那爛陀大刹甲于西域。嘉州阿逸多大像冠于東震。亦風猶在下矣。加旃、欲鑄梵鐘以備晨昏、金銀・銅鐵・鉛錫・白鑞積如丘山。火官・冶工差肩而雲集、槖籥時奮、鎔範已設、萬鈞洪鐘、一時新成

矣。周禮所レ謂干鼓鉦舞・甬衡旋簒、無二一不一レ備焉。昔(むかし)在佛世、梵王下鎔二鑄祇桓金鐘一、枸留孫造二石鐘一、諸佛出興亦不二多讓一矣。夫鐘者禪誦之起止、齋粥之早晚、送迎緩急之節、必鳴レ之以警レ衆焉。顯密之禪、法器之制、莫レ先二於鐘一、故建レ寺安レ衆、必先置レ之。然又摧二折魑魅一、屈二伏魔外一。三寶爲レ之證明、諸天爲レ之擁護。罽賓(きつぴん)吒王劒輪頓空、南唐李王累械忽脫、雲門七條・德山下堂。其妙用不レ可二勝計一矣。蒲牢一聲、上徹二天宮一、下震二地府一、雷鼓霆擊、普及二微塵刹土一、使下人天幽明異類、耳根淸淨以證中入圓通三昧上。其施不二亦博一乎。金索簨簴(しゆんきよ)、以レ之掛二著寶樓一、祝曰、仰冀、天子萬歲・台齡千秋。

銘云、

洛陽東麓　舍那道場　聳レ空瓊殿　橫虹畫梁　參差萬瓦　崔嵬長廊
玲瓏八面　焜二燿十方一　境象二兜夜一　刹甲二支桑一　新鐘高掛　爾音于鍠
饗二應遠近一　律中二宮商一　十八聲緩　百八聲忙　夜禪晝誦　夕灯晨香
上界聞レ竺　遠寺知レ湘　東迎二素月一　西送二斜陽一　玉筒掘レ地　豐山降レ霜
告二恠於漢一　救二苦於唐一　靈異惟夥　功用無レ量　所二庶幾一者　國家安康

大藏一覽開板

畔柳壽學大魚獻上

興福寺南大門等の棟札の寫を上る

四海施化　萬歲傳芳　君臣豐樂　子孫繁昌　佛門柱礎　法社金陽

英檀之德　山高水長

時慶長十九甲寅歲孟夏十六日

大檀那正二位右大臣豐臣朝臣秀頼敬白

奉行片桐東市正豐臣且元

冶工京三條釜屋（座イ）　名（古イ）護屋越前少掾藤原三昌

前住東福後住南禪文英叟淸韓謹書

一、八月六日、大藏一覽を傳長老獻ぜらる。仰に曰く、「此書重寶なり。百部か二百部か開板申付くべきなり。幸銅字二十萬字あるの由」仰出さる。

一、十一日、今晩畔柳壽學大魚を獻ず。（長さ四尺餘。形鯛に似たり。）

一、十七日、奈良興福寺南大門・法隆寺御持堂・聖靈院・法華堂等の棟札の寫四通、中井大和捧上す。依りて上覽あり。仰に曰く「各大工棟梁の姓名を載畢んぬ。然るに今度大佛の棟札には其儀を省く。是れ御立腹の其内なり」。

鐘銘の批判書を捧ぐ

一、十八日、今日板倉内膳正京都より歸參。五山碩學の長老七人に、彼の鐘の銘の批判の趣を書かしめ捧上す。則ち高覽あり。南光坊・傳長老・道春御前に候す。上意の如く、右七人の僧中、淸韓文章の難書を存じ載畢んぬ。依りて淸韓御勘氣を蒙る。今日片桐且元丸子の寺に參著す。

一、十九日、京都より來りたる五山衆批判の書七通書寫し、江戶へ遣すべき旨道春奉はる。

一、廿日、傳長老竝に本多上野介を以て、片桐市正且元へ仰出さるゝは、「今度鐘の銘・棟札等の儀最前仰出さるゝと相違せり、是奈何。其上に諸牢人を餘多召抱へられ候事、聊か御不審の由」仰渡さると云々。

一、廿九日、今晩大藏卿局大坂より參著す。

阿蘭陀人獻上物

一、九月一日、今日阿蘭陀人御目見、白糸二丸・龍腦二斤・丁子二袋・大木綿・緞子等を獻ず。耶楊子（やんよーす）御前に出づ。虎の子を二匹牽き來る。內一匹は尾根の上に毛を生ず。風の字なり。世以て奇なりとす。則ち江戶幕府の若君達へ進らせらるべしとなり。

江戸大風

次に江戸より飛脚到來す。是れ去月廿八日烈風に付いて士民の家屋悉く風破す。乍ㇾ去城中は變る事なし。堂塔・山川等は破損すと云々。古今覺えざる大風といへり。

御能

一、三日、三の丸に於て御能五番仰付けられ、觀世子三十郎勤む。今春左吉太鼓にて、命日佳名を揚ぐる。鷺仁右衛門狂言を致す。是れ亦佳名を取る。右終りて往昔よりの保生座の者兩輩、今日より觀世座に相成るべき旨仰出さる。

一、四日、地謠並に諸役者共殘らず米二十石宛。當座の賜物として下さる。永井右近大夫奉はる。

京都甚雨洪水

一、同日に京都より注進して曰く、「去月廿八日に甚雨に付き洪水、山城・河内・江州所所の堤崩れ民屋流れ、溺死數多なりと」。或説にいふ、今年は三合歲と云々。

秀頼關東父子調伏の說を尋ぬ

一、七日、今日金地院と上野介を以て、片桐市正方へ上意あり。其趣は「市正知行の事、大御所より秀頼へ仰せられ宛行はれ畢んぬ。舍弟主膳正事右同斷なり。是れ併大御所御恩に依りてなり。聊も疎略を存ずるに於ては不義たるべき者なり。且つ又秀頼、關東の父子調伏の變化の說あり。此儀奈何。大藏卿局へ一々仰聞かせらる丶」

と云々。市正は大坂へ歸る。大藏卿局も歸駕せしめ畢んぬ。

一、十六日に、松平筑前守利光參府、則ち台聽に達し上使あり。午の刻登營。御座の間に於て拜謁、御悃詞の上意あり。黃金三千兩・紅染絹二百疋・白絹百疋進上す。右の外に御太刀守家・御脇差二字國俊獻上す。公よりも御太刀守家・御脇差長光を給ふ。本多上野介正純傳達す。次に筑前守陪臣奥村河內・同攝津御目見御服を獻ず。晚景に及んで繼目の御朱印を下さる。其詞に、

松平利光繼目の朱印

加賀・能登・越中三ヶ國之事、一圓被仰付之畢者、守此旨可抽忠勤者也。仍如件。

慶長十九年九月十六日　御直判

松平筑前守殿

右の御使、本多上野介正純・土井大炊助利勝奉はる。則ち明朝早々江府へ赴くべき旨仰出さる。

里見安房守國替

一、廿日、今度里見安房守國替として伯州へ遣さる。依りて房州の城請取るべき爲

片桐の使者秀頼等の意を上申す

に、本多出雲守・内藤左馬助を遣さる。安房守は大久保相模守が甥なり。

一、廿五日、大坂より片桐市正が飛脚參著す。其詞に曰く、「去る十八日駿府より大坂に上著仕り、御意の旨申上げ候。末々將軍と御不和の儀如何に思召され候間、秀賴公在江戸なされ候か、又は御母堂御在江戸か。然らずば大坂の城を御退かれ御國替然るべき旨」申上げ候處に、秀賴公竝に母公ともに、市正が申し候條不義の由にて御不快に付いて、且元を殺さるべきの企ある由告知らする者あるに依りて、出仕を止め罷在るの由申來る。此旨を上野介上聞に及ぶ處に、彌〻以て御立腹と云々。

玉露叢 卷第三 終

家康板倉伊賀守の注進を聞きて大坂へ出陣に決す

玉露叢　卷第四

自慶長十九年十月至十二月

一、慶長十九年十月一日、在府の群侯伯拜謁。京都板倉伊賀守方より飛脚到來す。其詞に曰く、「去る廿五日大坂に於て、大野修理亮・靑木民部少輔・石川伊豆守・薄田隼人・渡邊右衛門佐・木村長門守・織田左門其外十餘輩、秀賴公の仰に依りて片桐市正を討たむとひしめきける故、市正此事を知つて、私宅に用意して引籠り候由」を、本多上野介正純・板倉内膳正重昌より言上に及ぶ。依りて一入御立腹淺からず、大坂へ御出陣の由、江州・勢州・濃州・尾州・參州・遠州へ仰觸れられ、又江戶へも仰遣さる。追つて又伊賀守方より飛脚到來す。其詞に曰く、「市正駿州へ下向せば、秀賴公にも大坂の城を出で給ふ樣にして、織田常眞大坂の城に入り、大將として籠城すべきの由」

細川內記參府

織田左門其外內證の由を告來る。

一、三日雹降る。大きさ棗の如し。

一、四日、宰相殿尾州名古屋より御發向。成瀨隼人正・竹腰山城守、其外尾州衆數百騎。尾州名古屋は、宰相義俊卿の御領城なり。

一、五日、京都より伊賀守飛脚又到來して曰く、「大坂の體彌〻諸浪人を招き、籠城の覺悟の由」注進す。

一、六日、又伊賀守より飛力を馳す。織田有樂より伊賀守方へ一通の書狀を越し給ふ。其詞に曰く、「今度大坂雜說の儀、市正駿府への御使惡く仕り候由に付き、秀賴公御折檻に付きて、市正・同舍弟主膳正、攝州茨木を市正が領地なり立退く。夫に就きて大坂以ての外騷動す。我等儀全く兩御所に對し野心の儀存せず候由、宜しく此旨申さるべし」と云々。今日又々江戶より御普請の隙を明け、細川內記忠利參府す。上野介を以て言上申して曰く、「今度大坂騷動の儀、箱根邊にて始めて承り候。國元に愚父越中守居住の間、私儀は兩御所の內何れの御供なりとも仕り、大坂の御先手あは

中川内膳正參府

松平美濃守死去

家康の書狀

れ仰付けられ候へかし」と申上ぐる。此旨聞召され、最も神妙の由御感を蒙り、又江戸に歸る。次に中川内膳正是亦江戸御普請を相仕舞ひ候に付き、參府して御前に候す。上意に曰く、「早く豐後に下り人數を催し、是よりの一左右を相待つべき」の由仰出さる。今日美濃加納より飛脚到來して申して曰く、「松平攝津守事、去る一日より俄に腹痛仕り、翌二日の午の刻に死去致す」の由、上野介言上す。仰せに曰く、「加納の人數をば舍弟勢州龜山の城主松平下總守淸正引連れ、大坂表へ參向すべし」と仰出さる。且つ又父美作守愁傷の段高察と云々。尤も加納の城よく〱相守るべきの旨なり。

一、七日、京極丹後守・同若狹守忠高・森右近大夫忠政・田中筑後守忠政等御普請を仕舞申すに付き御暇下さる。各〻御目見。仰に曰く、「急ぎ歸國せしめ人數を催し、御左右を相待べき」の旨仰出さる。今日片桐市正・同主膳正使者小島勝兵衞・梅戸忠介到著す　口上に曰く、「大坂より茨木迄立退く」の由、上野介を以て言上す。兩使を御前へ召出され則ち市正へ御書を下さる。其御文章に曰く、

今度佞人之族、種々依レ致ニ申事一、茨木迄立退之由、神妙被ニ思召一也。猶本多上野介可レ申也。

十月七日　御直判

片桐市正殿

右同姓主膳正へも、御同前に御書を下さるなり。

駿府の留守番

一、同日、松平紀伊守・三宅惣右衞門、右兩人に駿府御留守御番仰付けられ、且つ又伊豆所々の湊へ、西國方々よりの早船著岸あるの刻、急ぎ罷出で相改め、梶・艪等を押取り申すべきの旨、彦坂九兵衞に仰付けらる。

沼津御番

沼津御番は長野九左衞門・川井作兵衞に申付くべきの旨、是亦九兵衞承る。去る廿八日に石川伊豆守妻子を引連れ、大坂の城中を立退くとなり。是れ市正が緣者たるに因つて、天野に赴くと云々。大坂より市正が領知を改易す。大野修理・布施屋飛驒下知す。

藤堂高虎先陣として進發

一、八日未明に、藤堂和泉守高虎先陣として大和路迄相詰むる。則ち攻口は天王寺表なり。紀伊・美濃・尾張・伊勢・遠江・參河の御人數は、一手に向くべき由仰出さる。

江戸の留守番

一、江戸御留守居は、幕下の御舍弟越後少將忠輝・會津下野守忠郷（大御所御姪壻）・奥平大膳亮（同御姪壻）・最上駿河守家親・鳥居左京亮・酒井河内守・同備後守忠利・內藤若狹守以下に仰付けらる。今日竹中伊豆守、江戸御普請の隙を明け參府す。則ち御目見仰に曰く、「汝は福島左衞門大夫正則と知音たるの間、御使として差遣さるべき旨なり。其趣は今度秀賴野心を挾まれ候の巧、且は秀賴の所行にあらざるか。是れ偏に織田有樂並に大野修理亮・木村長門守・渡邊權兵衞等が愚意を以て、秀賴に惡逆を勸むる儀か。正則太閤の厚恩を以て、秀賴へ疎（おろそか）ならざる處なり。然りと雖も今度秀賴別心の儀如何存せらるゝか。我等父子に對し、尤も逆心はあるまじと雖も、聊か狐疑をなし候間、自分の人數を國元へ差越され、息男備後守を差添へ、大坂表攻口へ加勢致され、正則は在江戸然るべきの由」、竹中伊豆守を以て仰遣さる。

家康竹中伊豆守をして正則に旨を傳へしむ

一、九日、最上駿河守家親參府す。則ち御目見。是去る五月十八日に、父出羽守義光死去に付きて繼目の御禮申上ぐる。

最上家親繼目御禮として參府

一、白銀五千兩　一、綿五百把　一、蠟燭千挺　一、御太刀一腰（正恒）

一、御馬一匹鴾毛　之を捧上す。

出羽守遺物、

一、黄金千兩　一、御脇差來國俊　進上す。

右の通本多上野介正純披露す。仰に曰く「大坂御出馬將軍家江戸御留守、堅固に相守るべき由」仰渡さる。

淺野長晟等參府

一、十日、淺野但馬守長晟・鍋島信濃守勝茂・松平土佐守（佐渡イ）・蜂須賀阿波守至鎮・小出大和守吉英・稻葉彦六・遠藤但馬守・毛利伊勢守、右の面々御普請を仕舞ひ江戸より參府。則ち御目見。仰に曰く「面々は急ぎ本國に馳歸り、其用意を仕り、御一左右を相待つべき旨」仰出さる。何れも御暇給はり退去す。

頼宣出陣

一、十一日辰の刻、中將頼宣御出陣。安藤帶刀・水野對馬守其外百騎。大御所巳の刻御動座。路次中御鷹狩、諸軍勢は午の刻發足なり。大御所の御人數は四百七十騎と云々。

板倉伊賀守の注進

今日板倉伊賀守より飛脚到來す。注進に曰く「大坂表の體、彌籠城の支度と相見え申し候。其趣は金銀を澤山に取出し、大坂近邊の米を買込み、武具・馬具以下

を城内へ入置き、總構に壁を付け、番匠を數百人招寄せ、櫓・井樓を拵ふるの支度怠らず」と云々。

一、十二日、黄昏に及び、大野壹岐守參上、竝に片桐市正使者攝州茨木より參著す。則ち壹岐守を御前に召し、大坂表の儀を御尋あり。言上して曰く、「今度の企は織田有樂・同左衞門・木村長門守・渡邊權兵衞・愚兄修理亮を始として、近士等俄に存立ち候儀」と申上ぐる。「舍兄大坂にある處に、早速是迄參上の儀神妙の旨」仰出さる。又京都伊賀守よりの飛脚到來して告げて曰く、「去る六日・七日に、京都の諸浪人の内長曾我部竝に後藤又兵衞・仙石豐前守・明石掃部助・松浦彌左衞門、其外名知れざる浪人共千餘輩、金銀を遣し召抱へらる」と云々。

一、十三日、福島左衞門大夫使者江戸より參著、竝に竹中伊豆守より書狀一通到來す。言上して曰く、「今般の大坂の儀に付いて御諚の趣謹んで奉り候。畢竟秀頼竝に老母の野心の儀誠に以て存じの外、且つは彼の近習若輩の故か。則ち正則書狀を認め秀頼竝に老母へ兩使を以て申達候」の由、右の書狀を上野介内見に及ぶ處に、

正則の秀賴等に送れる書狀

其文に曰く、

今度(般イ)大佛出入之儀に付、對㆓兩御所㆒如㆑斯企、天魔之所行歟。早速被㆑改㆓其心㆒、母儀爲㆓御詫言㆒江戸・駿府へ於㆓在府㆒者、秀賴公之御長久可㆑爲㆓御運㆒候。正則江戸に妻子以下差置申候。一圓兩御所へ無二之可㆑抽㆓忠節㆒之條、於㆑不㆑被㆑改㆓野心㆒者、正則始天下之諸將大坂へ馳向、被㆓攻落㆒必定也。右之趣被㆑加㆓思慮㆒、長久與㆓自滅㆒何歟可㆑被㆓思召㆒候哉と云々。

伊賀守の注進

一、十四日、天龍川に渡船橋奉行大石十右衛門・豐島作右衛門、右兩人を仰付けらる。午の刻濱松へ著御。今日板倉伊賀守より飛脚到來す。其狀の趣に曰く、「大坂の體相變る儀なしと雖も、諸浪人彌〻多く抱置き候の由、別紙に注文を調へ捧上する」となり。

眞田源三郎等秀賴に與す

一、「眞田源三郎儀、是は先年關ヶ原御陣の刻、御敵となり御勘氣を蒙り、數年高野山に引籠り罷在り候を、今度秀賴公當座の音信として、黃金二百枚・銀子三十貫目給はり大坂へ引取り給ふ。次に若原右京儀は、播州浪人共を召連れて引籠る。淺井周防

加藤忠廣

本多美濃守等に出陣を命ず

板倉伊賀守の注進

は御母堂の縁者なり。其外に元來三百騎籠城す。右何れも金銀を飽く迄給ふに依りてなり。其故に諸浪人馳參ること其數を知らず候」の由を言上す。次に今日加藤肥後守忠廣、江戸御普請の隙を明け御暇を下され、濱松の御旅館に到つて御目見。仰に曰く、「早々國元へ馳參り人數を催し、國を守り堅固にして催促の御一左右を相待つべきの旨」仰出さる。今日又伯州の御代官伊丹山田、御前に拜伏す。伯耆丑の年分の物成銀百五十貫目持參す。次に本多上野介を召し、仰に曰く、「本多美濃守を始め勢州の人數、淀・鳥羽邊へ罷出づべき旨」仰出さる。「且つ又越前少將忠直御手勢二萬五千、早々淀・橋本邊へ出陣なすべき旨」是亦仰出さる。

一、十五日、吉田の御旅館へ、板倉伊賀守よりの飛脚到來す。其趣は、「去る十二日、大坂より堺を破るべきの由申すに付いて、町人以下異議に及ばず、秀頼公へ歸伏致すに依りて、鐵炮并に玉藥を大坂の城中へ取運ぶ。此時堺の政所芝山小兵衛、無勢故料簡に及ばず堺を立退き、岸和田に引退く」と云々。又堺の町人柏尾宗奧〔與カ〕下著す。則ち御前へ召出さる。宗奧申して曰く、「堺を放火すべきの由風聞故、妻子を在鄕へ退

松平筑前守陣所の指定を伺ふ

越前少將陣所の指定を伺ふ

け、御旗本へ私は馳參り候」の由言上す。奇特の旨御感を蒙る。是は圍碁の上手なり。

一、十六日、板倉伊賀守飛脚岡崎へ到著申して曰く、「去る十三日、堺に於て大坂の人數三百騎程罷出づる。片桐市正之を聞付け、人數二百餘にて堺の町へ加勢の處に、多羅尾半左衞門・牧治右衞門等討死す。今井宗薫・同宗呑討死す」と云々。市正が人數は尼ヶ崎へ引退く處を、大坂勢追籠め、路次にて七八騎討取るとなり。大坂方の大將は槇島玄蕃頭なり。

一、十八日、板倉伊賀守より飛脚到來す。「今井宗薫父子事、最前討死仕るの由注進申し候と雖も、城中へ之を生捕り申すなり。」又松平筑前守利光より飛脚到來して曰く、「去る十四日に國元を發足仕り候。近日上京致すべく候。然らば陣所何方に取るべく候や」と伺ふ。仰に曰く、「淀・鳥羽近邊迄出張あるべき」の旨なり。又越前少將殿より飛力到來す。「去る十六日に江州坂本迄參著仕り候。陣所何方に相定むべく候や」と伺ひ給ふ。仰に曰く、「西の岡東寺・九條岡崎邊へ相詰めらるべき」の旨なり。

秀頼の披露狀

秀頼書狀の趣は僞なり

一、十九日、美濃の岐阜へ著御。德永左馬助より飛脚到來して曰く、秀頼より左馬助迄披露狀を給ふ。其文に曰く、

今度市正對₂秀頼₁之條々、不屆之仕合有ㇾ之に付、市正儀折檻之處に、大御所以之外及₂御立腹₁、近日御出馬有ㇾ之由、誠以不ㇾ及₂料簡₁儀に候。且者對₂兩御所₁、秀頼毛頭野心不ㇾ存候由、此旨宜ㇾ被₂申上₁者也。

十月九日　　秀頼黑印

德永左馬助殿

右の趣、本多上野介御前に於て申上ぐる處に、仰に曰く、「秀頼若輩故、織田有樂・大野修理等が種々謀を廻し候の由」仰出さる。其仔細は秀頼僞の趣は、去る三月大野修理所より肥前守利長方へ遣しける書狀の紙面に、「秀頼萬の才覺彌₂日を逐うて增進せしめ候。漸く時分此時に候間、早々上洛ありて秀頼へ御指南あるべく候。兵糧以下大坂にある分は、福島左衛門大夫手前に三萬石、秀頼手前に（藏納イ）七萬石、其外商賣兵糧數多あり、御一人之を御承り候由」の書狀差遣す。肥前守利長死去以後、嫡男筑前守利

板倉伊賀守の注進

島津家久使者をして秀頼の書状を奉らしむ

光、本多上野介を以て差上ぐるに付き、別心の處之なし。何ぞ疑ひならむや」と云々。

一、廿日、板倉伊賀守飛脚、江州柏原の御旅館へ參著す。申して曰く、「大坂より囑托にて金銀を取り、二條の御城近邊の在家を放火致すべき旨、徒黨訴人あり。右の內大坂の町人金子五百枚取り乞食の體になり、大御所御上洛の路次にて申すべき旨」と云々。御氣色快然なり。

一、十一月一日に上下京中より鉛千兩を捧上し奉る。

一、同日、島津陸奥守家久、使者を以て申して曰く、「さる頃大坂より長崎へ往還の商人高屋七郎兵衛といふ者を以て、秀頼公の黑印竝に長銘の正宗の脇差を、彼の者持參せしめ、秀頼公の仰を演說して曰く、『今度一儀を企つるに付いて家久を賴ませらるべき由』なり。陸奥守が返答には、『關ヶ原以來流浪の處に、大御所の御恩を以て本領安堵せしめ候。然れば大坂へ同心の儀相成らざる由、右の七郎兵衛に申聞かせ、惜彼の脇差をば相返し申候。』七郎兵衛儀商人たるによりて、命をば助け申候」とて、則ち秀頼公より差越さるゝ書簡を、家久が使者持參の處を、本多上野介披露せしむ。

政宗使者をして秀頼より加擔の黒印ありし事を言上せしむ

一、三日、松平陸奥守政宗、途中より使節として山岡志摩、豆州三島へ參著す。則ち御前へ召出さる。志摩言上して曰く、「大坂より右筆たりし和久半左衛門を使として、政宗を頼み思召すの由」にて、秀頼公の黒印を持參す。陸奥守返答に曰く、「兩御所の御恩を何ぞ忘れ奉らむや。秀頼公へ同心の儀思寄らざるの旨を申し、則ち彼の半左衛門儀をば搦捕り差置き候の由」、本多佐渡守正信を以て幕下へ言上に及ぶ。仰に曰く、「最も神妙の由御感」と云々。

諸軍の濫妨を禁止せしむ

一、五日、御先手なりし藤堂和泉守が軍勢共、濫妨狼藉を致し、剩へ放火等の事聞食され御立腹の處なり。諸軍勢へ固く停止せしむべき旨仰出さる。次に本多美濃守枚方邊に陣取り候處に、濫妨狼藉を固く制禁致すの旨聞食され、御感と云々。

三井寺の七僧を捕へしむ

一、六日、中井大和御前に於て申して曰く、「三井寺の本覺坊訴へ申す儀は、照高院御門跡竝に三井寺の僧侶七人、關東を調伏の法を、大坂より頼まれ祈る由」申上ぐるに依りて、御氣色御不快なり。依りて板倉伊賀守に仰付けられ、彼の七僧を召寄せられ、其儀急度穿鑿を遂ぐべき旨仰出さる。

三井寺の法泉院光淨院兩僧の答申

一、八日、三井寺の法泉院・光淨院此兩僧、召に依りて御前に參拜す。金地院を以て仰に曰く、本覺坊が申す處は、照高院門主關東調伏の儀を問はしめ給ふ。彼の兩僧言上して曰く「件の本覺坊事、不義の僧故、寺僧中詮議して一山を追出し候に付き、近き頃は大德寺邊に徘徊仕る由にて候。彼の惡僧、照高院並に三井寺の僧中を惡んで、右の通の巷說を申上ぐるか」と言上す。其上「照高院と三井寺の僧中と不和たるの間、調伏合體の儀はあるべからざる旨」申上ぐる。仰に曰く「件の本覺坊を召出さるべき旨」仰出さる。

家康住吉に著陣

一、十七日、大御所攝州住吉に御著陣なり。今日より供奉の人々甲冑を帶すと云々。

大坂よりの使者を吟味せしむ

一、廿二日、今宵大坂城中鹽江甚介方より、松平武藏守へ兩通の書狀を差遣す。其趣は「諸大名大坂に於て內通あり。武藏守事は大坂へ歸伏あるに於ては、秀賴滿足たるべし。御報に依りて拙者其表へ罷出づべきの旨」と云々。則ち件の使者兩輩を搦捕り、右の書狀を差添へ、住吉の御旅館へ差出す。本多上野介披露す。仰に曰く「右の使者を糺明せしめ、諸大名の內誰々方へ、大坂城中より書狀遣し候や相改むべき

旨」仰出さる。

一、廿三日、淡州の松平宮内少輔忠長陣所へ、大野修理大夫行吉方より一通の書狀を送る。其趣は「日本の諸大名秀頼に對し、内々志あり。早く其旨を存せられ志を通はされば芳恩たるべき旨、淡路の百姓等一揆せしめ、大坂に隨ふべし」と、宮内少輔家老方迄遣はす狀なり。是も彼の使者六人を召捕り、住吉の御陣所へ注進す。

大坂の使者六人を捕へて住吉の陣所に注進

一、十二月一日に、一人の奴を生捕る。年廿四五の男なり。是は後藤又兵衞が與力の奴なり。「城中の儀を尋ぬべき由」仰出さる。依りて其趣共を尋ね問ふ。奴が曰く、「靑屋口の戰に又兵衞が脇に鐵炮中りて苦しむ。痛手故なり。依りて城中の諸人力を落す」と云々。「又同所の戰の時、大野修理大夫乘馬にて出向ふと雖も、佐竹・長尾が大陣競ひ來るに依りて、大野城中へ引退く。然る處に今朝城内燒失す。二時計りと、是れ大野修理が宅より自火」と云々。又鍋島信濃守手より生捕一人差出す。同じく城中の事を問はしめ給ふに、明かならざる故に䏁（はなき）り追放すべき由仰出さる。

大坂方の捕虜吟味

一、三日に本多上野介正純・後藤庄三郎光次、御前に於て文箱を披き一通の狀を讀

大坂城より和睦の書狀披露

む。是は和睦の儀に付いて織田有樂・竝に大野修理方よりの紙面なり。有樂使者は村田吉藏・修理使者は米村權左衛門、右兩使を上野介・庄三郎召連れて披露せしめて、其返翰を渡すとなり。

一、平野の御殿、阿部備中守正次普請を致す處に、小壺一つを掘出す。其壺中に黄金三十兩・金具九塊・南鐐百兩あり。伊丹喜之助康勝持來る。件の金五六十年以前に埋むるかと云々。則ち備中守に給はる。

吉野の一揆

大坂籠城の者の妻子を搦取らしむ

一、四日、吉野の奥北山・熊野の山吏等、年貢を抑留すべき爲め少々一揆を起し、山中に引籠るの由、大御所の御耳に立つ。因つて其近邊の御代官に仰付けられ、「人質を取るべき由」仰付けらる。又、「大坂籠城の者の妻子、奈良にある者共搦め捕るべき」旨仰出さる。中坊左近・小堀遠江守正一等承はる。

蛙合戰

一、六日、甲山邊路次の傍、一二間四方の草深き所に、蛙幾千萬とも數限なく出で、喰合ひ戰ふ事一時計りなり。諸人見物す。誠に寒天の時分奇怪の事なり。

一、七日、昨日の蛙合戰、北と南へ引分かれ鬪ふ處に、北の方の蛙負けて死傷すと云

云。然れば大坂の方角其所よりは北に當れり。依りて前表の旨を考へ、諸人勇み申す旨申上ぐる。

生田宇庵の箭文

一、八日、淺野但馬守陣所へ、城中生田宇庵より箭文を射る。則ち上覽に供ふ。其文に曰く、

某雖レ爲二少身一、纔之依二緣座一、無二是非一今度令二籠城一畢。御和睦儀、種々異見雖レ申、諸浪人不レ折レ我故、聊不レ致二同心一候。依レ此、御報可レ能二出城中一者也と云々。

南部利直薫陸獻上

一、十四日、南部信濃守利直御前に候す。南部の領内に栗の林のある所より薫陸を得て持來るを獻上に及ぶ。安藤帶刀並に與安法印披露す。上意に曰く、「此薫陸何れの地より出づるや否や」御尋あり。與安法印謹んで申上ぐるは、「日本に之ある薫陸と琥珀と同くして、唐のは乳香なり。本草綱目に之ある由」申上ぐる。本朝のは上琥珀と云々。

大坂より和睦の返事

一、十五日、後藤庄三郎光次を召して、先頃仰付けらるゝ秀頼と和平の儀を御尋ねあり。庄三郎御請に曰く、「城中悉く秀頼公母堂の命に従ひ候。依りて御請の儀、女

儀故御返事延引に及び給ふか」と、申上ぐる。其内に大坂より御返答到來す。其埊に曰く、「さ候はゞ仰に隨ひて秀頼の母堂を人質として、江戸へ御越しあるべく候。然らば諸浪人を扶持する事御不自由の間、知行御加恩あるべき由」仰越され候趣を、本多上野介・後藤庄三郎言上す。大御所の上意に曰く、「諸浪人何の忠ありて知行を與へらるべきや。兎角和平の返事延引の段は、寄手の士卒を辛勞せしめむが爲か。且つ又時日を延べ、城中を彌〻堅固に拵へ計策を運すべき謀か。但し來年は乙卯、秀頼爲には吉年の由、占者に考へしむといひ、旁〻計り難き由」仰せらる。

一、同廿日の晚に、「城中の人質を捕らへ參るべき」由、後藤庄三郎仰を蒙る。則ち本多上野介家臣寺田將監を差添へ遣す。有樂・修理の兩息を捕らへ來る。其時修理息の未だ幼稚なるを出す。此時庄三郎怒つて申しけるは、「嫡子をば何とて出さゞるぞ」と、いふ程に、刻移り良〻ありて則ち修理長子大野信濃守年十七歲を出す。有樂嫡子織田武藏守年十九歲を出す。事畢りて兩人の人質共を庄三郎同道せしめ罷歸り、其趣どもを言上す。幼稚の人質を取らざる事を甚だ御感なさる。

織田有樂大野修理家康に對面

一、廿四日、今日織田有樂・大野修理大夫御目見えに罷出づる。此時本多佐渡守・土井大炊助御前に候す。右兩人御服を三領宛獻上す。次に織田武藏守・大野信濃守、同二宛進上す。同時京極若狹守忠高御前に候す。有樂十德、敷困井の内に入る、修理袴に羽織を著して、外にあり。本多佐渡守・藤堂和泉守御前に候して御挨拶に及ぶ。有樂へ仰出されけるは、「先づ城中を罷出で堀を埋め櫓を壞し、平儀の普請を早々急がるべきの旨」仰渡さる。修理大夫首を抱へて退去す。次に今日「長谷川左近藤廣事、堺の政所たるべきの旨」仰出さる。且つ又幕下より江州佐和山を、井伊掃部頭直孝に下さるべき旨、大御所へ伺はしめ給ふ。

家康二條城に入る

一、廿五日、大御所茶磨山より御歸陣、申の刻二條の城へ入御。大坂の城破却の間、將軍家並に宰相殿・中將殿御在陣、本多上野介・成瀨隼人正・安藤帶刀等は茶磨山に留まる。今日有樂・大野修理大夫並に七組の與頭岡山へ參著して將軍家に御目見え。

一、廿七日、大坂の城の總堀・櫓等壞平の由言上に及ぶ。次に「今度諸大名在陣苦勞の段」仰出さる。因つて「公儀の普請等は、三ヶ年御赦免の旨」上意あり。

一、明廿八日巳の刻に御參內あるべき旨、板倉伊賀守へ仰渡さる。

一、同廿八日參內。

一、白銀千兩　一、綿三百把　禁裡へ

一、白銀五百兩　一、綿百把　仙洞へ

一、右同斷　女院御所へ

一、右同斷　女御々方へ

右事畢りて申の刻に還御。

一、同廿九日に富田信濃守が沒收領豫州の內板島十萬石を、伊達兵五郎秀宗に給ふ。

是は政宗の長子、後に遠江守と號す。

玉露叢卷第四終

玉露叢　卷第五

自二慶長二十年正月一至二元和元年十二月一

一、慶長二十年正月八日、將軍家大坂表の城御普請、諸人數を以て總堀を埋むと雖、二の丸の堀四十間・五十間・六十間、何れも石垣なり。水底三間・四間あり。淺き所は二間程あり、早速に普請遂げ難きの由仰上げらる。

大坂城の堀を埋む

一、十二日、大御所岡崎に御留滯。幕下より御使として佐久間河内守・安藤治右衛門參上す。則ち召出され、大坂の城割の儀御尋あり。申上げて云ふ「二の丸の堀存じの外深く幅廣く、土手を引落すと雖、三ヶ一も足らず。二の丸千貫櫓を始め、有樂屋敷其外西の丸竝に修理大夫が家何れも引崩し、右の堀を埋む、其外地形高き所を引きならし埋む由」を言上に及ぶ。

秀頼より家康に使至る

一、十三日、最上駿河守家親、使者鮭延紀伊を以て、白鳥二、黒馬一匹、外に漬蔘一桶、獻上す。（此蔘最上の名物なり。）

一、廿三日、秀頼公より、御使者として吉田玄蕃を以て、御小夜著三つ（二つ染物箔・一つ緋綸子）・御蒲團三つ、（緋綸子 緋緞子）竝に蒔繪の紅梅の御枕掛、以上右の通桐の長持に入れ進ぜらる。次に大野修理自分にて羽二重十疋、吉田玄蕃允鷹の大緒十筋獻上す。

一、晦日、遠州の中泉へ著御、幕下より御使として内藤右衛門佐參著す。則ち御前へ召出さる。幕下仰にいふ「去廿八日に二條の御所を御動座。御止宿は膳所」と云々。大坂表にこれ有る諸大名、去る廿四日・廿五日に御暇下され、面々の國々へ歸陣なり。是彼地の普請成就に因つてなり。然れども「城中の諸浪人は未だ一人も罷出ざる由」言上す。

一、二（三イ）月十五日、大御所へ、秀頼公より御使者として青木民部少輔參上、御前へ召出さる。金襴十卷、竝に秀頼公よりの御書差上ぐる。次に秀頼公御母儀の御妹常光院殿竝に二位局・大藏卿・正永尼御目見　是秀頼公御母堂よりの使なり。右常光院殿

は、京極宰相高次の母公なり。二位局は渡邊筑後守が母なり。大藏卿は大野修理大夫が母、正永は渡邊內藏が母なり。

伊勢踊

一、廿五日より、駿府に於て、伊勢踊と號して、諸人在々所々にて風流を盡す。是勢州より踊り始むるなり。

一、廿六日、成瀨隼人正名古屋に赴く。是は宰相殿婚姻に因りてなり。（淺野紀伊守幸長女。）

禰宜の奸策

一、晦日、伊勢踊頻りなり。大神宮飛給ふ由を禰宜云ひはやらかし、密に唐人を頼み花火を飛ばすと云々。因りて伊勢踊御制禁なり。

大坂國替の交渉

一、四月四日、大野修理方より使者を以て申上げていふ、「大坂御國替の儀達つて仰せらるゝ旨」、常光院を以て仰入れらる。上意にいふ、「其儀に於ては是非なきの由」、御返答と云々。且又伏見町奉行長田喜兵衛一通の書簡を捧ぐ。永井左近大夫竝に後藤庄三郎披露す。大坂以ての外騷ぎ申す故、京伏見迄騷動致すの由注進なり。

一、六日、本多上野介演達していふ、「先づ美濃・尾張・參河・伊勢等の人數、伏見・鳥羽邊迄進發すべき由」となり。

大野修理刺さる

大坂三派に分かるとの風説

一、十二日、板倉伊賀守飛脚到來していふ、「去る九日の夜大野修理が本城より歸るところを、何者とも知れず後より脇差を以て左の脇より肩先へ突出し、一町程馳退き中し候を、修理が郎等ども追駈けて切留むる。僉議していふ、此奴は修理が舍弟の主馬が召仕の僕者の由謳歌すと云々、因て城中諸浪人に至る迄互に心を置合ひ、狐疑ありて騷動す」と云々。

一、同日戌の刻、宰相殿簾中熱田より御輿入れ、供の輿五十挺・馬上の女房四十三人・長持三百棹。宰相殿へ、簾中より白銀二千兩・御服十領、同宰相殿御母儀へ白銀千兩・御服十領·進上なり。

一、十三日、大坂より有樂・同息武藏守參上。且又大坂の諸浪人三つに分かる。組の頭大野修理大夫・後藤又兵衞、一組は木村長門守・渡邊權兵衞・眞田左衞門佐・明石掃部介、一組は大野主馬・長曾我部宮內少輔・毛利壹岐守・仙石豐前守の由なり。

一、十九日、大野壹岐守を召し仰にいふ、「汝が舍兄の修理大夫不慮に手を負ふの由、見舞として相越し、痛手薄手、又何者の所爲承屆け言上致すべし。知れ現るゝに於

ては罪科に處すべし」と仰出さるゝ趣を、大坂へ演達す。

一、廿八日、和州より飛脚到來、告げていふ「大坂の諸浪人共都合一萬餘騎引率して、郡山・龍田・法隆寺邊に出で、今夜子の刻計に悉く放火す。然れども法隆寺堂塔以下は恙なし」と云々。郡山の地頭筒井主殿頭防戰すと雖も、敵大軍故叶はず敗北す。因つて彌、先手相詰むべき仰觸れらる。

大坂方の浪人火を大和に放つ

一、廿九日、淺野但馬守飛脚到來、告げていふ「信達に於て、大野修理が家老北村善太夫・大野彌五左衞門、其外三十餘輩生捕る由」言上す。御機嫌甚だ御快然と云々。

一、晦日、又淺野但馬守使者參著していふ「昨廿九日巳の刻、大野主馬・槇島玄蕃・塙團右衞門を大將として、三千餘騎にて、但馬守陣所の信達の鄕へ押寄せ、卯の刻より午の刻に至る迄挑戰ふ處に、終には大坂勢敗北す。但馬守が郎從上田主水・入道宗古・龜田大隅・田子助左衞門・同家臣左衞門等乘連れて追駈け、塙團右衞門・山内權三郎等と渡し合ひ、以上物頭十二騎、並に雜兵數十人討捕り、上田宗古と龜田大隅、別して高名す」といふ。團右衞門が首、淺野右近家來八木新右衞門討捕る。

一、五月六日に、甲州の住人河野庄左衞門息男權右衞門事、日來御勘氣を蒙ると雖、今度御先手の井伊掃部が手に屬し、一番首を討捕りて、早速御前に持參して申していふ、「今度大坂表に於て、井伊直孝が手に附き、敵を追崩し、城近く迄追討仕り、首どもも餘多持參仕り候由」申上ぐる。此由聞召し、甚だ御快然、則ち御勘氣を赦さるとなり。暫く有りて藤堂和泉守より使者到來していふ、「長曾我部宮內少輔と眞田左衞門佐が人數二萬餘騎と、今日合戰仕り、大坂近邊久寶寺村にて悉く押詰め、追討ちに仕り候處の首數二百四十餘差送る」。又井伊掃部頭手より使者を以て申していふ、「今朝道明寺邊にて、木村長門守・同主計・山口左馬允・後藤又兵衞等が軍勢一萬餘騎、轡を竝べ打出づる處を、直孝引請け相戰ふ時、木村主計引退に付て、先年の長門守・左馬允を始として、屈强の將どもを三百五十餘討捕り申し候。殘兵どもは、玉造口迄引退の由なり。又同人手へ、後藤又兵衞が家士長門守が者を一人生捕るの由注進す。後陣榊原遠江守手へ、首數百三十餘討捕り、神保長三郞儀も首捕るなり。後藤又兵衞をば、道明寺邊に於て伊達政宗手に於て討捕る、則ち大御所平岡の御陣所、

同將軍家御一所の御陣場にて高覽に備ふ。

家康秀忠茶磨山に陣して戰ふ

一、七日寅の刻、將軍家大坂表へ御出馬、同大御所卯の刻に平野天神の森、茶磨山邊迄御動座なり。巳の刻に合戰始り、敵味方入亂れ挑戰ひけるが、既にして大坂勢敗軍す。所謂眞田左衞門佐・明石掃部助・仙石豐前守・長曾我部宮內少輔・大野主馬・槇島玄蕃、次に七組の頭野々村伊豫守・堀田圖書・眞野藏人・伊東丹波守・中島式部少輔・靑木民部少輔・速水甲斐守等なり。味方には、將軍家御先手の本多出雲守・小笠原兵部少輔・同信濃守・安藤彥四郞・松平助十郞・吉田左近・野一色賴母・神保長三郞・奧田三郞右衞門等討死なり。未の刻迄挑戰ひしが、關東勢又少々敗北の處に、其時幕下御自身に麾を取らせられ、無二無三に進ませ給ふを、左右の者取留めしか共、勇み給ふ故、猶更諸軍勢競ひ蒐る處へ、越前少將殿手より、大野修理が宅を放火し給ひけり。因りて其餘煙二の丸に移り、本丸迄殘らず回祿す、扨て討捕り給ふ處の首數を記し高覽に備ふ。都合二萬三千九百九十二なりとぞ聞えける。

大坂落城

軍散じて未の刻、大御所茶磨山に御陣を居ゑ給ふ。將軍家御一所に渡御。此時味方の諸軍勢別して軍忠を盡し候

秀頼と共に死せる人々

旨仰上げらる。大御所仰にいふ、「其儀は御眼前の通なり、先は幕下の比類無き御手柄の段甚だ御感悦遊ばされ、御落涙斜ならず」と云々。畢つて將軍家は岡山に還御と云々。然る處に、同日申の刻城中より、大野修理が郎從米村權右衛門を使として差越す。其口上の趣を、本多上野介・後藤庄三郎を以て云ふ、「大坂城中の諸浪人共殘らず討死仕候。因つて今日姫君城中を御出有て、岡山へ御座の由なり。然らば秀頼竝に母堂其外女中數輩、速水甲斐守父子・拙者父子山里の帶曲輪の(二間に五間)人に取籠め罷在り候。秀頼竝に母儀を御助命に預らば、修理を始め各、切腹致すべき旨」申越し候段、則ち上野介申上ぐる處に、御宥免あるべし、然れども幕下へ問はしむ可き之旨上意あり。已に黃昏に及びければ、右の使者を後藤庄三郎に預置かる。

一、八日午の刻に、井伊掃部頭直孝を召し、仰にいふ、「秀頼父子、其外籠居の族、悉く或は切腹或は生害有る可き旨」仰付らる。秀頼公御生害の時自害せしむる面々、

從二位右大臣秀頼公(春秋二十三歳)・御母堂(淀殿と號す)・大野修理大夫以吉・同信濃守(以吉嫡子)・速水甲斐守守之・同傳記(守之男行年十三歳)・津川左近(武衛殿と云行年廿六歳)・竹田榮翁・堀對馬守・武田左吉・高橋半三

郎（行年十五歳）・高橋十三郎（行年十三歳）・寺尾庄右衛門・小室茂兵衛・土佐庄五郎（小扈従）・加藤彌平太・森島長意（松平藤介兄）・片岡十右衛門。　女中にては、和期御方（伊勢國司親類の女）・大藏卿（修理亮吉が母）・相庭局・右京大夫（秀頼公御乳母）・宮內卿（木村長門守母秀頼公乳母）・於玉（湯川孫左衛門が姉）・二位局（度邊筑州守が母是一女御助命なり）・新參衆には、毛利豐前守・同勘解由（豐前守が舍兄なり）・氏家內膳入道々喜・中方將監（淺井周防が子）・中方半兵衛・眞田大助（左衛門佐が子十三歳）

戰場に於て首ども實檢なり。

一、眞田左衛門佐が首・御宿監物が首、越前少將殿より持來る。　申の刻に大御所茶臼山を出御ありて、戌の刻に二條御所へ著御。

長曾我部盛親虜はる

一、十一日、長曾我部宮內少輔を、八幡邊にて蜂須賀蓬庵從者捕る、二條の御所へ奉る。　則ち西御門前に縛搦めて晒らす。　諸人見る事堵の如しと云々。

秀頼の遺孽を捜索す

一、十三日、秀頼公の御息女（七歳）京極若狹守尋出して則ち注進す。　且又秀頼公の男子有る由、內々聞召し及ばるゝに因つて、尋出すべき旨所々へ觸れらる。

一、同日、中川內膳正・寺澤志摩守參著す。　御所へ召出さる。　兩輩申していふ、「今度の

御合戰に會はざること遠國故、無念の由」言上す。

一、十四日、方々より落人の首六百餘持來る。今日大坂町奉行水原石見守事、二條の御所邊に忍び在るの由訴人あるに因つて、早速藤堂和泉守を討手に遣さるゝ處に、石見守覺悟せしめ相戰ひ、寄手三人を斬伏せ戰死す。則ち石見守が首を西の御門の前に晒す。

長曾我部・以下梟首

一、十五日に、長曾我部事、一條より大路を渡し、六條河原にて首を刎ね、三條河原に於て晒らす。且又大坂伴黨七十二人粟田口竝に東寺邊にて悉く梟首に懸けらる。

眞田幸村の妻捕はる

一、廿日、天野道犬事、大佛邊に於て生捕り、次に眞田左衛門佐が妻紀州伊都郡に忍びて在るを、淺野但馬守召捕つて差出す。黄金五十七枚・來國俊の脇差を彼妻所持す。則ち御前へ差上ぐる。右の黄金・脇差を但馬守に下さる。

秀頼の男殺さる

一、廿三日未の刻に、秀頼公の若君、竝に乳母の男田中六左衛門、共に六條河原に於て誅す。乳母をば御助命と云々。

一、同日、味方の諸將討捕るところの首帳上覽、世上に流布されたる故爰に省（はぶ）く。

直孝高虎賞せらる

一、廿八日、井伊掃部頭直孝・藤堂和泉守高虎、右兩人を御前に召し、金銀の分銅二つ宛拜領す。其上御加增下さるべき旨、將軍家御直に仰出さる。其仔細は、今度大坂表に於て六日・七日兩日の合戰に、軍忠を盡すに付てなり。今日片桐市正且元事

片桐且元死す

病死せしめ候由、駿府より到告す。

一、廿九日、田中筑後守國元より參著、遠國と雖も餘り遲引申云々。

大坂沒收の金銀

一、六日、大坂沒收の金銀の覺

一、金三萬八千六十枚　　一、銀二萬四千枚

右の通、安藤對馬守並に後藤庄三郎改め京都へ持來る。

一、五日、島津陸奧守家久御目見え、白銀五千枚・緞子五十卷獻上す。

江戶大地震

一、八日、最上駿河守家親より飛脚到來して云く、「去る一日午の刻江戶大地震、因つて家破るゝこと夥し。」

一、同日、松平下總守を召し、「大坂邊に於て十萬石領すべき旨」仰出さる。今度大坂表に於て勳功の賞となり。

古田織部殺さる

一、十一日午の刻、古田織部正重然事〔當時數寄棟梁〕伏見に於て切腹を仰付けらる。檢使は鳥井土佐守・內藤右衞門なり。重然が息山城守同罪なり。右父子の科は、今度大坂へ內通せしむるに因つてなり。

一、十四日、淺野但馬守、紀州に於て一揆の棟梁を生捕り來る。

家康參內

一、十五日巳の刻、大御所御參內、御輿の供奉衆三十四輩と云々。

一、白銀千枚　一、綿二百把　進上なり

一、白銀五百枚　一、綿百把　女院御所へ

一、白銀二百枚　一、綿三十把　女御御方へ

午の刻院參

一、白銀五百枚　一、綿百把　進上なり

一、廿日、將軍家二條の御所へ渡御。此時古田織部正が所持の肩衝〔勢高〕幕下へ進せらる。

大野治長堺に送らる

一、廿七日、大野道犬を堺へ遣さる。彼者今度堺の津を燒拂ふに付て、彼地にて誅戮

すべき旨、長谷川左衛門奉る。

一、廿八日、幕下二條御所へ渡御。松平宮内少輔を御前へ召し、備前一圓を下さる。是れ同姓左衞門督遺領なり。

秀頼の遺刀

一、廿九日、秀頼所持の骨喰刀、吉光一尺九寸五分本阿彌又三郎尋出し、則ち本阿彌に下さるゝ處に、又幕下へ差上ぐる。此時黃金百兩拜領す。

新版大藏一覽

一、晦日、大御所前殿へ出御。金地院・南光坊・知積院・勸善院等侍座。今日道春新板の大藏一覽十部駿府より持たせ來る。則ち高覽の所に、文字鮮明にして諸人稱美す。是れ今度駿府に於て、銅を以て字數十萬板行して百廿部に仰付らるゝなり。上意にいふ「一部毎に御朱印を押せられ、諸寺へ寄進すべき旨」仰出さる。

一、閏六月一日、大御所前殿に出御、諸大名出仕す。南光坊申して云ふ「天台宗の外、紫衣を著すべからず。其上僧正に任ず可からず」と云々。此時多門院末席より進出で申して云ふ「御前に於て聊示を申上ぐべからず、既に弘法紫衣を著し給ふ。又高野・東寺・醍醐の僧中僧正に任ずる族、古今連綿たり。何ぞ天台宗に限る可き」と云々。

南光坊詞屈して色を易ふと云々。

一、三日、飛驒國主金森出雲守可重病死。

蜂須賀賞賜

一、四日、蜂須賀阿波守儀、去年以來身命を惜まず無二の忠節を抽んづるの條、尤神妙と云々。因つて將軍家仰として、淡路國一圓御加增に給ふ旨、上野介正純奉はり演達す。淡州は松平宮内少輔領國たりと雖、備前國改補せらるゝ故、此くの如し。宮内少は阿波守が壻なり。

一、六日、河内國八尾の庄の眞觀寺に「寺領千石下さるべき旨」將軍家仰出さる。

本朝文粹を上覽に供ふ

一、九日、織田有樂出仕す。大坂城中兵火の後、茶入・肩衝等多く紛失す。因つて其貌どもを御尋ねなり。次に今日傳長老本朝文粹四部を上覽に備ふ。件の本は、甲州身延より到來す。因つて先日五山の僧侶に仰せて、書寫せしめ給ふ處なり。第一卷目不足の所に、道春京都に於て探り出し、上覽に備ふ。「早速寫補すべき」由仰出さる。又此一卷出來の儀奇特の旨頗る御感に預かる。

一、今日松浦肥前守より、高麗鴨獻上なり。翼黑く、腹白く、觜赤く、足赤かりしと

なり。

松本の山より銀鉛を出す

一、今日信州松本の山に於て、銀及び鉛出づるの由注進あり。因つて「人を遣し掘らしむべき旨」、松平右衛門大夫・伊丹喜之介奉はる。

本多甲斐加增

一、十日、本多美濃守・同息平八郎・同舍弟甲斐守を御前に召し、御意にいふ「今度大坂表にて合戰の刻、美濃守弟出雲守事討死、軍忠の至なり。」因つて出雲守本領上總に於て小田喜の城地六萬石の所を甲斐守に下さる。然れば出雲守女子と甲斐守嫁すべき旨、御内證に因つて、將軍家先日仰下さるに付て、今日右の御禮として出仕す。

子父を訴ふ

一、十一日、伊丹喜之介言上して云「昨日青木石見事伏見に於て切腹仕り候」由、因つて檢使として青木伯耆守忠勝を遣さる。右石見守科は、大坂城内と書狀の取替し仕り候由を、石見守が子訴へ申すに付てなり。

一、十二日、溝口外記父子を御改易なり。因つて南部十左衛門が城内へ走入る由、右外記と十左衛門は緣坐たるに因つてなり。

井伊直孝重賞せらる

一、十八日、井伊掃部頭直孝を御前に召す。上野介言上して云、「掃部頭事、幕下の上

松平定正
伊達政宗
等參議に
任ず

意を以て一昨日侍從に仰付けらる。玆に因つて御禮として奉拜仕る」の由なり。因つて先頃仰付けらるゝ所の下坂が新鍊の新力を掃部頭に下さる。是は去年今歲大坂に於て軍功拔群の故、佐和山近邊に於て長濱領五萬石御加增なり。先日も金銀の分銅拜領、今又官位昇進、猶更御加增、旁〻以て諸人羨み申すなり。

一、十九日、「松平隱岐守定正・松平陸奥守政宗・越前少將忠昌・松平筑前守利光・島津陸奥守家久・藤堂和泉守高虎、各〻宰相に任ず可き旨」仰出さる。右の內、和泉守は四品たるべしと云々。

一、廿日、蜂須賀蓬庵御禮として參著、御刀・御脇差を捧上。松平右衞門大夫是を取傳ふ。上意に云、「早々上洛太儀の由」仰せらる。蓬庵申上げていふ、「阿波守方より使者を以て早速上洛せしむべき旨頻に申越すと雖、風波高きの故少々延引仕り候。扨又淡州は由緒たる國たる處に、阿波守に下し置かれ、誠に御厚恩と存じ奉り、身に餘り謝する處を知らず」と云。仰にいふ、「今度阿波守儀身命を惜まず粉骨を盡し、無二の忠義を抽んづ、其上嫡孫舅たるの條、公達と御同事に思召す」となり。蓬庵上意

を承り、良、暫らく感涙を押へ、漸くと退出すと云々。

一、今日、越前宰相殿・本多次郎大夫、諸大夫に任じ飛驒守と改む。

秀忠參內

一、廿一日、將軍家御參內、辰の刻施藥院に渡御、御膳を獻上す。宰相殿・中將殿同じく御供（とも）。黄金百兩・帷子十領、施藥院に給ふ。巳の刻御參內、主上へ白銀獻せられ、供奉には尾張宰相殿・遠江中將殿・越前宰相殿・大崎宰相殿政宗・井伊侍從直孝・藤堂和泉守高虎（四品）・吉良侍從義滿（御劒役す）・酒井左衞門佐家次・同雅樂頭忠世・土井大炊介利勝・安藤對馬守重信・青木伯耆守忠勝・本多出羽守某・本多大隅守某・內藤若狹守某・水野監物忠元・井上主計頭正就・鳥居讚岐守某・神尾刑部少輔等世・青山大藏少輔幸成・松平下總守清正・本多美濃守忠政・戸田左門氏鉄（欽イ）等なり。午の刻院參、未の刻還御なり。

一、白銀三千兩　一、綿五百把（院御所へ進上なり）　一、白銀千兩　一、綿三百把（女御の御方へ）

宇多郡の城破却
○是ハ松山城ノ事ナル可シ

一、廿六日、和州宇多郡福島掃部助が在城を破却すべきの旨仰出さる。小堀遠江守・中坊左近奉ると云々。

一、廿八日、彦坂小刑部御勘氣を蒙るの條、「御免あるべ歟」の由、增上寺國師御詫言申

上ぐる。仰にいふ、「武家の作法に差出で申さるまじき旨」仰出され、御許容なし。

宗喜生礫の事

一、廿九日、今曉古田織部正家來宗喜事、生礫にして車の上に載せ大道を渡し、其後久しく牢に入る。是は今度大御所出馬に於ては、其の夜島津が從者とともに大坂へ一味して一揆をなし、京中を燒く可き企を致す處に、去る四月廿八日の御出馬延引有りて、五月五日に相定まる。其間に件の宗喜が企て露顯して、板倉伊賀守生捕り數度拷問に及び、白狀に付て、右之通りと云々。

大坂城趾より金及び金器を掘出す

一、七月六日、大坂天守東北の櫓の跡を掘らしむる處に、黃金四十三枚・同竹流しの金十、又・金の盃・金の香爐・金の香箸・金の壺等の諸品どもを、灰燼の中より求め出す。此由を松平右衛門大夫・後藤庄三郎言上に及ぶ。則ち上覽に備ふ。蓋右の金器どもは、秀賴公の母公の翫弄の物となり。仰にいふ「伏見へ持參すべき由」なり。後に下總守に下さると云々、

元和と改元

一、十三日、改元ありて元和と號す。

一、元和元年七月廿九日、御數寄屋に於て、中院源氏物語を讀み給ふ。帚木の卷の由

なり。傳長老冷泉侍座なり。且又今度大坂の落人の中に、源氏物語を講談する女房あり。此女房は、鼓・琴も上手と云々。右源氏物語の筋も、女中方は障子を隔てゝ聽聞せられし。

秀忠源氏物語を聽く

一、晦日、大坂の御簾中關東へ御下向なり。阿茶局、其外女中數百人御供なり。路次の警固は安藤對馬守なり。

一、八月十一日、大御所御出京。今日尾州名古屋に御止宿、此時濃州に於て三萬石尾張宰相殿へ御加增なり。

家康上京

一、廿四日、昨日午の刻に、大御所駿府に著御。仰にいふ「今度大坂表に於て敗軍の輩ども見聞の趣を入札に致すべし。意趣・遺恨・又は贔屓・偏頗之なき旨を誓詞申付くべき旨」仰出さる。

一、九月七日、九鬼長門守より黃金三千枚差上ぐる。是は今度大坂浪人喜多十左衞門雜物と云々。

九鬼大坂浪人所有の黃金を獻ず

一、十二月十五日、豆州三島に渡御。內々三島の西泉頭といふ所に於て御隱居所御

見立の處、成程折柄勝地に付て、來春御繩張仰付けらるべしとなり。

一、當時加賀の白山大權現を武州へ勸請す。往昔の神地には名水の瀧有りつるが、其後彼所館林相公綱吉公の御拜領ありて以來、彼瀧水を庭前の築山の泉水に落し入れんとありしかども、俄に水あせて一滴も落ちざりしとなり。誠に是れ神水の謂にやと、あらたなる御事なり。

玉露叢卷第五終

玉露叢　巻第六

自元和二年至寛永三年

家康死す

一、元和二丙辰年四月十七日、征夷大將軍從一位大相國家康公薨御。御治世十四年或は二年春秋七十五歳

一、同三年二月廿一日に、東照大權現社と勅許ありて號す。

一、三月九日に、正一位を贈り給ふ。

日光山へ改葬

一、十五日、公の御遺命として、日光山へ改葬の儀あり。依りて本多上野介正純・土井大炊助利勝・松平右衛門佐正久・板倉内膳正重昌・秋元但馬守康朝・成瀬隼人正正成・安藤帶刀直次・中山備前守信吉・榊原大外記等從ふ。

東照權現御遷座之記　光廣卿作

そもそも元和三つの年、尊體を日光山へうつし奉らるゝ事は、大織冠を攝津國阿威

山より多武峯に定慧和尚のわたし申されけるためしなり。これ御ぞうのいやつぎにおはします故なるべし。天照大神も、後にぞ倭姫命五十鈴の川上にて鎮坐有りける。をとこ山の御をば行教宇佐宮より、かの和尚の三の衣に宿らせ給ふ。此度は事の樣、御現存の時より、委しく大僧正天海に御神約（託カ）有りて、かくまのあたり導かれおはしますをば、さぞうれしとや見そなはすらむ。いにしへ今さることわり、ゆめたがふまじくなん。しかはあれど、およそ人は此所をさへ離れおはしますを、いかで慕ひ奉らざらんもことわりなり。僧正もみづがきの久しくなれむつび給ふ御名殘りつかのまおぼしわすれず、きさらぎの佛の御別れとても、さかしき尊者悲まずやは。是れ又まことの道に違ふべきにもあらず。まして神體は金輿に奉る。大僧正は御先にぞおはします。

次に山門の碩學、東關の學者、ありつるかぎり參りあつまる。魏々蜀錦をつゞり呉綾を著る、目を耀かし耳を驚かさずといふ事なし。御前（所イ）の御名代には、土井大炊頭利勝朝臣・松平右衛門佐正久・板倉內膳正重昌・秋元但馬守泰朝等なり。騎馬の行粧

から鞍・うつし馬・副・布衣の侍・雜色ざまに至るまで、各、綺羅を盡させたり。御旅所はこなたかなた、新しく作り營まれしも有り、道は江尻より清見を通らせ給ふに、向ひに三保の松原青やかに見わたされて、ゆく〳〵と久能は隔りぬれば、霞ぞ春はと、涙は止まらねど、神輿はをり〳〵とゞまる。浪の關守せきも留むるか、松原のおとりおかふ興津川の大海原に流入るを見ては、四海入海同一鹹味とも、自然流入薩婆若海と觀じ給ふ。田子の浦に打出れば、濱づたひに鹽やく煙一むすびして、雲とやなり霞とやなびくらん。風はなぎわたりて船共浪にうかべり。かゝるをりにもかけぬ日はなしとおもほえず。今日の御とまりは富士山の麓善徳寺なり。砌にちる櫻あれば咲くもあり。是則ち常住の理なるぞや。先初夜の御法事妙香の香、けぶたきまでくゆりみちて、花は四程にぞちりまがふ。梵音は迦陵頻伽の聲恥しく、六つの輪の響は六道の衆生ゝ實に苦を免れぬべゝぞ聞ゆる。大衆の回向ありがたく、涙もせきあへぬぞかし。御布施しな〴〵引きわたさるゝもいかめしや。後夜の御法事には人しづまりて、三月十五夜なれば、有明の月の光えんなり。

僧正おぼしけるは、あれまし、神去りまし、佛も現在現滅のよそほひをしめし給ふは、さしも草さしも御めぐみのあまりなれば、宗門凡夫の利の御名殘りを思ふには、墨の袖もうく計りになん。西行法師の風になびくと吟じ、小野のしげかつが山たちはなれ行く雲とながめしも理りとぞ思へど、思へばかなし。

立ちおほふ霞にあまるふじのねにおもひをかはす山ざくらかな

歌は我が國の陀羅尼とにや。

十六日には、吉原といふ所を過ぎて、浮島が原を通り御坐しますに、萩の燒原のいつしかと、もえわたりけるを見給ひて、春風吹又生ずとくちずさび給ひける。野徑茫々として、境を知らず、頭を回らせば、河水漾々として限りあることなし。かくて三島に著かせ給ふ。供奉の行列昨日にかはらず、六十餘國の人我先きに集ひたるべし。菅笠を脱ぎて、額に手をあて、神輿を拜み奉らぬ人なし。この明神は、大通智勝佛の御垂跡となん申すをば、十劫坐道場佛法不現と誦して、法味をまゐらせらるゝ東照大權現は、忝くも藥師ぼとけの御化現なり。さるにより照于東方萬八

千土のことわりもつくりあはせたるかに、かの御山に光をうつさせおはしますものよと、その頃世の中にいひのゝしりにき。不知夜歷月はすこしかけたりけれど、御法事はよべにことをそへられたり。またの日も此所におはします、とほ道にしあれば、人々のつかれをおぼすを、神の御心を汲みてなるべし。あくれば箱根をよぢのぼり給ふに、えいはず山頭水色うすく煙をたれ、やう〳〵春もくれゆけば、菫など露しげく咲き、うすむらさきのゆかりをかけたてまつる人もあるべしとおもふに、又袖ぬれぬ。からうじて小田原に著かせ給ふ。御法事やむごとなくぞきこえける。十九日も昨日に變はらず。

廿日、小餘綾磯をとほり給ふに、蒼海遙に見渡せば、巖にかゝる浪は雪とまがひ、渚になびく雲は花かとのみと見えける。磯あさりするあま乙女も、玉だれのこかめをむなしくして、この神輿なぞをがみ奉る。さて中原の御殿につかせ給ふ。御法事はいとゞつき〴〵し。これは六所宮あたり近き處なり。それは一國の總社とぞ承はる。東照大權現は西より南より越のしらねのゆきいたらぬ御光やはあらむ。

廿一日、府中の御殿につかせおはします。あくる日も同じ所にてさまぐ〵御法會たふとき事ども有り。

廿三日は、山の端しらぬ武藏野にわけ入らせ給ふ。草より出づるは月のみかは、あかねさす日同じ萱生より影のどかに霞にもるゝ春の眺めえもいはず。友に遲れて歸る鴈のつばさ物あはれなりければ、僧正

おもほえず霞の袖をぬらしけりゆくもかへるも鴈の涙に

堀かねの井は右に見えてとほる。俊成知近水とこゝろにうかぶべし。けふは仙波大堂に逗まらせ給ひて、同じき廿六日迄おはします。此所は昔仙芳仙人開闢し、慈覺大師中興有りて、其後尊海僧正又おこし給ふ。勅額數代の聖跡なども有り。かゝる靈地なれば、是迄論題を出されけるは、一生妙覺となん。問答重難善盡し美盡せり。御證義は固より大僧正殊更に明智巨海をてらし、辯舌懸河を流せり。即故初後不二と判ぜられたれば、ことわりなりぬ。限りなき御功德にもあるかな。法席過ぎて河越の城主酒井備後守さゝげものにあし多く積上げられたるは、山も更に動き出た

るやうに見えたり。此城中は名に負ふみよし野の里なりけり。在五カ世羽林のいつか忘れんと詠みし所、天満大神鎮守なれば、花のたえまに松などみえたり。武藏野の鴈や慕ひきにけん、同じつらに二聲・三聲おとづれければ、

かへるさを鴈や辿りて三吉野の花に心のよるとなくらむ

供奉の中にたのむの風に花のさそはるを見て、

春風を袖におぼえぬもろ人の怨みたゝへよみよし野の花

あまたもらしつ。明くる日は館林を御中やどりにて、佐野につかせ給ふ。下野といへど、船橋もやうけぬらん、はらひみがける玉鉾の、行かふ袖に、春も今はの藤・山吹・躑躅など折りかざしぬ。

廿九日になれば、佐野を一里ばかりゆきて、輿くぼといふところあり。慈覺大師生湯のみ給ふ故とかや。岩船の地藏薩陀左にたゝせ給ふ。かくれなき魔所にぞありける。神輿と申し、貴きかたのお相御坐する僧正の劒章印などおし給ひ、あまたの御警固といひ、何の恙かあらむ。上中下ことなしにとみたを通り、栃木と云ふ所を

過ぎてぞ、音にきく室の八島は見えにける。さるは名高き處にて、俊成・定家の兩卿も、秀歌をや詠じにし、かの御名殘にや、胸の煙も空狹き心地して、涙は水よりもながれぬ。かくて鹿沼につかせ給ふ。けふ一日絶えて春もくれはてにけるよなどいひて、御法事例のやうにあり。聽聞の後、「こよひは各〻彌生の限り惜まん」と、語らひあひつゝ、涙そゝぐ春の盃めぐりゆけば、曉の鐘に打驚かされぬ。

卯月にもなれば、蟬の羽衣に立換へんも、花のかたみたゞならず、「移行く光陰こそ矢よりも早けれ」などいひつゝ、是に同じ三日までおはす。如在の禮奠御法事むつむつの時怠たらず、猶きやうさくなり。

四日には、日光山坐禪院につかせ奉り給ふ。此程大僧正、扈從の人々に遍ねく示しきかせ給ふやう「それ神は混沌の初めを守るが故に、生死の二つの相をとり給はず、六塵の濁にまじはるは、姑らく和光の御結緣なり、しかのみにあらず、かけまくもおほやけより、畏き神號をさけづ參らせられ、又なき一つの位にあがめをがませ給ふ、喜びの上の喜びにあらずや、御門よりはじめて、御家運は久かたの天長く、あら

ねの土久しく擁護しゐまさん事、いちじるし」と。この時各〻ゑみさかして萬歳をぞよばはれける。其中に、

　東より照らさん代々の日の光り山を動かぬ例しにはして

いづれも同じ心ばえなれば、多く記すに筆に遑あらず。かくて佛誕生日に御廟塔に御定座あり。さて十六日に新造の御社に遷御なし奉らんと、議定有りけるとぞ。

以上。

一、五月一日に、大霰降る。

後陽成帝崩御

一、八月廿六日に、後陽成院崩御（在位廿五年）泉涌寺に葬る。此時京の町人の娘（十五歳）なりしが、

　およびなき雲の上なる歎きをも天が下とてぬるゝ袖かな

同時、木下若狹入道長嘯、

　送りすてゝ誰歸るべき麓より四手（しで）の山路の御幸ならずば

一、八月より、住吉の社、竝に天王寺等の御修造あり。

彗星

一、同四年に、頼宣卿、駿府に於て御嫁娶の儀あり。
一、八月六日に六角堂炎焼。
一、同月八日に彗星出る。
一、同五年夏より冬に至りて、東南の雲間に於て、毎夜白氣立つ、牛角の如し。數十丈計りに見ゆる。又彗星出る。火炎の如し。
一、同年に、頼宣卿紀州を拜領す。
一、同六年に、江戸大手御門の石垣を、伊達政宗へ仰付けらる。此時政宗在國たるに因りて、息男忠宗築く。
一、同八年に仰せ出さる條目、

宿直の制

定
一、當番不參の事改易たるべし。
一、番明卯の刻已前罷出る事（輩カ）、其年の知行召上ぐべし。
一、寢番は、酉の刻以後出仕の事（輩カ）、過料として銀二枚。

一、他番と請取渡しの事、相手代りたるべし。

一、同番の儀是又同前の事、附參勤の刻限遲參の輩は過料銀二枚。

一、當番の輩用事なくして他の座敷に罷出る事、過料銀二枚。

一、當番の面々指當る急用有ㇾ之時は、番の頭竝に横目に可ㇾ申斷。左様に無ㇾ之罷出る事改易たるべし。

一、しそくの事、過料銀一枚。

一、夜詰已後、有明其外燈立置候事、過料銀二枚。

一、落書之事おとなは死罪・少人は流罪、本人知れずば其屋敷の番過料十枚。但番衆の多少によるべし。

一、何事によらず御法度を相違候もの、竝に不行儀ものゝ事、或は死罪・或は流罪・又は過料の輕重によるべき事。

一、番頭・組頭諸事不念に申付、若し猥に相勤輩有ㇾ之においては、頭中より過料出すべし。但事によりて重料(科カ)たるべき事。

一、諸ヶ條の內、不二申上一して不レ叶事をば、何時によらず言上致すべし。又毎月晦日には、諸法度善惡之儀披露すべし。但時により年寄共迄（イ无）へも可二申届一事。

一、城中に於て、若黨竝に小者中間、何事によらず御法度を背き、又は不行儀ものの事、本人は成敗、見のがし候者は其所の番の者越度たるべき事、（イ无）其過料銀五枚の事。

右の條々固可レ相二守此旨一者也。

元和八年十一月十五日

秀忠父子上洛

一、同九年七月十三日、將軍家・秀忠公・家光公御上洛。此時秀忠公御見物として泉州堺へ御成り、巳の刻堺の政所喜多見若狹守館へ入らせらる。未の上刻直に大坂へ還御。四五日有りて又家光公同所へ成らせらる。御旅館は右の若狹守が宅なり。

寛永と改元

一、元和十年二月晦日に改めて寛永元年と號す。

一、寛永元年の秋、將軍家光公目黑邊に於て御放鷹ありし時、御秘藏なりける鷹逸（そ）れてければ、御機嫌忽ち變じさせ給ひて、別當なりける實榮に命じ給ひ、御鷹の歸

り來んことを祈らせられければ、間もなく飛歸りて寶前の古松にとまる。大に御感じありて、則ち御手自ら居ゑかけさせ給へば、早速御拳に移る。此時に上意有りて、本堂を御建立なり。同十一年重ねて御再興、誠に明王の利劒の前には、如何なる惡魔外道をも他方に拂ひのけ給ひ、四種の妙句の縛の繩には、可否の二方を分ち、信心至誠の輩には、福壽の幸ひを障りなく授け給ひ、又渇仰の心なき衆生等には、忽ち千罰を加ふと覺えて、冥慮もおそろしく、いと有難き尊像なり。

一、同年、二條・大坂の兩城の御普請を仰付けらる。

一、同二年に、江府の天澤寺を建立。當時は將軍家家光公の御乳母春日局の菩提所なり。開山は前妙心寺渭山劉和尚なりと云々。

一、二月に、奥州の山鳴動す。

一、同年に、忠長卿是駿河大納言駿州を拜領なり。

一、七月十三日に、將軍秀忠公日光山へ御參詣。

一、十一月に、皇女降誕。

上野東照宮建立

一、同三年夏四月より秋八月迄、天下大旱魃にて、江州大半渴し、或は鱗魚水に渴して死し、又草木悉く枯蕤て糸によられしなり。

一、同年に、江府上野に東照大權現の御社を御建立あり。叡山延曆寺に准へて、東叡山寬永寺といふ。院號は圓頓院。

玉露叢 卷第六 終

玉露叢 巻第七

將軍家御上洛記

家光將軍上洛

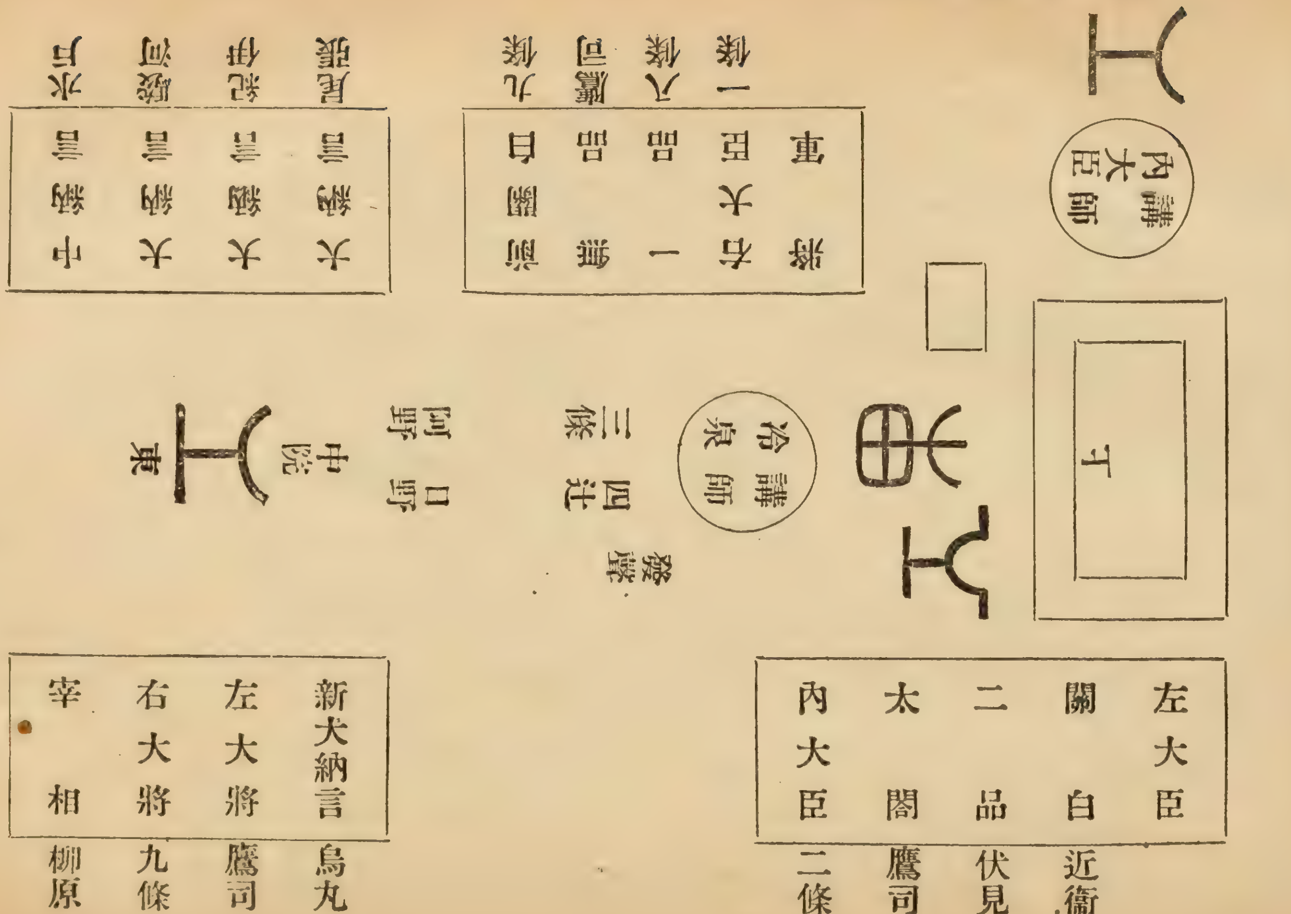
二條城の御歌會

一、寛永三丙寅九月六日に、將軍家の二條亭へ行幸あり。翌七日には舞を叡聞（覽カ）あり。八日には武家の拜禮、夜に入りて御歌の御會あり。其御座配の次第は、繧繝緣の錦の御褥を敷きて、天子の御座とす。高麗緣の疊を回り敷きにして、大臣・宮・門跡・公卿の席とす。戌の刻計りに天皇出御し給ふ。御左の方には、左大臣源秀忠公御著座。御右の方には、右大臣源家光公御著座。御左の次には近衞關白、御右の次には一條右大臣、次に一品、次に二品親王、次に無品親王、次に鷹司太閤、次に二條の內大臣、右の通り大臣・親王の座とす。卿相の座には烏丸大納言著座、次に左大將、次に右大將、次に尾張大納言義直、次に紀伊大納言賴宣、次に駿河大納言忠長、次に水戸

中納言賴房、次に左に柳原宰相、以上十八人列座し給ふ。頭中將基音朝臣燈臺を以て講師の圓座の左の上に置く。次に綾小路高有火を持ちて燈臺の上に置く。次に硯の蓋に懷紙を入れて高倉中將嗣良朝臣の圓座の前に置く。次に內大臣席を立ちて讀師の圓座に著く。冷泉中將爲賴朝臣講師の圓座に著く。冷泉の右の方に四辻中納言、次に日野大納言、次に中院大納言、左の方には三條大納言、次に阿野中納言、次に殿上人四人南の方の簀子に候す。內大臣讀師なれば、柳原宰相懷紙を取りて冷泉に渡す。冷泉講師なれば是を請取りて高く歌を讀む。次に四辻中納言高く發聲す。三條・日野・中院竝に簀子の殿上人歌を付けて諷ふ。次に水戶中納言、次に四辻中納言、此歌は簀子に候する飛鳥井中將發聲す。次に駿河大納言、次に紀伊大納言、次に尾張大納言・右大將、次に左大將、次に烏丸大納言、次に日野大納言、次に三條大納言、次に內大臣、次に前の關白、次に太閤、次に無品親王、次に二品親王、次に右大臣、次に將軍家、次に左大臣秀忠公、將軍家の御歌は、五遍讀畢はりて冷泉退出す。內大臣元の座に著す。關白御製の讀師なれば、座を立ちて上の圓座に著す。時

に三條・日野・四辻・阿野・中院、以上五人少ししざる。關白座にて烏丸を氣色あり。烏丸講師なれば、揖して座を立ちて中の圓座に著す。關白御前に膝行り寄りて、御製を取りて圓座に著し、御詠を披きて烏丸大納言に渡す。高々と讀む。四辻發聲す。七遍諷ふ。其內に烏丸元の座に著く。披講終りて天子入御。時に著座の公卿座を立ちて拜して、又元の如く著座ありて、次第に下座より退去し畢はる。

右著座の次第、


近衞 左大臣
伏見 關白
鷹司 二品
二條 太閤
內大臣
烏丸 新大納言
鷹司 左大將
九條 右大將
柳原 宰相
上
講師 內大臣
講師 冷泉
發聲
四辻 三條
日野 阿野
中院
東
將軍 前關白 九條
右大臣 無品 鷹司
一品 八條
一條
大納言 尾張
大納言 紀伊
大納言 駿河
中納言 水戶

右の節御詠歌。但し七日の御夜會なり。

「竹契遐年」　　御製

もろこしの鳥もすむべき呉竹の直なる代こそ限しられぬ

左大臣源秀忠

呉竹の萬代までと契るかなあふぐにあかぬきみが御幸を

近衞關白左大臣藤原信尋

幾千代をかさねてもなほ呉竹のかはらぬ蔭を誰か頼まむ

右大臣源家光

行幸する我大君は千代ふべき千尋の竹のためしとぞ思ふ

鷹司從一位藤原信房

萬代もかはらぬ色に國民のなびくすがたや庭のくれたけ

一條右大臣兼遐

幾とせも葉がへぬ竹の色そへて君が御幸を契りおくらし

二條内大臣藤原康道

行末の君が榮をよろこびの聲ある竹や千代をならさむ

九條從一位藤原忠道

つきせざる直なるからに呉竹の萬づの國もみな靡く世は

八條式部卿智仁親王

かぎりなき御代に契らん八千歳も常磐かきはの庭の呉竹

高松彈正少弼安仁親王

幾千歳契りおくらし呉竹のよゝにこえたる御幸まち得て

尾張大納言源義直

〔歌缺ク〕

紀伊權大納言源賴宣

我君とよはひならぶる呉竹の葉がへぬ色は千代も變らじ

駿河權大納言源忠長

萬代もともに行幸のかざしとぞけふより契る竹の色かな
水戸權中納言源賴房
しづかなる風のこゝろも萬代も聲なりけりな軒のくれ竹
西三條中宮大夫藤原實條
吳竹の萬代かけてちぎるてふ君が御幸のかぎりしられぬ
烏丸權大納言藤原光廣
千々の秋老いせぬ宿の吳竹に君こそちぎれ大和ことの葉
鷹司息左近衞大將教平
天が下常磐のかげになびかせて君は千代ませやどの吳竹
九條息右近衞大將忠家
末遠き御代にも有るかな川竹のかはらぬ色を君に契りて
藪權中納言藤原季繼
限りなき君が御代なるたぐひもやげに長月の園のくれ竹

柳原参議右大辨藤原業充

色かへぬ松のよはひにならべみん砌の竹のよろづ代の影

右近衞權中將藤原基時

常磐なる松の葉あれどわきてけふ猶ほ萬代を竹に契らん

西園寺從一位藤原實益

君ぞ見む砌の竹のふして思ひおきてかぞふる千代の行末

花山院從一位藤原定照

年毎に根ざしてしげる呉竹の代々の契りを君もしるらん

船橋權大納言總光

植ゑそへて猶ほ契りてよ末遠き汀の竹のよろづ世までを

菊亭權大納言實季

かさぬべき御幸の秋を幾千代もちぎりつゝ見ん庭の呉竹

阿野中納言實賴

すなほなる時は今ぞと仰げなほ代々を千尋の竹に契りて

烏丸參議藤原光質

たえせじな八千歲籠むる呉竹のよはひを君に契る御幸は

冷泉中將爲賴

石清水すめるを時と千代をへん臺の竹もかげなびくなり

清水谷侍從藤原忠定

末遠く萬代までもさかゆらん竹をしるべにしきしまの道

神祇伯雅陳王

君も臣もけふ壽ぎを呉竹の代々にこめてや契り置くらん

勸修寺中宮大進藤原經俊

呉竹のかはらぬ蔭にけふよりの君が千歲を祝ふけふかな

五條少納言菅原爲通

君が代は柳にかふる呉竹のおなじときはの色にちぎらん

北畠權少將源親顯

治れる御代のためしは直になる竹の葉かへぬ色に契らん

中山權中將藤原元親

ふしごとに千歳をこめて此の度は砌りことなる庭の呉竹

日野權大納言藤原資勝

萬代を榮えんやどのゐし竹のみさほを君にかけて契らん

西園寺權中納言藤原公益

契りおかん君が千歳を行末も直なる竹をためしにはして

中御門中納言藤原宣衡

今日よりも君にひかれて呉竹の千尋も猶や千代を重ねん

持明院侍從藤原基定

千代ふべき君が齡を呉竹の行く末かけて猶ほやちぎらん

岩倉具紀

千代に猶ほ幾千代そへて竹の葉の數にやどらん君が齡は
下冷泉少將藤原爲尙

我が君の齡にちぎれ蔭ふかき千尋の竹の千代の行くする
大御門中務少輔泰重

色かへぬ砌りの竹をたよりにて直なる御代の末も久しき
將　長

代々を經て色もかはらぬ吳竹を君が齡のためしとぞ思ふ
庭田少將源重宣

我が君の千代萬代を一とふしにこめてぞなびく庭の吳竹
日野中納言光慶

國民の心と竹も靡きあひて千代を經ぬべき例しをも見む
仁和寺門跡覺源

君も猶ほ契り置きてよ色かへぬ砌の竹にこむる八千代は

大覺寺門跡尊性

色變ぬ竹にけふより契りおきて籠れる千代を君ぞ數へん

竹内門跡良恕

色深く生添ふ竹の代々を經て君がよはひの數を見すらん

青蓮院門跡尊純

あふげ猶ほけふの御幸にあひ竹の直なる君が代々の行末

隨身院門跡增孝

する遠く君になれ見ん治まれる世になびきあふ竹の姿は

信尊

幾千代もかはらぬ御代に契り置きて共に榮えん庭の吳竹

實相院門跡義尊

とことはに變らぬ色の吳竹は代々にや千世を君ぞ數へん

圓滿院門跡常尊

行末をおもふも久しかぎりなきよはひを契る庭のくれ竹

三寶院門跡覺定

庭の面に生ひ添ふ竹の蔭までも君が千歳の色ぞこもれる

西洞院圓空入道

代々ふべき砌の竹や久かたの雲井はるかに契りおくらん

妙法院門跡尭然

今よりの御幸に馴れんふし毎に千代をこめたる軒の呉竹

一乘院尊覺

直なるを君がこゝろにならひつゝ砌の竹も幾千代を經ん

良　光

千歳經る松もしらじな呉竹の世々に宿せぬ君がちぎりは

聖護院門跡道晃

秋津洲の外まで御代を祝ふかな變らぬ竹を例しにはして

照高（尊イ）院門跡道周

代々かけて變らぬ色は呉竹の猶ほ末遠きちぎりならまし

梶井門跡完胤

葉がへせぬ竹をためしに我君の治めしる世の末ぞ久しき

毘沙門堂門跡公海

千尋有る砌の竹の代々を經てかはらぬ色は君ぞ見るべき

以上六十二首

御進物の品々

一、砂金三千兩　一、銀子三千枚　一、御衣三百領（梨子地高蒔繪の長持に入れ三十棹）　一、御手本（道風筆）（金打枝付）　一、紅糸二百斤（油箪唐織）　一、沈の榾（長さ一（〇二イ）間、中の廻四尺五寸あり）　一、蘭絹百卷、色々

一、瑇瑁三十枚　一、麝香（白銀の大壺五つに入る）五斤　一、御掛物（中尊觀音兩脇龍虎）　一、三幅對（牧溪筆）

一、御裝束（御唐櫃二つに入る）　一、御太刀（一文字行平）二振（金襴の袋に入る）　一、御馬十匹（鞍皆具高蒔繪の箱に入る）

一、御寢御道具殘らず色々。　一、花瓶（大白銀なり）　一、獅子御香爐（金也）　一、孔雀御香爐（金也）

前将軍の献品
○金かながひハ金ノ薄キ片ヲ膠ニテ貼附ケタルモノ

一、御香爐銀盤三十枚　一、御硯 四つ之内二つは石なり　一、鶴蠟燭立 金也　一、御臺子二飾 内一つは白銀毛彫あり　一、御茶碗二つ　一、御棗　一、御風爐二つ　金霰 一つは白銀　一、銚子御膳立御一人前 小數七十之内かな色二つ御湯次一つは白銀なり其外は皆金なり　一、白銀御膳立御四人前 右物數同斷。

以上。

右之通、將軍家家光公より御進獻なり。

一、御太刀 菊 一腰 金作、梨子地高蒔繪金かながひの箱に入る　一、御手本 金の打枝付　一、朗詠一部 行成筆　一、子昂の淵明の圖　一、萬葉集二十冊 定家筆梨子地高蒔繪箱に入る　一、御伽羅十斤 白銀の箱に入る長さ二尺輪一尺六寸高さ一尺五寸　一、射香五斤 白銀の棗五つに入る　一、蜜六十斤 大壺二つに入れ、紅の綱かゝる　一、御衣百領 梨子地高蒔繪金かながひの長持に入る　一、緋綸子百卷　一、金子二千兩 長持棹ともに梨子地高蒔繪唐織油箪懸　一、御馬五匹 鞍皆具ともに

右の通、左大臣秀忠公より御進獻なり。

前将軍夫人の献品

一、御衣三十領 長持三棹ともに高蒔繪金かながひ唐織油箪かゝる　一砂金　三百兩

以上右之通、御臺樣より御進獻なり。

一、白銀千枚　一、御小袖五十領。梨子地高蒔繪金かながひ唐織油箪の長持十棹に入る　一、紅糸百斤　一、緋さあや五十まき　一、ひりんず五十まき　一、じやかう二きん　白がねなつめ二つに入る　一、ちんかう百きん　くれなゐのあみに入る　以上

右之通、女院御方へ、將軍家光公よりなり。

中宮の御方へも御同人樣より右之通御進上。

一、御小袖三十領。梨子地高蒔繪かながひから織の油箪長持二さをに入る　一、白がね三百枚。以上、

右之通、女一宮へ、將軍家より進上なり。

一、御小袖三十領。右同斷の長持に入る　一、白がね三百枚。以上、

右之通、女宮へ、將軍家よりしんぜらる。

一、御小袖三十りやう、右同斷長持に入る　一、白がね五百枚。一、しゆす五十まき。一ぢんかう百きん。くれなゐの綱かゝる　一、きやら五十きん。しろがねの箱に入る　以上

右の通、中高御方へ、大御所秀忠公よりしんぜらる。

一、右同目錄の通にて、女院御所へ、大御所より進ぜらる。

一、御小袖廿領。右同断長持に入る　一、白銀百枚。　一、御操の道具。　一、御雛の道具。以上
右の通、女御一宮へ、大御所より進上なり。
一、右同断の御道具。女二宮へ、大御所より進上なり。
一、御小袖三十りやう。右同断長持に入る　一、しや金二十まい。
右の通、禁裏へ、若御臺様より御しん上。
一、御小袖二十りやう。一、しや金二十まい。以上。
右の通、中宮御方へ御同人様より御進上。
一、右同断の目録にて、女院御所・女一宮・女二宮・此御三人の御方へ、右御同人様より御しん上。

将軍より諸方へ進物

五攝家衆へ
一、白銀三百枚　一、小袖二十領　右の通近衛殿へ。
一、白銀二百枚　一、小袖二十領　右の通宛、九條殿・二條殿・一條殿・鷹司殿へ之を進ぜらる。

清華衆へ

一、白銀百枚　一、小袖二十領　右の通、久我殿・西園寺殿・花山院殿・德大寺殿・大炊御門殿・菊亭殿・轉法輪殿、以上七清華へ之を遣さる。

親王家へ

一、白銀二百枚　一、小袖二十領　右の通宛、伏見殿・八條殿・高松殿へ之を遣さる。

右の外、總公家衆・五攝家方の御息達・淸華の御息中へ、白銀二百枚・小袖十二・銀百枚に小袖十、又五十枚に小袖十宛、以上三十人へ之を遣さる。

御門跡方へ

一、白銀百枚に小袖二十領宛、仁和寺殿・勝萬院殿・照高院殿・梶井殿・竹内殿・大覺寺殿・妙法院殿・一乘院殿・智恩院殿・隨心院殿・三寶院殿、

右の御門主方へ甲乙なし。

一、白銀五十枚に小袖十宛、勸修寺殿・圓滿院殿・實相院殿へ之を遣さる。

一、銀五十枚に小袖五・同二十枚に同五、又は三十枚に小袖十、又は銀子二十枚計。

右の通、中將・辨官・二位・三位、或は少將・或は待從・少納言、其外名家昵近の公家中六十人へ之を遣さる。

一、白銀二百枚に小袖十宛、鷹司右大將殿・九條大納言殿へ之を遣さる。

一、白銀十枚に小袖三つ宛、樂人の輩へ之を下さる。同一枚宛樂人廿六人へ之を下さる。

一、白銀五十枚に小袖十領宛、上﨟殿へ、大すけどのへ。

一、右同斷宛、なかへ、大なごんどのへ、長橋どのへ。

一、白がね三十枚に小袖六つ宛、中內侍どのへ。

一、同斷、車折內侍どのへ、宮內卿どのへ。

一、同斷、なかへ、御ちご七人、いよどのへ、　右の女中へ之を下さる。

一、白銀十枚に小袖二宛、なかへ、釆女かみ・おさいへ下さる。

一、白がね五十枚に小袖十、車、なかつかさどのへ、おいまどのへ下さる。

一、白がね五十枚に小袖十、なかへ、おあはの御方へ下さる。

一、白がね廿枚に小袖四宛、なかへ、おまんどのへ、おやゝどのへ。ちや〳〵おちの人へ之を下さる。

一、白銀十枚に小袖三宛、なかへ、おさし・おまき・おふう・ちくご・御物かき山路へ下さる。

一、白がね十枚に小袖二宛、なかへ・おちや・おいわへ下さる。

一、白がね百六十枚は、おするゑ五人と、女嬬九人、ひつかさ四人へ下さる。

一、白銀五百枚は、相殘る總女中へ下さる。

一、白がね五十枚は、中宮御方の女中へ下さる。

○權大納言殿以下ハ中宮ノ女房

一、小袖十宛、車、權大納言どの・新大納言どの・みくしげどの・梅が小路どの・せんじどのへ下さる。

一、白銀五十枚小袖六宛、車、式部卿どの・右衞門佐どのへ下さる。

一、白銀三十枚に小袖六宛、車、中將どの、左ひやう衞どのへ下さる。

一、白がね三十枚に小袖六宛、なかへ、大貳どのへ下さる。

一、白がね廿枚、車、豐前どのへ下さる。
一、小袖四、車、肥後どのへ下さる。
一、同斷宛、なかへ、長門どの・能登どの・信濃どの・右見どの・日向どの・佐渡どの・出羽どの・和泉どの・河内どのへ下さる。
一、銀子五百枚、總女中。
一、同五十枚に小袖十、車、中なごんどのへ。
一、同三十枚に小袖十、車、あぜちどのへ、少將どのへ、おちごどのへ下さる。
一、同廿枚に、小袖四宛、車、侍從どの・べんどの・豐後どの・右近どの・相模どの・備後どの・越前どの・ちんざうすどの・お玉どの・おかつどのへ下さる。
一、同八十枚はお末衆・女嬬八人へ下さる。

女院御所の女中へ被下物の事

一、白銀五十枚に小袖十宛、車、錦小路どの・までの小路どの・こがうどのへ下さる。
以上。

五攝家方・清華・御門跡方へ被レ遣之御太刀の覺

雲次　近衞殿。行平　九條殿。安供　二條殿。守家　一條殿。長光　鷹司殿。守家　烏丸大納言殿。助吉　八條殿。准慶　西園寺宰相殿。信國　伏見殿。信邊　清閑寺大納言殿。次吉　高松殿。守宗　四辻中納言殿。則宗　柳原宰相殿。延壽　花山院宰相殿。行平　日野大納言殿。長老　西洞院宰相殿。助信　伏見殿若宮。來國光　中院殿。守家　花山院殿。來國俊　西園寺殿。助依　中御門中納言殿。兼光　日野。長光　水無瀨宰相殿。長光　烏丸左辨殿。新藤太　中御門殿。西連　白川殿。守家　九條殿若御所。國村　鷹司殿若御所。

以上廿八振。右者七日に於二二條御城一將軍家より被レ遣レ之

一、七日樂

萬歲樂地下六人　延喜樂六人 奈良衆天王寺京衆　りんたい藤姓四人 中院侍從阿野侍從飛鳥井侍從四條治部

青海波二人 四辻侍從西明院侍從　しきて四人 天王寺衆　陵王一人 奈良衆　納蘇利二人 京流　千秋樂 是は樂計也　以上

一、八日は御馬。

一、九日は御能。

山科の新藤（殿イ）

もろこし唐代の巡狩は、政を天が下に施し、我朝北山の行幸は、名を後代に傳へたり。ましてや今は徳澤の厚きこと、重陽に咲ける菊の露積つて、かさね（兼イ）て幾世の淵をあらはし、聖胤の繁きこと、四つの時變らぬ松の色深く、猶も千歳の秋をしる、古今たぐひなき君が代の、目出たかりける時とかや。

三十郎　難波	ワキ　新藤	大　庄九郎	小　新九郎	笛　又四郎	太　左吉
七郎　田村	ワキ　春藤	大　源右衛門	小　長右衛門	笛　長藏	
七太夫　源氏供養	ワキ　權右衛門	大　又四郎	小　新九郎	笛　長藏	
三十郎　紅葉狩	ワキ　春藤	大　庄次郎	小　長右衛門	笛　長藏	太　辰吉
七太夫　道成寺	ワキ　新藤	大　九郎兵衛	小　小右衛門	笛　又三郎	太　惣右衛門
七郎　三輪	ワキ　春藤	大　源右衛門	小　長右衛門	笛　長藏	太　惣右衛門

七郎 藤榮　ワキ 新藤
七太夫 熊坂　ワキ 彦次郎
三十郎 猩々　ワキ 新藤

以上。

大 九郎兵衛
小 小右衛門

大 庄九郎
小 小右衛門

大 又四郎
小 新九郎

笛 又三郎

笛 長藏
太 新介

笛 又三郎
太 左吉

木村孫八郎
桑島孫六郎
松平山城守
松平飛驒守
本多伊勢守
牧野駿河守
松平豐後守
藤堂大學頭
有馬兵部少輔
淺野采女正
水野隼人正
戸田左門
京極修理亮
寺澤兵庫頭
本多能登守
阿部修理亮
高力左京大夫
松平伊賀守
小堀遠江守
有馬藏人
堀因幡守
朽木兵部少輔
川勝信濃守
仙石大和守
土方掃部助

御厩舍人

供奉之諸大夫二行騎馬

×

松平和泉守
小笠原右京大夫
松平周防守
本多下總守
松平河內守
杉原伯耆守
眞田河內守
畠山長門守
黑田甲斐守
岡崎美作守
金森出雲守
前田大和守
藤堂左兵衞佐
井上河內守
土屋民部少輔
京極修膳正
島田越前守
有馬長門守
加々爪民部少輔
三好越後守
佐久間河內守
水野河內守
三浦監物

居飼

那須美作守
竹中采女正
横山土佐守
石河伊豆守
秋月長門守
井上淡路守
堀田兵部少輔
桑山加賀守
土方丹後守
遠山但馬守
溝口出雲守
立花主膳正
本多飛驒守
織田越後守
一柳監物
松下石見守
松浦肥前守
池田備中守
徳永左馬助
木下右衛門大夫
毛利伊勢守
谷出羽守
遠藤伊勢守
片桐主膳正
小出對馬守
木下宮內少輔
島津右馬頭
分部左京亮
稲葉民部少輔
桑山修理大夫
松倉豐後守
伊東若狹守
蒔田左衛門佐
中川內膳正
松平對馬守
加藤式部少輔

×△▲ハ續ク相印ナリ

→×　　　　◁

秋田河內守
溝口伯耆守
織田美作守
太田原備前守
伊東修理亮
小出大和守
稲葉淡路守
加藤出羽守
佐久間大膳亮
青木甲斐守
片桐石見守
平野遠江守
本多播磨守
山崎甲斐守
松佐兵衛
片桐出雲守
加藤式部少輔
桑島越後守
徳永下總守
市橋伊豆守
長谷川式部少輔
竹中丹後守
一柳美作守
桑山左衛門佐
松倉長門守
池田出雲守
戸川佐渡守
小出大隅守
佐久間信濃守
古田兵部少輔
相良壹岐守
關兵部少輔
細川玄蕃守
田中筑後守
日根野式部少輔
內藤豐前守

伊勢次右衛門
長谷川縫殿
内藤傳右衛門
川口長三郎
毛利九郎右衛門
駒井次郎右衛門
跡部民部
永見新右衛門
名古屋外記
溝口三九郎
多賀左近
大久保源三郎
桑山内匠
加藤平内
一色太兵衛

▲　帶刀三十八

松平甚兵衛
徳山五兵衛
佐藤勘右衛門
村上源助
林丹波守
新庄甚介
西尾主水
安藤治右衛門
加藤勘右衛門
能勢小十郎
花房勘右衛門
眞田長兵衛
内藤主馬
能勢治左衛門
北條久五郎

番頭四人

番頭四人

本多甲斐守
岡部内膳正
菅沼織部正
南部山城守
隅島紀伊守
松平加賀守
松平若狭守
水野和泉守
九鬼長門守
本多將監
田中主殿頭
三浦志摩守

酒井雅樂頭　←△

松平越中守
堀市正
成瀬伊豆守
水野紀伊守
松平左京大夫
戸田采女正
石川主殿頭
堀兵部少輔
堀丹後守
三宅大膳亮
黒田市正
織田丹後守

秋山十右衞門　副牛飼　舍人

御車副

權御隨身御牛飼　御榻持　烏帽子著

▲←番長御隨身　御長刀　牛　牛　御車　烏帽子著×

御車副

權御隨身御牛飼　御榻持　烏帽子著

井上清兵衞　副牛飼　舍人

下臈御隨身三人　御厩舎人　副舎人　西川權九郎　御馬副四人布衣三人

×↑御傘　御馬　長刀　尾張大納言　△

下臈御隨身三人　居飼一人　副舎人　細井次右衛門　御馬副四人布衣三人

馬副二人　副舍人　白丁五人　成瀨隼人正　水野淡路守

△↑　居飼　傘持　同著　紀伊大納言　●　同上　駿河大納言　▲

馬副二人　副舍人　白丁五人　竹腰山城守　安藤帯刀

朝倉筑後守　村瀬左馬助　布衣三人　馬副二人　白丁二人

▲←同上　水戸中納言　長刀　仙臺中納言　傘持　同上　加賀中納言

鳥井土佐守　中山備前守　布衣三人　馬副二人　白丁二人

長刀　布衣四人　秋田中將

×↑同上　薩摩中納言　同上　越前宰相　備前宰相　會津宰相　△

長刀　布衣四人　美作中將

馬副四人　白丁四人 傘持　同上豊前少將　仙臺少將　因幡少將　森右近大夫　臼杵侍從

△↑　▲

馬副四人　白丁四人 傘持　同上長門少將　若狹少將　毛利甲斐　井伊少將　柳川侍從

山崎侍從　阿波侍從　伊達侍從　秋田侍從　對馬侍從　出雲侍從　松山侍從

▲↑　×

大野侍從　中務侍從　丹後侍從　織田侍從　安藝侍從　肥後侍從　肥前侍從

烏帽子著四人　　傘持
長刀　松平大和守　松平右近大夫　生駒壹岐守　寺澤志摩守　松平隱岐守
馬副四人　白丁二人

×↑

郡山侍從　長刀　松平土佐守　傘持　有馬玄蕃頭　南部信濃守　水野日向守
烏帽子著四人
馬副四人　白丁二人

松平式部大輔

△↑

松平丹後守

○校者云ふ、此行列には恐らくは脱落せるならん。

一、九月十九日、勅使阿野中納言首頭中將を以て、大御所左大臣秀忠公大政大臣に補任あるべきの旨叡慮之處に、御辭退遊ばさると云々。

一、御一門諸大夫官位昇進之次第

尾張大納言義直卿　元中納言　紀井大納言頼宣卿　元中納言

駿河大納言忠長卿　元中納言　水戸中納言頼房卿　元宰相

加賀中納言利常卿　仙臺中納言政宗卿

薩摩中納言家久卿　越前宰相忠昌卿　元侍從

松平宮内少輔忠雅卿　宰相に任ず 元侍從　松平下野守忠鄉卿　宰相に任ず 元侍從

森美作守忠政　中將に任ず 元侍從　松平長門守秀就　少將に任ず 元侍從

細川越中守忠利　少將に任ず 元侍從　京極若狹守忠高　同斷

上杉彈正大弼定勝　同斷　松平新太郎光政　同斷

井伊掃部頭直孝　同斷　伊達遠江守秀宗　同斷

一、侍從に任ぜらる諸將

仙臺侍従（是松平陸奥守忠宗事なり）　淺野但馬守　京極丹後守　加藤肥後守
鍋島信濃守　松平右衛門佐　松平土佐守　堀尾山城守　加藤左馬助
松平出羽守　松平石見守　松平中務大輔　本多美濃守　松平阿波守

一、四品に任ぜらる諸將

生駒小法師　南部信濃守　松平河内守　藤堂大學頭　有馬玄蕃頭
松平大和守　寺澤志摩守　水野日向守　松平式部大輔　松平和泉守
松平丹後守

一、行幸之節鞍置き馬相出す覺

五匹　尾張大納言　五匹　紀井大納言　五匹　駿河大納言
三匹　水戸中納言　五匹　松平陸奥守　十匹　松平安藝守
五匹　松平伊豫守　六匹　松平下野守　五匹　松平宮内少輔
三匹　藤堂和泉守　二匹　井伊掃部頭　三匹　上杉彈正大弼
二匹　佐竹右京大夫　一匹　南部信濃守　五匹　加藤肥後守

五匹　松平右衞門佐
三匹　島津薩摩守
三匹　松平新太郎
二匹　松平阿波守
二匹　松平土佐守
二匹　本多美作守
一匹　小笠原右京大夫
一匹　水野日向守
一匹　松平出羽守
一匹　徳永左馬助
一匹　京極若狹守
一匹　溝口伯耆守
一匹　池田備中守

四匹　淺野但馬守
三匹　松平長門守
三匹　堀尾山城守
二匹　森　美作守
二匹　生駒小法師
一匹　松平飛驒守
一匹　本多甲斐守
一匹　寺澤志摩守
一匹　堀　丹後守
一匹　一柳　監物
一匹　京極丹後守
一匹　戸田　左門
一匹　加藤出羽守

六匹　鍋島信濃守
四匹　細川越中守
二匹　有馬玄蕃頭
二匹　加藤左馬助
二匹　松平下總守
一匹　松平河內守
一匹　伊達遠江守
一匹　眞田伊豆守
一匹　岡部內膳正
一匹　九鬼長門守
一匹　松平山城守
一匹　松平周防守
一匹　吉田兵部少輔

○人數及馬數各〻總計合ハズ

一匹　小出大和守　一匹　立花飛驒守　一匹　伊東修理大夫
一匹　松浦肥前守　一匹　有馬左衛門佐　一匹　稲葉彦六
一匹　松平式部少輔　一匹　石川主殿頭　一匹　阿部備中守
一匹　酒井讃岐守　一匹　井上主計頭　一匹　永井信濃守
一匹　安藤右京進　一匹　丹羽五郎左衛門　一匹　松平丹後守
一匹　牧野駿河守　一匹　脇坂淡路守　一匹　本多伊勢守

以上　大名七十人
馬數百四十匹

玉露叢卷第七　終

明正天皇御即位の記

後水尾天皇御脱屣

玉露叢 卷第八

御即位記

後水尾院皇女明照院諱興子寛永六年己巳十一月八日受禪御母源和子

寛永七年秋九月十二日御即位の事あり。是は去年の冬、俄に御位を第一の皇女に譲り給ふ事、昔奈良の京にては數代おはせしか共、此平城にうつさせ給ひて後は、八百年に餘りて例し少き御事なり。此事江戸に聞召し及ばれ驚かせ給ひ、本朝は神國にて、天照大神の正しく姫神にて天津日嗣を萬世迄傳へ給ふといへども、久しく稀なる御事共なれば、若し後の代に御外戚の御勢にて斯かる事も有りけるやらんと、いはれさせ給はん名の事々しからん儀を慮らせおはします。いと目出たし。御脱屣(だつし)の叡慮かたくものし給へば、強く諫め給ふに及ばず、兎も角も叡心の儘と思召事になりぬ。武家より禁裏を崇敬し給ふ事他に異にして、頼朝卿より以來雙びなき御事

紫宸殿に即位し給ふ

なり。其上御年もさかりにして、萬機の政をいとはせ給ひ、堯の舜に譲り、舜の禹に譲りし昔は、皆年寄られての事どもなり。然るに今春秋に富ませおはしまして、姑射の雲を眺め、汾水の風を玩び給はんこと、然るべからざる御計ひなりと武家には思召せども、叡心の趣く處は、武家の政正しく明らかに、おほやけを敬ひ給へば、御幼帝の御事にても、其たすけ守りと成給はん事、いと安かるべしとて、遂におりゐさせ給へば、武家にももだしがたく、止む事を得給はず。さる程に豫め今日御即位有るべきに定りぬ。茲に依りて江戸より上使として、厩橋侍従源忠世・佐倉侍従藤原利勝、右兩人入洛せらる。既に其日に及んで、儀式を見侍れば、大極殿の粧を移して、紫宸殿にて行はる。殿中に高御座を立てたり。方一丈三尺計りにて、東西少し長し。三方に階有りて、南方に階なし。其上は鳳輦の形に似て八角に作れり。屋根に八葉有りて、頂に銅の鳳凰あり。或は八葉に皆小鳳凰をすゑて、八角の廻りに鏡を掛くる事もありといへり。中に繧繝縁の疊を敷き、茵二重あり。左右に案あり。劒璽を載せんためなり。紫の帳を廻らし掛けたり。帳の中の後に白き几帳をひく。

萬歳幡

八角の外に縁あり。皆黒漆に塗りてけり。殿前の縁の承塵の壁に、獸形の幔を引き、麒麟・騶虞・天祿・獅子・天馬等の形を畫く。紫震殿南階より八丈計り庭前に、七本の旗を立てたり。金銅烏の幢其内にあり。その東に日像の幢を立て、三足の烏を畫く。其東に朱雀の旗を立て、其東に青龍の旗を立て、銅烏の西に月像の幢を立て、兎と蝦蟇と桂とを畫く。其西に白虎の旗を立て、其西に玄武の旗を立つ。蛇の龜をまとへる形を畫けり。此七本の高さ各〻五丈計りなり。其左右に纛の旗を立てたり。形赤熊に似て黒し。黒毛の馬の尾三十把を以て作れり。今度は麻を黒く染めてかへたり。其南に萬歳の幡を立て、其南に鷹の旗三流を立て、其南に矛五株を立つ。旗の長さ三丈、矛の長さ二丈、東西ともに皆しかり。是は左近衛の陣なりと見えたり。内辨の幄は右近の橋の西にあり。外辨の幄は右掖門の外の西南にあり。右近衛の幄は右掖門の内の東西にあり。左近衛の幄は左掖門の内にあり。左近の櫻の西南と、右近の橋の東南とに高案を二つ居ゑて香爐を置き、其南に香爐を居ゑたり。南門の内の左右に各〻狗犬あり。其北に胡床あり。伴・佐伯の座なりと見ゆ。

夫より北に外辨の標あり。又位記の案・宣命の版あり。纛の旗の北に、東西各〻鉦鼓あり。内辨の幄の南に鉦鼓を居ゑて、其後に兵庫頭の座あり。内辨の幄の外の西に外記官務の座あり。其見えたる處聊か斯の如し。抑〻御即位といふ事は、天子南面の位を受けさせ給ひて、百官萬民に始めて龍顔をまみえさせ給ふ御事なり。昔は代々大極殿にて行はる。繼體天皇の位に即かせ給ふ時は、大伴・金村大連跪きて三種神器を奉りて再拜し、孝德天皇の御時には、大伴長德連金の靭を帶びて高御座の左に立ち、群臣圍繞して天子を拜し奉る。陽成院の御時、大極殿造らざれば、豐樂殿にて即位あり。冷泉院は紫宸殿にて即位あり。後三條院治曆四年の御即位は、太政官の廳にて行はる。是も大極殿回祿の後、未だ造作なき故なり。後鳥羽院元曆元年にも、太政官の廳にて即位し給ふ。されば其所によりて高御座の形も少し不同ありとかや。凡そ其日時は、兼て陰陽頭に仰せて勘へ選ばしむ。又擬侍從・宣命使・典儀・大將代・褰帳の女王・禮服の公卿の人數などを定め、亦御即位の由を伊勢大神宮へ申給はん爲に、奉幣使を立てらるゝこと、神祇官にて行はるゝ儀式あり。由奉幣と

申すは此事なり。今度も勅使を立てらるとぞ聞えし。内辨は二條右大臣康道公なり。束帶して出で、陣の座に著きて揖をなし、座定まつて陣の官人櫛田を召して細聲に仰せけり。官人膝突を敷きて沓を直す。又内記を召して宣命の事を仰す。大内記五條爲適參りて、膝突に居て仰を請けて出づ。少内記宣命を箱に入れて捧出で、膝突に居て内辨の前に置く。箱はつゞらの蓋なり。是を覽箱(らんばこ)と名付く。内辨披きて口の中にて一遍よむ。其間少内記頭を垂れて平伏す。讀畢りて少内記中の柱より東の方へ通りて去る。内辨又右大辨を召す。今日の職事勸修寺經廣來りて、膝突に居て箱ながら宣命を取りて出で、清涼殿に參りて攝政の前に置く。攝政一條左大臣兼遐公、兼ねて束帶して清涼殿の鬼の間に著座す。内覽畢りて右大辨に返す。常には清涼殿の妻戶の下の透間より宣命を入る。内侍取りて奏覽して、又妻戶の下より差出す。今度御幼帝の御事なれば、攝政の内覽計りなり。右大辨是を取り、出でて亦陣の座にゆき、内辨の前に置きて退出す。内辨又大内記を召す。五條爲適參りて宣命を請取りて出づ。此宣命は、今日御卽位の事を百官・萬民に告げき

かしめ給ふ由なり。内辨出でて休幕に入る。今日内辨供奉、隨身・布衣各〻八人あり。內辨は卽位の間の事を司る職なり。休幕は孔雀の間に元は有りしが、今は別殿に有りとなん。大內記參りて宣命を進奉る。則ち宣命使の許へ是を送らる。此間に攝政紫震殿にて規式を見給ふ事あり。左右衞門南門の脇にあり。左右大將代東西に列す。是を華樓陣と名付く。中務省儀衞は近代省かれたりとかや。左大將代は平松時庸朝臣、右大將代は西洞院時良朝臣なり。其禮服は武禮冠・淺紫の闕腋・袍・裲襠・腰帶・白袴・螺鈿細太刀・平緒・胡簶・靴、今度又大口を著けたり。隨身二人、布衣二人あり。裲襠は袖もなき裲襠をいふなり。中將代・少將代の禮服は、深き緋の襖なり。其外大方大將代に同じ。次に近衞の次將南階の東西に列す。左は鷲尾中將藤原隆豊朝臣・櫛笥中將藤原隆朝朝臣・難波少將藤原宗種、右は庭田中將源重秀朝臣・樋口中將藤原信孝朝臣・小倉少將藤原公根、六人各〻胡床に著、其禮服、冠・緌・闕腋服・挂甲・白袴・靴・螺鈿劒・平緒・弓矢なり。內藏・大舍人・大藏・掃部等の官人、各〻威儀を取りて華樓陣の北に列す。左右兵衞・左右衞門・隼人、各〻其屬官を率ゐて列座す。但近代は外衞

の粧をば略せられけるとかや。其次に主殿二人・圖書二人、各〻三山冠を戴き、白絹の服を著し、靑裳・白袴を著て、淺沓をはき、香爐の東西に列座す。凡そ列座する者に兀子あり。床子あり。胡床あり。諸儀仗相備はる間に、內辨の大臣休幕にて禮服を著す。玉冠・深紫の大袖小袖・深縹褶・白袴・絛帶・地紫の長綬短綬縫めあり。玉珮一流・笏・小帷子・下襲・表の袴・赤大口、何れも常の如し。錦の襪・烏皮の沓なり。但冠は位によりて品あり。今度正二位の冠なりとぞ。此時辨の卿相各〻幄に著く。元來遲速の不同なきに非ず。其次に典儀五條少納言菅原爲適、贊者二人を牽ゐて庭上の版に著く。其禮服は外辨に同じ。贊者三山冠を戴き、袍黑裳を著けたり。薄緣の褶・表袴・淺沓をはく。一人は靑袍を著したり。若し諸司遲々する時は、攝政是を促さる。六位外記時至りぬる事を內辨に申す。內辨出でて、幄に入りて兀子に著く。其步行をねり足と申すとかや。外記・官務・兵庫頭等、皆出でて幄邊の床に著く。內辨陣の官人を召して外辨を召す。鼓を打つべき事を上卿に觸る。兵庫頭承りて鼓を打つ事九聲。爰に於て東西の掖門を開く。次に伴氏・佐伯氏五位の禮服を著て太刀を

清涼殿に行幸し給ふ

攝政高御座の粧を催す

帶び、門部三人を率ゐて南門の左右の胡床に坐す。此間に天子清涼殿に行幸あり。常の御衣の五衣(いつゝぎぬ)、裏生衣(すゞし)なり。白精好の單衣御表著、是も裏生衣なり。唐衣御裳、窠にあられあり。纐纈紅の御袴・御扇蝶鳥のかなめ、菊松の花結びの糸の緒あり。此所裝束を改めて禮服を召給ふ。寶冠、是は日形の御冠なり。白服大袖・小袖、裏皆生衣なり。白精好の御褶御裾・御條帶・長綬一筋・短綬二筋・玉珮二流・錦襪・御沓・御笏は象牙を以て作れり。袞龍を召すべき御事なれ共、女帝にてましませば、古代の例しに任せ、白き御衣なりとぞ聞えし。常には禮服御覽の作法あり。職事御禮服を唐櫃の蓋に入れて持ちて參る。攝政伺候し、又然るべき公卿一兩輩仕へ奉る。今度は此儀をば省かせ給ふ。禮服著御の後に御手水の事あり。其役人兼ねては大炊御門と聞えしが、今度は女房勤めらる。此時內辨幄より出で、清涼殿の南階より昇り、暫く鬼の間に伺候し、手洗ひ口すゝぎて朝餉(あさがれひ)へ參り、御前へ近付き、御灌頂の事あり。攝政先立ちに高御座に入りて、事の粧ひを催さる。其次に執翳の女嬬六人、東西に相分れて床に著く。其禮服は摺衣・目染褶・裙帶・領巾・鞋・簪あり。今度繪衣・唐衣・裙

袴著てかんざし色々なり。褰帳の命婦二人著座す。左は女王白川娘なり。王姓の娘を用ふる故に女王と號す。右は典侍甘露寺娘なり。其禮服は蘇芳の大袖小袖褶・領巾・位驗・履なり。位驗は冠の事なり。位によりて品有る故位驗といふなり。又威儀の命婦も床子に著く。今度褰帳・劔璽の內侍・女孺等、五つ衣・單・唐衣・打衣・表おそひ・褶かけおび・裙・打袴著て檜扇を持つ。簪・平釵子・平額・丸額なり。其次に擬侍從月華門の脇より入りて、七本の旗の前を通り、大將代の後を經て、東の階より紫宸殿へ登る。是は左方の侍從三人なり。右方の侍從三人は、軒廊を經て西の階より堂登に上る。左は滋野井宰相藤原季吉・竹內刑部少輔源孝治朝臣・東坊城少納言菅原長維朝臣、右は中山宰相藤原元親・竹屋宮內卿藤原光長朝臣・西坊城少納言菅原遂長朝臣、此六人の禮服大略內辨に同じ。太刀を帶びたるなり。各〻南榮に出で、相揖して廻りて南の庇の西の第二間に到りて、北に向ひて柱の內に入りて、氈上に立ちて相對して揖す。侍從といふは、天子の左右に侍りて、拾遺補闕の職を掌る。もとより其職ありと雖、卽位の時は其一日然るべき人を選びて其代とするによつて

外辨六人

天皇紫宸殿に出御し給ふ

擬侍從とは名付くるなり。或は三位・四位の人を用ひ、或は親王を以て三位の侍從に用ふ。さるによつて親王代とも申すなり。又左右少納言各〻一人を用ふる事もあり。此時伴氏・佐伯氏立ちて門をひらかしむ。內辨兵庫頭に仰せて、刀禰を召して鼓を打たしむ。諸門の鼓皆應ず。此次に外辨の公卿座を起ちて、月華門より入りて承明門の脇を出で、南門より入りて版位に著く。承明門は則ち南門の事なり。常には幢の南の築地の傍を通りて南門より入るなり。日華門を通らず。外辨六人は日野大納言資勝・正親町三條大納言實有・廣橋中納言兼賢・柳原中納言業光・西洞院宰相時直・烏丸宰相光賢、其禮服各〻內辨に同じ。位によりて差有るべし。此內に廣橋中納言今日の宣命使たり。列立の法異位重行なりとぞ見えし。其次に諸司各〻威儀を調ふ。是に於て攝政職事を以て吉時の刻限を申さる。亭午に及んで天子後房より紫宸殿へ成らせられ給ふ。今度淸涼殿を以て後房に用ひらる。其間に筵を道に敷く。御前の命婦左右に相竝びて進み行く。寶劒は左なり。勾當の內侍是を捧ぐ。長橋と號す。神璽は右なり。藤の內侍是を捧ぐ。水無瀨女なり職事たすけてゆく。次に天

天皇高御座に入らせ給ふ

子御歩行にて筵道の上をならせ給ふ。他人此筵道を踏むこと無し。攝政御後に候す。藏人頭園中將基音朝臣御笏の箱を執つて供奉す。先立てる命婦高御座の後の男柱の本に留りて立つ。内侍等後の階より御帳の外の壇上に候す。高御座に入らせ給ふ時、藏人頭御帳の後の帷を褰ぐ。今度は一の釆女・二の釆女の褰げけるとなん。内侍一人此階より登りて、御帳の東より劒を御座の左に置き、又一人進んで璽を右に置き、各〻退下る。或は著御以前に劒璽を置く事も有りといへり。藏人頭勸修寺經廣御沓を取りて階の第一級に置く。此時命婦等退きて北の庇に候す。攝政良の方の圓座に著く。此に於て今日の傳奏清閑寺中納言共房を以て内辨を召す。内辨朝餉より出で長橋を通り、南殿（なでん）の後の妻戸より入りて、高御座の後の階より登り、右に廻りて帳内に入りて、北面して御傳授の事あり。其儀式畢つて内辨元の路を通りて又庭上の幄に入る。兵庫頭褰帳鉦打つべき由を申す。内辨打たしめよと仰す。打つ事三聲。此に於て女嬬右の手に翳を執り、左の手に扇を持ち、母屋の東西より斜に南に出で翳を立てたり。長翳・短翳次第に竝べり。翳とはまぶしのことなり。

翳をさゝぐることは、宸儀たやすく見えさせ給ふまじき爲なり。長き團扇のやうなるものに柄を附けて、高くさしおほふなり。褰帳二人東西の階より登りて、南の欄干の内に進んで御帳を褰ぐる。八文字の形に開けり。褰げ畢りて座に歸る。執翳の女孀元の路を經て退きて座に歸る。下﨟先立ち退く。今度紫宸殿の緣の東西に、翳三本づつ承塵によせかけて立てたり。此に於て宸儀始めて見えさせ給ひて、人々龍顏を拜し奉る。執仗の官人警を稱す。先きを追ふ事なり。式部面伏し、禮服の群臣磬折す。腰を屈むる事なり。此時主殿立つて火箸を以て火をいけ、圖書立つて香合を開きて三度香を焚く。其烟天にのぼるは、位に卽かせ給ふことを告ぐる燒香なり。漢帝卽位の壇にて、柴を焚きて天を祭れるも此心なり。今日天氣快く晴れて、九重の雲も色を增し、吹く風暖かにして春の如くなれば、左近の櫻も時ならず花咲く樣に覺え、右近の橘も禮服束帶の人の袖の香やらんとあやしき程なり。ましてて目前の紅葉も、折から今一入あざやかに見えたり。寔に天に叶はせ給ふ御卽位なりと、人々崇め奉る。次に典儀再拜す。贊儀なり。贊者は典儀を助くるも

御即位宣命

群臣再拝す

のなり。群臣再拝す。武官は拝せず。内辨は始めより立つことなし。次に宣命使版に著きて開き讀む。黄紙を以て是を書けり。詔にいふ。

現神度大八洲國所知須天皇我詔旨良方止宣勅乎、親王・諸王・諸臣・百官等・天下公民衆聞食度宣。掛畏岐平安宮爾御宇志倭根子天皇我宣此天日嗣高座之業乎、掛畏岐近江乃大津乃宮爾御宇志天皇乃初賜比定賜法隨爾仕奉度仰賜比授賜布大命乎受賜利恐美受賜利懼美進毋不知爾恐美久坐度宣天皇勅乎衆聞食度宣。然皇度坐氐天下治賜君者、賢人乃良佐乎得氐之天下乎者平久安久治賜物爾在度奈牟聞食須。故是以大命坐宣。朕雖拙劣親王等乎始氐、王等臣等乃相穴奈比奉利、相扶奉牟事爾依氐、此乃仰賜比授賜倍留食國乃天下之政者平久安久仕奉倍志度奈牟所念須。是以正直之心氐天皇朝廷乎衆助仕奉度宣天皇勅乎衆聞食度宣。

此宣制一段にて群臣再拝す。又一段に到て群臣再拝す。今日もよめるていのよしなり。詔も宣命も宣制も皆天子の仰をいふなり。此時武官共に立ちて旗を振りて

萬歲を唱ふ

萬歲とよばふ。宣命使元の列に歸る。此次に式部・兵部、位記案に著く。位記を敍人に授くることあり。今度は此儀なし。典儀再拜す。替者從ふ。群臣又再拜す。旣にして左の侍從代滋野井宰相藤原季吉傍行し、膝行し逡巡し、進んで御前に向ひて笏を引きて、禮畢と唱ふ。其聲高長なり。是は今日の大禮事畢りぬる由を奏すとなり。唱畢りて退きて元の如く列立す。兵庫頭座を起つて、御帳を垂るゝ鉦を打つべしと申す。內辨打たしめよと仰す。此に因つて鉦師をして打たしむ。女嬬進んで翳を捧ぐる事始めの如し。命婦進んで御帳を垂るゝこと亦始めの如し。諸伏官蹕を稱す。是も先を追ふことなり。褰帳の時に警を稱し、帳を垂るゝ時に蹕を稱するは、天子出時に警し、入時に蹕するの儀たり。命婦・女嬬又本座に歸る。此

天皇入御し給ふ

に於て天皇後房に入御し給ふ。出御の儀の如し。御笏を攝政に給ふ。攝政取りて藏人頭に持たしむ。藏人頭御沓を奉る。內侍進んで劒璽を取つて供奉する事始めの如し。兵庫頭起つて刀禰(とね)退るの鼓を打たんと申す。刀禰とは六位をいふなり。內辨打たしめよと仰す。鼓師鼓を打つ事九聲、殿下の鼓・諸門の鼓皆應ず。「外辨退出

将軍使を遣して御即位を賀し奉る

し、擬侍從退下る。命婦・女嬬等退入る。內辨退出せらる。群臣罷去る。伴・佐伯の兩氏門を閉づ。掃部案を撤す。諸衞鉦を打つ聲を聞きて各〻陣を解く。今日九條・鷹司兩傳奏、三條內府・中院大納言、其外月卿雲客簀子に徘徊して拜し奉る。又衣被（かつぎ）の女房殿中に集まり集ひて、我先きにと拜し奉る。御即位の次第は公任の記・行成の記・江次第並に一條兼良（かねら）公の筆記にありと承る。厩橋侍從・佐倉侍從もひそかに參りて拜し奉らると云々。板倉侍從周防守重宗は京兆の所司代なれば、士卒に命じて警固せらる。見物の貴賤庭上に充滿す。退散の後、厩橋侍從忠世・佐倉侍從利勝・周防守重宗、施藥院にして裝束を改め內裏へ參らる。兩傳奏先づ入りて奏す。今度の御即位を賀し申さるゝ將軍家よりの御使、厩橋侍從進み參らるゝ。常の御太刀に御馬代白銀千兩進らせらる。院へ常の御太刀・御馬代白銀五百兩、皇太后へ同五百兩進らせらる。大相國の御使佐倉侍從參らる。御進物の目錄何れも前に同じ。此外白銀千兩女官中へ配り給ふ。皆是慶長十六年の例なりとぞ聞えける。厩橋侍從・佐倉侍從、天盃・天酌賜はり退出せらる。尾張大納言の使者竹腰山城守、紀伊大納言

の使者安藤帯刀、駿河大納言の使者鳥居土佐守、水戸中納言の使者中山内記、皆上洛して各〻傳奏を以て進物を捧げらる。其外諸大名御悦びの捧物あり。官位の尊卑によりて差あり。乃至食封十萬石以上の人悉く皆捧物を奉る。いともかしこく目出度し。翌日中院大納言を革めて日野大納言を傳奏とす。三條内府は元の如し。此月廿七日勅使兩傳奏、衣冠にて厩橋侍從・佐倉侍從の許へ立向ひ、名作の御太刀並に寮の御馬を各〻へ賜はりければ、兩侍從も裝束を裝ひて對面し、其たまものを戴きて辱くもかしこまりを申さる。其主を敬するの餘りは其使に及ぼすの禮儀なるべし。昔唐の女媧氏は、伏羲の妹にて天下の主となり、宋宣仁皇后は、簾外の政をきゝ、我朝の神功皇后は、譽田天皇を守立て給ひ、上宮太子は推古天皇のたすけとならせおはせしより、淡海公・忠仁公・昭宣公などに至る迄、一人に師範として四海に儀形たる先蹤多かりといへ共、今度武家御謙讓の御心いとも貴き御事なり。然るに斯く目出たき御即位の時到り、自ら天より捧奉らる文も武も備りて、國家を治めおはします御威名の彌〻天地と久しく傳はり、日月と鎭に照し給はん。げに目出た

かりし事どもなりと、人皆申しあへりけり。〔御即位記終〕

一、寛永七庚午年九月十二日に即位。人皇百十代女帝御諱興子。登祚の御時は八歳にならせ給ふ。是前帝の姫宮なり。

高野山炎上〇高野ノ焼ケタルハ十月ノ事ナリ

一、同月高野山炎上。次に四月織田常心（眞カ）卒去。

一、同八年三月、甘露降る。同十九日に亦灰降。四日より廿一日迄、天赤き事赫の如くなり。

秀忠薨ず

一、同九年壬申正月廿四日に、秀忠公薨御、春秋五十四歳。台徳院殿と號し奉る。此時森川出羽守重俊追腹なり。

遺物を諸臣に遣はす

一、御一門方其外諸大名衆及び御旗本中へ御遺物あり。所謂（いはゆる）、

一、銀子一萬枚宛　松平肥前守利常　松平陸奥守政宗へ

一、同五千枚宛　越前宰相忠昌　松平宮内大輔忠雄　佐竹右京大夫義宣

上杉彈正大弼定勝　細川越中守忠利　松平長門守秀就　加藤肥後守忠廣

淺野但馬守長晟　松平右衞門佐光之　京極若狹守忠高　鍋島信濃守勝茂
藤堂大學頭高次　加藤式部少輔明成　松平新太郎光政　以上十四人
一、同三千枚宛
生駒壹岐守高俊　松平越後守光長　松平阿波守忠英　松平土佐守忠義
有馬玄蕃頭豐氏　寺澤志摩守廣高　南部信濃守利直
以上七人
一、同二千枚宛
毛利甲斐守秀元　丹羽五郎左衞門長重　京極丹後守高廣
宗對馬守義成　立花飛驒守宗茂　伊達遠江守秀宗　以上六人
一、同千枚宛
松平出羽守直政　松平石見守輝澄　以上二人
一、金子五百兩
細川三齋へ
一、銀子五百枚宛
松平大和守直基　松平右近大夫政繩　松平土佐守直富
中川內膳正　黑田甲斐守長興　一柳監物　稻葉民部少輔一通
古田兵部少輔　松浦肥前守鎮信　池田備中守　加藤出羽守泰興
稻葉淡路守　有馬左衞門佐　以上十三人

一、同三百枚宛　黑田市正　金森出雲守　松倉長門守
片桐出雲守　山崎甲斐守　木下右衞門大夫　島津右馬頭
秋月長門守　織田出雲守　小出對馬守　龜井大力
大村松千代　遠藤伊勢守　本多因幡守　分部左京亮
市橋伊豆守　毛利伊勢守　織田辰之助　京極修理亮
戸川土佐守　以上二十人
一、同二百枚宛　五島淡路守　桑山左衞門佐一直　片桐石見守貞隆
久留島越後守　青木甲斐守一治　小出大隅守　土方木工助
平岡石見守　織田丹後守　蒔田權之助　長谷川式部
建部三十部　池田內藏助　伊藤丹後守長實　織田越後守
谷大學頭　以上十六人
一、中宮御方へ、金二千枚・銀二萬枚　一、高田御方へ金一萬兩・銀一萬枚
一、天樹院殿へ、金五萬兩・銀二萬枚

一、金子百枚　松平新太郎母儀へ

一、金二百枚
一、銀千枚　松平越前守忠昌内室へ

一、金二百枚
一、銀千枚　松平長門守秀就儀へ

一、右同斷　松平阿波守忠英母儀へ

一、右同斷　京極丹後守高廣内儀へ

一、金子百枚　松平土佐守忠義内儀へ

一、右同斷　有馬左衛門佐内儀へ

一、右同斷　市場どのへ

一、右同斷　小出大隅守内儀へ

一、金二千兩　尾州相應院殿へ

一、右同斷　水戸賴房卿御養母儀榮勝院殿へ

一、金子二百枚　常高院殿へ

一、同百枚　晴雲院殿へ

一、同千枚　同人内室へ

一、金二百枚
一、銀千枚　加藤肥後守内室へ

一、金百枚
一、銀千枚　細川越中守忠利内儀へ

一、右同斷　松平右衛門佐母儀へ

一、右同斷　加藤式部少輔明成内儀へ

一、金子百枚　有馬玄蕃守豊氏内儀へ

一、右同斷　大久保加賀守母儀へ

一、右同斷　毛利甲斐守秀元内儀へ

一、右同斷　鍋島信濃守勝茂内儀へ

一、金二千兩　紀州水戸御兩所の御母儀養珠院殿へ

一、右同斷　一位どのへ

一、同百枚　中務祖母良雲院殿へ

一、銀子二百枚　おまんどのへ

一、銀子二百枚　おふうどのへ　　一、高松殿簾中へ　金子千枚・銀千枚
一、金百枚　九條殿簾中へ、　　一、九條大將殿簾中へ　金千枚・銀千枚
右之通、御遺物竝に御旗本中へも領知の御遺言有りしとなり。可ㇾ尋ㇾ之。

家光日光社參

一、同九年四月十一日、將軍家光公日光山へ御參詣、同廿三日還御。
一、同年仙臺より始めて穀船江戸へ廻はる。今年仙臺にて米相場金十兩に付きて五石四斗充(づつ)なり。

小田原大地震

一、同十年正月廿日、相州小田原大地震、人馬多く死す。

上野に聖堂を創む

一、同年武州上野に於て先聖堂を創す。

玉露叢卷第八 終

玉露叢　巻第九

家光公御上洛記（寛永十一甲戌年六月廿日）

廿日江戸を發す

天が下扶佐し給ふ御政をうけ繼がせ給ひ、御代穏かに民豐かにして、吹く風枝を鳴らさぬ寛永の頃ほひ甲戌の年、右大臣家光公御内參おはすべしとて、始めて都へのぼらせ給ふ。その綺羅を磨きたてたる供奉の粧ひ、蒻次をたゞせる行列の規式を誌さんとするに、筆のたてどを忘る計りなり。然るに見物の貴賤衢に拜伏して、膝を入るべき寸の地も無かりけり。斯くて數十（一本ニナシ）萬の大小名・旗本の諸役人引きもきらず、水無月の中の十日に江府の柳營を出御ならせ給ひ、鄙の長路の御慰に、其所々にしておほん口ずさみの御詠歌有りしを傳へ承り、幸ひと書記し、是を袖に包みて折々拜し奉るに、さながら心もすゞしく成侍りけるにこそ。廿日の晩方に

は神奈川御殿に著御有りて、

旅とてもいづくも同じ我國のへだてはあらじ照す日の本

廿一日は藤澤の御旅館にて、夕立の降通る其氣色を上覽ありて、

ひと通り降る夕立の雨はれてこゝろすゞしき夕暮の空

廿二日、大磯より晝の御中やどりを出でさせ給ふ。御道すがら海邊の眺望を御覽有るに、汀の松蔭うつりて浪にうかべるさま、いと興有りければ、

うつす繪もおよばぬ山の海かけて松に波こす浦の眺は

小田原城に入る

同じき日の暮つかた、小田原の城にいらせ給ひ、たへぬ暑さに端居させ給ふに、をりしも庭の白洲に水そゝぎ侍りけるが、御前間近き若き人々水かけくさのたはれ事にぬれそぼちければ、その有樣どもを上覽ありて、

空に知らぬ夕立ふらす庭の面に暑さ忘るゝけふの夕暮

廿三日は、人馬の足を休めさせ給ふとて、小田原に御留座有りけり。此夜とりどりに御物語など申上げ宿直仕りし次でに、上意有りけるやうは、「高き賤しき人を別か

箱根を過ぐ

久能山に詣づ

ず、時にしたがふ習ひにて世を過ぐすなり」と宣ひて、則ち其心を御詠吟なり。

心あるも心なき身もおのづから時に習へる人の身のはて

廿四日、箱根路を過ぎさせ給ふとて、

こえ侘ぶる道も嶮しき箱根山跡はいつしか遠ざかりゆく

廿五日、三島の御殿に著御。御旅行の御道すがら、浮島が原より田子の浦の眺望を眺めやらせ給ひて、

田子の浦に鹽汲む蜑の袖濡て乾日もあらぬ身の業ぞ憂き

廿六日、朝まだきより、蒲原の御假殿を出でさせ給ふ。折から清見が關の古へをおぼし召し出でさせ給ひて、

清見潟關はむかしの名のみにて浪のせきもる月の影かな

そこを過ぎさせ給ひて、それより久能へ御參り有りけり。此所に御當家の守護神代をてらし給ふ御誓ひあらたなるに、殊更御尊崇なほざりならず。東照權現ゐますが如くなりければ、御信感のあまり、神前にして幣とり〴〵に手向けさせ給ひ、御拜

宇津の山
大井川

禮事終りてかくぞ詠じさせ給ふ。

東よりてらす光の神ごころけふまうでする久能の社に

同じき日、駿府に著御ならせ給ひ、彼の名山の富士の高根を間近く見そなはし給ふべしとおぼしけるに、其日は彼の御山に、殊に八重雲かゝりてければ、山の姿さだかならざりければ、ほいならずおぼされて、「翌日も此處にしも御留座あるべき」との上意にて、かくはつらねさせ給ひけり。

思ひこし駿河の富士の雲に隠れ山の名殘にけふは止まる

廿八日、宇津の山を越えさせ給ふとて、御供の人々も日を重ねける長途の疲れにや、いとねぶりがちなるを上覽ありて、

旅つかれ蘿の細道たどり行く夢にぞ越ゆる宇津の山邊を

又はかくもあそばしけるとなん。

旅つかれ宇津の山邊のうつゝにも夢にも越ゆる蔦の細道

廿九日、駿河の田中の御殿を出でさせ給ひ、大井川にのぞませ給へば、常よりは水

あせて、早瀬もよどみければ、

　大井川漲る水も世につれてしづけき御代の流れなりけり

是より小夜の中山にかゝらせ給ふに、まだ末遠き行程の程を思召し續け給ひて、

　遙々と行くても終てぬ都路をけふたどりゆくさよの中山

そこを過ぎさせ給ひて、掛川の城に入らせ給ふに、城主さまぐ\にいつきかしづき奉りけり。「けふは水無月のはらへする日なりけり」とて、

　水無月の名越の今日のはらひして世のうき事を流す掛川

濱松に著す

文月の一日の日、濱松の城に著御なる。「けふ初秋なれども、さやかに見えぬ初風の音づれも、秋(夏カ)はてゝかへりける殘暑哉」との給ひて、

　一夜あけて秋は來ぬれど音にのみ暑さぞ殘る夏の名殘に

主の何某宿し奉る。 御式法共事過ぎて後、御涼所の高殿に渡らせ給ひ、此所は御先祖の御居城にして、台德院殿御誕生有りし由をおぼしめし出だされて、

　二葉よりそだちし松の千代をへて變らぬ御代は濱松の風

時にあはせ給ひ、世におはせし事こそ、いかばかりの御果報そのまゝあらはれさせ給ひ、御いつくしみの淺からぬをおぼさるゝのみにあらず。なべての御孝行の御志深かりければ、御尊靈にとこしなへのおん祭事、是彼に善美を盡くさせ給ひ、よき御ついでなればとて、當國に跡をたれ給ふ五社の明神・諏訪大明神は、故相國台德院殿の御氏神なれば、「御參詣あるべし」と仰出だされ、翌二日の早旦に御社參有りて、新加の神領をそこばくよせられ、則ち兩社の祝(はふり)に御書出しを下されけり。誠に有りがたかりし次第なり。御奉幣事終りて還御の折に臨んで、御法樂の御詠歌。

秀忠の靈を祭る

たらちねのうぶの社に詣うでつゝ今改めていのる誓ひは

同じき二日に荒井の入海を渡らせ給ふとて、

音にきく名こそ荒井の浦風にけふはのどけき浪のうち海

三日の日の曙に、吉田の御館を出御有りて、赤坂より山中を過ぎさせ給ふ程に、朝日影のほのめける氣色を上覽有りて。

程もなく夜はいつしかと赤坂の月ほの〴〵と出づる山中

名古屋

彦根

四日、岡崎を出御有りて、音に聞きたる矢矧の橋を過ぎさせ給ふ。仰せに曰く、「近き邊りに名にながれたる八橋といへる名所有るべし」と御尋有りければ、謹んで御請申上ぐる。「今はその澤に杜若のみ侍りて、橋杙だにさふらはぬ」と申上げければ。

八橋や橋は昔になりぬれどのこるは澤のかきつばたかな

五日は名古屋に御逗留おはしましければ、御城主のおんもてなし事もおごそかにして、二の丸の靈神の御宮居をかう〴〵しくあがめさせ給ひ、其砌に山水を落させて、所々の殿々金銀をちりばめ給ひ、誠に數寄の勝地どもなり。御社參のおんかへるさに、そこ〳〵へおはしまして、人々に三寸(みき)給はり、御機嫌なゝめならずして、六日名古屋を出御有りて、萩原の宿を過ぎさせ給ふとて、

折にあひて所を聞けば萩原の秋のはじめの旅のゆくする

七日の暮つかた、彦根の城の内殿に入らせ給ひて、おん夕涼の折しも、二つのほしのおん手向し給ふとて、

秋の夜の千代を一夜になさばやないかに今宵は思ふ七夕

八日は永原に著かせ給ふ。御道の末に見えたる鏡山を上覽有りて、取あへさせ給はで詠じさせ給ふとぞ。

旅つかれ身はやつれけん鏡山面がはりする影はうつさじ

九日はいとゞしく殘る暑さに風さへたえて、さゞなみ寄するにほの海づらも閑なりければ、やばせより御船にめさるゝとて、

浪風ものどけき今日は水海のやばせの船の船わたりして

十日は膳所の城に御止宿有りて、十一日には都へ入らせ給ふ。其行粧巍々堂々としていみじかりけり。おん供の人々、綾羅錦繡あながちに飾るとにはあらねども、いとつき〴〵しき粧いへば更なり。殊更馬・物具等はこともおろかにして、一入目ざましき見ものなり。さゞなみ寄する粟津が原より、打出の濱・大津の浦の浪かけて、湖水にうつる朝日影も、光をみがくかと覺えたり。御行程のちまたは、都鄙の貴賤・老若・男女かうべをうなだれ、道路にみち〳〵たり。逢坂の關山を越えさせ給ひて、都近くなりしより、なほ〳〵時めく人々を高覽有りて、

二條城に著す

○ひだん 不審若シクハ左カ。サレド家光ハコノ時既ニ左大臣ナリ

いつしかとけふ逢坂の關越えて時に色めく九重のうち

おん關迎へし奉らんとて、月卿雲客・諸司の人々、在京の大小名、又は洛中・洛外の町の長等、こゝかしこに蹲踞して台顏を拜し奉りぬ。日も既に亭午にのぼる時しも、二條の御所に著御成りぬ。高下萬歲をよばひ、誠に千秋の松平らかに緑を含み、さざれ石の苔むす巖の影に遊ぶ鶴龜も、時を得がほの有樣なり。都なれどもすみやうかれさせ給ひけん、東の御所をおぼしめさせ給ふと上意にて、

名に高き都のうちも何ならず我が故鄕によもまさらじな

さて御內參り十八日と定まりし。其日の前日に院宣數度に及んで勅定有りけるは、「三代の武將に備はらせ給ひ、天下を掌にとらせ給ふより始めて、朝廷に御參りといひ、前の二代(ふたよ)の相國の嘉例といひ、此度ひだんのおほひまうちぎみの御位にすゝませ給ふべし」と有りけれ共、其器にあらず。まして冥慮を深く愼ませ給ふ御心いと深ければ、しひて辭し給ひぬ。これ盈てるをば虧き、盛んなるは衰ふるといふ道理を能く知ろし召されける故にと人々讚美し奉りぬ。

地子錢を免ず

江戸西丸焼失

大坂堺奈良の地子錢を免ず

位山陞れば、くだる世の中の世の有様はかくばかりなり

一、此時往昔明智日向守光秀、洛中の地子錢を免許せしめし殘り、洛外の分を今度復家光公御赦免なり。

一、今年の御上洛の御留守居は酒井雅樂頭忠世なり。御留守の内に西の丸回祿す。

一、今度洛中の民屋に銀子五十貫目給ふ。家數都て三萬七千八十六軒なり。（家一軒に付て百三十四匁八分二厘）

一、堺・大坂・奈良、此三ヶ所も地子錢御赦免なり。

一、同時駿府へ御米一萬五千石下さる。町屋敷御改あり。

一、家主の在家數千八百九十八軒（此間數八千九百十一間半）　一、他國者の家數百七十九軒

一、上り家の數九軒　一、抱へ家の數百四十軒（此間數七百六十二間）

一、家なしの明屋敷の分四十七軒（此間數二百廿九間半）　一、奉公人の家數百一軒（此間數五百七十四間）

右此時の駿府町奉行は、揖斐與右衛門・土屋市之丞、此兩人なり。

一、銀子五千貫目、還御以後江戸中の町へ下さる。

林道春のかける家光參內の記

御參內之記（同年七月十一日）

道春草案

秋のこなたのすゞしく吹ける風の松に音するは、千とせの聲をそへ、野も山もしげく色づく、雨露の草木に置ける惠は、四つの海の霑ひを增す。これなん文武の道備はり給ふ御代の政明らかなる日蔭のかつら永く傳はり、五の常・三の綱の糸絕ゆる事なかるべし。周朝には文王・武王・成王の三代に至りて禮樂を制作し、五日の風十日の雨、泰平のしるし八百年をたもてれば、「文王の孫子本枝百世なり」と謠へり。漢朝・宋朝にも草創の君開けりと雖、文帝・仁宗是を守成するゆゑに、數百年天下を治めり。我朝六孫王より八幡太郎に至る迄は、鎭守府の武將に備はると雖、位いまだ高からず。鎌倉の右大將始めて天下を司どり、代々相續す。其後等持・寶篋・鹿苑、此三代より末に至るまで、人々柳營の跡を踏みて國家を失はず。彼右大將の建久年中に、兩度の上洛はこともおろかなり。今茲寬永萬年の十一年七月十一日、征夷大將軍從一位左大臣殿御入洛ましく〱ければ、昵近の月卿・雲客も、列國の侯伯も、

勅使綸命を傳ふ

洛外まで迎へ奉る。關東より供奉の諸侯は、二條の城門の外迄出迎して拜謁す。行列の粧ひ誠に嚴重にして、天氣快く晴れ、巳の刻ばかりに二條の御所へ入らせ給ふ。都の空も色増さるやうに見えたり。翌朝勅使三條前内大臣・日野大納言參りて綸命を傳へ、皇太后の詔を給ふ。院使中御門大納言・阿野大納言來りて仙洞の旨をまうす。皆御入洛目出たく思召すの由なり。昵近の公卿・殿上人祗候す。其後大小の諸侯・郷士に至る迄悉く來りて賀し奉る。十三日には勅使・院使・攝政・博陸・親王・大臣家、其外院中衆登城して年始の御祝儀を申さる。法親王・御門跡・院家の沙門も今日御禮有りとぞ聞えし。さる程に兩傳奏を召して、「來る十八日吉日良辰なり。御參内有るべし」と仰入れられければ、「めでたく御參内御對面有るべし」と御返事まします。十六日には諸寺の僧綱以下、諸社の神職等禮拜し奉る。

太政大臣に任ぜられんとするを辭す

かゝりける處に、勅使・院使たちて、「太政大臣に任じたまふべし」と有りければ、土井大炊頭・酒井讃岐守・板倉周防守言上す。御許容なし。御對面有りて勅使・院使を歸さる。かさねて叡慮の趣頻りにすゝめ給ふは、「既に二代の相國幕府に昇らせ、其芳躅を繼がせ給ふ上は、御當家

○則闕の官　太政大臣ノ事其人無ケレバ則チ闕クト令義解ニアルニヨレリ

相應の太政大臣なれば、御昇進ましませ」との仰事なれ共、御承引なきは深き御心有るべし。　其因淵を窺ひ奉れば、此官は先代德爵齒相叶へる事なり。　今御年齡の若きにかまはせたまふにはあらず。　征夷幕下の兵權を取給ひ、一品の位左相の府に昇り給ひて、四海を掌のうちに握りまします。　天下至尊なり。　相國に進み給はんに何の憚か有るべきなれ共、「威を以て任じ、外戚を以て成り給ふか」と、後世にいはんも量りがたし。　且は他の官位競望のものゝ、攀龍附鳳の願を生ぜば、却つて驕慢の志あらんかし。　然るべからず。　今速かに則闕の官と成りなば、先祖の御德をいかゞものし給はんやとおぼしめす御事にや。　竹林の左府・洞院の左府の謙退せしさへ美談ありといへども、たとへをとるにたらず。「義滿公の己自恣に太政大臣に任せしには意變りて、かやうに禮讓したまふは、昇進しますよりも大に增されり」と、人皆感じ奉る。　日未だ中せざれば傾く事なく、月未だ盈たざれば虧くる事なし。　是天の道にて、無窮の基なるべし。　周公旦は文王の子成王の叔父にて、天下其仁を稱し、昭宣公は皇后の兄今上の外舅にて、世人其道を譽めたり。　末代に至る迄

家光參內の行粧

盛德芳聲の長く侍らん事、天地と共に限りなかるべし。此間欽命下りて松平安藝守・有馬玄蕃頭・加藤式部少輔・藤堂大學頭・松平讃岐守・保科肥後守・本多甲斐守等侍從に任じ、酒井阿波守・小笠原右近大夫・松平越中守・松平紀伊守・松平周防守・牧野右馬允・石川主殿頭・戶田左門等四品を授けらる。既に十八日に及んで、兩傳奏御迎へに參りて、先立ち行く。高倉中納言は御裝束に候し、土御門左衞門佐は反閉を役す。辰の刻に出御有りて、御轅に召す。御冠・直衣・御指貫・御檜扇を持たせ給ふ。御劍の役は井伊靭負尉、御腰物は吉良若狹守なり。供奉の行粧に至る迄、朝日に輝きてうるはしく照り亘れり。見物の貴賤群集して、げに有りがたき御事共なりと、平伏して拜し奉る。其行列の次第を見れば、隨身・雜色左右に進みて先を追ふ。次に同朋一人騎馬、次に板倉周防守・酒井阿波守、衣冠・帶劍・騎馬、其後は例の如し。次に白丁三十人、御隨身六人、諸大夫二百餘人、左右二行に步行す。御長刀一人先立ちて、御轅の左右に布衣五十人、烏帽子著二百人圍繞し奉り、御傘・御馬・御厩の別當二人、御轜八人、其次に井伊掃部頭・松平下總守・酒井讃岐守・松平隱岐守・保科肥後守・本多甲

龍顏を拜し奉る

斐守・竝に四品九人、皆衣冠・帶劒・騎馬、次第を守りて供奉す。其後者は例の如し。柳生但馬守・井上筑後守、大紋を著し馬に乘りて相雙びて行く、是は殊更仰を承りて後祓す。二條の城より禁中までの辻固めを置きたり。漸く四足の門に到り給へば、昵近の月卿雲客出で迎ひ奉る。尾張大納言・紀伊大納言・水戶中納言、立石のほとりより扈從せらる。土井大炊頭は、豫參して待侍る。諸大名は小路に竝居て謁し奉る。門の內にて御轅よりおりさせ給ふ。御簾の役は日野大納言、御沓の役は飛鳥井中納言なり。諸々の公卿・殿上人庭上に列居せり。勾當の內侍の長橋の局へならせ給ひて、直ちに常の御所へまうのぼりましくて龍顏に謁し、宸儀嚴かにして御快く思召す事世の常ならず。御進物奏して御祝の三獻、天盃・天酌いとめでたし。御土器かはりて、御酌とらせ給ふ事嘉例の如し。其後兩大納言・水戶中納言も御禮申され、將軍家御座立ち給ひて、御學門所へ渡御有るとき、廊下にて攝家・親王家・大臣家豫め參りて謁見し奉らる。此間に主上淸涼殿へ出御有りければ、九重の城闕高く靑雲をひらき、萬國の衣冠まのあたりに玉扆を拜す。常に朝廷を守らせましますす御政

仙洞に伺候す

皇太后宮に參る

治むる故なるべしと、いともかしこし。良有りて將軍家御學問所より長橋へ歸らせ給ふ時、御祝の二獻有りとぞ。是より御轅に召して院へ參り給へば、兩大納言・水戸中納言・月卿雲客・其外諸大夫皆歩行にて供奉せらる。御轅のめぐる程には、人々恭敬瞻仰の心、磬折・蹲踞の體誠に神妙なり。仙洞御對面ましまして、御氣色快然たり。御進物披露有りて、御祝の土器めぐる事例に同じ。是ぞ誠に洛陽の水流れて姑射の山常磐成るべしと思召しつゝ、軈て皇太后の御殿へならせ給ふ。金闈の秋長く瓊樹の枝つらなり給ひて、窈窕たる第二・第三・第四の花匂ひさしてきこえましましす。捧物既に奏すれば、めでたく御盃めぐり、たまさかの御祝ひ申すばかりなるべし。晩景に及んで二條城へ還御あり。供奉の行粧始めの如し。明くれば十九日、諸國の大小名官位有る程の人々、大納言より從四位に至る迄登城し、御劍・御馬を獻じ、御參内目出たしと慶賀し奉る。御禮畢つて後、又近く召して、「今度相國に任ぜよと勅命・院宣頻りにかうぶると雖も、只今の官位は既に高し、徳未だ至らず、年の未だ若ければ辭退し侍る。併しながら政道のため宜しからんと思ふは如何に」と仰せけ

れば、各〻皆稽顙して感じ奉らずといふ事なし。此前後兩日夕立俄にふりけるも、きのふの御參内に終日天氣晴れ亘りけるこそまことに奇特なれ。古人の、「日照れといへば日照り、雨降れといへば雨降ると申せしも、今の樣に覺えて、天意にかなはせ給ふ故なるべし」と、人皆申しあへり。廿日には槐棘・竹園・花族・蓮臺・羽林等の諸家群寮へ上使を立てられ、そこばくの給物を送り給ふ。諸門跡竝に院家の沙門へも配り給ふ皆例の如し。廿一日諸公家・百官・諸門跡・僧正等竝に國々の侯伯子男大夫士を招きて饗應あり。早朝より猿樂御覽ぜらる。三番過ぎて靑蚨を舞臺に積む事山の如し。阿波守出でて單衣かさね〴〵とりて俳優のものに纏頭せらるゝ事二百人に及べり。此時饗應をすゝむ。座を限る事十餘席。毎席歷々の御家人を役者とし、配膳の人を選み定めらる。座過ぎて又舞樂あり。此間に重ねて御土器勸むれば、皆輿に乘じて數盃をかたぶく。昔の大饗といへども、いかでか是に及ばんや。今度の御入洛は、御參內まし〳〵ていよ〳〵王城を守り公家をもてなし、諸侯をなつけ、萬民を安んじ給はんためなれば、斯く大なる御政不日にとげ行はれて

白銀十二萬枚を京都の市民に下す

少しも滞なし。目出たしと申すもいとおろかなり。此間諸寺・諸山の僧侶、諸社の神主・禰宜に至る迄、殘る處なく給物を頂戴す。又洛陽の庶人初より一たび拜し奉るほどの者は、皆例に准へて恩賜を蒙り、其上に此度御代がはりの御入洛なれば、御祝儀の爲に洛中の在家へ白銀拾貳萬枚下し給りければ、其歡聲夥敷聞えて嵩山の萬々歳をよばふひゞきも雷の門の布鼓成るべし。昔より京洛は繁華の地なりと雖、富めるものは少なく、貧きものは多し。此度の給物いたらぬ所もなければ、富めるも悦び、貧しきものは彌〻悦び、「日月の光も覆盆の下を照らす」といへり。今此御いつくしみの明らかにて普ねく照らし給ふ事、乏しき者を先にと思召す御政なれば、便りなき者一人もかくれもるゝ事なれば、御徳の輝きける事、高く日月の上に出でたる、我朝先王の時、高年八十・九十のものに米穀を賜ふ事あり。異朝にも此例あり。若くさかりなる者にはおよばずと雖、養老の道なれば是さへよき政なりと褒めしに、ましていはんや此度の御惠み廣大にして、老若を擇ばず、高下を隔てざるをや。一味の雨のあまねく千種に潤す如く、萬年の秋の長く百穀を熟する

に同じ。斯かる目出たき御いつくしみの秋津島の外まで傳はり、生きとし生けるもの何づれかあがめ仰がざらむや。

〔家光參內記終〕

玉露叢卷第九終

玉露叢　巻第十

伊達政宗家光を饗す

自寛永十二年至同十三年

一、寛永十二年正月廿八日に、二の丸に於て將軍家光公へ仙臺の政宗御膳を上げらる。其時の覺書。（朝は御數寄屋にて）

一、御酒ひて　仙臺かはらけ　鯛まながつを　きんかんくり　御汁にごし　一、御燒物　角皿　石かれひ　御食　一、鮭鮨　染付皿　しやうが細く切

御汁　鱈こんぶ水あらめ　一、御香物　小皿　ふ(うカ)りなすび大根　御引菜　杉にておもだかたまげたる御重箱　一、御やきもの　鱒かれひのかまぼこ

鹽山椒　御肴　とりひしほ　たひらぎ　小串　このわた　御吸物　小餅

同　みるくひ　御ちやうけ　唐團をまきたる　御重箱　くわゐよりみつ　枝柿豆の粉

右の御膳過ぎて常の如く御飾にて、御茶を政宗立てさせられ、御前にて召上がらる。

御數寄屋にて佗介の御茶入拜領。御茶過ぎて御書院にて御刀長光・御脇指久國右之通獻

政宗實盛の太鼓を鼓つ

上す。

一、御慰として御能あり。「亭主へも一役御所望遊さるゝ旨」上意なり。「畏り奉る旨」御請け申上げ、則ち實盛の太鼓を打ち給ふ。

一、公方樣今日の御裝束には、下に白御小袖、上に薄柿の小紋の御小袖に、紅裏紫の葵の丸の御紋所、黑緞子の御上下、御中脇指、御腰物をば御座の御床に置かせらる。御前伺候の大小名衆思ひ〳〵の出立ち、但し金銀の箔の小袖にて、肩衣には色々の縫か箔にて紋を置くなり。土井大炊頭利勝は、小夜物の如くなる練地の大紋の染物に紅裏なり。扨蔦を摺箔にしたる上下を著し、三尺計りの金鞘張の大脇指を差しいからかして歩行あり。

一、御舞臺の御正面より左の方には、御白洲に毛氈をしき渡し、大小名ひしと列坐なり。御酒など參り候時は、御土器に錫を添へ出し置かれ、冷酒にて各〻御自酌になされ御參り候なり。又御正面の御右には、酒井讃岐守忠勝熨斗目の小袖に長袴を著し、行儀を正し獨居して、石上に膝をつき、御前を窺ひきつとして在り。

一、今日は大小身によらず御能の御役付あり。

御能組

翁　内田平左衛門　千歳　本多太郎左衛門　三番叟　小畑勘兵衛

柳生但馬守 高砂　進藤　大 三助　小　太 惣右衛門　笛 市右衛門

櫻井八右衛門 實盛　權右衛門　大 三助　小 十兵衛　太 松平陸奥守　笛 三四郎

毛利甲斐守 江口　九郎右衛門　大 三助　小 清次郎　笛 市右衛門

加藤式部少輔 玉葛　進藤　大 三助　小 五右衛門　笛 長次郎

永井日向守 道成寺　高安　大 三右衛門　小 長右衛門　太 左吉　笛 市右衛門

保生九郎 東岸居士　春藤　大 六右衛門　小 多賀左近　笛 勘七

佐久間將監 大會　進藤　大 三助　小 清次郎　太 新介　笛 勘七

大橋龍慶 善知鳥　權右衛門　大 六右衛門　小 庄右衛門　笛 又三郎

岡田將監 鵜飼　春藤　大 三右衛門　小 十兵衛　太 左吉　笛 勘七

觀世太夫 羅生門　保々石見守　大 樋口　小 長右衛門　太 彦九郎　笛 三四郎

以上

右何れも前代未聞の役者衆なり。然るに政宗の太鼓の役の儀御褒め遊ばされ候。其時先づ太鼓をば觀世左吉に先へ御持たせ、其跡より出でられ、總役者どもと同じ樣に御禮致され候へば、公方樣「いや〳〵」と御讃め遊ばされ候へば、御前に伺候の諸侯、異口同音にどつと譽め給ふ。政宗其時の裝束には、下に淺葱地に金紋の緞子、裏紅梅、其上にびは鹿子の小袖に、金紗の五色の糸にて廻り七寸四方程にして、雪に薄を五所紋にして淺葱裏、肩衣は緞綾、前に唐團扇と蔦唐草を金を以て摺箔、袴はひはだ地に色々菱を金紋に繡付けさせ、扨又太鼓打ちすまし給ひ、舞臺より直ちに御前へ參られ候へば、各「さりとては」と讃め給ふ。公方樣にも殊の外御機嫌の上、上意には、「聞召し及ばれ候より今日の藝ぶりに御肝を潰されたり。今よりはよき役者を御見付け遊ばしたり」とて、御笑ひ遊ばされ候、扨御咄の御相手には、御右の方一間程へだてゝ、毛利甲斐守秀元と、丹羽五郎左衛門長重なり。御左は今大路道三法印・驢庵法印・立花飛驒守なり。其外は御座敷に誰もなし。御座敷の口々には

政宗の能裝束

若年寄衆長袴を著し侍座したり。下々にて存じ奉るには、「斯様の節は、定めて色色の御珍物を御取揃へ、御饗應なし候事かと存じ奉り候」處に、聊かさもなくして、御座の内にはけづり臺二つと、三方にのせたる御重箱二つならではなし。御酌とり申さるゝ御小性衆もなくして、御酒抔も御機嫌次第に御自酌にて、召上がらるゝ折には、御次の間へ御退出なされ御くつろぎ給ふ。公方様御側には、八寸に何やらん造花二本に、常のおこし炭三つ・四つ置合せ、からすみと杏仁を置きまぜて、白箸一膳あり。扨々斯様の輕き物をも召上らるゝ事かと存じ奉る計りなり。猶又御膳召上がられやう、御汁の椀にても、又御かさにも、扨又御皿にて成り共、御手にかゝりたる器にて御食入れさせられ召上がられ候。中々取揃へては召上がらるゝことにはなく候。

一、御能過ぎて、政宗小性どもに踊を御舞臺にて仰付られ候。役者踊子の次第。

笛　平石勘七郎　春日又三郎　長命長次郎　以上三人

小鼓　大倉長右衞門　幸清次郎　上村小傳次　大森九左衞門

大森藏人　大森清藏　以上六人

大鼓　觀世左吉　桑名作左衛門　以上二人

鐘打　上村吉右衛門　松村茂兵衛　以上二人

新發意　大倉彌右衛門　同鷺二右衛門　以上二人

音頭　鈴木九十郎　同庄子作十郎　以上二人

踊子

遠藤市十郎　中田權之介　橋本左太夫　木村百介　柳生權右衛門

田川半四郎　島津大藏　鴇田明(門イ)珍　野田藏人　草野八十郎

横田與平次　態田小平次　蘆澤傳七郎　富澤大吉　横尾金次郎

只野長十郎　高野彌太郎　木村源七郎　以上十八人

一、初番の衣裳は色々の伊達染に、紅梅の裏、黒繻子の帶金の扇子を持つ。

一、二番目には地黒の綸子に蘿を金銀にて書きて、白綸子の帶に金銀の鈴をさげ、棹は黒塗に金のひる巻して船踊なり。

一、三番目には、白綸子にしだれ柳に、桐の葉を金の摺箔にして、帯は黒繻子に白練の鉢卷に、丸の内に金銀の團扇を持つ。

一、四番目には、下に白羽二重に菊水を金銀にてすり、紅梅の裏、上は黄地に銀にて鳴子を摺りたる小袖をぬぎ下げにして、總金の團扇を持つ。

一、五番目には、黒繻子に金のたりの小袖に、紅裏、金せんながしの小袖、二色の装束を著したるを入亂れて各、金の扇子を持つ。

右踊り過ぎて皆々御前へ召出されて、御小袖二宛拝領。酒井讃岐守忠勝渡さる。寔に陪臣として公方様へ御目見、數輩の者冥加に相叶ひ、有りがたき御事ども、偏に主人の御威光其一家中にかゝやく計りなり。

一、右の御茶上げられ候に付きて、前かたに政宗へ御同朋佐野福阿彌を以て御内書を成下さる。其御文言に曰く。

廿八日之儀御待兼被遊候。次に名木之伽羅數多被遊御滿悦候。

との御自筆の趣、則ち頂戴有りて、御請を福阿彌奉り罷歸るなり。今日取分け天氣

快晴の處に、政宗御座敷の庭上へ、一尺餘の鯉魚空より落ちてはねをどりけり。政宗の前に伺候の諸侍も、折柄こそあれ、目出度しとて取上げ賀しければ、則ち政宗庖丁を御申付、列座の士中へ給はり、御酒數盃、祝儀事終つて各〻退出す。然るに政宗仙臺に在府の時なるに、七月初めつかた、島津殿上屋敷より出火ありて、陸奥守殿父子の屋敷悉く燒失す。是彼鯉魚の落ちける所爲かと人々囁きけり。

鯉魚政宗の邸內に落つ

一、同年四月廿七日朝鮮人來朝す。此時江府の和田倉御門の內馬場に於て、彼の異朝人出馬を乘り、各〻見物す。

一、同年六月廿一日仰出さるゝ

武家諸法度

武家諸法度

一、文武弓馬之道專可㆓相嗜㆒事。

文武の道

左㆑文右㆑武古之法也。不㆑可㆑不㆓兼備㆒矣。弓馬是武家之要樞也。雖㆔兵爲㆓凶器㆒不㆑得㆑止而用㆑之、治不㆑忘㆑亂、何不㆑勵㆓修錬㆒乎。

一、大名・小名在江戶交替所㆓相定㆒也。每歲夏四月中可㆑致㆓參勤㆒。從者之員數近來甚多、

參勤交替

且國郡之費、且人民之勞也。向後以其相應可減少之。但上洛之節任敎令、公役可隨分限事。

城郭

一、新規之城郭構營堅禁止之。居城之湟・壘・石壁以下敗壞之時者、達奉行所可受其旨也。櫓・塀・門等之分者如先規可修補事。

一、於江戸竝何國、假令何篇之事雖有之、在國之輩守其所可相待下知事。

一、雖於何處而行刑罰、役者之外不可出向。但可任檢使之左右事。

一、企新儀、結徒黨、成誓約之義、禁制之事。

一、諸國主竝領主等、不可致私之爭論。平日須加謹愼也。若有可及遲滯之儀者、達奉行所可受其旨事。

婚姻

一、國主・城主一萬石以上・竝近習之物頭者、私不可結婚姻事。

一、音信・贈答・嫁娶之儀式・或饗應・或家宅造營等、當時甚至華麗。自今以後可爲簡略。其外萬事可用儉約事。

衣裳

一、衣裳之科不可混亂。白綾公卿以上、白小袖諸大夫以上聽之。紫袷・紫裏・練無紋

小袖猥不レ可レ著レ之。至二于諸家中郎從諸卒一、綾羅錦繡之飾服非二古法一、令レ禁二制之一事。

乘輿

一、乘輿者、一門之歷々・國主・城主一萬石以上。並國大名之息、城主暨侍從以上之嫡子、或年五十以上、或醫陰之兩道・病人免レ之。其外禁二濫吹一。但免許之輩者各別也。至二于諸家中一、於二其國一選二其人一可レ載レ之。公家・門跡・出家之衆者制外之事。

一、本主之障有レ之者不レ可二相抱一。若有二叛逆・殺害之人告一者可レ返レ之。向背之族者或返レ之或可レ追二出之一事。

一、陪臣・人質所獻之者、可レ及二追放一。死刑之時者可レ伺二上意一。若於二當座一有二難レ遁儀一而斬戮之者、其仔細可レ言二上一事。

一、知行所務淸廉沙二汰之一、不レ致二非法一、國郡不レ可二衰弊一事。

驛路

一、道路驛馬・船梁等無二斷絕一、不レ可レ令レ致二往還之停滯一事。

一、私之關所新法之津留制禁之事。

船舶

一、五百石以上之船停止之事。

寺社領

一、諸國散在之寺社領、自レ古至二于今一所二附來一者、向後不レ可二取放一事。

一、萬事如二江戸法度一於二國々所々一可二遵行一之事。

右之條々、准二當家先例之旨一、今度潤色而定レ之畢。堅可二相守一者也。

寛永十二年六月廿一日　御朱印

一、七月廿六日一天赤し。其光り火のごとし。

駿府城燒失

一、十一月に駿府の御城炎上。天守も此時燒失す。

一、同年に總御旗本中へ、大小名によらず殘りなく望次第に拜借金を仰付けらる。

一、同年營中に於て始めて舞踊の御會有り。

一、同年内櫻田十八町の間の御堀の石垣を松平陸奥守政宗奉りて築き給ふとなり。

江戸城修築

一、同十三年、江戸御城外の總石垣・見附桝形・並に總堀普請を諸大名衆へ仰付けらる。麴町の見附は松平長門秀就の町場なり。或時將軍家普請高覽のために、秀就の町場へ成らせらる。秀就申付けられし普請總奉行益田修理、竹杖を横にふせ平伏す。上意に曰く。「益田は所持の小倉山莊の色紙をば、此度は持參仕るや否や」と御諚の時、修埋謹んで、持參仕り候由を御側衆迄御請に及ぶ。「然るに於ては其掛物御披見

のため御茶を召上げらるべき旨」仰せ出さる。主人長門守秀就則ち御禮申上げらる。其町場に於てかりに御茶屋を造らしめ重ねて成せらると云々。修理が所持の色紙は則ち能因法師が歌なりとぞ。

さびしさに宿を立出で詠むればいづこもおなじ秋の夕ぐれ

右の歌なり。然るに修理事公儀御普請の總奉行を承り參府の處に、思ひの外なる色紙を持參して御尋に預り、冥加に叶ひたる仕合、寔に武士たる者は心を配り相嗜むべきこと、此益田が色紙にて萬端の心得有べき事なりと沙汰し侍りぬ。

一、四月三日に將軍家光公日光へ御參詣なり。馬角一雙を此時御寶藏へ納めらる。

一、同年に將軍家の仰せありて、天下の寺社領に於て御朱印を改め給ふ事あり。

寛永錢を鑄る

一、同年に始めて寛永の新錢を鑄る。

穴八幡の由來

一、同年に將軍家光公の御弓大將に、松平新五左衞門直次の與力の面々射藝稽古しける次でに曰く、「夫れ八幡大菩薩は源家の御氏神にして、弓矢の守護神なり。いざ

此所に御神を勸請して、其神前に柵を築かせて弓射習はん」と申合せて、其儀を言上に及びければ、本意の如く神地を拜領す。人々恐悦し、其所へ罷りて見ければ、山鳩三つ飛び來りて、そこの松杉の梢にとまりぬ。是偏に神慮に叶ひたる靈地なりとて、彌々奇異の思ひをなして、則ちいと淸らかなる小社を造り、御代は萬歲を呼ばふ松の二本有りけるを御神木と崇めて、華表を建てけり。斯く有りて同十八年の夏、威德院の良昌僧都當國の中野の寶泉寺の住僧なりしを招請して、社僧とかしづきけり。此僧本國は周防山口の八幡の氏人なりと云々。毛利家の榎木氏に隨身しけるが、榎木死去の後十九歲にて出家して諸國を修行し、今此所に來りて、十方檀那の他力を以て、當山の麓に小庵を結びてんとて地形を引ける處に、山を一丈ほど掘崩して見てあれば、山の底に小き穴あり。其内に御長二寸ばかりの唐金の佛像、石上に坐していと貴とかりけり。又其前に小き瓶一つあり。左右に人の骸骨散亂しけるを取退けさせ、彼御佛を安置し奉りければ、諸人拜まんとて步みを運び群參す。誠に八幡大菩薩の佳瑞にや有りけん、其年の八月三日に將軍家に若君御誕生有り

伊達政宗卒す

家光政宗の病床を訪ふ

て、延長久々數よまば、濱の眞砂も限りなく、治る御代の印しなり。彼良昌僧都當國の雜司谷に居住せられし時、八幡大菩薩の夢想に奇異の御告有しに、聊か違はせ給はぬいと有難き事どもなり。右の仔細にて當宮をば穴八幡と號し奉るなり。

一、五月廿四日に、仙臺中納言藤原政宗卿逝去。右政宗卿逝去の前日に、將軍家光公忝くも彼の宅へ渡御遊ばされ、政宗の病苦を訪ひ給ふ。此時政宗卿かよわき身にしあれども、手水漱ひして月代を剃り、髮を結ひ、衣裳を改め、上下を著し、席を去つて公方樣の御前に拜伏し給へば、御懇の上意ども有難き仕合、今生の思ひ出何事か是にしかん。政宗誠に冥加に叶ひ給ふ武將、日本國に於て誰か肩を雙べん。其感涙骨髓にしみ渡りて、茫然として叫び給ひけり。良〻暫くありて還御の時、政宗心閑かに台顏を拜し奉り給へば、公方樣までもさすが御餘波を惜ませ給ひけると云々。

政宗卿家來追腹の面々

一、二百貫文　佐藤內膳　內膳召使一人追腹

一、百五十貫文　靑木忠五郎　一、百貫文　石田將監　將監召使三人追腹　一、百

貫文　加藤十三郎　一、六拾貫文　茂庭采女　采女召使二人追腹　一、六拾貫文
南次郎吉　一、五拾貫文　菅野庄左衞門
一、拾三貫文　矢田伊兵衞　伊兵衞殉死の後、忠宗より悴に加增ありて都合三十貫
になる。　一、三拾貫文　大槻喜右衞門　大槻事は元足輕なり。　政宗卿取立。
一、喜齋　是中間なり。　渡邊權之丞　同小平太郎左衞門、此外に今一人ありとなり。
右仙臺知行近年五貫文を他家の百石とすと云々。

江戸の町數

一、寛永年中に、江戸中の大小名の小路々々に辻番、其外町中端々迄巷門を仰付け
らる。
一、江戸中の總町數都合八百八町なり。此分は公役を勤め、尤も町奉行の支配なり。
外は寺社奉行衆さては御代官衆の支配なり。　右の八百八町の內にて、乘物醫師の
分五千人餘、此外或は步行、若黨一人に藥箱持、或は僕二人或一人の醫師六萬人餘、
尤も本道・外科・兒醫師・婦人醫師等を合せてなり。　但寺社門前町御代官方支配の町
町に住居の醫をば省く。　是延寶七年の春改むる處なり。

一、大坂の家數は八萬千六百八軒、橋の數は八百八橋なり。
一、京都の家數は前に見えたり。
一、同年中、江戸中の町々物さびたるよし聞召及ばれ、上意にて踊を此方の町よりは彼方の町へかけつかへしつ。〔脫文カ〕秋中豐饒にして町中繁榮なりとぞ。
一、同年江戸堺町に於て、天下一下り薩摩太夫、鼠木戸の上に幕を絹の紫に染め、十文字の紋を付け、且又淨瑠璃人形の衣裝其外歌舞伎役者の衣類等、結構を盡し奢りけり。然る處に御步行目附の小泉源右衞門見咎められ、其後喜多見久太夫改められ、薩摩太夫を初、彥作・勘三郎等籠舍を仰付けられし。

玉露叢卷第十 終

玉露叢　卷第十一

寛永十三年朝鮮人來朝記

正使

通政大夫承政院同副司承旨知製敎兼經筵參贊官春秋館修撰官任絖號白林鹿

副使

通訓大夫行弘文館應敎知製敎兼經筵侍講官春秋館編修官世子侍講院輔德金世濂號東溟

從事官

通訓大夫行司憲府執義知製敎兼春秋館記注官黄床號青丘

上々官二人

嘉善大夫同知中樞府事洪喜男・折衝大夫僉知中樞府事姜渭賓

上官三人

中直大夫司譯院僉正康遇聖・奉正大夫司譯院僉正李長生・奉列大夫司譯院僉正尹大銑

武官十七人

中直大夫前會寧判官朴弘疇・前鎭川縣監李惟潤（淵イ）・前所斤僉使金子父・朝散大夫通禮院引儀景大裕・張文俊・訓鍊院習讀道延命・忠佐衛部將鄭漢驥・前造山萬戶李院・忠儀衛副司果任紈・奉正大夫黃州判官金光立・行玉浦萬戶白士哲・前靑水萬戶崔成及・忠武衛副司果李俊望・權瓊・尹愛倍・尹涯・金繼獻　以上

中直大夫詩學敎官權攉侙（學士也 號菊軒）・奉正大夫司譯院敎授皮得枕（大唐通事）・司譯院判官韓相國（判事）・講肄習讀文弘讀號白眉・幼學金瀅號梅隱　以上

朝奉大夫典醫監・惠民署主簿韓彥協　以上二人醫師

忠武衛上護軍朴之英（執事號西湖）・圖畫署敎授金明國（畫工號蓮潭）・龍驤衛副司果趙廷玹（執筆）・通德郎司譯院直長尹廷羽（唐通事）・龍驤衛副司果繼逸・黃得吉・唐節校尉忠佐衛副司勇白天龍・崔

貴賢・將仕郎理馬韓天祥馬醫・典樂洪鳳元・丁潤璜・薛義立・林詳弄・安起孫・金群祥、以上六人樂人、侍者五人・中官一百五十八人・下官二百六十七人、
東福寺召長老・東福寺璘西堂、

信使饗應の次第

一、朝鮮之信使對馬を出船して江府迄海陸御馳走の次第。

一、壹岐國勝本、松浦壹岐守隆信、順風に付信使名護屋へよらざる故、寺澤兵庫頭使者船此所へ參著。

一、筑前國藍島、松平右衞門佐光之、此所へ小笠原右近大夫忠眞使者船參著す。

一、長門國赤間關、松平長門守秀就、順風に任せ信使小倉に寄す。故に小笠原右近大夫忠眞使者船、此所に於て進物を捧ぐ。

一、周防國上の關　松平長門守秀就　一、安藝國鎌刈　松平安藝守光晟

一、備後國鞆の津　水野日向守勝重　一、備前國牛魔土　松平新太郎光政

一、播磨國室の津　本多能登守忠義・本多甲斐守正朝・本多内記正勝、順風に付きて信使明石へ寄す。故松平丹波守康永使者船此所へ參著す。

一、攝津國兵庫　青山大藏少輔幸成・村上孫左衞門・小川藤左衞門
一、大坂　久貝因幡守・曾我又左衞門・豐島十左衞門・末吉孫左衞門
一、牧方（ひらかた）　永井信濃守尙政・彥坂平九郞・平野權左衞門
一、淀　永井信濃守尙政　一、京都　岡部美濃守宣勝

信使出京之時人馬之入用覺

一、百五人　三使之輿三挺　一、十五人　小輿　一、三十二人　乘輿四挺　一、六十八人　長櫃十二　一、四人　大鼓持　一、三人　牀机三　一、六人　曲彔三　一、十四人　大葛籠十　一、三十人　召長老・璘西堂　人足合三百人
一、乘馬二疋　上々官二人　一、三疋　判事官三人　一、十二疋　上官十二人　一、十二疋　小童十二人　一、二疋　召長老・璘西堂　上乘馬合三十一疋
一、中乘馬七十八疋　中官七十八人　一、乘懸馬百八疋　下官百八人　一、二十疋　通事二十人　一、二十疋　召長老・璘西堂　一、六十疋、菅沼織部正・小野宗左衞門・石川主殿昌勝・觀音寺・市橋下總守政信・小堀遠江守政一、

一、佐和山夜宿、井伊掃部頭直孝　一、居益晝休、井伊掃部頭直孝　一、大垣夜宿、戸田左門氏鐵　一、墨俣晝休、大久保加賀守季任・岡田將監善政　一、名古屋夜宿、尾張大納言義直卿　一、鳴海晝休、尾張大納言　一、岡崎夜宿、本多伊勢守忠利・鳥山牛之介　一、赤坂晝休、本多伊勢守・鳥山牛之介・鈴木八右衛門　一、吉田夜宿、水野隼人正忠淸・鈴木八右衛門　一、荒井晝休、服部權太夫・服部木工之助・秋鹿長兵衛　一、濱松夜宿、高力攝津守・松平淸左衛門　一、見附晝休、井上河内守正利・松平淸左衛門　一、掛川夜宿、松平大膳亮忠重・松平淸左衛門　一、金谷晝休、松平大膳亮・遠山六左衛門　一、藤枝夜宿、水野監物忠善・米倉平太夫　一、駿府晝休、揖斐與右衛門・土屋市之丞・安藤彌兵衛　一、淸見寺夜宿、大關土佐守增親・細井金兵衛・安藤彌兵衛・間宮彥次郎　一、吉原晝休、戸澤右京亮政盛・松倉長門守・長谷川藤右衛門・井出半左衛門　一、三島夜宿、溝口出雲守宣直・土岐山城守賴行・小林彥五郎　一、箱根晝休、稻葉美濃守正則・諸星庄兵衛・江川太郎左衛門　一、小田原夜宿、稻葉美濃守・成瀨五左衛門　一、大磯晝休、淺野內匠頭長直・遠藤伊勢守・坪井治左衛門　一、藤澤夜宿、仙石越前守政淸・小

出對馬守吉親・成瀨五左衞門　一、神奈川　加藤民部少輔・松平左介長綱・伊奈兵藏

一、品川晝休、織田左衞門長治・相馬虎之助義胤

十二月六日未の刻、右の信使江戸入りなり。町筋の辻固め等をば、森川金右衞門奉りて、根來衆を引連れて務む。加々爪民部少輔忠隆・宮城越前守兩輩騎馬にて路次の體を見計らひ、朝鮮人に先立ちて芝より本誓寺迄の間を二行に列す。

信使江戸入りの行列

朝鮮人江戸入の行列の次第

一、淸道六本　六人馬上にて持つ　一、纛二本　二人馬上にて持つ一行

一、旂二本　二人馬上にて持つ一行　一、偃月六本　六人馬にて持つ二行

一、三枝の槍六本　六人馬上にて持つ二行　一、騎馬都訓導三人箭を負ひて一行

一、馬二匹　黑駿・栗毛駿

龍亭子書簡箱を載せて二人にて擔ふ。

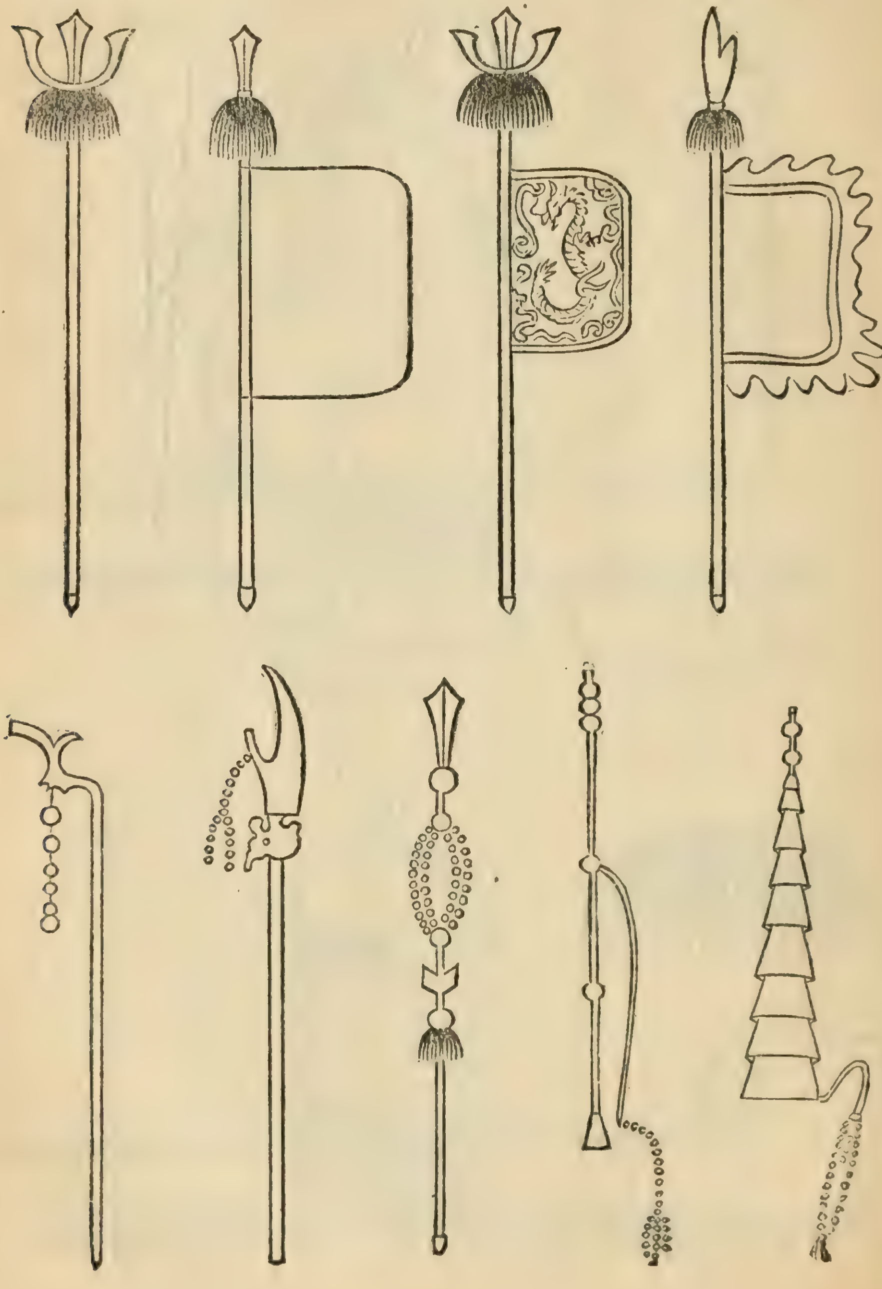
一、騎馬　判事一人　一、太平簫　六人馬上にて吹く、二行

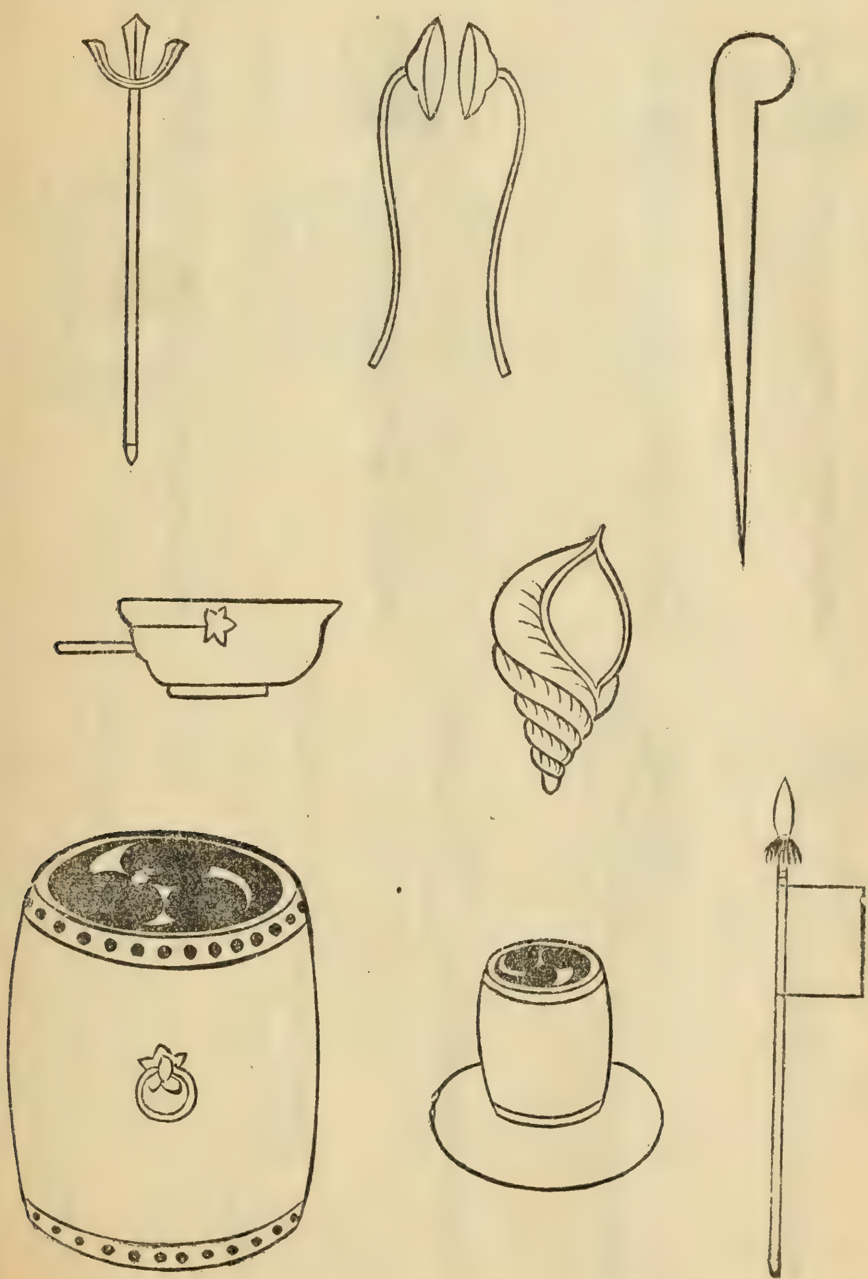
一、螺角　六人馬上にて吹く、二行　一、喇叭　右同斷にて吹く、二行

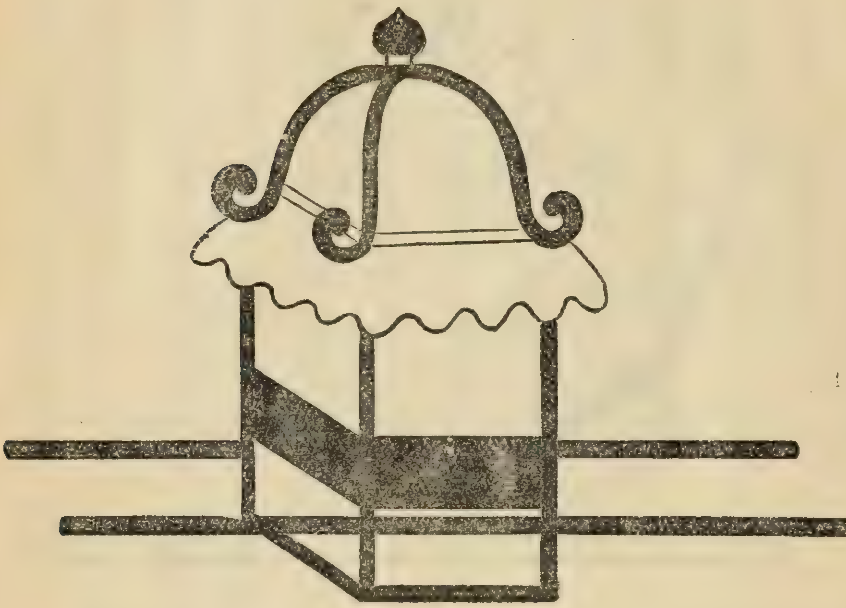
一、行鼓　右同斷にて撃つ、二行
一、鉦　右同斷にて撃つ、二行
一、平轎　六人にて舁く
一、矛　六本、六人馬上にて持つ、二行
一、牽馬　四疋内二疋駿 二疋褻
一、砲午　八人馬上にて持つ、二行
一、鉞　二本、二人馬上にて持つ左一行
一、騎馬　小童六人二行
一、騎馬　小童二人二行
一、屋轎　正使十二人にて舁く
一、騎馬　小童二人二行

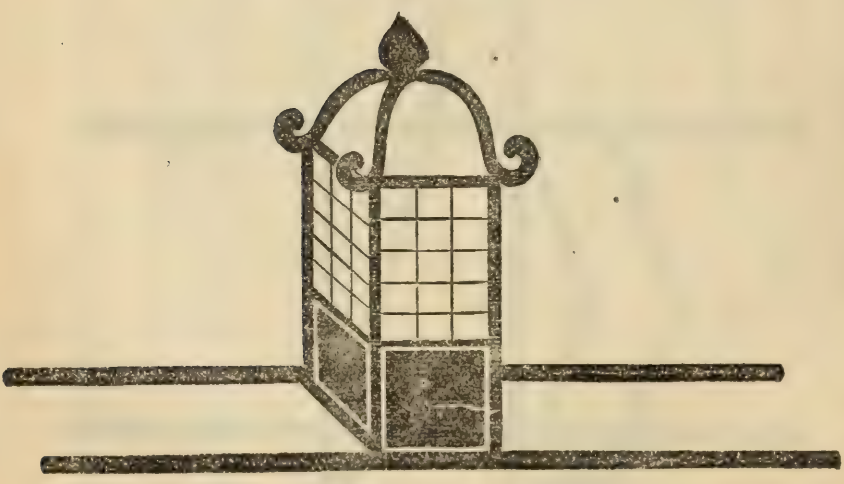
朝鮮國武器之圖

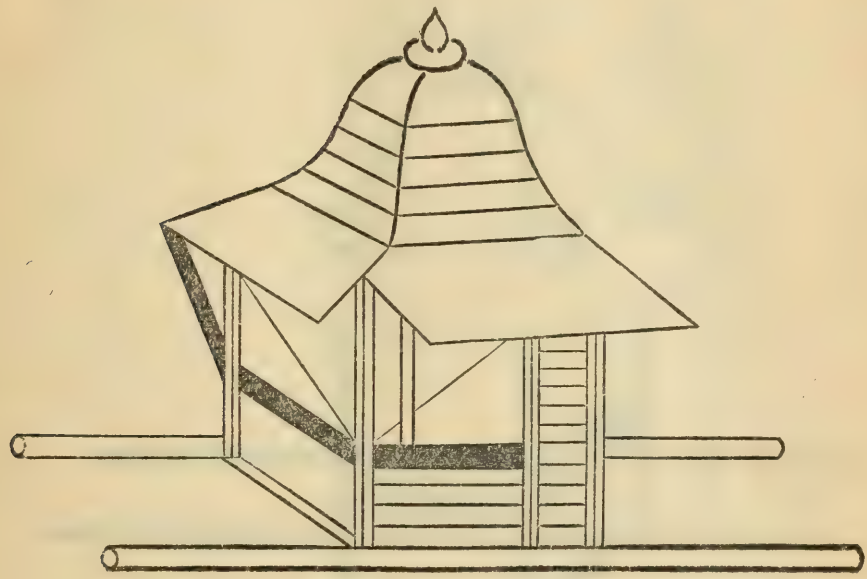
一、錚點（さうてん）　右同斷にて撃つ、二行
一、平轎　六人にて舁く
一、平轎　同斷
一、騎馬裨將十人弓を持ち矢を負ひ二行
一、令六本、六人にて馬上にて持つ、二行
一、騎馬　鞍置右 案床左　六人二行
一、節　二本、二人馬上にて持つ右一行
一、歩從　使令二人二行
一、歩從　及唱二人二行
一、歩從　使令二人二行
一、歩從　及唱二人二行

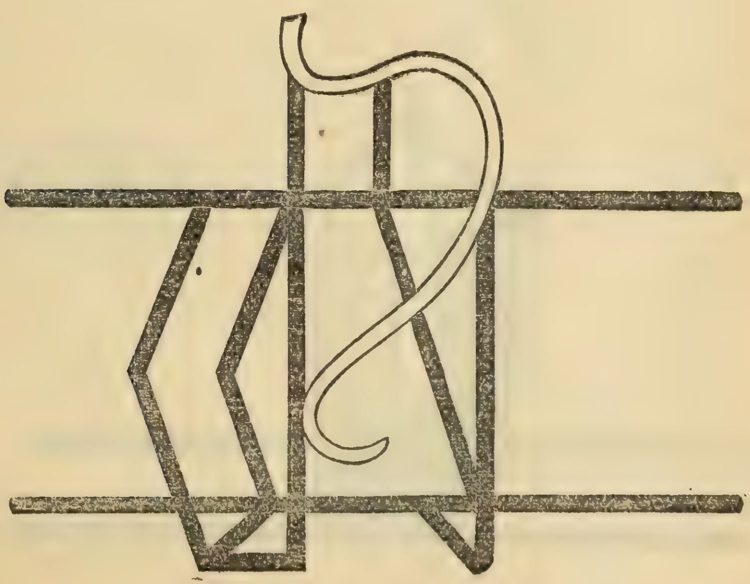












本誓寺にて信使を饗す

一、屋轎　副使、十二人にて舁く
一、歩從　使令、二人二行
一、騎馬　小童、二人二行
一、歩從　及唱、二人二行
一、屋轎　從事、十二人にて舁く
一、歩從　二人二行
一、肩輿　上々官、二人にて舁く
一、歩從　二人二行
一、肩輿　上々官、二人にて舁く
一、肩輿　學士、二人にて舁く
一、肩輿　醫師、二人にて舁く
一、肩輿　上判事、二人にて舁く
一、騎馬　上官・中官六十人
一、駕轎　四人にて舁く
一、鼓　二人にて擔ふ

堀式部少輔・石谷十藏、騎馬にて二行に朝鮮人の跡に附きて側を行く、

一、安藤右京進・脇坂淡路守、右兩人今度朝鮮人來朝の御馳走奉行仰せ付けらる。長袴を著し、本誓寺の大門に出迎へて信使に接す。三使の輿本誓寺の庭上に入る。上々官・上官以下、皆門前より下馬をす。三使方丈の寓にして著座す。今晩朝鮮人へ御饗應を給ふ事、右京進・淡路守奉行す。三使より上官まで七五三なり。座敷奉行

信使へ支給せる野菜酒肴

配膳の役人等、何れも長袴を著す。中官より以下は五々三なり。座敷奉行配膳の役人等肩衣袴を著す。同じき七日の朝より朝鮮人へ御扶持野菜竝に酒肴等下さる。大河内金兵衛奉(うけたま)はる。

目録是一日の下行なり。

一、白米二十石　一、味噌五石　一、醬油一石五斗　一、酢一石五斗　一、鹽三石　一、酒八石　一、油七斗　一、雁十二　一、鴨・雞・雉百五十　一、鶉・鳩・鷸百　一、生鱈四十　一、鮒・鯵・比目四百　一、鷄卵五千　一、生鯛・鯉・鱸百　一、家猪・野猪・鹿一疋　一、鰹節一千　一、白魚・雑喉三斗　一、小鯛・鮨乾物二百　一、鰒・榮螺・赤貝・辛螺二百　一、鯨五百貫目　一、大根千五百本　一、葱百束　一、芹百籠　一、蕪菜百五十束　一、苣二百籠　一、芋三石　一、平蕈五百合　一、椎茸三斗　一、干瓢百把　一、白砂糖七斤　一、梨子二百　一、豆腐五百丁　一、羊羹五十斤　一、洲濱百竿　一、餅四千五百　一、碎措糖(あるへいたう)三十斤　一、カステラ五十斤　一、落雁三十(五十イ)五斤　以上

上使本誓寺に到る

今日午の刻土井大炊頭利勝・酒井讃岐守忠勝、上使として本誓寺へ參向に付いて、大

門より本堂迄薄緣筵を敷き、上使衣冠を著し、太刀を帶びて二行に列す。傘持は布衣を著し後へに從ふ。宗對馬守・安藤右京進・脇坂淡路守是亦衣冠を著し太刀を佩き、上使に先立ちて案內す。上々官の通事洪喜男・姜渭賓二人、上使の迎として庭上に出向す。路次の左右に旗・矛を立て樂を奏す。正使任絖・副使金世濂・從事黃床、上使の迎として出向す。本堂の板緣の東の唐戶に沿ひて西向に立つ。上使大炊頭・讃岐守本堂の階を登つて、西の唐戶に沿ひて東向に立つ。對馬守・右京進・淡路守、同上使の後に從ひ立つ。三使禮拜す。上使揖す。本堂より方丈迄上使左を行き、三使右を行く。上使方丈の上壇に登る。此時對馬守相從ふ。上使上段の北に付て南面に立つ。右京進・淡路守下段に付て同じく南面に立つ。三使又上壇の南に付て北面に立つ。上々官の通事等二人、下段に付て同じく北面に立つ。三使上使に向ひて禮拜す。上使揖して褥の上に著座す。三使同じく座す。大炊頭仰の旨を對馬守に傳ふ。對馬守又通事に演說す。通事奉りて三使に達す。三使より御請を通事奉りて則ち對馬守に傳達す。對馬守平伏して上使へ演述せしめ、事終りて後朝鮮の侍童五人湯を

捧げて上使へ進む。湯は人参の汁を茶に和すといふ天目に足あり。長さ三寸計り。臺は皿の如くにて中に穴あり。天目の脚臺の穴より下へ出るなり。右湯終りて上使起座す。三使も起ちて禮拜す。上使揖して方丈より本堂へ退出す。三使從つて送る。上使禮謝ありて階を降りて還去す。

信使將軍に謁す

一、同十三日に三使登營す。其節下馬の御門警固の次第、森川金右衛門・馬場三郎左衛門下馬を固む。大手御門をば村越七郎左衛門・久世三四郎、中の御門をば渡邊圖書・石谷十藏、御玄關をば市橋三四郎務む。御座敷奉行は宮城越前守・兼松彌五左衛門奉はる。井上筑後守・秋元修理亮・竝に兩町奉行・御目附衆は御門の內外を見廻る。諸列牧は皆衣冠を著し、太刀を帶び、營中に列座す。三使登城に從ふ者、上々官二人、上官三十二人、次官十四人、中官百人、右行列の次第前の如し。旗・矛・樂の役人等皆此所に置きて留滯せしむ。官學士等は大手の御門にて輿より下る。三使は中の御門にて平轎より下りて歩行す。諏訪部源次イ五郎布衣を著し、庭上に於て朝鮮王より進上の馬を請取る。將軍家出御の時、土屋兵部少輔御劍役なり・水野右京亮御腰物役なり・井伊

掃部頭・松平下總守・土井大炊頭・酒井讃岐守御前に祗候す。宗對馬守書簡箱を臺に載せ、下段の間に入る時、吉良上野介請取りて御前の御刀掛の左に置く。三使中座して中壇にて御禮、次に文官と武官は御板緣にて、中官は庭上にて拜禮す。右三使の御禮畢りて下段に著座の時、井伊掃部頭・松平下總守・土井大炊頭・酒井讃岐守御使として下り、三使に謁して宗對馬守を招き、上意の趣を掃部頭傳達す。對馬守通事を以て三使へ言聞す。則席に返答を右四人の面々承り、則ち掃部頭聞に覃ぶ。朝鮮王よりの進物を酒井宮內大輔披露す。御引渡を井伊靭負佐捧げ出で又引收む。御前御酌大澤右京大夫、御加吉良若狹守、三使の酌右同人、但し加へなし。三使の引渡加加爪甲斐守・佐野左京亮・朝倉織部正勤む。尾張大納言殿・水戶中納言殿列座にて御饗應出る。兩卿は西の方に付きて東面に著座。三使は東に付きて西面に著座なり。配膳土屋大和守・石丸淡路守・岡田淡路守・瀧川長門守・島田刑部少輔・北條右近大夫勤む。酌初獻太田備中守、二獻朽木民部少輔、三獻又備中守なり。通事へ御饗應の奉行青山大藏少輔・高力攝津守、上官への饗應奉行水野備後守・植村出羽守・內藤石見

守、右事畢りて三使退出の時、掃部頭・大炊頭・讃岐守御玄關迄送り出る。

朝鮮國王の信書

朝鮮王よりの書簡

朝鮮國王李倧奉書

日本國大君殿下、信音間濶星紀間環、毎傃（したがい）風儀徒勤景仰、比因馬州行李往來、竊聞丕承先緒克恢前烈、彊域靜謐民生亨樂、泰寧之福悠久可其無任慶喜之至、茲遣使价兼候起居、不腆土品聊以修敬、所願益敦世睦共承天保、幸甚多少不宣。

崇禎九年八月十一日

朝鮮國王李倧

信物

別幅

一、大緞子　十　疋　　一、大繻子　十　疋　　一、白苧布　三十疋

一、黑麻布　三十疋　　一、黃照布　三十疋　　一、人　參　五十斤

一、虎　皮　十五張　　一、豹　皮　二十張　　一、彩花席　二十張

一、色　紙　三十卷　　一、黃毛筆　五十柄　　一、油煤墨　五十笏

朝鮮信使日光山に詣づ

一、青斜皮　三十張　　一、魚　皮　一百張　　一、黄　蜜　一百觔
一、淸　蜜　十　器　　一、鷹　子　二十連　　一、駿　馬　二匹鞍具

以上

三使日光山へ參詣の望みあるに依りて、同十四日に南光坊大僧正江府を立ちて登山なり。十七日三使江戸を發足す。路次の警固は那須美濃守・眞田隼人正奉はる。

一、上々官一人　一、判事三人　一、上官十二人　一、中官九十八人　一、下官百八人

都て二百十四人、鞍置馬百九匹

江府に留停の官人

一、上々官一人　一、上官三十二人　一、中官四十三人　一、下官九十三人　以上一百六十九人

日光路次中御馳走の次第

一、越谷晝休、土方彦三郎・城宮主膳正・伊奈半十郎　一、糟ケ部泊、谷大學頭・池田内藏助・伊奈半十郎　一、新栗橋晝休、杉原伯耆守・太田原佐兵衛・伊奈半十郎　一、小山泊、

土井大炊頭　一、石橋晝休、奥平美作守・設樂長兵衛・伊丹彥左衞門　一、宇都宮泊、奥平美作守　一、大澤晝休、阿部對馬守・高室彥三郎・熊澤三郎左衞門　一、今市泊、水谷伊勢守・市川孫左衞門・深屋吉右衞門

一、廿日に三使日光山へ登山、御廟前に於て拜禮、燒香事畢りて南光坊に對謁す。松平伊豆守・宗對馬守・松平右衞門大夫・板倉內膳正・秋元但馬守、此等の人々山中を巡見す。三使の參詣の儀式を見窺ふべきと雖も、江戶に於て無用の旨仰付けらるゝに依つて三使へ對顏せず。三使拜禮事畢りて各〻も下山す。道中の御馳走の次第、參詣の時と同じ。

一、廿五日に宗對馬守を召し、「三使日光山參詣太儀に思召すの旨」仰出ださる。

一、廿七日に土井大炊頭利勝・酒井讚岐守忠勝・上使として本誓寺に來駕して、朝鮮王への返簡並に御賜物等を引渡し、則ち御暇を下さる旨演說す。「三使兩上使に謁す、規式前の如し。此時朝鮮樂師六人出で、下壇にて樂を奏す。畢りて信使並に上中下官等へ白銀賜物を下さる。朝鮮王への御賜物は方丈への上段に積む。三使への

をば同所の下段に積雙べ、上々官へのは本堂の東の間に於て渡す。中官・下官等は皆々庭上に列す。賜ものをば本堂の板縁にて下さる。何れも上使の前に於て領す。右京進・淡路守奉はりて配す。

家光の返簡

御返簡

日本國源家光奉レ復

朝鮮國王殿下一聘价遠馳、禮意益敬、見書就二審慶二我治平一、贈二其物産一、依レ數領レ之、懇欵深切慰悅殊甚、爰聽二義成調與相訟一、則有下僞二造書印一者上、革正糺察焉、貴國早聞知、而今改レ往自新至レ此誠可也、交道者義不レ渝二舊約一則彼此好也、有二小信物附一亮察、不宣、

寛永十三年十二月二十七日

日本國源　家光

別幅

撒金六曲屛風二雙　　錦臺子二餝　　爐釜水壺柄立小滴蓋每餝諸具備

綿衣（計整）五十領（染繡金箔）　銀子五百枚　綿三百把正使　同斷　副使　同斷　從事、銀子二百枚づつ上々官通事二人　同五十枚宛　判事官三人　同五百枚は上官四十四人　同千枚は中官・下官四百廿三人　以上

信使江戸を辭す

一、同廿九日に三使江戸を發足す。兩町奉行町筋竝に品川邊迄巡見す。路次中御馳走等及び人足馬數に至る迄、右京都を發足の時に相同じ。

信使接待及び警衛の次第

朝鮮人來朝有りて本誓寺に參著の日より在留中之次第

一、本誓寺大門東　安藤右京進重長　弓五張、鐵炮十挺、長柄十本、突棒一本、刺股一本、鋋一本、棒五本、大提燈一、外に小提燈、馬乘五騎、（弓頭二人鐵炮頭二人長柄頭一人）足輕十人、中間三人、

一、同所大門西　脇坂淡路守安元　備右同斷

一、大門より本堂迄の間の警固、（鐵炮の者八十人袴を著す右京進者淡路守者）

一、本堂の警固　馬上五騎、足輕十人、右京進家來、右同斷、淡路守家來

一、御饗應の時座敷奉行配膳　三使の座敷膳部七五三、座敷奉行馬乘三人、配膳兒小性四人（長袴著）膳立中小性二人、（肩衣袴を著す）　右は右京進家來、

一、右同斷之人數淡路守家來、

一、上々官二人之座敷膳部七五三、座敷奉行馬乘二人、配膳兒小性六人、（長袴を著す）膳立中小性四人、（肩衣袴を著す）右は右京進・淡路守兩家來にて此の如し。

一、判事官三人・上官四十四人座敷、膳部七五三、座敷奉行馬乘十八人、配膳兒小性廿人、（長袴を著す）膳立中小性廿人（肩衣袴を著す）右は右京之進・淡路守兩家來

一、中官百三十二人の座敷、膳部五々三、座敷奉行馬乘十人、配膳中小性卅人、（肩衣袴を著す）膳立足輕卅人、（肩衣袴を著す）右は右京進・淡路守兩家來

一、下官二百四人の座敷膳部本二、座敷奉行馬乘四人、配膳足輕四十人、（肩衣袴を著す）膳立同四十人、（袴ばかり著す）右は右京進・淡路守兩家來、

一、火の番　馬乘十六人、足輕十六人　右京進・淡路守兩家來なり。

一、本堂　馬乘十六人、足輕廿人宛、右京進・淡路守兩家來なり。

一、座敷　馬乘六人宛信使三人に屬す。　馬乘四人宛上官に屬す。　馬乘四人宛上々官二人に屬す。　馬乘六人宛中官に屬す。

右は右京進・淡路守兩家來出づる。

信使登城の行列

一、朝鮮人御目見の時の行列

御玄關迄通る

〔此内一人と通事一人は御玄關迄相傍參る。〕

但此者どもは下馬と橋との間に旗・矛・樂の役人に附相留るなり。

淡路守家來　旗　矛　樂

右　侍　十　人　士三人　上官　次官　士二人　右京進　淡路守　兩家來

對馬守家來　通事一人　對馬守家來　通事一人

侍一人

書簡　騎馬一人×

侍一人

對馬守家來　通事一人　對馬守家來　通事一人　對馬守家來

左　侍　十　人　士三人　上官　次官　士二人

右京進家來　旗　矛　樂

〔此内一人と通事一人は御玄關まで相傍參る。〕

但此者どもは下馬と橋との間に旗・矛・樂の役人に附相留るなり。

御玄關迄通る

信使轎より下る處迄參　此内士一人通事一人御　大手奥の橋まで
る　玄關まで參る　行く
士五人　士五人　士四人
對馬守家來　通事一人　對馬守家來　通事一人　對馬守家來一人
長柄奉行
×信使三人　上々官二人　上官　次官　御持槍十本
小物頭
對馬守家來　通事一人　對馬守家來　通事一人　對馬守家來一人
士五人　士五人　士四人
信使轎より下る處迄參　此内士一人通事一人御　大手奥の橋まで
る　玄關まで參る　行く

朝鮮人日光登山上下之馬數但し鞍置、

一、十二匹　水戸中納言殿　一、十七匹　松平越前守　一、十五匹　松平伊豫守
一、十三匹　加藤式部少輔　一、十匹　松平越後守　一、十二匹　上杉彈正大弼
一、十匹　佐竹修理大夫　一、六匹　丹羽五郎左衞門　一、二匹　松平大和守
一、二匹　松平土佐守　一、二匹　一柳丹後守　一、二匹　一柳美作守
一、一匹　一柳藏人　一、三匹　津輕土佐守　一、二匹　土井大炊頭

右合せて百九匹なり。

一、朝鮮人江戸發駕の時、京迄鞍置馬竝に皆具數付之事

一、九匹　但鞍置馬・口付ともに。外に鞍・皆具・口付ともに四匹分出す。馬は無用たるべしとなり。　松平隱岐守

一、七匹　右同斷 同二匹分　松平出羽守

一、九匹　右同斷 同四匹分　小笠原右近大夫

一、七匹　右同斷 同三匹分　堀丹後守

一、十二匹　右同斷 同三匹分　眞田伊豆守

一、三匹　右同斷 同二匹分　松浦壹岐守

一、四匹　右同斷 同二匹分　牧野右馬允

一、七匹　右同斷 同二匹分　内藤帶刀

一、四匹　右同斷 同二匹分　松平丹後守

一、四匹　右同斷 同二匹分　小笠原信濃守

一、三匹　右同斷 同一匹分　本多能登守

一、四匹　右同斷 同一匹分　内藤豐前守

一、五匹　右同斷 同一匹分　松平因幡守（周防イ）

一、三匹　右同斷 同一匹分　本多飛驒守

一、三匹　右同斷 同一匹分　金森出雲守

一、三匹　右同斷 同一匹分　鳥井主膳正

一、七匹　右同斷 同一匹分　酒井宮内大輔

一、十一匹　右同斷 同二匹分　松平式部大輔

一、三匹　右同斷 同一匹分　織田辰之介

一、二匹　右同斷 同一匹分　松平丹後守

一、四匹　右同斷 同一匹分　松平紀伊守

一、二匹　右同断　同一匹分　小笠原壹岐守

一、三匹　右同断　同一匹分　井伊兵部少輔

一、三匹　右同断　同一匹分　新庄越前守

一、三匹　鞍置馬口付とも　堀田加賀守

一、二匹　右同断　西尾丹後守

一、一匹　右同断　京極主膳正

一、三匹　右同断　本多主税

一、一匹　右同断　松平主税

一、一匹　右同断　六郷長五郎

一、一匹　右同断　毛利市三郎

一、一匹　右同断　三宅大膳亮

一、一匹　右同断　山口但馬守

一、一匹　右同断　眞田内記

一、二匹　右同断　同一匹分　本多内記

一、三匹　右同断　同一匹分　佐久間三五郎

一、一匹　鞍置馬口付とも　牧野播磨守

一、二匹　右同断　阿部豊後守

一、一匹　右同断　伊丹播磨守

一、一匹　右同断　森川半彌

一、二匹　右同断　小笠原左衛門佐

一、一匹　右同断　九鬼式部少輔

一、二匹　右同断　織田百介

一、二匹　右同断　桑山修理亮

一、一匹　右同断　溝口金十郎

一、一匹　右同断　松平大隅守

一、一匹　右同断　立花主膳

一、一匹　右同断　池田內藏助
一、一匹　右同断　堀淡路守
一、一匹　右同断　前田大和守
一、一匹　右同断　小出大隅守
一、一匹　右同断　佐久間藏人
一、一匹　右同断　伊藤若狭守
一、一匹　右同断　西郷若狭守

鞍置馬都合一百六十八匹

鞍皆具都合四十六匹分

〔朝鮮人來朝記終〕

玉露叢巻第十一終

玉露叢 卷第十二

一、寛永十四丁丑年二月廿八日に、江の津に於て生捕の山田藤右衛門が申上候口上の覺書

吉利支丹一揆に關する山田藤右衛門の口上覺書

一、今度吉利支丹の宗門共一揆の根元は、木工右衛門・源左衛門・宗意・善左衛門等、廿六ヶ年以前より天草の內、東島（栗イ）と申す所に山居仕り罷在候が、去年六月中旬の頃、右五人の者申談じて曰く、「抑〻天草の內高江と申す所に罷在る婆天連共、（是修行者を云ふ。）廿六ヶ年以前に、公儀より異朝へ御追放の刻、右の婆天連共、一卷の祕書を記し殘置き候。其內に曰く、當年より廿六年目に當りて、童子一人爰に來るべし。是れ吾等が宗門の善知識と知るべし。此人、學ばずして諸宗の奧儀を究め、天に印（しるし）を顯はし、木に饅頭をならせ、野山に白旗を立て、東西に雲の燒くる事必ず有るべし。然れ共吾が一宗の住所は、聊か燒くまじき由を書置き候事。

切支丹一揆の發頭人

大矢野四郎時貞は天使なり

一、「天草に罷在り候大矢野四郎時貞といふ者、右の書物に載せ置く童子なるべし。彼の書物に引合せ考へ見るに、毛頭違なし。扨は彼は天使に疑なし」とて、彼の五人の者共、貴み諸人へ披露申させ候事。 時貞此時行年十六歳なり。

切支丹一揆蜂起時節の豫言

一、吉利支丹蜂起致すべき時節は、丑の七月十五日なるべし。其時天地も響くほどの不思議あるべし。 此時努々驚き申すまじき由、彼の五輩常々申開け候事。

一、右五人の者共の申す通、尤も月と日とは違ひ候へ共、丑の十月五日の夜陰に、卒に吉利支丹共蜂起仕り、在々・所々、山々・谷々へ引籠り罷在り候。 依つて頭分の者共會合せしめ、相談申して曰く、「急ぎ人數を催し、島原・天草其外所々の御代官、竝に他宗の面々出家・沙門等に至る迄、我が宗門に一味同心なき奴原共を、逐一切殺せ」と下知するより、早くめた〱と討殺し、何れもつまり〱の切所へ引籠り申候事。

高來城の留守居邪宗の徒を討取る

一、右の様子どもを、高來の城主松倉長門守勝家の留守居の者聞付けて、人數百餘人に武具を持たせ、大江村といふ所へ押寄せ、邪宗の奴原共を四十餘人討捕り、人數を城へ引取らんとせし處に、吉利支丹の殘黨共跡を慕ひ、島原の城下迄飛來りて、

天草四郎時貞を大將に仰がむとす

四郎時貞大將を快諾す

互に火花を散らして戰ひし內に、邪宗共城門を打破り、已に亂れ入らむとせしかども、城兵等爰をせんどと稠しく防ぎ申候に付、殘黨共叶はずして引取りざまに、城下・町屋其外神社・佛閣、在々・所々殘らず放火せしめ、己れ〳〵が在所へ引籠り申し候事。

一、彼の殘黨等打寄り相議して曰く、「天草の四郞時貞を、大將に取立て申すべき旨」評議して相究め、則ち四郞方へ使者を以て申して曰く、「何れも此二三ヶ年以前に、宗門を轉び申せし事、後悔千萬に存じ候間、今度改めて元に歸し、御自分を大將軍と仰ぎ申したく存じ、何れも連狀・連判を以つて、斯くの如くに御座候。御同心に於ては御返翰を相待つの由」委細に申達し候事。

一、四郞時貞が返答に曰く、「使節口上の趣委細承知せしめ候。然れば此度一宗の人人一揆蜂起に付き、若輩短智の我等を其大將に致されたきの旨、身に取り生前の面目此時に候。併しながら各〻存知よられての處を辭退に及ばむ事も、何とやらん隔意がましく候間、足下の了簡に任すべく候。さ候はゞ一味の總人數を有增書立て相

越さるべきの旨」返答ありければ、何れも喜悦の眉を開きけると云々。扨時貞は、大矢野宮津といふ所にて人數七百程相語らひ、世間の樣子を見合せ申す内に、島原の者共悉く馳加はり候へば、程なく五千餘の大將となりぬ。則ち島原の大江といふ所に楯籠り、翌日の評定に曰く「先々長崎表へ人數を二手に分け、一萬二千程日野峠・岐義峠この兩所を固めさせ、長崎の人々を勸め、同心なきに於ては直に押寄せ、長崎中を放火せしめ殘らず討つて捨て、其後島原の城へ働き然るべきの旨」四郎が軍法是に必し、既に打立ち申す處に、此儀寺澤兵庫頭賢高留守居の方へ相知れ申すに付き、富岡の三宅藤兵衞を先として人數を揃へ、小鷂〔本ノマヽ〕の近所島腰垣邊迄出張せしめ候間、早々加勢を給はるべきの由、四郎方へ申越し候に付き、先づ長崎表への働をば相止め、千五百人の人數を引連れ、四郎天草へ馳著き、鴻通の勢と一つになり、島原表に於て一戰仕り、鴻通（こうつう）の人數を引立て、本戸といふ所にして、三宅藤兵衞と渡し合せ、終には藤兵衞を討捕り、それより二日間を置き、又富岡の城へ押寄せ候へ共、城を堅固に持ち候故に、乘取る事あたはず、島原の內、江の津へ總人數をば

一揆原の古城に籠城

籠城の男女員數

引取り申候事。

一、松倉長門守重次、江戸より歸城の由なり。且又鍋島信濃守勝茂の人數も、唐子といふ所迄出張の由、風聞ありければ、一揆原悉く原の古城へ、先づ取籠るべしと相議して、丑の十一月より在々・所々の米穀共を、有り次第取運ばせ、其上、江の津にある長門守重次の藏米を、五千石餘奪取り申し候事。

一、四郎時貞儀は、十一月四日に彼の古城へ取籠り申候。總人數は男女ともに四日・五日、右兩日の間に籠城して、城普請は五日・六日此兩日にすきと成就しければ、小屋共は七日・八日に悉く仕廻候て。旗を揚げ申し候事。

一、九日に、天草より男女ともに二千七百餘人、船にて著岸申し候。將又大江の濱にある處の船共を殘らず打こはし候て、城の塀の圍に仕り候。三十挺だちの早船を、一艘計り殘し置き申し候事。

一、右籠城の男女都て三萬七千餘、是あるを其村切に方々へ手配り申し候事。
〔城イ〕

一、村中に於て頭分の者の覺。

村々の頭分

一、勝佐村・日崎村・三會村、此三ヶ村の大將分は、助左衞門・次右衞門・仁兵衞・宗右衞門・久藏・六左衞門、以上六人。

一、有馬村・木津村・串山村、此三ヶ村にては、治右衞門・吉藏・太兵衞・長介・太右衞門・久右衞門、以上六人。

一、深江村・小濱村・有江村、此三ヶ村にては、作十郎・久兵衞・甚右衞門・休意・清七郎・藤四郎、以上六人。

一、上津佳村・安德村・牛元村、此三ヶ村にては、久兵衞・大藏・市兵衞・覺介・五郎左衞門・七右衞門、以上六人。

一、大矢野村・江の津村にては、七右衞門・甚右衞門・次郎兵衞・玄察浪人・甚吉・長右衞門、以上六人。

右の三十人の者共は、其村々の庄屋五人組等なり。

一揆軍奉行の面々

一、軍奉行の面々、

戸塚仲兵衞 是は此以前大野修理大夫治房が家來なり　　松島半之允 是は松倉長門守勝家が陪臣のよしなり

醫師休意有江村の者　　　相澤玄察浪人なり

以上四人

一、十二月廿日の城攻の時は、松平右衛門佐光之、請取番に居られ候に付き、委細の儀は存ぜず候。翌年の正月朔日の城攻の時は、極月晦日の晩に其旨有增知れ申し候に付き、城中にての手負・死人は、僅に十七人御座候事。

一、二月廿一日の夜討のときは、よせて大江口よりかゝり申し候。總人數二千人なり。

一、千四百人は松平右衛門佐光之の手。一、六百人は寺澤兵庫頭賢高の手。右の外に、立花飛驒守忠茂と松倉長門守勝家人數五千人は是仕寄なり。出丸より千人は鍋島信濃守勝茂仕寄の人數なり。

一、其日、城中の手負四百三十人なり。此内六十二人は城中へ引取り申し候事。

一、右衛門作儀は、箭文顯はれ候て搦められ、松山の出丸に罷在り候事。

一、城中の鐵炮の數、以上五百三十挺なり。玉藥は正月末より斷れ申し候に付いて

大江口合戰

打ち申さず。然れ共少し嗜み置き候を、廿七日に打たせ申し候事。

一、城内の兵糧は、二月十日頃より斷れ申すに付いて、籠兵難儀に及ぶと雖も、少しは貯もある由の事。

一、右衛門作儀は、四郎が家老にて内外の儀能々存じ候事。

籠城の浪人

一、籠城の浪人は四十人なり。右の内に年來四十計りの男、なる程軍の手立能く、敵の強弱を知り諸事軍術功者にて候。此浪人、何方より參り候て籠城仕り候やらん。其在所誰も存せず候事。

鍋島勝茂石火矢を城中に打込む

一、或時四郎時貞、本丸に於て圍碁を打ち候て居候を、鍋島信濃守勝茂の望樓より、石火矢を打ちかけゝるが、時貞が左の袂を打切つて、其玉にて四郎が側に罷在り候男女六七人打殺され申し候。依りて城中の男女、内々は、如何樣、四郎には名譽の儀あるべきと思ひ、末頼もしく存ぜしか共、只今の風情は、四郎さへあの如くなれば、末々の儀思ひやられて、各〻力を落しけるとなん。彼の井樓より打ちかけ申す石火矢にて、手負・死人數これあり、城兵共難儀仕り候事。

有馬直純の矢文

右衛門作内通の矢文

一、彼の右衛門作存じ候は、四郎事、右の仕合故、籠城の面々勇み申さず候。折節有馬左衛門佐直純より矢文にて仰聞けられ候は、「汝等譜代の者の儀なれば、直純に對し疎略あるべきとは思はぬなり。何とぞ手立を以て忠義を盡し候へかし。さもあらば其儀を高聞に達し、其方等一廉御取立遊ばされ候やうに、此左衛門佐が進退にかへても言上に及ぶべし」と、度々仰聞けられ候に付き、右衛門作爰に於て思ふ樣は、「頃日の樣體を考へ見るに、四郎が武運も漸く傾きぬ。然らば一生の智謀、今の儀なるべし」と工夫仕り、右衛門作支配の勢七百餘輩之ある内、五百人程へ右の事を申談じければ、何れも尤と一味申し候故、扨はと思ひ、直純へ矢文射けるやうは、「拙者請取口は三の丸にて候間、廿一日に彼の口より御寄せなされ候はゞ、早速城内へ引入れ、火の手をあげさせ、めた〳〵と城を乘取らせ申すべく候。扨其節、四郎拙者諫め申すべき樣は、寄手の猛勢、城内へ亂入せしめ矢を放ち候間、此上は防ぐべき方便(てだて)なし。早々城中を退き給ひ、濱の手へ御廻り小船へ召され、何國へも落行き給ひて、時節を御待ち然るべしとたばかり申すべし。其時濱の手へ御人數を

出され、時貞を御生捕候やうに忠義仕るべし」と書認めて、二月十八日に左衞門佐陣中へ矢文を射ける處に、見付け給はず、廿一日の手筈相違になりぬ。右衞門作不審に思ひける處に、左衞門佐陣中より、又廿一日の晩景に矢文を射られて曰く、「返札の趣遲く見付けて、今日の首尾をたがへ、返すぐも口惜き次第なり。「さりながら重ねて日限を相定められ申越さるべし。聊か相違あるまじき由」仰せ越さる。其矢文をば城中の者見付け、直々に四郎に披露しければ、「扨は右衞門作が心變はしつる」とて、則ち搦め松山へ出置き、右衞門作が妻子をば、廿七日に大手の枡形の內にて斬捨てにけり。右衞門作を搦め置き候松山へ、小笠原右近大夫人數亂入、彼を見付け既に斬らむとす。時に左衞門佐より給はる矢文を披見に入れければ、助命ありて今度の生捕の人數に成ぬる事。

右有馬は、二月廿八日に落城なり。

城兵　　以上八千百九人

一、島原に籠城の邪宗合せて三萬七千百四人なり。

寄手の手負・死人の覺

一、手負　千六百五十八人　一、討死　二百十三人　右、細川越中守忠利の家來

一、手負　三百四十五人　一、討死　二百十三人　右、松平右衛門佐忠之の家來

一、手負　三百四十五人　一、討死　三十五人　右、黒田甲斐守長重の家來

一、手負　百五十六人　一、討死　十六人　右、黒田東市正高政の家來

一、手負　六百八十三人　一、討死　百十六人　右、鍋島信濃守勝茂の家來

一、手負　百八十五人　一、討死　七十八人　右、有馬玄蕃頭豊氏の家來

一、手負　三百七十九人　一、討死　百二十七人　右、立花飛驒守忠茂の家來

一、手負　九十七人　一、討死　二十一人　右、松倉長門守勝家の家來

一、手負　二百三人　一、討死　十九人　右、小笠原信濃守長次の家來

一、手負　百二十七人　一、討死　三十一人　右、松平丹後守重直の家來

一、手負　三百八十二人　一、討死　百六人　右、水野日向守勝成の家來

一、手負　三百八人　一、討死　三十九人　右、有馬左衛門佐直純の家來

一、手負　三百十五人　一、討死　三十九人　右、寺澤兵庫頭賢高の家來
一、手負　三十四人　一、討死　四人　右、戸田左門氏鐵の家來
一、手負　百四人　一、討死　六人　右、松平伊豆守信綱の家來

手負都合六千九百六十八人　討死都合千百三十人

右の外諸大名よりの使者の面々、竝に諸浪人の手負・討死の員數は知れず。

島原落城

是れ寛永十五年寅の三月廿七日、肥前國有馬郡島原落城す。

島原寄手の諸將の馬印

一、島原へ寄手の諸將の馬印の覺

一、猩々緋の鍬形　細川越中守　一、段々の馬連　細川肥後守
一、切先に輪拔の上に鳥毛　松平右衛門佐　一、金のしなひ　黒田甲斐守
一、犀の上に黒熊　黒田東市正　一、唐の頭の上に鳥毛の天目　鍋島信濃守
一、輪の切先の上に唐の頭　鍋島甲斐守　一、茗荷の丸の上に鳥毛下に唐の頭　鍋島紀伊守
一、鳥毛のくるす　有馬玄蕃頭　一、二階しら鷺の毛　有馬兵部少輔
一、赤き吹貫　立花飛驒守　一、白銀の二つ團子　小笠原右近大夫

一、白銀の髭籠　小笠原因幡守　一、赤き團子　小笠原信濃守
一、淺葱の吹貫の上に鳥毛　松平丹後守　一、熊毛　寺澤兵庫頭
一、金のくり半月の下に赤きのうれん　戸田左門　一、三階のすげ笠　戸田淡路守
一、白熊（はぐま）の三階　戸田三郎四郎　一、二階の鳥毛上は黑、下は白　有馬左衛門佐
一、二階笠に黑ふくめん　松倉長門守　一、赤き二つ團子　松倉右近
一、赤き瓢の上に鳥毛　板倉主水正　一、朱の丸の下に鳥毛　榊原飛驒守
一、四半の朱の丸　榊原左衛門佐　一、赤四半に黑五文字　井上筑後守
一、赤四半に金の丸に中に左二とあり　井上清兵衛　一、淺葱四半に金の五文字　石谷十藏
一、赤四半に白五文字　馬場三郎左衛門　一、二股の白熊　馬場甲斐守
一、銀板にいろは　牧野傳藏　一、銀板に題目　林丹後守
一、竿に白熊　松平伊豆守　一、鳥毛の開き傘　水野日向守

一、島原邪宗一揆の砌城攻の事、並に三將軍法の評判

百齋といふ浪人、其頃肥後の大守水野勝貞に屬して九州に下り、彼の城攻の手立、

島原城攻

百済城攻の意見

冬春の間以上五ヶ月守城の事を語る有増承る處に、寄手毎度攻撃つと雖、一度も城外に利なくして、大分討死・手負夥しと沙汰ありけり。然るに日向守勝貞は、春二月に彼の地へ下り給ひぬ。故に冬と正月の攻撃をば、人傳にのみ聞及ばれ、只今此陣に向つて勝負、彼の百濟を召して尋ねられて曰く、「是程纔の小城を流石の諸大將打圍んで、攻めあぐまれけるやうは如何ぞや。たとへ鬼どもが籠城すとも、攻樣の方便にて落城せずといふ事あらじ。其方の思慮を聞かばや」とありければ、百濟答へて曰く、「愚意に存じ奉り候は、此城の地利を粗見分仕り候に、東南は海岸高くして嶮岨なり。西北は陸に續き北南へ長し。凡そ城内は八町に過ぐべからず。南を本丸とせし古城は、假に取立てたる故に、塀・矢倉等もなき裸城にて、大抵は平山城なれども、本丸は地形高く、數十丈の海岸岩壁聳えたり。寔に鳥も翔りがたき要害たり。其故に手明の所なし。然るに度々の城攻に、彼方を守るに似たりと覺ゆ。良將の方便に近く、愚將の用ふる所に遠ざかりけり。其故は西北の陸地よりばかり、一方攻に毎度攻めける故に、味方に利なくして敵勝に乘らずといふ事なければな

り。思ふに其以前度々關東にての合戰及び高麗・關ヶ原・大坂にて事に馴れたる人人は、皆生れ替りて、軍理不案内の人達、近年軍學世上にはやり、家々に軍法者を抱へ給ふとは雖も、口にては孫呉をも欺くやうに、講談辯舌は潔けれども、其儀は鞍がけの馬・壘の上の游といふものにて、事に臨み誠の時は、用ふるに足らざるものなり。譬へば圍碁を見物の人、其助言はさもありぬべく覺ゆれども、其人相手になりて打つ時は、中々手打立もならざるが如くなり。いで〱次に、往昔の良將の方便を語り申すべし。是にて御了簡なさるべし。彼の九郎義經・楠正成・太閤秀吉公の再來まし〱て攻め給はゞ、さのみ手間は取り給ふまじ。其仔細は、先づ義經の軍法ならば、健やかなる若者共を、三十人か五十人ほど勝りて、扨竹橋を三間づつに餘多調へさせ、其橋を二桁結合せ、六間となして、城攻の其時、相圖を定め件のすぐり武者を、竹梯子を小船に積み、暗夜に城の東の岩壁の海岸に棹さしよせて、船を横たへ岸に繫ぎ、陸の相圖を待つ。既に攻めかゝり鯨波を上げて攻めなば、城中にては是を防がんとする時に、件の竹梯子をひた〱とかけ、則ち取登り鯨波を合

せ、攻太鼓を打つて揉立て〳〵攻めかけなば、城中の面々、東方の敵を防ぐべき手段なくして、卒に敗軍すべし。是れ不意を討つの其術の一つなり。寔に城内の者、東方の海岸の險難を頼んで、守兵を置かざる油斷をねらふ處の勝利是なり。義經一の谷の逆落と其理一つなり。亦備州の陶山・小見山が笠置の皇居を破りしも此心得なり。孫子にいふ、攻めて必ず取るものは、其守らざる所を攻むればなり。守りて必ず堅きものは、其攻めざる所を守ればなり。義經・陶山・小見山等、此句を胸襟にかけてありたらんか。往々に孫子を讀み、平家物語の一の谷の利害と、太平記の笠置軍の所を讀みても、彼の鞍かけの馬・疊の上の游にては、見れ共見えず、聞けども聞えざるが如くにて、古今功を立てたるものは稀なり。故に古人の名句にも、千兵は求め易く、一將は得難しと云々。扨又正成は、如何樣の方便ならんや。楠ならば、仕寄際より竊に大なる穴を城中へ掘込むべし。既に城内の物音も聞ゆるほどに掘りこみたる時、鐵炮藥を數十、石穴の中へ入れ置き、扨牛十四五匹計りに、きる物をきせ、それに色々に繪書き、角には朱を塗り面をば紙にて包み、其上をゑどり

正成は謀才世に優る

龍の形の如く拵へ、件の鐵炮藥に火をつけて、城中へ火炎を飛ばせける故、穴の口大に廣まるべし。其時、龍の尾に松明をくゝり付けて、其に火を附けて彼の穴へ追込むべし。其時、彼の牛共あつさに堪へかねて、城中へ無二・無三に駈込むべし。城中の者共、是を見て是只事にあらず。龍か鬼かと惘れて疑ふ處へ、多勢押込むべし。正成は謀才、世に勝れたるに因つて、斯くの如くあらむか。此方便、齊の田單といひし名將、卽墨といふ所の城に籠り、城中より城外へ、此謀略にて運を開きし事あり。內より出づると外より入るとの其理一つなり。正成ならば此術あらんか。扨又秀吉公ならば、如何攻め給はむや」。百齋が曰く、「島原四萬石・天草四萬石の內に、二萬石は一揆となりぬ。都合六萬石の米穀を考へ、城內の男女を積り、城廻に稠しく柵を振り砂を蒔き、金鼓を鳴らし劫し、外へ出でざるやうに拒みて、兵糧攻にし給はむか。其故は、秀吉未だ羽柴筑前守といひし時、因州鳥取の城をば、吉川の家臣吉川式部といひし者守城せし時、兵糧詰にし給ひて功をなし給ひぬ。」「あつたら諸將を、外道の切支丹等の奴原共に死をなさむ事何ぞや。尤も其儀異議なし。

然れども、義經公と正成は、古今無雙の名將と稱美して、秀吉公を亦右兩將と一つに評せむ事、其了簡如何。假令秀吉公、時の運よくして武威を末世に殘し給ふのみならんか」といふ。百齋が曰く、「尊卑に限らず、武道の功を立てたるを以て、其人を貴むべし。秀吉公は義經・正成よりは名將たらんか。愚案には、由々兩將と同じやうに、秀吉の事は語らむは、其感心少かるべし。夫を如何にと尋ぬるに、秀吉、筑前守といひし時、三略の講談を聞かれしが、夫れ主將の法は、務めて英雄の心を取りて功あるを賞祿し、志を衆に通ずと讀初め、其文句の義理をいひほどくを、秀吉聞き給ひて曰く、三略一部の軍理をば、其一句の趣を以て得道したり。其末をば讀むに及ばずとて聞き給はぬとなり。又或時、論語の講釋を聞き給ふ時、子曰く、我が道は一以て貫せりと讀んで、其理の說談を聞きて、秀吉の曰く、論語一部の奇言・妙句、此一貫ならむ。我も亦自今以後一貫すべきとて、末を是も聞き給はぬとなり。

百齋秀吉を賞揚す

其後、天下草創ありて、朝鮮國まで御手に入れ給ふは、目前皆人是を知れり。或夜殿下、武篇咄の御序に仰出されけるやうは、先づ中國退治の手始に、因幡の鳥取の

秀吉の武邊咄

城を兵糧詰にし、其次に備中の高松の城をば水攻にして、毛利と和睦し取る物をも取敢ず都へ攻登り、明智日向守光秀を山崎表にして討取り、其以後に柴田修理亮勝家に反間を用ひて、急に取拉ぎ、其儀終りて島津に降を乞はせ、斯くして後、小田原を攻潰し奥州迄發向し、諸方を心の儘に手に入れし事は、是れ偏に三略の功を賞祿せよといひし妙句と、又孔子の吾が道は一以て貫せりと宣ひし金言、右兩句を忘れずして、事々・物々の謀略に用ひて、弓矢を取りしに聊か危き事なし。世上の諸將を能く見るに、人を罰する事は易く、功を賞する事は難くして、大方は私欲の甚しき故なるべし。其欲の深きといふは人によるべし。一度天下を知らむと心懸くる武將の、少細の事迄に心をくばり、吝嗇くきたなくしては、何とて大望を達せむや。所詮軍法は、千章・萬句人を取立て、功を賞するにありと御諚ありしかども、御伽の面々うかうかときゝたりとや思召しけむ。又仰せられけるやうは、昔より人々の沙汰しけるは、九郎義經、中頃には楠正成などを、古今無雙の名將と雖も、此秀吉に於ては、さには思はざりけるなり。其仔細をいはゞ、彼の義經は、木曾義仲が數度の軍

秀吉義經正成を批判す

旅に戰ひ負けて、纔の勢にて吟ふ所を討捕りぬ。其後平家を攻亡してより以來、大功の名を天下に溢れさせけり。是は赤子も知る如く、平家の積惡を佛神の悋ませ給ひて、木曾が微勢に追立てられ、帝都の住居ならずして、西海の波の上に漂ひ、漁父・海士人の如く浦々・島々を呻吟せし人々を討ちたりとて、させる高名共思はれず。其故は梶原と逆櫓の異論、是以て道理とはいはれずして、義經の恥辱にあらずや。梶原如きは舍兄賴朝の代官として、總大將軍を承りて、西國發向の大將の何ぞや、梶原如きに侮られ、ねぢ刀にて向はれし事、威なき將と見えたり。大將の器備はり威德を以て推すならば、豈梶原が首のあがらんや。義經・辨慶智慧のあらば、平家入水の同日に、西國にて梶原父子を討ずして叶はざる事を、此圖をぬかして、終には彼が爲に讒せられて、鎌倉中へ足踏もならずして、剩へ土佐坊づれに夜討にあはんとして、辛き命をひろひ、賴朝と手切の證據一にあらざる所に、うか〳〵と堀河に長居して、後々の考なかりしは、是れ智將か。其節早く奧州・西國の院宣を申請けて辨慶に渡し、卒に諸勢を催し、押して鎌倉へ攻下り、且又伊勢・駿河を奧州へ差下し、勢

義經は勇あるも智は不足せり

を揃へ攻上せ、東西より頼朝をさしはさんで、無二・無三の合戰に及ぶか。扨は大臣殿父子を鎌倉へ渡し、義經は腰越から直に奧州へ下り、秀衡を賴み大軍を率ゐ、鎌倉へ發向せば、無下なる事はあるまじきに、多くは和平の扱を待ちて、梶原が舌根を拔き、賴朝と和與して、或は四國を恩賞に領するか。或は九州を給はるか。有無の合戰に及ぶべき事なり。よし〳〵其圖にあたらずとも、山伏のまねをして奧州へ下りなば、秀衡を賴んで、不日に攻登る方便に及ぶべき事なるに、其儀にもあたはずして、高館にやみ〳〵と安座して、百歲に滿ちたる秀衡が死を待ちし事何のいひぞや。智・仁・勇の三德を兼ねたるを以て、名將とはいはめ。義經・辨慶ともに勇は勝れたれども、智は不足せり。右四ヶ度の圖をぬかせばなり。次に楠正成事、赤坂其外にも所々にて、數度の武功ありとは雖も、やみ〳〵と切腹せん事、是れ名將の行跡にあらず。一門舊臣並み居て、匹夫の働せんよりは、直義を亡さむにしかじ。合戰の勝負は時の運にもよりければ、負けても更に恥ならず。只謀の足らざるを以て恥とす。正成最後の合戰なれば、一大事の謀を爰にして出すべき事なれども、

其沙汰をきかず。西國より尊氏兄弟、大軍を率ゐ攻上る事を、兼ねて知らざるとはいひ難し。此湊川を戰場と定めなば、鳥雲の備・霧霞の備・釣竿の備・殘伏の備を以て、直義をばおびやかし、西國の取集めたる民兵共をかけ惱しなば、直義をば此所にて討取るべきに、正成が最後の一戰の拙きを以て、一世の武勇の佳名を、却つて惡名の名たてと成しぬ。かくいふ秀吉を、義經・正成にしたらむには、恐らくは軍に花を咲かせ、入相の鐘・山下風にて吹散らしてむ物をと、齒咬をして宣ひ、きつと見廻して仰せけるは、爾等此秀吉を、右兩將にしたりとも、さ宣ふ口程はあるまじとの面體、外に顯はれて見えたる事も愚かや。義經は源家の正統たり。正成は大和・河內兩國千騎の大將旗頭なり。かくいふ秀吉は、日本〔にカ脫〕かくれなき凡俗にて、信長公に始めて仕へし時は、無僕の境界獨歩たり。されども開闢以來、終に其例もなき太閤の高官迄經昇り、秀吉弓矢を取つて、面目古將に越えたるべし。面々が心にさみして、秀吉が口廣き荒言かなと思ふも、其儀一つとして浮言になし。日本より異國を從へし事は、神功皇后と忝くもかけまくも此秀吉なりと、膝を直して座中を

正成最後の一戰は拙なり

秀吉の豪語

きつとにらんで、各〻心の疑を散ぜよと仰せければ、御伽に伺候の面々、其儀逐一に存じたる事なれば、誰か御虛言と存ずる者もなかりしとなり。此百齋、壯年の初此御物語を慥に承はり及びき」と云々。夫れ高下共に名利の二つにほだされ、昨日迄秀吉と肩を竝べ膝を組みし輩も、今日は又主君と仰ぐ事何故ぞや。それは秀吉、利害を能く見付け給ひて、志を衆に施し、萬兵を惠み人を取立て給ふ事、古今稀なる名君なればなり。誠に寬仁大度と、是をいはむものか。唐國にも名將の饗禮行ひし軍法あり。又日本にても、赤椀・黑椀の軍法あり。是は却つて後日に害を招くに近からんか。たとへば病人の其病にいやなる毒食を好む。是を與ふるに、一旦快くして食進み氣晴れて潔しとは雖も、其毒味の爲にあてられて、終には重病となりて本復しがたし。武士にも亦覿面に恥を與へ、赤黑椀の分ちをなしゝ事も、不仁のしわざにて、遺恨を招く基たらむか。諸卒是とともに死すべく、是とともに活くべくして、危きを恐れざらしむる事、偏に秀吉の三品の御法正しき故とかや。祿を重く與へても情のなき大將には、萬兵なづかず。情をかけても禮のなき將には思ひつ

かず。禮ありても祿を與へねば信ぜず。故に三等は一にして三、三にして一なり。古語に云く、「禮を崇ぶ則ば智士至る。祿重き則ば士死を爭ふ」。又云く、「雨ふれ共傘を張らず」といふ是れ禮なり。是を以て是を思ふに、異國の名將饗禮の軍法と、我が朝の赤椀・黑椀の軍法より、秀吉の仁義の法にしくはなし。且又太閤の御謀略は、偏に孫子が群羊を驅るが如く、呉子が漏船の中に座し、韓信が嚢砂・背水の備、暗に相叶ひ名は異なれども、畢竟必死の術なるべし。

一、二月に、江州勢多の橋桁二本自ら燒く。

一、閏三月五日に、千代姫君御方御誕生。

一、七月八日に、星月を貫く。

江戸風呂室への御觸

一、同年江戸中の風呂屋、都べて三十七軒の者共へ仰渡されあり。所謂江戸中の風呂屋共に、遊女三人より多く差置申まじき者也。若し隱し候て一人なり共、多く抱へ置く族於有之者、急度可被處嚴科旨、兼て被仰出候之處に、其旨を令違背之由、吉原之者共より、致訴人に付、御穿鑿之上相背御制禁風呂屋之亭主共を、吉原之

大門の内に礫に御かけ被成候事。
一、十五年正月廿四日、台徳院殿七回の御忌に付いて、増上寺に於て萬部御經御執行。

玉露叢 卷第十二終

玉露叢　卷第十三

自二寛永十六年一至二正保二年一〔四カ〕

江戸城回祿
同移徙につきて獻上物

一、寛永十六年九月廿一日に尾張右兵衞督光義卿へ、今は光友と改め給ふ千代姫君御方御入輿。
一、同年、東山智恩院御再興あり。
一、同年八月十一日、江戸大火。此時御城回祿す。御城御普請出來して御移徙の時、御一門及び諸大名衆より獻上物の品々、左に、

一、梨地廣蓋　十　尾張大納言義直卿　一、梨地廣蓋　十　紀伊大納言頼宣卿
一、御屛風　五雙　水戸中納言頼房卿　一、梨地廣蓋　十　越前宰相忠昌卿
一、小重箱　五組　一、御料理鍋　二組　越後中將光長　一、御刀掛　小松中納言利常
一、梨地御臺子　二飾　一、御屛風　五雙　松平筑前守光高　一、銀御臺子　一飾　一、御屛風　五雙　松平陸奥守忠宗

一、梨地御刀掛　二
一、小屏風　一雙
一、御硯　二　松平新太郎光政
一、銀御臺子　一飾　松平薩摩守光久
一、盤銅　二十　佐竹修理大夫義隆
一、梨地御掛臺　一通
一、御屏風　三雙　松平阿波守光隆
一、梨地御重箱五組　松平出羽守直政
一、梨地御衣桁　十
一、鍋　三十
一、銀御懸盤　一通　森内記長繼
一、御硯　一（二イ）
一、銀御鉢　五　京極丹後守高廣
一、毛氈　二十枚　毛利甲斐守秀元
一、御錫切立　十　織田出雲守信友
一、奉書紙　二十束　松平土佐守直富
一、梨地御手水洗　一
一、御手拭掛　一　丹羽左京大夫光重

一、御屏風　十雙
一、御障子　五　上杉彈正大弼定勝
一、梨地御手水桶　二
一、御手拭掛　二
一、銀御鉢　十一　松平相模守光仲
一、御屏風　五雙
一、梨地御臺子　一飾　松平隱岐守定行
一、御屏風　十雙
一、花毛氈　廿枚　細川肥後守光高
一、銀御手水洗　一組
一、御手拭掛　一
一、銀御鉢　五　松平土佐守忠義
一、御屏風　三雙　伊達遠江守秀宗
一、毛氈　十枚　宗對島守義成
一、御刀掛　一
一、御手拭掛　一　立花左近將監忠茂
一、奉書紙三十束　松平大和守直基
一、毛氈　二十枚　松平右近大夫輝興
一、銀御銚子　一
一、銀御提子　一
一、銀御湯漬鉢　一
一、銀御杓子　一
一、銀御湯注　二　井伊掃部守直孝

一、御寝衣　三　一、御蒲團　二　保科肥後守正之　一、御屏風　三雙　松平右京大夫頼高
一、翠簾　十間　松平下總守清通　一、翠簾　十間　松平式部大輔忠次
一、銀御手水洗　一　一、御褥　二　酒井宮内大輔忠勝　一、御火鉢　五　一、御手水鉢　五　奥平美作守忠昌
一、御屏風　二雙　小笠原右近大夫忠政　一、御呉服　五　松平越中守定綱
一、唐金御手桶　十　石川主殿頭忠綱　一、御燭臺　十　一、御手燭　十　牧野右馬允忠成
一、梨地御手拭掛　一　一、梨地御手水洗　一　戸田左門氏鐵　一、銀御臺子　一飾　有馬中務大輔忠郷
一、梨地御衣桁　二　水野美作守勝廣　一、同　二　南部山城守重直
一、梨地御手水洗　一組　本多能登守忠義　一、銀切立　二　一、御燭臺　十　水野隼人正忠清
一、梨地御重箱　二組　内藤帯刀忠興　一、梨地御刀掛　二　小笠原信濃守長次
一、〔原本缺ク〕　本多伊勢守忠利　一、御盤銅　五　松平周防守康次
一、梨地御手水洗　三組　松平丹波守康永　一、塗手桶　五十　松平和泉守乘壽
一、銀切立　二十　松平因幡守忠良　一、御料理道具一通　松平万介忠親

一、手桶　五十　本多下總守俊〔忠イ〕次
一、御蠟燭　三百挺　眞田伊豆守信之
一、炭斗　十
一、十能　十　京極六丸
一、塵壺　十　松平若狹守康信
一、御重箱　三組　戸澤右京亮政盛
一、御刀掛　一
一、梨地御手拭掛　一　岡部美濃守定勝
一、唐金大鉢　六
一、唐金小鉢　十　松平肥前守忠直
一、御手水鉢　五　脇坂淡路守安元
一、御小屏風　一雙　淺野内匠頭長直
一、梨地御刀掛　十一
一、錫御切立　十　淺野因幡守長治
一、御料理鍋　五
一、錫御鉢　五
一、錫白鳥　五對　中川内膳正久盛
一、銀〔錫イ〕御切立　二十
一、錫御鉢　十　津輕土佐守信茂

一、銀御臺子　一飾　大久保加賀守季任
一、御盤銅　五　溝口出雲守宣直
一、梨地御手水洗　一組　相馬大膳亮義胤
一、御刀掛　一
一、御手拭掛　一　秋田河内守俊季
一、御燭臺　十本　山崎甲斐守家治
一、御燭臺　十本
一、御手燭　十　京極刑部少輔高知
一、唐金盤銅　五　小笠原壹岐守貞政
一、御椀　五十人前　寺澤兵庫頭堅高
一、錫御鉢　十　堀美作守親昌
一、大高引合　二束　水谷伊勢守勝隆
一、銀御重箱　二組　松平淡路守利治
一、御行燈　二十　三浦龜之助〔丞イ〕

一、錫御切立　十　土岐山城守頼行
一、御錫　十對　織田左衛門佐長治
一、御手桶　五十　戸田因幡守忠能
一、錫御切立　十　織田因幡守
一、錫御鉢　二十　古田兵部少輔重勝
一、塵壺　十　島津萬壽丸
一、唐金御火鉢　五　秋元越中守富朝
一、塵壺　十　青木甲斐守
一、錫御切立　十　高木善次郎
一、御大錫　五對　阿部備中守
一、御手水洗　一組　內藤志摩守忠種
一、御行燈　二十　水野監物忠善
一、御料理鍋　五　水野備後守

一、銀〔錫イ〕御切立　二十　秋月長門守種春
一、大錫　五對　龜井能登守茲政
一、御褥　二　遠藤但馬守
一、御料理鍋　十五　太田原左兵衛
一、大錫鉢　十　內藤兵部少輔
一、錫御切立　十　毛利市三郎
一、梨地御重箱二組　松平石見守輝澄
一、御小屛風　一雙　伊東大和守祐久
一、塵壺　十　木下左兵衛
一、御臺子　三飾　永井信濃守尚政
一、御行燈　二十　井上河內守正利
一、錫御重箱　二組　松平出雲守勝宣
一、盥銅　五　松平右衛門大夫

一、錫御切立　十　山口但馬守弘隆
一、錫御切立　二十　分部與三兵衛
一、錫御白鳥　十　立花民部少輔
一、錫御切立　十　木下淡路守利當
一、御箒　五十本　建部内匠頭
一、錫御鉢　十　桑山修理亮一玄
一、錫御鉢　五　佐久間權之介
一、銀御切立　十　一柳藏人直頼
一、同　十　伊東甚太郎貞治
一、御錫　五對　阿部市正
一、御褥　二　森川半彌
一、銀御臺子　一飾　堀田加賀守正盛
一、御小屛風　二雙　阿部豐後守忠秋

一、御刀掛　一　諏訪出雲守忠恒
一、梨地御刀掛　二　内藤豐後守信良
一、御料理鍋　十　片桐半之允〔助イ〕
一、同　十　矢代越中守
一、御手水洗　一組　高力攝津守忠房
一、塵壺　十
一、御箒　十五本　三宅大膳亮康盛
一、毛氈　十枚　西尾丹後守
一、〔錫イ〕銀御湯器　十　池田内藏助
一、梨地御刀掛　一　毛利日向守就隆
一、御行燈　十　遠山久太夫
一、御湯次　六　小笠原主膳正
一、塗御手桶　五十
一、御火鉢　五　松平伊豆守信綱
一、御簞笥　一
一、御臺子御天目　一通
一、御盞　二　阿部對馬守重次

一、御手桶　五十　金森出雲守重頼
一、御箒　三十本　小出與平次
一、毛氈　十枚　大村丹後守純信
一、同　五枚　井上筑後守
一、同　五枚　加々爪甲斐守
一、御燗鍋　十　稲垣攝津守
一、御錫鉢　十　西郷孫六郎
一、御行燈　二十　土屋民部少輔利直
一、御手拭掛　二　加藤内藏助明友
一、盤銅　五　松平市正直次
一、錫御切立　十　戸田土佐守
一、御碁盤　一面
一、御象戲盤　一面　松平美作守定房
一、塗手桶　五十　植村出羽守家政

一、御箒　二十本　織田修理亮
一、毛氈　十枚　新庄越前守直好
一、同　十枚　内田信濃守
一、同　五枚　柳生但馬守
一、同　三十枚　稲葉美濃守正則
一、御料理鍋　十　土方河内守雄次
一、御火鉢　二　稲葉淡路守純通
一、塵壺　二十　北條久太郎氏宗
一、錫御湯注　六　片桐石見守貞昌
一、塵壺　十　京極主膳正高供
一、塵壺　十
一、錫御鉢〔拈イ〕　十　織田上野介
一、塵壺　十　松平主殿頭忠房
一、梨地御刀掛　一　松平左近大夫成照

一、盤銅 三 鳥居主膳正忠春　一、銅塵壺 五 板倉主水正重矩
一、盤銅 二 松平太郎八　一、錫御鉢 十五 平岡石見守
一、塗手桶 五十 青山大膳亮幸利　一、御伽羅 一斤 相良壹岐守頼寛
一、錫御切立 十 谷大學頭　一、錫御切立 十 土方木工助雄氏
一、塵壺 二十 日根野織部正吉明　一、錫御切立 十 岩城但馬守宣隆
一、錫御切立 十 溝口金十郎　一、塵壺 十 六郷伊賀守政勝
一、錫御鉢 十 市橋下總守　一、錫御鉢 十　一、同御切立 十 堀左門
一、大錫 十 五島孫次郎盛次　一、御廣蓋 二 稻葉能登守信通
一、塵壺 十 九鬼大和守貞隆　一、錫御鉢 十　一、御間鍋 十 一柳丹後守直重
一、錫御切立 十 久留島丹波守通春　一、御燭臺 十本 松平飛驒守利治
一、御手桶 百 本多八郎公衞政長　一、蠟燭之心切 十　一、心入 十 杉原伯耆守
一、錫御鉢 十 眞田隼人正　一、梨地御手拭掛 二 有馬藏人直純
一、梨地御手水洗 一組 仙石越前守政俊（胤イ）　一、塵壺 十 丹羽式部少輔氏定

一、奉書紙　十束　本多飛驒守　一、御挾箱　二　松平山城守忠國

一、御蠟燭　二百挺　眞田内記信政　一、錫御鉢　十五　井伊兵部少輔直之

一、御料理鍋　十　九鬼式部少輔隆季　一、盤　銅　五　菅沼織部正定芳

一、御繪筵　十枚　堀　三右衛門　一、御錫鉢　十　堀　大學頭

一、御錫鉢　五　一、銀御重箱　一組　土井大炊頭利勝　一、大中御火鉢　二　一、置御圍爐裏　一　酒井讃岐守忠勝

一、衝立御障子　二本　酒井河内守　一、塵壺　二十　永井日向守直清

一、御書棚　十　小堀遠江守政一　一、御手桶　百　一、搔器　百　酒井日向守忠能

一、御錫鉢　五　皆川山城守廣照　一、錫御切立　六　堀　越中守

一、天鵞絨御圓座　十　朽木民部少輔稙綱　一、塵壺　十　一、御箒　五十本　安藤右京進重長

一、御大皿　百　一、御茶碗　百　牧野内匠頭信成　一、銅御水風呂　一組　一、シンキリ　十　一、手フキ　十　板倉周防守重宗

一、塵壺　十　一、大行燈　五　松平伊賀守忠勝　一、御箒　五十本　一、塵壺　二十　太田備中守資宗

一、塵壺　十　北條出羽守氏重　一、御屛風　五雙　松平右衛門佐光之

一、御炭斗　五　黑田甲斐守長興　一、御手拭掛　二　黑田万吉高政

家光日光参詣

江戸の大火

飢饉

家綱誕生

國巡り衆

一、十七年四月十三日、家光公日光へ御參詣。今年東照權現二十五回御忌に付、萬部御經御執行ありて、廿三日に還御。

一、同年、天下に牛多く斃る。

一、十八年正月廿九日の夜より翌晦日の夜へかけ一日二夜、江戸中大火なり。火元は中橋桶町なり。此時町數九十七町竝に武家屋數百三十軒燒失す。是れ御代始めての大火と云々。

一、同年の暮より十九・二十年の春迄天下飢饉、依りて餓死す。尤乞食道路に散亂す。

一、八月三日巳の刻、若君御誕生なり。竹千代君と號す。是れ公方家綱公御事

一、九月二日に、竹千代樣へ日本國中の大小名御禮を申上げらる。

一、寛永年中國巡りの衆中は、

一、豐前・豐後・筑前・筑後・肥前・肥後・大隅・薩摩・日向・壹岐・對島

右鎭西十一ヶ國をば、松田善右衛門・蒔田數馬・蜷川喜左衛門、

右三人へ仰付けらる。

一、播磨・備前・備中・備後・安藝・周防・長門・美作・但馬・因幡・伯耆・出雲・石見

右十三ヶ國をば、川勝丹羽守・石尾七兵衛・三上半兵衛

右三人へ仰付けらる。

一、山城・大和・攝津・河内・和泉・伊勢・伊賀・志摩・紀伊・淡路・阿波・讃岐・伊豫・土佐

右十四ヶ國は、津田平左衛門・本多丹後守・佐々木權兵衛に仰付けらる。

一、越後・越中・能登・加賀・越前・佐渡・若狹・丹波・丹後・近江

右十ヶ國は、能勢小十郎・城半左衛門・中根五兵衛に仰付けらる。

一、陸奥・出羽・常陸

右三ヶ國は、林丹波守・森次郎兵衛・新庄右近へ仰付けらる。

一、武藏・相模・上總・下總・安房・上野・下野・甲斐・信濃・伊豆・駿河・遠江・三河・尾張・美濃・飛驒

右十六ヶ國は、大井新右衛門・高林河内守・島彌左衛門へ仰付けらる。

一、廿年六月に、朝鮮人來朝す。

女帝讓位

一、九月廿一日に、女帝御讓位。十一月三日に卽位。此時、酒井讃岐守忠勝・松平伊豆守信綱、右兩將上京なり。忠勝は少將、信綱は侍從に任ぜらる。

秀忠十三回忌

一、同廿一年正月十五日より、增上寺に於て萬部御經御執行あり。是れ台德院殿十三回の御忌に付きてなり。正保元甲申年に相當る寛永年號二十年に限る

綱重誕生

一、七月廿四日巳の刻に、長松殿御出生。是れ將軍家光公四十二の二歲御子に依りて、天樹院殿の御養子に遊ばさるとなり。後に甲府宰相綱重卿と號す。

一、十月十六日に、土井大炊頭利勝卒す。

武家の系圖

一、同年に、武家の系圖三百七十卷を撰す。

一、十二月十六日に、當公方樣御稱號を家「綱〔光カ〕」公と申し奉る。

一、同年に寛永を改て、正保元年と爲す。

京都愛宕山炎上

一、正保二年正月廿三日に、京師の愛宕山炎上。開山は慶俊法師、檀那は和氣淸麿と云々。此山に、昔日は七千坊ありしとなり。

一、同年同月同日に、松平筑前守光高卒去。春秋三十一歲。本姓は前田。同年三月十五日に頓死

と云々尋ぬべし

一、同年に五條の橋石橋になる。

一、二月十九日に、龜松殿御出生。五歲にして早世。

一、三月十五日の夜、月光明外の如し。

一、八月一日に越前宰相忠昌卿逝去。行年四十九歲。

一切經梓行

一、同月に將軍家、天海僧正に命じ給ひて、武州に於て一切經御再興梓成就。

一、九月八日、松平越前守光宗卒去。春秋十九歲。是れ陸奧守忠宗の男なり。

一、同月十日に、上杉彈正大弼定勝卒去。行年四十二歲。

綱吉誕生

一、三年正月八日に、德松殿御出生。後に館林宰相綱吉卿と號す。

黑船長崎着津

一、四年に、長崎表へ黑船二艘著津す。二艘の船の大小の事。

一艘は、長廿六間に橫幅七間、船底へは八間あり。石火矢廿四挺入る。

一艘は、長廿四間に橫幅六間、船底へは四間あり。石火矢廿二挺入る。

一、右の黑船二艘は、ポルトガルといふ國より漂著す。依りて四國の諸大名衆へ奉

黑船警固の人數竝に船印

書を以て、右の唐船の警固を仰付けらる。其時の船幕・船印竝に人數等の覺。

一、松平筑前守忠之人數竝に船數の事

人數一萬二千七百三十八人、内水主二千九百五十四人。

船數三百三十三艘、内六十一艘は關船。船幕、總地に藍の中白。船印、總紺に白餅。

一、松平隱岐守定行。是れ上使なり。總大將軍監

人數六千三百十一人、内水主二千六百十七人。

船數百艘、内四十八艘は關船。船幕、藍と白との段々筋。船印梅鉢。

一、細川肥後守光高

人數一萬千三百一人、内水主四千八百九十六人。

船數二百三十三艘、内百八艘は關船。船幕、紺に九曜の星。船印、右同斷。

一、鍋島信濃守勝茂

人數一萬千三百六十八人、内水主三千三百五十八人。

船數二百三十五艘、内二十五艘は關船。船幕、紺にギヨヤウの丸。船印、右同斷。

一、立花左近將監忠茂
人數三千八百七十八人、内水主八百人。
船數三十三艘、内九艘は關船。船幕、二幅の四旛。船印、右同斷。
一、小笠原信濃守長次
人數千六百七十八人、内水主三百五十人。
船數二十艘、内九艘は關船。船幕、總茜に白き三階菱。船印、右同斷。
一、寺澤兵庫頭賢高
人數三千五百五人、内水主六百八十五人。
船數三十三艘、内十三艘は關船。船幕、總地白に黑餅。船印、右同斷。
一、松平美作守定房
人數千百九十八人、内水主五百六十八人。
船數二十六艘、内十艘は關船。船幕、藍に二つ巴。船印、右同斷。
一、高力攝津守忠房

人數二千四百六十三人、内水主千八人。
船數二十九艘、内〔本ノマヽ〕闕船。　船幕、紺に一文字の下に三星。　船印、右同斷。
一、大村丹後守純信
人數二千六百三十八人、内水主八百廿三人。
船數三十二艘、内七艘は闕船。　船幕、補と白との筋違。　船印、右同斷。
一、小笠原右近大夫忠眞〔貞イ〕
人數〔　　　〕内水主〔　　　〕
船數〔　　　〕内〔　　〕船幕、總茜に白き三階菱。　船印、右同斷。
一、島津薩摩守光久
人數〔　　　〕内水主〔　　　〕
船數〔　　　〕内〔　　〕船幕、總白に黒き十文字。　船印、右同斷。
一、黒田甲斐守長興
人數〔　　　〕内水主〔　　　〕

船數［　　］内［　　］船幕、紺に右藤巴。船印、右同斷。

一、黒田市正高政

人數［　　］内水主［　　］

船數［　　］内［　　］船幕、藍に菊の紋。船印、右同斷。

一、右の節、黒田筑前守忠之へ御奉書を給ふ。所謂

猶々面々家中之族引取申候儀、彌〻事靜成樣に可被申付候。以上。

一筆令啓達候。然者今度黒船貳艘就著津、其方儀、卽刻彼表江被馳著候之通、馬場三郎左衞門・日根野織部方依注進、達上聞候之處、御滿悦此時候。彌〻以右兩人被相談儀尤に存候。抑〻今度黒船死罪可被仰付之處、爲使者船能越候上者、被宥死罪候之間、各〻人數引取可被申候。委細從松平伊豆守・阿部豐後守・阿部對馬守方可申候之間、不及委細候。恐々謹言。

八月朔日　　酒井讚岐守忠勝

黒田筑前守殿

黒船歸帆

右は、正保四年六月四日に、硫黄島へ黒船著岸せしめ、同廿六日に長崎へ著津して、八月六日に歸帆す。

一、同年九月廿四日に、日光御門主江府へ御參向、是れ始めてなり。

仙洞北山御幸

一、同年十月六日に、北山へ御幸。仙洞御製

霜の後又もきて見む名にしおはゞさこそやしほの岡のもみぢば

今日の御幸は、茸がりの御ためなりとかや。誠に木々の紅葉ばやしほの岡の八入（やしほ）ならずも、心ありがほなり。　聖護院道晃法親王

心していま一とたびのみゆきまつ山の木の葉や染めのこすらん

一、同年十一月十三日、武州江府に於て平松薩摩守光久、將軍家の仰を承りて、犬追物を興行す。依りて在府の大小名群參す。

玉露叢卷第十三終

勅命によりて東照現權社を東照宮と改む

家綱日光參詣

川越の大霰

玉露叢　巻第十四

正保五年より明暦四年まで

一、正保五子年正月十日に、鶴松君御出生。御年二歳にて御早世。

一、二月十五日に、正保を改めて慶安元年と號す。

一、慶安元年四月に、勅ありて東照權現社を改めて東照宮と號す。此時、天海大僧正を慈眼大師と謚し賜ふ。

一、四月廿二日に大地震、相州箱根の坂をゆり崩す。

一、同二丑年四月八日に、家綱公九歳の御時、日光山へ始めて御參宮なり。

一、五月十三日に、武州川越に大霰降る。重き事二斤或は一斤、或は三十目等なり。依りて人馬多く死す。

江戸の地震

一、六月廿日に、江府大地震。民屋多く倒れ、人多く死す。

一、同三寅年四月、常州に冰・大霰降る。

一、五月七日に、尾張大納言義直卿逝去。法名源敬。

毛降る

一、六月四日に毛を降らす。長さ四寸・五寸なり。

一、九月に、諸國洪水。

家光の和歌

一、同四卯年正月、將軍家光公、御鏡に向はせ給ひて、

鏡にはしらぬ翁のかげ見えてもとの姿はいづち行くらん

右の御詠歌不吉なる由、人々囁きけり。

松平秀就卒去

一、同月五日に、松平長門守秀就卒去。法名月淵紹澄。殉死の面々は、梨〔知イ〕和賴母・信常右京・小川兵部・山名內膳・〔或イ〕祖武主計・村上監物等なり。

一、二月五日に、朝覲の行幸あり。

家光薨去

一、四月廿日申の刻に、征夷大將軍源家光公薨御。御年四十八歲 御治世廿一年 御辭世

同辭世

悲しまじ悅びもせじとにかくに遂にはさむる夢の世の中

一、今日諸大名早速登營、老中に謁して退去なり。

殉死

一、同日に、堀田加賀守正盛行年四十六歳。阿部對馬守重次行年五十三歳。內田信濃守正信行年三十三歳。右三輩の面々追腹なり。

正盛の辭世

加賀守正盛の辭世二首、

行くさきは暗くもあらじ時を得て浮世の隙を曙のそら

さり共と思ひし事も夢なれや何ことの葉も形見ならまし

同正盛より松平伊豆守信綱へ送られける歌

出づる日の光すなほに政事君の御代をば千代とのぶ綱

重次の辭世

對馬守重次の辭世、

惜みても猶惜むべき身なれ共惜からぬ道に死する者哉

同重次陪臣追腹の面々は、荒井賴母四十一歳、小高隼之介二十歳。山口主馬廿一歳。鈴木左五右衞門五十七歳。以上四人なり。

正信の辭世

信濃守正信の辭世、

雲の上に久しかるべき月影の光消えんときくぞ悲しき
同正信家臣兩輩追腹す。所謂十祭源兵衞・秋山主税十五歲なり。
信濃守正信の老母は、御城中にての上﨟衆の頭なり。其名をば於以古といひしとなり。家光公薨御、次には息男の信濃守の追腹致されけるは、旁〻以て死すべき期は此時なるべしとて、今年六十三歲にして自害しけり。
一、同廿一日に、奧山茂左衞門追腹す。是れ小十人番頭なり。兼ねて茂左衞門事、御氣色を蒙りありしが、「來世に於て御赦免を蒙るべき歟」の由、申置きしとなり。
一、同廿三日に、諸大名へ仰渡さるゝ旨ある由にて登營なり。意趣は、「萬端前々の如く、大納言樣へ御奉公申上げらるべきのよし、御遺言の旨」、老中列座にて、酒井雅樂頭忠清演達なり。
一、同日に、在々所々關所ある面々、今日御暇を給ふ。以上四人なり。
一、同日戌の後刻に、御遺骸を上野へ御遷座なり。是兼ねて淨土御宗門なれども、御遺言に天台宗に御歸依に付きてなり。

家光の遺骸を日光にうつす
家光遺骸の箱竝に詰樣

遺骸日光へ遷座の道中次第

一、同廿四日に、三枝土佐守追腹す。
一、同日に復在所に關所ある衆、御暇二人なり。
一、同廿六日に、御遺骸日光へ御遷座なり。
一、御遺骸を納め奉る箱の寸法、竝に御遺骸詰樣の次第、
一、箱の高さ一丈二尺。
一、御遺骸の下へ空べたる敷金の黄金十五枚列べにして十五通なり。
一、大臣の御裝束にて、御烏帽子・御具足を召させ、御太刀を佩び給ふ。
一、御遺骸をば朱と水金を以て詰むる。
一、外宅をば朱と石灰にて詰むる。
一、御遺骸日光へ御遷座の時、道中供奉の次第。
一、御泊　加須加部・間々田・加沼なり。
大澤右京大夫　　朽木民部少輔
一、御近習衆には　久世大和守　三好能登守　牧野佐渡守

齋藤攝津守　中根壹岐守　小出越中守

一、御小性衆には、　秋山大學　進喜太郎　日根野權十郎

一、御歩行頭には、　板倉市正　大草主膳　戸田五郎左衛門

一、小納戸衆には、　山本平十郎　日下部作十郎　梶金平

一、御目附衆には、　蜷川喜左衛門　小幡三郎左衛門

一、御鐵炮頭には、但し組ともに　大久保甚右衛門　近藤甚右衛門　坪内半三郎

柳原左衛門　森川庄九郎

一、新番頭には、但し組ともに　中根次郎左衛門　駒井右京

一、小十人頭には、但し組ともに　細井左次右衛門　土屋忠次郎　渡邊孫介

一、御臺所頭には、　鈴木喜左衛門

一、御厩方には、　諏訪部源次郎

一、酒井讃岐守

一、御同朋並に坊主衆

一、御大工
一、御腰物持御薬〔之イ〕込衆
　右何れも供奉なり。

香奠

一、廿七日、日光に於て御香奠の員數。所謂、
一萬石より四萬石迄　銀三枚宛　五萬石より九萬石迄　銀五枚宛
十萬石より廿萬石迄　同廿枚宛　廿萬石より卅萬石迄　同卅枚宛

江戸日光火消役人

一、江戸・日光火消役人を仰付けらる。所謂
一番　加藤出羽守　秋月長門守　相良壹岐守等なり。
二番　稻葉能登守　木下伊賀守　分部伊賀守等なり。
三番　有馬左衞門佐　戸川土佐守　土方河内守等なり。
日光は、久留島丹波守　青木甲斐守なり。
一、去る廿四日に御暇下さるゝ女中一千餘人なり。此内百餘人は、或は尼になり或は髮を截るに付きて、それ〴〵に御扶持方を下さるゝ。

御はした女房二千七百餘人御暇下さるゝ。

家綱精進退

一、五月一日に、大納言樣御精進退の儀、御三人方より仰上げらるゝに付いて、今日より御精進退なり。是れ御内證にての儀なり。

墓所普請の手傳人夫

一、二日に、日光山にして御墓所の御普請手傳の人夫入用の由、酒井讚州より申來るに依りて、保科肥後守・土井遠江守より人夫千人づつ出すべき由仰付けらる。

勅使以下參向

一、五日に、家光公薨御に付いて、公家衆參向。依りて御馳走人を仰付けらる。

勅使　西園寺大納言　木下伊賀守　院使　四辻大納言　戸川土佐守

新院使　姉小路中納言　太田原備前守　女院使　五條中納言　久留島丹後守

右の通仰付けらる。

一、六日に、御遺骸日光山御墓所へ入御なり。

一、七日より日光山にて御法事始まる。

一、十一日より日光山にて、廿日迄の内に、七ヶ國の僧侶諷經を勤むる。所謂七ヶ國は、上野・下野・常陸・下總・出羽・陸奥・信濃なり。

家光に太政大臣を贈らる

仙洞の御詠

一、十八日に、仙洞御所より家光公を太政大臣に贈り爲し賜ふ。

一、廿日に、右の御贈官を公家衆持參に付いて、直に日光山に於て御位牌に記す。其寫を日光御門跡より差越さるゝに依りて、今日小出越中守持參の處に、御部屋に於て大納言樣御拜禮あり。所謂

大猷院殿贈從一位大相國尊儀仙洞御所よりの御悼の御製

あかなくにまだき卯月の廿日にも雲がくれにしかげをしぞおもふ

ほとゝぎす宿に通ふもかひなくてあはれなき人の言づてもなし

いとゞしく世はかきくれぬ五月やみふるはなみだの雨にまさりて

悼三供

たのもしきなほ後の世も月の前に見ることわりをよそにおもへば

賀

たゞたのめかげいや高きわかたけの代々のみどりの色はかはらじ

一、廿三日、今度參向の公家衆へ御暇を給ふ。依りて西園寺大納言へ銀五百枚、四

辻大納言へ銀三百枚、姉小路中納言へ銀二百枚、五條中納言へ銀二百枚を給ふ。此外公家衆名代の使者五十人餘に、白銀に時服等を添へて給ふ。

酒井忠勝日光より歸府

一、廿九日に、酒井讃岐守忠勝、日光より歸府に付いて登城、御部屋に於て御目見なり。

一、晦日に、江府中の自身番を明日より御免の由。

上野諷經

一、六月四日に、上野にて諷經あるに依りて、所々の御番を仰付けらる。所謂京極刑部少輔・中川内膳正・金森長門守・小出大和守等なり。

一、七日より上野に於て諷經始まる。

一、九日に、奧方御譜代衆へ金一萬三千三百廿四兩を下さる。

一、上野御廟所奉行を、小出越中守・神尾宮内兩人に仰付けらる。

老中以下の誓紙

一、十日に評定所に於て、老中四人・奏者番衆・大目附衆・大御番頭・御書院番頭・御小性組番頭・御目附・兩町奉行等に、誓紙を仰付けらる。

一、十一日に、御精進退の儀に付いて、一萬石以上より十九萬石迄は一種、二十萬石

以上は二種づつ獻上なり。長松君・德松君よりは、一荷二種づつなり。

一、同日辰の下刻、黑書院に於て御振舞を下さる。所謂御老中・奏者御番衆・大目附・大御番頭・御書院番頭・御花畑番頭衆中なり。終りて諸大名殘らず登城。是れ今日の御祝儀、首尾能く相濟むに付いてなり。

一、十二日に、評定所に於て詰衆・書院番・花畑の組頭・新番の番頭・小十人の番頭・御步行頭衆・百人組の頭・御弓矢・御鐵炮・持筒數多總物頭衆、誓詞を仰付けらる。誓詞の趣は、

當上様御幼少に御座なされ候とても、公儀を輕しめまじき事。次に御一門方は申すに及ばず、諸大名へ出入いたし、公儀に對したる申合せ仕るまじく候。以來御法度の御條目・壁書等、急度相守り申すべき由、此外は前法の文言なり。

一、同日に、「大猷院殿御弔の爲に、輕罪の者赦免あるべき由」を、奉書を以て在々・所々へ仰遣さる。

一、十三日に、御移徙に付いて、諸大名半袴を著し御禮なり。

今度大猷院殿御贈官の御禮として、吉良若狹守を京都へ遣さる。依つて黃金十枚・時服を給ふ。

一、十八日御遺物を進せらるゝ品々、

禁裏へ　銀五百枚・新勅撰（後成卿女の坊門の局筆）　院御所へ　銀三百枚　女院御所へ　銀三百枚・御屛風一雙（古法眼筆）・花鳥の繪御葉茶壺（大河内）・新勅撰（坊門の局筆）　新院御所へ　白銀二百枚

右の通、大澤兵部大輔を以て進せらる。

長松君へ　御腰物（蜂屋卿）・御脇指（貞宗）・御掛物（ホフゲン）・御茶入（葉翁シンサ）（本ノマヽ）・御葉茶壺（時雨）・金子五萬兩を進せらる。　徳松君へ　御腰物（鍋島卿）・御脇指（貞宗）・御掛物（竺田）・御茶入（遲櫻）・御葉茶壺（落葉）・金子五萬兩を進せらる。

天樹院御方へ　金子一萬兩・御葉茶壺　本理院御方へ　金子五千兩・御葉茶壺

千代姬御方へ　金子二萬兩・御葉茶壺　清泰院御方へ　金子二萬兩・御葉茶壺

寶樹院御方へ　金子五千兩・御葉茶壺　長松君御母堂へ金子二千兩

徳松君御母堂へ金子二千兩

右の通、七人の御方へ進ぜらる。

金子三萬九千兩　總旗本中へ下さる。

一、日光山御普請奉行は、北條新藏・船越三郎四郎・石尾七兵衞・渡邊輿右衞門。

一、廿二日に、將軍宣下あるべき御使として、大澤兵部大輔を京都へ遣さる。

一、廿七日に、跡目仰付けらるゝ面々、所謂松平長門守・細川肥後守・戸澤右京亮・毛利和泉守・大村丹後守・一柳藏人なり。

一、去る頃、長松君・德松君へ、御賄領十五萬石づつを進らせらる。依りて境内見分として、番頭衆・御勘定衆を、上方筋・關東筋へ遣さる。

一、七月二日に、歌舞伎・アヤツリの鳴物等を御免なり。

一、三日に、松平陸奥守・佐竹修理大夫へ、在所への御暇を給ふ。是れ大猷院殿御不例の刻、節々諸藝上覽に付いてなり。

一、四日・五日、御暇の諸大名數十輩なり。

日光普請奉行

一、九日に、松平能登守遁世。

一、八月十四日に、跡目仰付けらるゝ面々は、堀田上野介十一萬石・同堀田久太郎一萬石分知・同堀田虎之介五千石分知・同堀田内藏助三千石分知なり。阿部千勝九萬八千石・同阿部吉兵衛一萬六千石・阿部市正六千石なり。內田長十郎一萬五千石なり。三枝宗四郎五千石・三枝三左衛門千石。

右の通跡目竝に分知仰付けらる。

一、同月十六日に、官位仰付けらるゝ面々は、阿部豐後守・松平和泉守侍從に任せらる。內藤半六筑後守・安藤與十郎備後守・松平內藏大隅守・佐久間久七信濃守・大久保木工出羽守・松平織部兵庫頭・岡部左京阿波守・松平主壹馬岐守・牧野兵部長門守・菅沼主水越中守・松平釆女美濃守・增山友之介右衛門佐・石川宗〔惣イ〕十郎美濃守・青山喜右衛門石見守・蜂須賀萬助飛驒守・山內伊右衛門遠江守・毛利刑部少輔・戶田山三郎攝津守・三浦長五郎但馬守・堀田久太郎備中守・松平三之助志摩守・松平主水紀伊守・永井大學伊賀守・石谷十藏左近將監・兼松彌五左衛門下總守・稻葉權之助伊勢守・荒川右馬

家綱將軍宣下

山城守・三枝内匠能登守・酒井作右衛門飛驒守に任じ、從五位下に敍す。那須玄竹法眼に任ず。今日布衣に仰付けらるゝ面々三十四人なり。

一、將軍宣下、午の刻に大廣間へ出御、勅使へ御對顏。御藏民部が御前に於て、「壬生官務申ニ御昇進」といふ事を、二聲高聲に申上ぐる。綸旨御頂戴終りて、勅使・新院使・女院使、自分の進物前に置いて御禮畢りて、一條内府御對顏なり。

一、淳和・奬學兩院別當征夷大將軍正二位内大臣兼近衞大將氏長者に任じ給ひ、隨身兵仗・馬寮御監等を賜ふ。

一、廿五日に勅答なり。依りて菊亭へ銀五百枚・綿二百把、小川坊城・淸水谷兩輩へ、銀三百枚・帷子單二十宛。廣橋・高倉・土御門三輩へ、銀二百枚・帷子單物十五づつを給ふ。

一、一條内府へは、上使を以て銀五百枚・綿五百把を遣さる。

一、將軍宣下御祝儀として、一萬石以上より公家方の御母堂へ白銀（を脱カ）上る。同女中へも、三萬石以上より銀・鳥目等を遣す。

酒井忠清任官

一、九月七日に、繼目の御禮として、堀田上野介より黄金三十枚・綿二百把、同備中守黄金五枚、同虎之助黄金二枚、同內藏助黄金一枚を獻上。同堀田加賀守遺物として、芝肩衝御刀左文字を差上ぐる。

阿部千勝黄金三十枚、三浦吉兵衞黄金五枚、阿部市正黄金二枚を獻上。同阿部對馬守遺物として、御刀則宗を差上ぐる。內田長十郎黄金五枚を獻上。同內田信濃守遺物として、御脇指一文字・御香爐を差上ぐる。三枝宗十郎黄金二枚を獻上。三枝三左衞門蠟燭二百挺獻上なり。

一、酒井河內守忠淸、將軍宣下の御名代として京都へ遣さる。依りて黄金五十枚・御袷十を給ふ。

吉良若狹守・野々山丹後守此に從ふ。依りて御暇の上にて、黄金二十枚・十枚を給ふ。〔本ノマヽ〕

一、十月十四日に、酒井河內守歸府の御目見。

一、十五日に、酒井河內守忠淸少將に任ぜられ、雅樂頭と改む。且つ又吉良若狹守少將に任ず。

一、十一月十四日に、御赦免の面々へ元高の通給ふ。所謂千五百石餘酒井因幡守・千八百石餘黒川八左衞門・千三百石松平甚三郎・五百石戸田九郎兵衞・三百石伊丹利右衞門・二百石青木小右衞門・二百石本目權兵衞・百五十石大野十右衞門等八人は、先達て御免許の儀相濟むと雖も、大猷院殿御不例に依りて延引、今度此儀に及ぶ。

一、同日に、御旗本・諸物頭・御守衆等、且つ又諸番頭中、彼是都合百三十四人、御加増を三千石或は二千石・千石・五百俵・三百俵、或は百俵を給ふ。

一、同五辰年九月十八日に、慶安を改めて承應元年とす。

伊勢兩宮炎上

一、承應二巳年二月十三日に、勢州の兩宮炎上す。

禁裏炎上

一、六月廿三日に、禁裏炎上す。是は當夏洛中に兇ありて、方々を放火すと云々。

一、七月十日に、將軍家綱公、從一位右大臣に任じ給ふ。

一、八月諸國洪水。

琉球人來朝

一、九月廿日に、琉球人來朝す。正使を國頭といふ。

禁裏造營の事始

一、三月十日に、禁裏御造營の事始あり。

一、七月六日に、隱元禪師長崎へ著津。
一、十九日に、備前岡山洪水。
一、本丸の內迄水差込み申候。
一、流家・潰家共に侍屋敷分四百三十軒。
一、步行士・足輕屋敷五百七十三軒。
一、町屋・百姓の家四百七十三軒。
一、城下の橋共殘らず落つる。但し本丸の目安門の橋計り殘る。
一、總曲輪の冠木門殘らず番所まで流る。
一、總構の石垣四ヶ所崩る。
一、右の外、在々・所々の民屋二千二百八十四軒、潰家・流家なり。
一、知行高一萬千六百六十石餘永荒なり。
一、十五萬二千三百九十間は、在々・所々の堤切れ申候。行程にして七十五里六町半。但し三十六町一里にして

一、四十六ヶ所井手〔川除イ〕の崩れ。　一、廿七艘〔二千二十イ〕は流船にて行衛なし。

一、百五十六人は溺死。　一、二百十匹牛馬の流死。

以上

右昨今見分之通如ㇾ斯御座候。猶追而相改言上可ㇾ仕候。以上。

八月廿三日　松平新太郎光政

御老中様

黒田長政卒去

一、同年、黒田甲斐守長政卒去。此時殉死の面々。

一、一萬石　黒田五郎兵衛 六十五歳

右五郎兵衛事用人故、勘定等速に埒を明けて、六月廿四日に追腹す。

一、千　石　小性頭 長濱九郎右衛門 六十二歳

右九郎右衛門事、長政御存生の内に前腹を切る。

一、三千石　竹田助之進 三十二歳

右助之進は、長政卒去の日切腹す。

後光明院崩御
鍋島元茂卒去
殉死
玉川上水

一、無足　深〔海イ〕見五郎右衛門五十二歳
右五郎右衛門事、五年以前に勘氣を蒙り、一兩年以前免許ありて、元の如く召仕はれけるが、長政卒去三日以前に切腹す。
尾上二左衛門　是山伏 明星院　黒田五郎兵衛召仕 古田十左衛門　同人召仕 一人名不知

一、九月廿日に、後光明院崩御。

一、十一月十三日、鍋島紀伊守元茂卒す。此時殉死の面々、所謂、

一、五百石　水野求馬之助　一、百五十石　松島平兵衛四十六歳　一、無足　五十川八太夫
一、無足　井川右京廿歳　一、無足　松原齋宮二十三歳　一、無足　志波九大夫
以上六人追腹

一、江戸よりは西にあたりて、清冷の水あり。是れ武藏の名所なり。此流水を江府に引張して、百民の渴を助滋（うるほは）せさせ給はんが爲に、鈞命新に降りて、山を崩して岩を穿つて、そこばくの田畠を是が爲に費し、年月を經て功をなさしめ、承應年中に成就して、長流城下に來る。是によりて武民忝に此水を飲みて、快樂の思をなし事

を滿足せり。俗に玉川といふ。あやまりてタバ川といふ。

一、四未年四月十三日に、承應を改めて明曆元年とす。

一、明曆二申年正月廿三日に、今上皇帝卽位。人皇より一百十二代。

将軍疱瘡平愈

一、三月に、公方家綱公御疱瘡御平愈の御悅として、諸大名衆の花亭々々にして、或は能或は囃子あり。所謂

一、四月八日　囃子　松平肥前守　一、同九日　能　紀伊大納言殿
一、同十日　能　水戶中納言殿　一、同十一日　同　尾張中納言殿
一、同十二日　同　松平加賀守　一、同十三日　同　松平陸奧守
一、同十四日　同　松平相模守　一、同十五日　同　松平大隅守
一、同十六日　同　松平新太郎　一、同十八日　同　松平阿波守
一、同十九日　同　松平安藝守　一、同廿一日　同　細川越中守
一、同廿二日　同　松平出羽守　一、同廿六日　同　佐竹修理大夫
一、同廿七日　同　松平大膳大夫

一、御疱瘡御平復の御祝儀として、御一門竝に諸大名其外の面々へ、或は御腰物・御脇指、或は黄金或は時服等を下さる。

一、新藤五國光 代金五枚 甲府宰相殿
一、左文字 代金七十五枚 紀伊大納言殿
一、來國光 代金三十枚 水戸中納言殿
一、兼永 代金三十枚 井伊掃部守
一、長永 代金廿枚 酒井雅樂守
一、吉平 代金十五枚 阿部豐後守
一、金五枚・御袷三 内藤出雲守
一、金三枚に御袷三宛 御守衆七人
一、金二枚御袷二宛 小納戸衆中
一、銀五十枚 野間三竹
一、同斷 岡甫庵

一、國綱 代金廿五枚 館林宰相殿
一、當麻 代金七十枚 尾張中納言殿
一、高木正宗 代金廿五枚 保科肥後守
一、來國俊 代金廿五枚 酒井讃岐守
一、助定 代金十五枚 松平伊豆守
一、金五枚・御袷三 久世大和守
一、同斷 土屋但馬守
一、金三枚に御袷二宛 御小性衆中
一、銀百枚・御袷三・御羽織 塙宗悦
一、銀五十枚 上池院
一、同斷 清庵

一、銀廿枚・御袷二　長徳院
一、銀廿枚・御袷二　直徳
一、銀廿枚　松平大膳大夫家來　小川宗順
一、同十枚　珍阿彌
一、同五枚　才阿彌
一、金一枚・御袷二　鈴木喜左衛門
一、金一枚・御袷二　天野五郎太夫
一、同　斷　岩手左五右衛門
一、同　斷　有賀半左衛門
一、同　斷　鈴木八郎兵衛
一、小判二兩宛　御坊主衆三十人

以上

一、五月三日に、家綱公御額を直させられ御袖を留め給ふ。

一、十八日に、駿府御城代大久保玄蕃頭跡役、松平丹後守信勝に仰付けらる。

一、同年に江戸淺草に新錢座を仰付けらる。

諸國大風

一、八月廿二日巳の刻より烈風吹出づる。尤も諸國も大風なり。依りて諸侯の居城及び堂塔・神社・佛閣悉く大破せしむ。

松平犬千代母堂逝去

一、九月廿二日に、松平犬千代母堂逝去。青泰院殿と號す。傳通院に於て御葬禮あり。右青泰院殿は、家光公御養女、實は水戸黄門の御息女、松平筑前守光高の簾中

なり。

一、同年に芝口・品川迄の海邊の岸を、石垣に仰付けらる。奉行は久留島半八郎・佐久間宇右衛門右兩人なり。

一、同三酉年正月十八日出火す。火元は本郷五丁目本妙寺法華宗此日乾の烈風吹出で、江戸中大半燒失す。翌十九日、亦小石川水戸殿長屋より燒出で、左馬頭殿・右馬頭殿兩御屋敷へ移り、其火、御城中へ飛んで御天守回祿す。昨今の强風にて、江戸中殘り少く、御城を始め諸大名衆・御旗本中、竝に民屋悉く燒失す。前代未聞の火難なれば、酒井讃岐守忠勝申されて曰く、「魔風烈しければ、いつ鎭まるべしとも量り難ければ、公方家には井伊掃部守直孝亭へ成らせられ、火鎭まりて後、世上の樣子を御覽合せらるべき由、御譜代の諸大名及び御旗本の面々は、掃部守上屋敷へ相詰めて、守護し申さるべし」と下知し給ひけるが、各御老中又相談ありて、間もなく西の丸へ御成なり。供奉の人々には、酒井雅樂守忠淸・松平伊豆守信綱・阿部豐後守忠秋・酒井讃岐守忠勝と聞えたり。此節世間の風說に曰く、「去る十五日丸橋忠彌が殘

黨ありて、江府の所々に火札を立てける由、其聞えありければ、如何様其殘黨が强風を待受けてなすことか」と、兵火の疑をなしけるとなり。

焼失の屋敷並に死人の數

一、右十八日・十九日兩日の火難に、江戸中の燒屋敷並に死人の覺。

一萬石以上　百六十屋敷　御小性組　二百屋敷　御書院番組　百九十屋敷
大御番組　百四十屋敷　新御番組　廿三屋敷　小十人組　六十屋敷
合せて七百七十三屋敷

一、町屋の分四百町　片町八百町

一、八百五十六屋敷　是は町中にて、親子・兄弟も燒死主なき屋敷。

幕府より救恤の金銀

一、今度火事に付き、公儀より下さるゝ金銀。

一、百石に付き十五兩宛。但し九百石迄は、五十石に五兩ましに下さる。

一、千石に百兩宛。但し千四百九十石迄は同前たり。

一、千五百石に百五十兩。但し千九百九十石迄は同前たり。五千石迄は五百石に付き、五十兩増に下さる。

一、六千石に五百五十兩宛。但し六千四百九十石迄は同前。九千石よりは五百石に付き、廿五兩ましに下さる。
一、百石より以下は、小給なる故にましを多く下さる。
一、御扶持ばかり下さる面々は、一人扶持に付きて、米五俵宛の積りを、御金にて下さる。
一、幼少又は病者にて、御番勤らざる輩へは、右の高を以て御金にて借せらる。
一、一萬石以上は、銀百貫目宛拜借なり。
一、町中へ下され候銀一萬貫目、金小判にして十六萬兩。但し間口一間に付き、金三兩一歩と銀六匁八分宛なり。
一、廿三日より一七日の間、公儀より施行の粥を、六ヶ所に於て仰付けらる。其奉行は松浦肥前守・六郷伊賀守兩町奉行なり。
一、御旗本衆御切米取の面々は、當春は半分下さるゝ由なり。
一、此砌は、町々にも辻番に増番を差置くべし。武家は門々に武道具を備へ、加番

を差置き、往來の怪しきものを改むべしとの御觸なり。

一、今度燒失の武士屋敷、且つ又町中ともに割替を仰付けられ候間、當座の小屋掛も成程輕く仕るべしとの御觸なり。

同向院の建立

一、燒死たる骸骨を、乞食の兩頭車善七・芝の松右衞門に仰付けられて、船に積みて牛嶋へ悉く取揚げて、其所にして二町四方の寺地を下され、其上に一字建立の爲に、金子三百兩下行ありて、彼の死骸共を、其寺の庭前に掘埋め、增上寺より所化の僧を住持に居ゑ、則ち寺號を無緣寺、院號を回向院と申しけり。此寺へ運びける燒死人の男女の員數十萬七千四十六人と聞えたり。彼の塚の上には、唐金にて大きなる地藏を安置せしめ、法界無緣塚と名付けたり。哀なるかな悲いかな。其死人の內には、十宗・八宗とりどりならめど、各〻一つ穴に埋めければ、其所緣の者共、每月十八日・十九日には參詣せしめける程に、日に增し月に盛にして、今は古儀の寺院にも劣らずと見えけり。

一、今度大火事以後、江戶町奉行の同心を兩組に五十人づつ增人を仰付けらる。新

林道春死去

家綱の御臺所

江戸常火消

山王社を溜池に移す

組の者の屋敷は本所にて下さる。是れ渡邊大隅守・島田出雲守の時なり。
一、正月廿三日に、羅山先生死去なり。是は林道春事なり。
一、五月に、江戸葭原の傾城町を、淺草と千壽の間三谷といふ所へ移さる。
一、同年に公方家綱公へ、伏見殿の姫君御入輿なり。但し四月に御出京ありて、七月十日に江戸へ御著なり。
一、九月廿七日に、紀伊相公光貞卿へ、伏見殿姫君入輿なり。是は公方家綱公御臺所の姉君なり。
一、廿八日に、稻葉美濃守正則、御老中の列に仰付けらる。
一、十一月に、駿府に於て新錢座を仰付けらる。
一、同年に、江戸常火消を仰付けらる。但し一組に與力十騎に同心五十八人づつ、頭へ千俵づつの御役料なり。以上十組なり。右役屋敷の所は、馬場先御門の外、飯田町・代官町・駿河臺御茶の水の上・小日向鼠穴・丸山・左内坂・麴町なり。
一、同年に、山の手の山王社類火に付いて、其後社頭を溜池の上、松平主殿頭忠房の

屋敷を明けさせ給ひ、新に堂社を御造立ありて、神輿を移し奉る。

公儀へ沒收の米穀其他

一、同年火事以後、深川の〔橋イ〕借藏に雜穀色々買置きある由、御僉議あるべき由、風聞に付いて、諸商人主なしになりたる雜穀、其外色々、

一、米　十五萬七千二百〔五イ〕三十三俵　一、大豆　一萬八千五十四俵
一、大麥　一萬五千三十俵　一、小麥　一萬二千俵
一、下り酒四萬百七十九樽　一、鹽　三萬八千六百八十俵
一、胡麻　三萬九千十四俵　一、荏胡麻千六百八十俵
一、水油　六千四百二十樽　一、魚油　二萬百七十三樽
一、蕎麥　千六百八十俵　一、燒炭　八萬三千三百三俵
一、薪　五十七萬九千五十七束

右の通、主なきに依りて御公儀へ召上げらる。

一、同年大火以後、萬石以上の諸大名に、望次第下屋敷を下さるべき旨を仰出さる。

兩國橋

一、同年大火以後、武州と下總の境にかゝりたる橋を、兩國へかゝりたる橋なれば

とて、兩國橋と名付けたり。長さ九十四間なり。

一、同四戌年正月十二日・同廿一日、江戸大火。城下民屋悉く燒失す。

一、同年木挽町の海手にて、築地を仰付けらる。其後、赤坂・小日向・小石川・本所等の築地、方々にて仰付けらる。

又江戸の大火
所々の築地

一、同年に江戸中外側(そとがは)の見附々々に御番始まる。

一、同年に日本橋の四日市と白銀町と此兩所の東西に、長土手を仰付けらる。此兩土手の上に並松を植うる。植木屋源十郎奉はる。伊丹藏人・村越治左衞門・曾根源左衞門下知す。

一、同年に北の丸邊の春日殿・左馬頭殿・酒井紀伊守・杉浦内藏助、此四屋敷を明けさせられ空地に仰付けらる。御城への火の御用心の爲と聞ゆ。

一、同年に、武州多摩川の流水を、日本橋より南への水道に用ふる儀を仰付けらる。

小石川御堀普請

一、同年に、松平陸奥守綱宗へ、小石川御堀普請を仰付けらる。三月に鍬始ありて、萬治二年に成就す。

右堀普請入用の金の有増、金一分十六萬三千八百十六切と云々。小判にして四萬九千五百四兩。

松平忠宗卒去

一、同年七月十二日に、松平陸奥守忠宗卒去。家來殉死の面々。

一、千六百貫　家老 古田主膳　一、百二十貫　物頭 遠藏九兵衛
一、六十貫　物頭 油比茂兵衛　一、六十貫　同 平田長右衛門
一、二十貫　鷹匠上り 矢野又右衛門　一、二十貫　中間上り 笹原鹿之助
一、無足　鷹匠 小野寺淸左衛門　一、無足　後藏十兵衛
一、二百貫　小性頭 田中勘左衛門

右勘左衛門事、勘氣を蒙り隱遁せしめ、惠通と名を改め、久しく上方に居けるが、忠宗腫物を勞り給ひ、九死一生の由傳へ聞きて仙臺へ馳下り、則ち勘當を免され、滿足して御供の儀を申上げて、忠宗の卒去し給ふや否や追腹す。右の外に中間三人追腹す。

一、右の者共の陪者の追腹、

古田主膳召仕　三人名不ㇾ知　油比茂兵衛召仕　一人名不ㇾ知

遠藤九兵衛召仕　一人名不ㇾ知　田中惠通召仕　柴原覺左衛門

以上六人

一、明暦年中に、下總の內本所へ、宰府の天神を勸請す。社僧は信祐坊是元祖なり。毎月笠著連歌竝に笠著俳諧あり。

玉露叢卷第十四終

承應四年

玉露叢　卷第十五

自二萬治元年一至二寛文三年一

萬治と改元す

一、明暦四戊年七月廿八日、改めて萬治元年となす。

明の遺臣秦官援兵を請ふ

一、萬治元年戊九月に、大明の福王の臣鄭芝龍の嫡男秦官援兵を請ふ。然れども御加勢に覃ばざるの由、御返簡ありと云ふ。

隱元禪師東武へ參向

一、九月十三日に、唐の隱元禪師始めて東武へ參向あり。在留中は天澤寺に止居なり。

一、十月十二日、加賀黃門利常卿逝去。

伊勢神宮炎上

一、十二月晦日の午の刻に、勢州度會郡畑村と云ふ所より出火して、一の華表に火移つて、祓殿・御子良館へ燃え附きて、町中所々燒失し、夫より御本社左右の相殿・數の攝社・末社・別宮殘らず回祿す。宮中の內外宮・拜所・大山神悉く炎上して、五十鈴

江戸京都大火

東海道の遊女を禁ず

川の橋計り残る。町中の屋敷數都べて四百軒餘燒失す。御殿御正體・御船神宮をば宮山の樹陰に御遷座なし奉り、同閏十二月二日の夜、御假屋を構へ、又其御殿へ遷宮なし奉る。

一、同二戌年正月十二日廿一日、江戸大火、城下大半燒失す。

一、同月廿四日・五日、京都大火。

一、同年に、東海道の遊女御制禁なり。是れ大目附高木伊勢守久道道中奉行の時分なり。

一、同年に、奥州松島の瑞岩寺住雲居和尚遷化。偈。

後ニ釋迦文ニ出生　先ニ阿逸多ニ入滅　滅生ニ佛中間　非ニ是生ニ非ニ是滅ニ

一、四月八日に内宮御遷宮。

一、七月二日に、甚雨疾風に付いて、淺草の御藏前へ水差込みしとなり。

一、去月六日・七日、常陸に於て大霰降る。其の大さ大柿の如しとなり。

一、九月五日に、將軍家綱公御移徙。同十二日に御祝の御能あり。同十九日に、總

御旗本中へ御振廻（ふるまひ）下さる。此の時又御能あり。

諸所の火災

一、同三子年正月二日、江戸小火。同十四日・十八日兩日共に大火。

一、同月十八日に、尾州名古屋出火。家數六百軒餘燒失す。但し城内は異事なし。

一、右同日に、勢州桑名の城下出火。同廿五日に甲州出火。

一、江戸中當正月二日より三月廿四日迄に、以上百五度の出火なり。依つて江戸中の萬民晝夜共に安座の心なし。

一、五月、諸國洪水。勢州の内橋流失す。

雷大坂城内の火藥庫に落つ

一、六月十八日酉の後刻に、大坂御城靑屋口の山里の焔硝藏に雷落ちて、御城内破損夥し。依つてあやまち死人數輩あり。

死傷者

一、御加番の土岐山城守頼行家來夭（あやまち）數十八人、死人は四人なり。

一、同岩城伊豫守重隆家來夭數輩・家老三人・外に侍十七人、以上廿人死す。

一、同小笠原土佐焔貞信家來四十人程夭す。死人はなし。

一、同堀三右衛門（後飛驒守と改む）直家家來四人夭す。死人はなし。

右の山城守・伊豫守兩將は、自分にも少し夭を仕らるゝ由。
一、小屋の分一軒も殘らず悉く潰るゝ。
一、焰硝藥二萬九千百五十貫目燒失す。
一、鉛玉四十三萬千七十九燒失す。
一、町屋千四百軒餘潰る。但し死人は四五人もある由。
一、御天守矢倉・多門・竝に石垣等の破損夥しき由注進の處なり。依つて見分として稻生七郎右衞門・島田藤十郎兩人を遣さるゝ旨なり。
一、七月七日に、諸國强風洪水。
一、同月十八日に、松平伊豆守信綱大坂へ發駕。是れ去月彼の地雷火の跡見分の爲と云々。
一、同年に日本國中の寺社へ二百四十萬石程御寄附ありて、則ち御朱印を下さると、猶ほ訝かし。尋ぬべし。
一、武藏と下總の境の川、是れ淺草川の流なり。其の川の末無緣寺の前に新規に長

兩國橋竣成す

京都御所炎上寛文と改元す

徳川賴房薨ず

橋をかけられたり。長さ九十六間あり。此の橋の名を兩國橋と云ふ。この年序を經て萬治三年に成就す。

一、同四年正月十九日の夜、光り物南より北へ飛び、其光り物半町程も行く間、一天晝の如し。尤も草木のわけも知れ、眞砂の數も細やかに見えたり。

一、同月十九日・廿日、江戸大火。

一、同月去る十五日禁裏炎上、公家宅・寺社・民屋燒失す。依つて改元有りて寛文元年とす。

一、寛文元年六月に、内藤出雲守跡役を、渡邊丹後守吉綱に仰付けらる。

一、七月廿九日に、水戸黄門賴房卿逝去。春秋五十九歳。御遺骸をば太田の隨留と云ふ所へ送り葬る。

御棺行列の次第

挑燈挑燈　長柄十本　歩士廿人上下を著す　鐵炮廿挺　弓拾張　騎馬三拾騎

目附上下を著す　長刀　具足　簑箱挾宮挾筥　同朋甚阿彌　神主（木カ）持、皆纏を著す

御料理之間衆纏を著す 御料理之間衆纏を著す　中間二人　香爐 銘 横山角兵衛 旗　五十人組　御料理の間
衆三人 纏を著す　御棺　棺舁八人纏を著す 棺舁八人纏ハ著す　直槍（すやり）　挑燈　用人衆 通衆　近習番衆 小納戸衆
立笠　馬　腰物番衆　十文字　挑燈　目附衆　臺子の間番衆
五十人組衆 上下を著す　筑崎散右衛門 筑崎長太郎　同勢 押の者 押の者 騎馬也　駒井三郎右衛門 赤村三郎兵衛 纏を著す 纏を著す
押の者 押の者 總供の面々は牽馬なり。

一、同年八月十一日に、兩典厩へ附けさせらるゝ面々。

一、本知千二百石御鐵炮頭黑田源右衛門、信濃守に改め、新規に三千石下さる。本知は總領の息相續なり。右は右馬頭殿に附けさせらる。

一、本知七百石御小性組頭山口出雲守、新規に三千石下さる。本知は總領の息相續なり。

一、本知六百俵小十人組頭島田彌右衛門、淡路守に改め、新規に三千石下さる。本知は總領の息相續なり。右兩人左馬頭殿へ附けさせらる。

一、本知七百石御鐵炮頭兼田惣八郎、遠江守に改め、新規に三千石下さる。本知は

總領の息相續なり。

一、本知千石御小性組頭大久保宮內、和泉守に改め、新規に三千石下さる。本知は總領の息相續なり。右兩人右馬頭殿に附けさせらる。

一、同年同月に、妻木彥右衞門本知千八百石に都合三千石に御加增有りて、御勘定頭に仰付けらる。

一、同年の秋、三州に稻の長さ八尺延びたるあり。駿州久能にも稻に枝三本付きたるを城內に持ち來る。穗の長さ一尺七八寸あり。本枝の穗に百七十粒、二の枝の穗に百十七粒、三の枝の穗に九十三粒、右の通りに穗付きけり。又富士の根方に三町・四町の田地あり。其の田にも穗に穗付きたるなり。都て當秋の早稻、藁の長さ五尺二三寸ありし。

一、同年夏の末、鹿島よりことふれ在々へ來りて申しけるは、「當年の秋は一粒萬倍たるべし。其の證據には栴檀に實なるまじ。又赤蜻蜓あるまじ。是神託なり」と觸れたり。聞く者何事かと嘲りしが、果して栴檀に實もなく、赤蜻蜓もなし。尤も豐

綱重を甲府に綱吉を館林に封ず

松平信綱卒す

年なりしかば、往昔にもかゝる例のありけるにこそ。

一、同年に、過ぎし年の如く、伊勢へぬけ參り夥し。

一、九月に左馬頭殿・右馬頭殿へ十萬石づつ御加增なり。何れも知行廿五萬石づつなり。此の時左馬殿頭御居城甲府、右馬頭殿は館林に相極まる。

一、右の御禮として、左馬頭殿より御太刀一腰（光忠）・御小袖二十・御馬（白銀五百枚）一匹、御進獻なり。右馬頭殿より御太刀一腰（包平）・御小袖・御馬代等右同斷に御進上なり。御盃頂戴の時、御腰物・御脇指（高木貞宗）左馬頭殿へ進ぜらる。御腰物・御脇指（行光）右馬頭殿へ進ぜらる。

一、十月廿八日、江戸中大火なり。

一、十一月に、御鐵炮頭渡邊六左衞門事豐前守に改め、新規に三千石下され、左馬頭殿へ附けさせらる。本知千五百石は總領の息相續なり。

一、十月晦日に、左馬頭殿・右馬頭殿宰相に任じ給ふ。

一、同二寅年三月十六日に松平伊豆守信綱卒去、春秋六十七歲。

一、同月廿四日の午の刻大地震、翌廿五日の沒日其の色丹の如し。夕日の影二つに

見えたり。

京都大佛殿修理

一、同月京の大佛像修理始まる。是は中の柱の楔朽ちたる故に、七尺程傾きたるに依つてなり。右の破損繕ひに七寸角千本計りも入りたるとなり。夥しきことなり。

一、同年に、江戸中の町々に新道出來す。

京都の震害

一、五月朔日、大地震並に大雨。此の地震都は取分け夥し。禁裏の御築地は所々をゆり崩し、朔日より四日迄の間は、毎日廿七八度・三十度に及べりとなり。月を越え、七月に至つて止まず。依つて洛中の堂塔・佛閣大半ゆり崩す。大地一尺計りづつゑみ割れ、小路々々の家も崩れ、土煙立ちて凄まじ。祇園の石の華表もゆり落す。五條の石橋崩れ、三條の橋も半ば落ちかゝりぬ。大地をば車など曳く樣に鳴り渡ると、其の跡より必ず地震す。故におしに打たれて死し、或は疵づいて不具になるもの其の數を知らず。且又三宅隼人領地三州の内より注進して云はく、「今度の大地震に、民屋潰れ、田畑は土を持ちおこし、新川を流し、又は見馴れぬ山嶽目前に出づ。依つて荒地そこばくの由」飛脚到來す。

伏見の震害

一、伏見にて町屋三百廿軒餘潰る。此の外小破の家百八十軒餘・土藏十五ヶ所潰れ、死人は四人あり。

一、同所御香の宮は別條なし。石の華表・石の燈籠は殘らず倒る。

一、向島の堤は所々三百間餘切る。內四十六七間は地へ四五尺程もゆり込む。

一、六地藏の船入北の方の山八十間餘崩る。東の方は六十〔二カ〕間餘、南は悉く崩る。町並の家十三軒餘潰る。

一、大坂にては、豐後橋の石の臺崩れかゝる故に橋少し傾く。京橋・肥後橋も杙折る。

近江の震害

一、江州大津にては、小野惣右衛門居屋敷並に町屋大分破損。但し公儀御米藏は殘らず潰る。

一、同國膳所の城の天守・矢倉は別條なし。其の外は悉く潰る。

一、同國永原の御殿、櫓二ヶ所ゆり落し、其の外所々破損す。

一、同國大溝分部伊賀守家中、家ども悉く潰る。漸々五軒殘る。町屋は三百軒ほどの內二十軒殘る。領內の民屋都て千廿軒餘潰る。男女廿人死す。馬五匹斃る。

一、同國志賀・高崎兩所の内、一萬四千八百石の處、田畑八十五町餘ゆり込む。在家千五百七十軒禿る。是は小野惣左衞門御代官所なり。

一、都て近江一國の内にて、百姓男女四百十二人死す。牛馬九十三匹斃る。塘二千二百間餘切る。

一、志賀郡内榎村には、家數五十軒餘有る所にして三百人餘死す。

一、同所町村と云ふ所にも家數五十軒餘有り。こゝにて三百人餘有る人の内にて、三十七人殘り、其の外は死骸も見えず。家どもは皆々地の下になる。此の所朽木谷よりは二里南なり。此所より割れ出で、谷へ崩れ落ちて谷をも埋め、却つて高き山となる。其の高さ二町計りにして、長さ八町餘續きたり。其の下に死人を埋めけり。此の朽木谷と云ふ所は、朽木權之助居所なり。右の外色々のこと有りしかども、限りなきことなれば略す。

一、同年六月十日、江戸に於て安宅丸の御船を差し浮べられ、公方家綱公御遊船なり。依つて諸侯の御供船どもを漕ぎ浮べて、天幕をはしらかし、武具を飾り、御船印

将軍安宅丸に座乘す

天地丸
大龍丸 龍王丸
日光山風雨被害

等川風に飄し、誠に見る目もいさぎよく、深川・中川・新田島・佃島、川も陸も見物の貴賤さゞめき渡り、興に入る計りなり。寔に今日の暮れ行く空を惜まぬ者はなし。天地丸は八十丁（だち）公方召す。大龍丸は六十丁（だち）御詰衆乘り給ふ。龍王丸は御譜代の諸大名衆乘り給ふ。右御座船の天地丸には大幕をはしらかし、御船印・吹貫・其の外色々の出（だし）御弓・御鐵炮、其袋は猩々緋なり。艫（とも）・舳（へ）には、鳥毛の御槍並に御長刀・立傘・臺笠立てならべければ、誠に美々しき見物、前代未聞なり。安宅丸前にて御座船に召し、石川大隅守屋敷の左右佃島へ成らせられ、其の川の眞中に御座船をかけ留めて、則ち御膳を召上がらる。其の外常に御成の時出づる御座船には、總御供の諸旗本衆乘つて出づるなり。此の日快晴御機嫌斜ならず。終日御遊興ありて、斜日に及んで還御。翌十一日に御船奉行なりける向井兵部を營中へ召して、御加增千石下さる。誠に冥加の程こそ由々しけれ。

一、六月十三日に、野州日光甚雨疾風、去る八日より今日に至りて雨脚少しも止むことなし。依つて稻荷川增水して山崩る。兼ねて日光御目附に差遣さるゝ田中三

左衛門事溺死、竝に彼の召仕の者以上十五人流死なり。日光町屋九十餘軒流失す。水死の者都て百三十人の由注進なり。

津波

一、同月晦日大風に依つて駿州久能山崩れ、其の上高波打ち上げて流家十餘軒、「總じて今年は津浪の上る年なり」と諸人囁（さゝや）きけり。其の謂（いは）れを聞けば、古老の曰く「當年は殊の外在々・町々へ蟹多く這ひ上りけり。其の年は必ず津浪打ち上りけり」と語りけるが、果して高潮揚げてけり。誠にかゝる舊例も覺え置くべき事なり。

一、今年は度々大地震國々に有りと雖も、京師の豐國には一度も其の儀なしと云ふ。人皆不思議と云へり。

有馬左衛門佐領内に於て地震につき破損の覺

一、寛文二年九月十九日子の刻に、有馬左衛門佐領内に於て、地震に付破損色々の覺え。

一、居城三の曲輪の橋脇の石垣、高さ水底より四間半破損の處五間崩れ申候。

一、田畑五十七町餘　在々・所々潮入り崩れ捨たり地。

一、宮崎下別府の港にて、破損船十艘、此の荷物米七千二百五十俵餘の内大小麥二百

廿俵餘、但し兩麥の濡俵二百廿俵餘、米は五千五百俵餘濡れ申し候。

一、破損の堤十三ヶ所、間數六百七十間餘なり。

一、井出溝二ヶ所、間數百四十間餘破損。

一、道橋崩れて當時通路成り難き所に御座候事。

一、禿(くづれ)家千三百軒餘、倒れかゝりたる家百五十軒餘。

一、死人五人。

右の外に御預所本庄破損覺

一、田畑所々山岸破損の地御座候事。

一、御米二百六十俵餘、竝に船に積み宮崎下別府に於て高潮滿ち、地震に沈み濡れ申す米なり。

一、禿家九十軒餘。

一、倒れかゝりたる家百二十軒餘御座候事。

右の通り注進なり

酒井忠勝卒す

寛文二年十月の禁制

御破損奉行

一、同年十月、酒井讃岐守忠勝入道空印卒去。
一、同年同月、大隅國大地震海陸地となると云ふ。
一、同月に仰出たさるゝ御制禁の條々左の如し。

覺

一、刀二尺八寸九分　一、大脇指一尺八寸　一、大鍔並に大角鍔
一、なでつけ　一、大びたひ　一、さかやきそりさげ
一、きうるしのさや　一、けんぷ侍より外　一、はゞびろの帶
一、若きもの下ひげ　一、病者の外ちやせん髪

右の條々違背せしむる族有レ之に於ては、急度曲事に可レ被ニ仰付一者也。

寛文二年十月日

一、寛文二年十月十九日に後替仰付けらるゝ面々。
一、御破損奉行、淺井八郎左衛門・花井治左衛門・須田治郎太郎・松平治郎左衛門、以上四人なり。

富士見番頭

一、富士見番頭、水野新兵衛これを仰付けらる。

西丸御留守居

一、西の丸御留守居、伊藤安兵衛跡役大久保半右衛門にこれを仰付けらる。

御納戸組頭

一、御納戸組頭、須藤太郎左衛門跡役本多五郎兵衛にこれを仰付けらる。同斷佐原七藏跡役石川七左衛門にこれを仰付けらる

御簞笥奉行

一、御簞笥奉行、竹島四郎右衛門跡役跡部茂兵衛、同斷小長谷伊左衛門跡役小野忠左衛門、右兩人にこれを仰付けらる。

御腰物奉行

一、同年十月廿六日に、大御番衆の內、小十人衆の內より、御役仰付けらる丶面々、中島伊兵衛・酒井兵左衛門・朝比奈藤左衛門・大井三郎右衛門・山中喜兵衛・河内源五兵衛・富永彥兵衛・石野十郎左衛門、右の面々御腰物奉行にこれを仰付けらる。

御納戸衆

一、福王平右衛門　淺羽次太夫　朝比奈十郎左衛門　三田藤左衛門　關八郎左衛門

荒川庄九郎　三浦小十郎　朝比奈六之介　高木六兵衛　永井助十郎

山本八左衛門　日向孫太夫　三宅權右衛門　松下三郎兵衛　竹川所左衛門

久保田三郎右衛門　原伊兵衛　藤方市郎右衛門　曲淵勘兵衛　遠山三左衛門

山下治左衛門　山田善右衛門　田邊傳三郎　澤　清兵衛、
右の面々御納戸衆にこれを仰付けらる。

諸侯歳暮の規定

一、一萬石より四萬九千石迄小袖一重宛、五萬石よりは火事以前の如く、當暮より公方様へ歳暮右の通り差上ぐべきの由、雅樂頭殿に於て諸大名衆の留守居へこれを仰渡さる。

一、寛文二年十月廿三日に、松平隼人正・彦坂壹岐守、右兩人の二男竝に内儀共に大坂へ可差遣さるべき旨これを仰付けらる。

隱居を命ぜられたる諸士

一、同日隱居仰付けらるゝ面々。　高十二萬石外に新田一萬五千石有之（隱居）本多能登入道純齋・同十一萬石は（嫡子）本多下野守・同一萬石は本多一學・同一萬石本多官兵衛・同二千五百石宛本多吉左衛門・本多造酒丞・同七千石酒井紀伊守、右の七千石は同姓兵部に之を下さる。　兵部只今迄取來り候八百俵は、隱居料に紀伊守に之を下さる。

拝借銀

一、同月晦日銀五百貫目松平但馬守拝借仰付けらるゝの旨、松平信濃守にこれを傳へらる。　同百貫目伊東監物領分大破に付いてこれを下さる。

一、戶田相模守　本多土佐守　土屋兵部少輔　駒井右京　長谷川刑部少輔
渡邊大隅守　岡田豐前守　坂部十三郎　永井十左衞門　弓削多源七
三枝平右衞門　永見權七　蜂屋七兵衞　天野佐左衞門　川村善次郎
三宅傳左衞門　筒井內藏　松平彥兵衞　大久保半右衞門　岡野權左衞門
三宅彌三兵衞　坂井八郎兵衞　高木甚左衞門　山田十太夫　太田壹岐守
杉浦大隅守　畠山式部　竹中右京　岩瀨市兵衞　花房外記
今村傳三郎　新庄與五右衞門　落合源右衞門　神尾內膳　本多平右衞門
水野庄左衞門

右の面々へ總領・二男・三男召出さるべきの旨、寬文二年十一月四日に仰出さる。

諸門內の乘馬を禁す

一、寬文二年十一月七日仰出さるゝ趣、

一、淺草橋御門　一、筋違橋御門　一、小石川御門　一、牛込御門
一、市ケ谷御門　一、赤坂御門　一、虎の口御門　一、山下御門
一、幸橋御門　一、田安御門

右の所々御門の口々にて、乗馬・乗掛馬の外、小者・中間・百姓・馬方等、馬に乗り通り候はゞ、御番の輩相斷り下馬致させ、其の上此の御門の內にて馬に不可乘の旨可申含者也。

一、十四日に、町御奉行衆へ、歩行同心五十人增人にこれを仰付けらる。都合百人宛兩奉行所へ附けさせらるゝの旨、これを仰付けらる。

一、廿二日に、渡邊丹後守二男竝に內儀共に、大坂へ差遣すべき旨、これを仰付けらる。

一、十二月四日に、京極刑部少輔遺領六萬石の內、五萬七千石は實子百介にこれを下され、三千石は養子賴母にこれを下さる。

一、同日、松平玄蕃遺領五千石殘らず嫡男忠左衞門にこれを下さる。二男・三男とも召出さるべきの旨仰渡さる。

上杉宮内大輔の勅書を紛失す

一、同日、上杉宮內大輔爭、今度禁裏へ御使として遣さるゝの處に、京都は首尾よく相勤め歸府の處、御返簡の勅書を取失ひ申さるゝに付き、今朝自害の由なり。

一、同日、三枝市正・神尾權八郎右兩人へ、當年より御切米五百俵充これを下さるゝなり。

一、十二日、神尾備前守隱居これを仰付けらる。知行高千八百石の內、八百石は總領若狹守、千石は二男內膳へ、右の通りこれを下さる。內膳只今迄取來り候八百俵をば、備前守隱居料にこれを下さる。都合千八百石の通り若狹守にこれを下さるなり。

一、同日、市岡左太夫是又隱居仰付けられ候。知行高九百石は、總領彥右衞門に異議なくこれを下され、彥右衞門取來る三百俵は隱居料にこれを下さる。

一、寛文二年十二月十五日に、前年高力左近大夫に御預けなされ候伊丹仁兵衞子竝に靑木庄七郎子、右兩人共にこれを下さるゝ間、向後心次第に召仕ふべきの旨、これを仰渡さる。

一、同月十六日に、日光宿割に仰付けらるゝ面々、

堀三右衞門　松平新九郎　折居市左衞門　馬場三郎左衞門　千本平左衞門

松田善右衛門　島彌左衛門　仁加保内記等なり。

一、同月に、松平新平妻子を駿府へ差遣すべきの旨、これを仰出さる。

一、十八日に、館林の宰相殿御前髮を執らせられ候に付き、御祝儀として阿部豐後守、これを遣さる。

一、小袖二十 銀三百枚　右馬頭殿へ　一、一荷二種 從御臺所　御同人へ　一、縮緬二十卷 銀五十枚　御母堂へ

一、銀廿枚宛　おちの人 こやまへ　一、銀三十枚 小袖五つ宛　室賀下總守・曾我伊賀守・本庄宮內少輔・杉浦大隅守・黑田信濃守・大久保和泉守

右之面々へこれを下さる。

一、銀五十枚　總女中へこれを下さる。　一、同十枚宛　留守居衆へこれを下さる。

一、銀二十枚 小袖二つ宛　奏者番御用人へこれを下さる。

以上

一、金馬代　一、御太刀 安光代 金三枚　綿二百把　館林殿よりこれを獻上。

一、縮緬二十卷　御臺樣へ右同人よりこれを進上。

加増並に切米を給はりし諸士

右の御禮として、御登城、御吸物・御盃の上にて御脇指一文字代金六十枚、之を進ぜらる。
一、同廿日、八木清十郎　安藤次郎兵衛　堀田介左衛門　右の三人閉門御免。
一、同廿一日、水戸殿へ上使として美濃守これを遣さる。是は御官位參議に敍せらるゝに付てなり。
一、去る十六日に、勢州穴の津の城明屋敷より出火にて、本丸其の外殘らず燒失、並に侍屋敷・町屋も少々類火の由、藤堂大學頭より注進。
一、同廿三日、御加增並に新規に御切米これを下さるゝ面々。
一、千俵、大久保市十郎にこれを下さる。
能勢山城守　野々山瀬兵衛　同彦右衛門　北條新藏　石丸五左衛門
進喜太郎　榊原左京
右の面々何れも百俵充御加增。
一、御留守居伊藤安兵衛　御徒頭落合源右衛門　宮田庄右衛門　大岡五郎右衛門
右四人は三百俵宛。

一、東條民部　中根市十郎　戸田惣左衞門　稲垣市左衞門

右四人は、新規に四百俵づつこれを下さる。

一、津田久兵衞　筧七郎左衞門　江林甚左衞門　柴山權右衞門　清水平左衞門

羽太權兵衞　河野源右衞門　大竹源太郎　鵜殿藤助　水野又左衞門

右何れも二百俵づつ御加增。

一、二百俵御加增新御番組頭　貴志彌兵衞

一、新御番杉浦平右衞門　村上權七郎　植村庄左衞門　神谷七郎兵衞　服部七郎左衞門　山岡治郎左衞門　富永傳右衞門　松平治右衞門　横山助太夫　內藤七郎兵衞　金丸喜右衞門　南條勘兵衞　丹阿彌　朝倉八太夫

右之面々五十俵充御加增これを下さる。

一、小十人與頭大久保八右衞門　岡野庄兵衞　大岡四兵衞　鳥居五郎兵衞

右何れも百五十俵づつ御加增。

一、三百五十俵充、春信友玄　一、百五十俵充、澤津意春　一、二百俵充、平田道有

久保吉右衛門　長谷川藤右衛門

一、十二月廿七日、酒井左衛門尉四品に仰付けらる。同日諸大夫に仰付けらるゝ面面。

一、前田掃部頭 松平淡路守總領　土井小左衛門 周防守　三宅隼人 能登守　本多官兵衛 越中守

本多才兵衛 肥前守　本多一學 山城守　新庄市太夫 隱岐守　伊丹五左衛門 大隅守

松平右近 出羽守次男右近大夫改　高力源兵衛 伊豫守　金森五郎八 飛驒守　松平右近 主殿頭男大炊頭改

秋田大藏 信濃守　堀大學 肥前守　鳥居彥右衛門 兵部少　加々爪圖書 土佐守

戶田三允 和泉守　內藤彌三郎 若狹守　大久保市十郎 山城守　松平縫殿助

三枝市正 伊賀守　神尾權八郎 播磨守　能勢權十郎 攝津守　岡部左京 隱岐守

稻葉主稅 能登守

一、布衣仰付けらるゝ面々

蜂屋半之丞　高木喜左衛門　高林〔木イ〕與五右衛門　丹羽權兵衛

大岡五郎右衛門　高田庄右衛門　溝口源右衛門　佐々又兵衛

大久保半右衛門　久保平右衛門　天野彌五右衛門　蒔田權之介
安藤内藏　堀田五郎右衛門

一、二千俵御加增、松平因幡守

一、同三年正月廿九日に、今上皇帝、仙洞御所・女院御所・東宮へ御幸なる。

一、同年に江戸辻番の儀を仰出さる。

江戸辻番の規定

江戸中辻番之覺

一、辻番所の儀相定め、人數の通り晝夜無₂懈怠₁勤₂之、油斷すべからず。夜中不₂寢の番を致し、番所の戸を明け置き、切々見廻り、晝夜に限らず狼藉者其外不審なるもの於₂有₁之者、早速出合ひ留め置き、不屆の仔細有₂之ば主人へ相渡すべし。主人知れず候はゞ、其の辻番の月番へ申斷り指圖を得、町奉行所へ相渡すべし。但し公儀の辻番は其の支配の方へ相尋ね、町奉行へ召連可₂渡之事。

一、奉行人・御目附衆・夜廻りの面々申渡す御法度の趣、違背すべからざる事。

一、手負ひたるもの來り候はゞ留め置き、主人有₂之ば相渡すべし。主人知れず候は

ば月番に申斷り、町奉行所へ相渡すべし。公儀の辻番は其の支配の方へ指圖を請け、町奉行所へ可レ渡之事。

一、辻番所に、男女共に當座の宿も貸すべからず。總じて番所の前に人集め置くべからざる事。附預りもの仕る間敷事。

一、辻番所にて食物其外目に掛り候もの商賣不レ可レ仕事。

右此の旨を相守るべし。若於レ令二違背一者、科之輕重に從ひ可レ被レ行二罪科一候也。

寛文三年三月日　　奉行

院より御所近侍へ出されたる制法

一、同年に、仙洞御所より當今へ御附の衆中へ仰出さるゝ御制法の趣左の如し。

覺

一、第一御行跡　不レ輕被レ守二古風一可レ被レ除二弃今樣一

一、御心持　敬レ神深レ恕、無二御短慮一深レ仁無二御矯一無二御隨意一

萬端無二非道事等一、無二油斷一可レ被二申上一事。

一、第一御學門被レ入二御心一被レ勤レ之候樣可レ被二申行一事。

一、於レ被二聞食一可レ被レ移二御心一之間、無用之雜談或は鳥獸養レ之類、或は蹴踘・椿等當時專翫レ之樣之事、總而可レ爲二御學問之妨一事被二申上一間敷事。

一、世間之事於二河原一珍敷傀儡・放下・狂言等之沙汰於レ被二聞召一、有二御覽一度可レ被二思召一事、一切被二申上一間敷事。

一、假初にも御身上相應之御遊興可レ被二申行一事。

一、於二御前一下樣之野鄙成沙汰被二申上一間敷事。

一、如何樣之遺恨雖レ有レ之、於二宮中一及二口論一者、不レ阻二理非一左右共可レ爲二重科一事。

一、男女之間御法度堅く可レ被二相守一事。

寛文三年正月廿九日

一、同年禁裏・院中御造營事終つて、御安鎭の御法を三井寺へ仰付けられ候へば、山門より是を憤り、既に大訴に及ぶ故、諸公家群參して僉議ある處に、「山門の申分至極の道理有るに付て、向後に至りては、何時もかゝる大法をば叡山へ可レ被二仰付一」と勅諚これある間、此の度の儀をば、先々園城寺へ勤行致さるべきの旨、左の如く宸翰

安鎮法の事につき山門へ遣されし宸簡

を染められ、勸修寺大納言と、延暦寺の三門跡の副狀にて事落著す。此の御案詞は則ち仙洞御所遊ばされけるとなり。

安鎮の法阿闍梨の事、天台座主のほか參勤の例あまた見えたれども、山門は四ヶの大法ずい一にて、かのあざり勤仕候事、山門におきて規模にて候よし、さもあるべき事に候。いつにても禁裏・院中造營の御事は、世にかくれなき事にて候。其とをりを申させおはしまし候はゞ、御違おはしましまして、此よしこゝろへ候はん程に、あらかじめ何事も例は多分を用ひられ候にしく事候はず候まゝ、申果ても御心えとくひろう候べく候。あなかしこ。

御ちごの御中

右の通り假名遣字配り等かれこれ聊違ひなきものなり。

玉露叢卷第十五 終

玉露叢　巻第十六

自寛文三年至同四年三月

將軍家綱日光參詣の供奉

一、寛文三年四月廿日に、將軍家日光へ御參詣に付て、前日より供奉の御觸あり。

一、四月十四日に江府を出御ありて、同十六日に日光へ御著。同十七日に御登山。同廿日大猷院殿の御佛殿へ御參詣〔堂イ〕遊ばされ、同廿四日に江城へ還御。大桑村、紀伊大納言殿・同村尾張中納言殿・水村・水戸宰相殿・同村紀伊宰相殿・森宮村・松平讃岐守・和泉村井伊玄蕃頭

一、出御一日御先へ參る今市御番、酒井修理大夫　同二日目御先同所御番、本多下野守　同日御先新町御番、水野出羽守　同日御先今市小屋番、松平甲斐守

一、毎日御先供奉一時代り　酒井日向守　土井兵庫頭・酒井河內守　稲葉丹後守

一、毎日押へ　安藤對馬守　阿部播磨守　久世大和守

一、毎日御近習御供　土屋但馬守　堀田備中守　酒井雅樂頭

一、酒井河内守　稻葉丹後守　酒井日向守　土井兵庫守

右四將の家來毎日御先へ。

一、久世大和守　阿部播磨守　安藤對馬守

右三將の家來毎日御跡に。

一、吉良若狹守　品川內膳正　吉良上野介

右の高家衆日光迄御先へ。

供奉

松平民部少輔　森川下總守　大久保豐前守　內藤式部少輔　松平備中守

大森信濃守　安藤備後守

御側御小性衆

松平紀伊守　松平內記　大久保兵部少輔　安部伊勢守　岡部志摩守

岡部隱岐守　三枝對馬守　神尾播磨守　内藤上野介　板倉市正

新御番

遠山十右衞門　青山藤右衞門　大岡忠四郎　天野三郎兵衞

右何れも組中十六人宛。

御使番

渡邊筑後守　加藤平内　安藤九郎左衞門　川口源兵衞　水野庄左衞門

西尾藤兵衞　久保平左衞門　佐々又兵衞　荒木十左衞門

御諸道具奉行

服部與左衞門　佐久間宇右衞門　山角藤兵衞　渡邊兵左衞門　佐野與左衞門

花井庄右衞門　櫻井庄五郎　大岡二郎兵衞

小十人組頭

新庄與三右衞門組廿一人　鳥井三郎右衞門組廿二人　大久保甚兵衞組廿二人

河村善二郎組廿一人　宅門伊織組廿一人　筒井内膳組廿二人

御步行頭

神尾　内膳　高田庄左衞門　本多平右衞門　朝倉二左衞門　大森半七郎

岡野長十郎　市橋傳左衞門　落合源右衞門　榊原　大膳　大久保彦兵衞

小十人組

阿部忠兵衞

御步行

宮城三左衞門　安藤傳右衞門

右の組、御法事に付御先へ遣さる。

御旗奉行

島田五郎兵衞　寛　助兵衞（與力十騎 同心十人宛）

右御旗指の中間三十八人・御旗長持・竝に御馬印・長持等持つ人夫廿八人（御賄方より出づ）・御旗竿持三十人・御馬印持　右同斷

御槍奉行

御持弓頭

安藤次右衛門　松田六郎左衛門、同心十人宛

御持筒頭

內藤甚之丞　榊原左衛門　兼松又四郎、與力十騎同心五十人宛

日向半兵衛　近藤勘右衛門　坪內半三郎　松平助之進、與力十騎同心五十五人宛

御小納戸衆

遠山半左衛門　成瀨宇右衛門　大久保三十郎　本多金右衛門　松平傳左衛門

大久保兵九郎　牧野七左衛門　石原宗左衛門　江原九郎右衛門　山岡十兵衛

松平二郎兵衛　鵜殿十郎左衛門　万年佐左衛門　三宅市左衛門　松平彥太夫

御小納戸本坊御先へ遣さる。

山本傳右衛門

同組衆

戸張源五右衛門　鈴木市郎兵衛　池田勘兵衛　上田宇右衛門　安藤勘右衛門

百人組頭

近藤登之介　坂部三十郎　横田次郎兵衛與力二十騎同心百人宛

御鐵炮頭

近藤五左衛門　成瀨吉右衛門　菅沼藤十郎　岡野權右衛門　弓削多源七郎

大久保四郎左衛門、右六輩は與力五騎同心三十人宛　伏見勘七郎與力六騎同心三十人　田付四郎兵衛與力三騎同心二十人

御弓頭

大久保荒之助　小栗又兵衛　小野淺右衛門　高木喜左衛門　信樂勘三郎與力十騎同心三十人宛

御弓矢奉行

井戶忠兵衛與力同心十人　太田勘兵衛與力同心十四人

玉藥奉行

榊原善左衛門　曲淵助之允同心十人宛

御具足奉行

曲淵淸藏同心十人・御具足二領分持人夫十七人御賄方より出づ。

御腰物奉行

山田市兵衞　山中吉右衞門同心三人宛

御幕奉行

小林清〔平イ〕十郎　難波田善左衞門同心五人宛

御細工頭

井關與五郎同心四人

御馬方

諏訪部彦兵衞　西川淸左衞門　石川孫左衞門　大久保市郎右衞門　坂本小左衞門

飯塚半左衞門

中奥御小性衆

石川吉之介　野々山瀨兵衞　柳生飛驒守　榊原左京　秋山大學

水野主殿　進喜太郎　日根野權十郎　石丸五左衞門

日光へ御先に遣され候故宿入らず候

石川市正　大久保安房守　井上兵庫頭　小堀下總守　小笠原丹後守

戸田攝津守　能勢山城守　大澤右近大夫　三好能登守

御目附衆

猪飼半左衛門　筧新兵衛　安藤市郎兵衛　稻垣清左衛門　森川小左衛門

御腰物持六人　御藥込六人

御醫師

今大路道三　吉田意安　野間三竹　眞瀨養安院　河野良意

澁江長怡〔塙宗悅イ〕　粂安道訓　齒醫笠原養泉　同醫〔竹イ〕佐田玉川　針醫坂立雪

儒者林春齋、御先へ。

御膳奉行

杉浦彌市郎　三島淸左衛門　松平彥兵衛　榾浦三郎右衛門

御勘定衆、御先へ遣さる。

雨宮次郎右衛門　大柴六兵衛　青木喜左衛門　長谷川左太夫

御右筆衆

大橋長左衞門　小島久左衞門　渡邊傳四郎　神尾小左衞門　久保金左衞門
建部傳右衞門　椙浦伊右衞門　大河内市郎右衞門　加茂宮庄右衞門

御納戸本方組頭

雨宮權左衞門　前田五郎右衞門同心十人宛

同拂方組頭

神田三右衞門　下田四郎左衞門

右之組衆

有田藤兵衞　田邊傳三郎　布施六右衞門　杉浦十右衞門　藤方市郎右衞門
竹尾作右衞門　竹川所右衞門　富士七郎左衞門　山本治右衞門　今井友之介

右十人は御先へ遣さる。

伯樂方

橋本權之介

御臺所方

天野五郎太夫　鈴木喜右衛門

右組頭

堀屋半左衛門　鈴木喜兵衛　吉村七郎右衛門　黑川伊左衛門

御膳方御臺所衆十五人　表方御先へ參り候御臺所衆二人　小間遣頭淺野〔井イ〕彦兵衛

御賄方頭一人　同組衆十二人　陸尺六十一人

新組衆九十二人は御旗・同竿・御馬印・御具足持

御大工頭　鈴木修理へ御先　木原木工御供

右棟梁一人に平大工三人・同心二人

御同朋頭　永倉珍阿彌　石川細阿彌　同組頭　堤道也　永巴

奥坊主廿人　表坊主廿人　時計坊主二人　火の番坊主二人

御數寄屋頭　櫻井宗恩　鳴海宗圓　同組頭　道壽　宗有　休感

御膳手坊主十二人　御路次者十三人

國目附

堀又右衛門　佐原三右衛門板倉筑後守支配　窪寺小左衛門　大村藤右衛門松平民部少輔支配

內藤加兵衛　今福權兵衛森川下總守支配

御具足役五人　御太鼓役三人

長瀧四郎兵衛　近藤太郎兵衛

御歩行目附衆三十人內日光迄御先へ組頭一人・外に五人・御歩行押へ十人・火の番十組に與力一人

提燈奉行二人　黑鍬頭　土岐三郎兵衛同心五十人・御矢箱・御簞笥持　千人組　原半左衛門同心八十三人

御中間頭　畔柳助九郎　大岡金三郎

御中間二百十三人內目附二人・押へ十人・外に御旗者五十五人　御小人頭　伴六左衛門　牧野金助

御小人二百人內廿五人は目附・十人は押へ

御駕籠頭

猪飼次郎兵衛　佐野伊兵衛　高橋與左衛門、御駕籠の者以上三十七人・

火消番衆

水野半左衛門　山口平兵衛　永井十左衛門　秋山十右衛門

右各〻與力六騎に、同心三十人・火消中間七十人宛なり。

三月下旬より登山の面々

井上河内守　松平和泉守　井伊兵部少輔　水野監物　板倉隱岐守

加々爪甲斐守　永井伊賀守　松平備前守　那須遠江守

供奉の衆へ金銀を給ふ

今度供奉の衆中へ金銀下さるゝ覺

一、銀三百枚宛　御書院番頭衆へ　一、銀三百枚宛　御小性組頭衆へ

一、金三百五十枚宛大目附衆へ　一、銀〔三イ〕百五十枚宛御目附衆へ

一、銀二百枚宛　御槍奉行衆へ　一、銀二百枚宛　新御番頭衆へ

一、銀百五十枚宛　御歩行頭衆へ　一、銀百五十枚宛　御書院番組頭衆へ

一、右同斷　御小性組々頭衆へ　一、右同斷　小十人組番頭衆へ

一、右同斷　御使役衆へ　一、銀百枚宛　御納戸頭衆へ

一、銀二百枚宛　御持弓頭衆へ　一、銀百五十枚宛　御先鐵炮頭衆へ

一、同五十枚宛　總平番衆へ　一、同廿枚宛　總與力衆へ

一、金三兩宛　同心衆へ　一、銀二百枚宛　百人組の組頭衆へ

一、銀百五十枚宛　火消衆へ　一、金三十兩宛　新御番平番衆へ

一、銀三十枚宛　小十人平番衆へ　一、金十枚宛　御歩行組頭衆へ

一、銀二十枚宛　御歩行衆へ

以上

勅使院使饗應の役人

一、日光山へ御贈經の勅使・院使・本院使・新院使への御馳走の人々の事。

一、勅使、德大寺前右大臣　御馳走人堀丹後守　御賄八木次郎右衛門　安居院日光宿坊・光榮坊日光江戸御宿・傳奏屋敷馳走人宿

一、院使、小川坊城大納言　御馳走人桑山修理亮　御賄天羽七右衛門　醫王院日光宿坊・正住坊日光江戸御宿・院使屋敷御馳走人宿

一、本院使、阿野大納言　御馳走人小出大隅守　御賄雨宮甚兵衛　悦藏坊日光宿坊・心教坊同所江戸御宿・高倉屋敷御馳走人宿

一、新院使持、明院大納言　御馳走人立花和泉守　御賄深谷喜右衞門　蓮性坊日光宿坊・利仙坊同所江戸御宿・女院使屋敷御馳走人宿

一、梶井御門跡、　御馳走人九鬼式部少輔　御賄南條金左衞門　逦住坊日光宿坊・明日坊同所江戸御宿・靑松寺御馳走人宿

一、妙法院御門跡、御馳走人遠藤備前守　御賄伊奈兵藏　正定坊日光宿坊・常觀坊同所江戸御宿・天德寺御馳走人宿　以上

執綱執蓋御役人

一、殿上人三人　一、宿日光坊　日光賄久保平九郎　江戸にては下行　一、樂人五十四人下行、右何れも直に日光へ登山なり。

日光供奉に關する法度

條々

一、今度日光供奉の時不レ可ニ脇道一事。

一、萬一於ニ殿中一喧嘩・口論の刻、兼而如ニ相定一其番切に可レ相ニ計之一也。竝に於ニ町中一有レ之時は、其町に立合ひたる者として沙汰に及ぶべし。猥りに不レ可ニ掛集一事。

一、於二旅館一若火事有レ之時、役人の外不レ可二出會一事。
一、今度供奉中人返し候儀令二停一止之一訖。自然申す旨あらば於二御江戸一沙汰に及ぶべし。但重科の者は各別たるの間、奉行人へ申し斷り可レ受二裁許一事。
一、著座の刻、馬より下りて以後の次第を亂すべからず。並に書立の外旅館へ供奉すべからざる事。
一、目附の面々並に番頭奉行人の儀は不レ及二沙汰一、縱如何様の輩雖二申斷一、法度の旨不レ可二違背一、附狼藉者之儀、依二其品一可二申付一事。
一、小荷駄馬は右之方へ通すべし。但山坂なれば小荷駄馬をば山の方へつけて通すべき事。
一、諸道具入交不レ可レ通事。
一、押買・押賣令二停一止之一畢。濫に不レ可レ伐二採竹木一事。附作物場へ馬を不レ可二放置一事。
右の條々於レ有二違犯之族一者、隨二科の輕重一可二申付一也。自然目附の者並に番頭・諸奉行人見遁・聞遁於レ令二用捨一者可レ爲二曲事一、事載二下知狀一者也。

日光社參の時の下知狀

寛文三年卯四月　　御黒印

日光御參詣の刻下知狀

一、御殿竝に於二近所一自然喧嘩・火事等出來の時、酒井雅樂頭・阿部豐後守・久世大和守・土屋但馬守・暨別紙書立の外不レ可二參上一、面々旅宿在レ之而可レ相二守御下知一事。

一、御泊の城にて喧嘩・口論・火事等の時、其所に罷在輩者、表門・裏門手寄次第廣き所へ罷出在レ之而可レ被レ任二指圖一事。

一、御泊所の外御先・御跡に在レ之面々、其所に罷在指圖を相待ち可レ隨二其左右一事。

一、御泊の城所にて火事の時、水野半左衞門・秋山十右衞門・山口平兵衞罷出で火を鎭むべし。竝に其守護人の家來を可二申付一なり。御目附非番の面々罷出で可レ有二指圖一事。

一、於二御泊之所一御目附非番の輩可レ致二夜廻一事。

一、於二日光山一若火事出來せしむるに於ては、其家に在レ之輩精を入れ火を鎭むべし。其外は面々の宿に在レ之而類火の無きやうにいたすべし。雖レ然火消の面々は罷出

で可レ相二計之一事。

一、町中火事有レ之時は、其所切に可二相計一也。但火消の面々は罷出で可二申付一事。

右可レ相二守此旨一、若違背の族於レ有レ之者、糺二罪之輕重一可レ被レ處二嚴科一之由、堅所二仰出一之也。仍て執達如レ件。

寛文三年卯四月　美濃守　豐後守　雅樂頭

社參中出火の心得

一、日光御參詣の時、火事等の節御殿へ參上の面々。

酒井雅樂頭　阿部豐後守　久世大和守　土屋但馬守　板倉筑後守

松平式部少輔　森川下總守　本多土佐守　松平因幡守　大久保出羽守

石川能登守　內藤式部少輔　大久保豐前守　大森信濃守　柳生飛驒守

北條安房守　御目附中。　以上

覺

一、宿賃可レ爲レ如二御定一事。

一、自他の宿札不レ可レ剝事。

一、晴天の時騎馬の中へ雨道具不可持之事。但笠は不苦事。
一、御泊の所竝に御茶屋に於て無指圖輩振舞不可致事。
一、供奉の時、騎馬中持槍一本の外諸色不可入事。附御出座の刻、御供の衆馬より不下して直に宿所へ不可乘入事。　以上

寛文三年四月　　御黑印

御番衆に申渡之覺

一、上意には今度日光御留守中、御番念入相勤可申候。此通組中に可申渡旨被仰出之候事。

御墨印之内

一、當番之節御城外に何變之儀有之候共、城中御番之輩は一切不可出事。
一、於御城中縱令如何樣之儀雖爲出來、所々御番之輩は其出輪切介相談可計之事。
一、御殿中御番之輩は兼日御法度之趣、彌固く可相守事。

一、御留守中は寢番之刻限常々より少早く出可被申事。

一、御留守中疹之遠慮無用之事。

一、爲伺御機嫌番頭方へ被參候分け、但注進之樣子折々可申通事。

一、御留守中火事出來候共寄場へも被罷出間敷事。　以上

寛文三卯年

日光供奉召連候人數之覺

一、二百石より三百石迄　侍二人・小者四人草履取共に

一、四百石より五百石迄　侍三人・小者五人草履取共に

一、六百石より七百石迄　侍六人・小者七人草履取共に

一、八百石より九百石迄　侍六人・小者八人草履取共に

一、三百石より四百五十石迄　十八人、侍馬口附二人、槍・挾箱・草履取人足

一、四百六十石より六百五十石迄　十二人、右同斷（侍増す）

一、六百六十石より九百九十石迄　十三人、（侍増す）賄人二人、右同斷、人足二人

一、千石〔千石より千百石迄カ〕　十八人、若黨四人・小性一人・鐵炮壹挺・沓箱其外右同斷
一、千二百石より千四百石迄　二十八人、右同斷　侍人足増す
一、千五百石より千六百石迄　二十八人、一人右同斷
一、千七百石より千八百石迄　二十八人、三人右同斷
之内但馬二匹に成侍五人・小性一人・臺所侍二人・人足四人
一、千九百石　廿三人、侍一人増す
一、二千石以下は其分限それ〲の人數書付の如くたるべき事。
一、二千石より一萬九千石迄は馬上、弓・鐵炮以下半役たるべし、但し半役の內にて物・頭騎馬召連るべき事。
一、小屋懸の面々二萬石より四萬石迄は是又半役たるべき事。但右同斷
一、五萬石より九萬石迄の馬乘三十騎、但し物頭役人も右三十騎の內たるべし。諸道具以下、右馬乘の員數に可ㇾ應事。
一、十萬石より馬乘四十騎、右同斷の內鐵炮百挺・弓三十張・槍七十本・旗五本。

一、九萬石以下三十騎の時、鐵炮八十挺・弓二十張・槍六十本・旗三本。

遠國之面々召連人數

一、二萬石より三萬石迄　馬乘五騎・諸道具五騎組合せに應ずべし。

一、四萬石より六萬石迄　馬乘七騎右同斷

一、七萬石より九萬石迄　馬乘十五騎にすぐべからず、右同斷、減少致す人數可レ被二召連一候、物頭も右騎馬の内たるべし。

覺

一、宿賃の事、薪代共に一人に付六文馬は十文たるべき事

附、人馬の賃、宿賃以下定の外增錢取り候もの有レ之者、三十日籠舍たるべし。

並に其町の年寄爲二過料一五貫文、其外家一軒より百文宛可レ出事。

一、人足賃は馬之半分たるべき事。　以上

日光下馬之内可二召連一供之覺

一、四品以上　侍四人・挾箱持二人・六尺四人・草履取二人之内雨具持。

一、四品以下　侍三人・挾箱持一人・六尺四人・草履取二人之内雨具持。

一、火の番の面々は牽馬一匹たるべし。

一、御用有レ之而人多く不レ召連レして不レ叶者は格別之事。

卯　四月

寺社奉行より諸山の本寺への令達

一、日光山へ御諷經として參候の諸出家へ、寺社奉行より諸山の本寺へ奉書を以て相達せらるゝ趣は、上野・下野・常陸・出羽・陸奥・越後・信濃、此の七ヶ國は、日光に於て諷經を勤むべし。但五月八日・九日時分より承合せ、入込まぬ様に相越さるべし。且又、出家一人して或は二ヶ寺、或は三ヶ寺の諷經不レ可レ相勤レ事。

一、寺院所持致さゞる諸出家、猥りに諷經を勤むべからず。

右二ヶ條の趣を、其の本寺々々より能々吟味を致し申付けらるべきとなり。右の外、國々の諸出家は、日光より毘沙門堂歸寺の上、東叡山に於て相勤むべし。但、五月廿日過より江戸へ相越すべきなり。

玉露叢　卷第十六　終

玉露叢　巻第十七

自寛文三年至同四年

家綱舞樂を觀る

一、寛文三卯年五月十三日に、伶人の舞を仰付けらる。將軍家辰の下刻御白書院へ出御、御下段東御次の間に御著座、御譜代・大名衆・御詰衆一同に御目見、終つて伶人の舞始まる。

振桙三節

左 萬歳樂　六人　　右 延喜樂　六人　　左 散手　一人　　右 貴德　一人

太平樂　四人　　狛桙　四人　　拔頭　一人　　還城樂　六人

甘州　六人　　胡德樂　六人　　安摩　二人　　新靺鞨　六人

打毬樂　四人　　崑崙八仙　四人　　春庭樂　四人　　林歌　四人

陵王 一人　　納蘇利 二人

退出長慶子

右胡德樂迄過ぎて御中入、御饗應始まる。

樂終つて饗を給ふ

一、新御番所にて、保科肥後守・松平讃岐守・井伊玄蕃頭・保科筑前守・松平右京大夫・松平式部大輔・保科新介・老中・御近習の面々。

一、御黑書院御次の間竝に御右筆部屋後の間にて、高家衆・御詰衆・奏者御番衆・老中の息・諸役人・醫師。

一、柳の間にて、御譜代大名衆。

一、菊の間竝に雁の間・芙蓉の間にて、諸番頭・布衣以上。

一、小十人組御番所にて總御振舞。

一、檜の間にて、樂人以上。

一、同年同月廿日、今年始めて將軍家より殉死御制禁の趣。

覺

殉死の禁令

殉死は古より不義・無益の事なりといましめ置くと雖も、被仰出無之故、近年追腹の者餘多有之候。向後左樣の存念可在之ものには、常々其の主人より殉死不仕候樣、堅く可申含候。若以來於有之者、其の亡主不覺悟之越度たるべし。跡目の息も不令抑留儀不屆可被思召者也。

寬文三年五月廿日

武家諸法度

一、同年同月廿三日に、武家諸法度を仰出さる。條々は省くものなり。

一、同年に、松前に於て大山崩れて海上二千七百間ほど陸地となる。其の時天地くらやみの如くなりしとなり。

一、同四年辰正月十七日辰の後刻、紅葉山御宮へ御參詣御裝束御先へ老中不殘參上す。

御供

土屋但馬守　土井能登守　松平民部少輔

御太刀、本多土佐守　御刀、松平因幡守　御沓、大久保兵部少輔　御簾、吉良若狹守

御鏡、松平備前守・酒井日向守　御酌、大澤兵部少輔　御加、畠山下總守

供奉之行列

阿部伊豫守　　松平紀伊守　　安藤對馬守
內藤式部少輔　　堀田備中守　　本多土佐守
阿部播磨守　　松平因幡守　　青山大膳亮
土井能登守

右

此の間雙方供奉衆八十人　　御

左

朽木伊豫守　　土屋但馬守　　內藤飛驒守
松平民部少輔　　板倉隱岐守　　石川美作守
永井右近大夫　　大久保豐前守　　土井大炊頭
大森信濃守

巳の上刻還御。

一、御本丸御留守居、森川下總守・常の御留守居衆。

一、還御以後御機嫌伺として、御三人方竝に御兩殿より使者上る。老中に謁して退去し訖。

一、十九日、廣慶院に於て今日より萬部御經始まる。因つて御名代として酒井雅樂頭參堂。

萬部讀經を修す

一、萬部中、辰の下刻より未の刻迄の內本堂へ參詣あるべきとなり。

一、御香奠の員數のこと、去年日光竝に東叡山へ上り候通り獻登あるべきとなり。

但廿四日還御以後に、本堂へ使者を以て差上げらるべきとなり。

一、白銀廿枚、三十萬石以上　一、同十枚、十萬石より廿萬石迄

一、同五枚、三十萬石以上の嫡子　一、同五枚、五萬石より九萬石迄　一、同三枚、一萬石より四萬石迄　一、同三枚、十萬石以上の嫡子　一、一萬石より以下は、或は二枚或は一枚心次第たるべし。

右御香奠の員數、日光・東叡山共に右の如し。以後とても此の旨を相守らるべきと

なり。

一、廿日辰の後刻、紅葉山御佛殿へ御參詣(御装束)御先へ酒井雅樂頭・阿部豐後守・久世大和守。

御供、土屋但馬守・土井能登守　御太刀、本多土佐守　御刀、大久保出羽守　御簾、吉良若狹守　御沓、松平紀伊守

供奉之行列

右
阿部伊豫守　安藤對馬守　青山大膳亮
松平因幡守　酒井日向守　森川下總守
三浦志摩守　土井能登守

此の間諸大夫雙方八十二人　御

左
內藤飛驒守　土屋但馬守　松平備前守
松平民部少輔　板倉隱岐守　本多信濃守
小笠原山城守　永井右近大夫

卽刻還御、御本丸御留守居板倉筑後守・常の御留守居衆。

一、還御以後御兩殿御三方より、御機嫌伺として使者上る。老中に謁して退去す。

一、廿四日、台德院殿三十三回御忌に付きて御法事仰付けらる。

總奉行、井上河内守・加々爪甲斐守・黑田豊前守　御役人附、本堂大久保加賀守　山門土井大炊頭　裏門石川主殿守　町口本多下總守　庫裏口遠山信濃守　極樂橋堀式部少輔　方丈御賄伊奈半左衞門　總御賄方八木次郎左衞門・南條金左衞門　下行曾根五郎右衞門　施行雨宮勘兵衞

下向公卿の馳走人

一、贈經使として下向の公卿の御馳走人御賄左の如し。

勅使中御門前大納言・法皇使東園中納言

右兩使共に席傳奏の間　御馳走人鳥居兵部少輔　御賄柴村二郎右衞門

本院使東坊城中納言・新院使花山院中納言

右兩使共に席院使の間　御馳走人小笠原土佐守・御賄坪井次郎兵衞

女院使千種前宰相　右席は女院使の間　御馳走人内藤右近大夫・御賄設樂權兵衞

執綱執蓋役の殿上人四人。
一、十八日の晩より十九日の晩迄、御目附、宮崎助右衛門・長田六左衛門　御歩行頭、朝倉二左衛門・安藤傳右衛門　小十人頭、筒井内藏
一、十九日の晩より廿日の晩迄、御目附、森川小左衛門・稻生七郎右衛門　御歩行頭、市橋傳左衛門・牧野傳藏　小十人頭、奥津兵左衛門
一、廿日の晩より廿一日の晩迄、御目附、土岐縫殿・土岐十左衛門　御歩行頭、石谷五右衛門・富永孫左衛門　小十人頭、高井作左衛門
一、廿一日の晩より廿二日の晩迄、御目附、安藤一郎兵衛・猪飼半左衛門　御歩行頭、宮城三左衛門・榊原大膳　小十人頭、三宅傳左衛門
一、廿二日の晩より廿三日の晩迄、御目附、本多左太夫・島田藤十郎　御歩行頭、河口源左衛門・岡野長十郎　小十人頭、阿部忠右衛門
一、廿三日の晩より廿四日の晩迄、御目附、稻垣淸左衛門・牛込忠左衛門　御歩行頭、高田庄右衛門　小十人頭、大久保彥兵衛

右之通り御老中へ仰せ渡さる。

増上寺參詣者心得

定

一、一萬石以上の面々、下馬より内へ侍三人・又は四人　陸尺四人・草履取二人・挾箱持可ㇾ爲二一人一事。

一、九千石以下は、下馬より内へ侍一人・草履取一人・挾箱持可ㇾ爲二一人一事。

一、宿場有ㇾ之面々は、其所へ相越し申候時、先達つて人遣候儀は不ㇾ苦事。

一、山門極樂橋より内へ、侍一人又は草履取一人たるべき事。

一、召連候僕從並に馬等は、下馬より三四町ほど前方に不二混雜一樣に段々に片付けて可ㇾ被二殘置一事。

一、諸大名參詣の儀直垂・狩衣又は大紋にて、廿五日の卯の刻より巳の刻迄の内たるべし。無官の面々は、著二長袴一同日の午の刻より申の刻迄の内可ㇾ爲二參詣一事。以上。

一、右御法事に付て、參向の勅使・院使・本院使・新院使・女院使へ上使として酒井雅樂頭を遣さる。吉良少將同道なり。

一、廿四日増上寺へ御參詣に付て、御譜代大名供奉仰付けらるゝ間、束帶にて彼の貴寺へ御先へ相越すべき旨を觸れらるゝ。尤も五つ前に揃ひ申すべしとなり。

一、廿四日辰の後刻御參詣、御先へ酒井雅樂頭・阿部豐後守・久世大和守・土屋但馬守相越さる。御供板倉筑後守・森川下總守　彼の貴寺に於て御裝束を召させらる。供奉行列御譜代の大名・御詰衆・此の外御近習の面々。御簾、吉良若狹守　御裾、戸田土佐守　御太刀、品川内膳正　御刀、森川下總守　御沓、本多土佐守　隨身の御役、西尾藤兵衞・桑山猪兵衞〔右衞門イ〕・水野庄左衞門・天野彌五右衞門・川野權右衞門・三宅内藏助

供奉行列束帶

右　本多越前守　松平左近將監　酒井備中守　本多肥前守
　　内藤飛驒守　安藤對馬守
　此の間御譜代衆・御近習衆十六人二行　御
　　青山大膳亮　板倉隱岐守
左　松平和泉守　岡部内膳正　丹羽式部少輔　松平佐渡守

御拂殿御拜禮事終つて御裝束所へ入らせられ、召替へさせられ、智恩院御門跡御對顏。次に增上寺方丈御目見、蜜柑一折進上なり。御盃頂戴以後、

一、白銀五百枚・小袖十領　　增上寺方丈へ

一、同十枚・小袖二領宛　　同所役者二人へ

右の通り下さる。御成の時の例に依つてなり。尤も增上寺にて御膳召上がられ、未の下刻還御。

一、御本丸御留守居、土井能登守・松平民部少輔・堀田備中守・常の御留守居衆・當番の番頭衆。

一、紀伊殿・尾張殿・水戸殿は御先へ佛詣なり。

一、左馬頭殿・右馬頭殿は還御以後參詣なり。

一、還御以後尾張殿・同中將殿・紀伊宰相殿・水戸殿・同少將殿、右御一門の歷々登營。是御法事首尾好く相濟み、今日御參詣御機嫌よく還御。珍重の由なり。老中に謁して退出し給ふ。

一、右同斷に付、松平越後守・松平加賀守・松平出羽守・井伊玄蕃頭・保科筑前守・小笠原右近大夫・本多内記・松平下總守、此の外御譜代大名各〻登城。或は老中に謁し、或は奏者番衆に謁して退去す。

一、同廿五日に御兩典〔脱カ〕登城。是れ御法事相濟み、竝に昨日御佛詣御機嫌よく還御、珍重の由なり。御座間に於て御對顏なり。

一、同斷に付き國持大名一萬石以上の面々登城。御白書院に於て老中に謁し退去なり。

一、昨廿四日還御以後、一萬石以上の面々、增上寺へ使者を以て御香奠を納めらる。

一、同廿五日暮に及び、井伊河內守・加々爪甲斐守・黑田豊前守登城。是れ今度御法事奉行仰付けらるゝ處に、首尾よく相濟むに付きてなり。御側衆に謁して退去なり。

智恩院へ布施として銀千枚を送る

一、智恩院御門跡へ、御法事御布施として、白銀千枚今朝上使稻葉美濃守を以て遣さる。

一、同廿六日に公家衆へ御對顏に付きて、巳の後刻御白書院に出御。

一、紗綾三巻太刀目錄　中御門前大納言　一、右同斷　東園中納言　一、右同斷　東坊城中納言
一、右同斷　花山院中納言　一、右同斷　千種前宰相　一、太刀目錄　七條中將
一、右同斷　西洞院少納言　一、右同斷　源藏人

右の通り差上げ、御禮畢つて退去なり。

法事に關係せる諸役に賞を給ふ

一、同月廿九日に、御法事の節、相勤めたる諸役人へ御褒美を下さる。席は御右筆部屋の後、北長圍爐裏の間なり。

一、御小袖三黄金二枚　方丈御賄　伊奈半左衛門　一、右同斷　小普請　山本安兵衛　一、右同斷　同　武藤八郎右衛門
一、右同斷　儒者　林春意　一、右同斷　同　人見友元　一、小袖二つ黄金二枚　御右筆　杉浦半左衛門
一、右同斷　同　神尾小左衛門　一、黄金二枚　御餝役　岩手佐五右衛門　一、右同斷　本丸御賄　八木次郎右衛門
一、右同斷　同　南條金左衛門　一、右同斷　同　曾根五郎右衛門　一、右同斷　同　雨宮勘兵衛
一、黄金一枚　御道具賄奉行　木部藤左衛門　一、黄金一枚　御道具賄奉行　竹田六郎右衛門　一、銀十枚　御扶持人　御大工棟梁
一、右同斷　伊奈半左衛門手代　石川平兵衛　以上

被物の覺

一、御小袖六内（唐織紅梅裏一・織箔兆色一・厚板裏桃色一・紅梅兩面一・白綾一・白兩面一）　右は智恩院御門主へ。
一、小袖六内（白綾三 白兩面三）　増上寺方丈へ　一、小袖二内（白綾一 白兩面一）　傳通院へ　一、同斷
弘經寺へ　一、同斷　大光院へ　一、小袖二十六（皆兩面）　緣座檀林の上人十三人へ
一、小袖二十四（皆兩面）　同座所化月行事十三人へ　一、小袖二十四（皆兩面）　同座聲明役
人十二人へ　一、小袖四（皆兩面）　増上寺方丈役者二人へ　一、小袖四（皆兩面）　御佛殿
役者二人へ　一、小袖八（皆兩面）　御佛殿別當四人へ　一、小袖二内（白綾一 白兩面一）　大樹寺へ
一、同斷　法臺院へ　一、同斷　信光明寺へ　以上。

萬部御布施の覺

一、白銀千枚　増上寺方丈へ　一、同二百枚　増上寺隱居へ　一、同百枚　傳
通院　一、同斷　弘經寺　一、同斷　大光院　一、同五十枚　靈巖寺　一、同
斷　新智恩寺　一、同斷　大樹寺　一、同斷　寶臺院　一、同斷　新光明寺
一、同千二百枚（經奉檀林其外役人共四十人、一人に付卅枚宛）　一、同三千四十枚　寺持百五十二人へ　一、同
四百五十枚　聲明出家三十人へ　一、同六千三百五十六枚　所化九百八人へ

一、同二百五十枚 内陣の殿司其外役僧共五十人、一人に付五枚宛　一、同二十枚　小僧十七人　一、同七百廿九枚 外陣の殿司其外役僧共二百四十三人、一人に付三枚宛　一、同四十枚　掃除の者二十人

一、御法事に相加はらざる所化方へ　一、白銀二百廿八枚　西堂二百廿八人

一、鳥目六百五十四貫　黒衣三百廿七人　一、白銀百枚　樂人へ　一、同廿枚　御佛殿別當二人　一、同十枚　武田玄了　一、同斷　岩浪少進　一、同斷　園民部卿　一、同斷　滯悦是れ三州松應寺使僧なり　一、鳥目七百貫　樂人廿八人へ

總銀合せて一萬五千二百廿二枚・鳥目合せて千三百五十四貫、金にして三百三十八兩二分。

一、同年二月七日に、伊勢へ御名代として内藤式部少輔を遣さる。御暇御座の間に於て下さる。則ち御目見、御召の御羽織拝領して退出。以後黄金十枚下さる。

一、内宮へ御太刀 長光代金二枚五兩・黄金十枚。

一、外宮へ御太刀 信國代金二枚・黄金十枚。右之通り御神納。

一、寛文四辰の二月八日に役替仰付けらるゝ面々。

役替を命ぜられたる諸士

一、松平左近大夫組頭飯河新右衛門跡役に中根主稅竝に雨宮孫太郎・木村甚右衛門・阿部小左衛門・加藤三右衛門

右四人大御番へ御番入これを仰付けらる。

一、同九日松平出羽守孫のさし合、是れ總領信濃守息の辨之助死去。

一、同十日に御役替仰付けらるゝ面々。中根日向守組の與頭本多淸兵衛跡役に山本四郎兵衛　川村善次郎組の與頭柳澤八郎右衛門跡役内藤三太夫これを仰付けらる。

一、同二月五日御暇、銀二十枚・小袖二・羽織これを下さる。連歌師昌程　一、銀十枚・小袖二、同昌陸　一、右同斷、同玄祥　一、同十枚、同仍春　一、同十枚、同昌益

右之通りこれを下さる。

一、同十八日松平讃岐守賴重御猶子に、水戸殿御總領兵部殿を願の通りこれを仰付けらる。

一、御役これを仰付けらるゝ面々、東條角右衛門　篠原彌右衛門

右兩人中丸樣へこれを附けらる。

一、村野久兵衛　溝口久太夫〔郎カ〕

右の兩人は奥方進物取次これを仰付けらる。

一、本間次右衛門、御勘定衆にこれを仰付けらる。

右の兩人は元は清泰院様衆なり。

一、同十九日、島田但馬守遺領殘らず、總領の四郎にこれを下さる。

一、寛文四年二月廿日、三州・濃州・勢州へ内藤加兵衛・山本九兵衛。　武州・相州・豆州・信州へ下枝忠兵衛・堀又兵衛。

右の國々へ新田見分にこれを遣さる。

一、同月十九日に、碁・象戲の者智哲三智子・宗桂宗閑子各〻十人扶持を給ふ。

一、年始の公家衆來三月十日頃參向に付いて、御馳走人仰付けらる。

勅　使　飛鳥井大納言　勸修寺大納言　秋田安房守　柴村二郎左衛門

法皇使　芝山大納言　木下淡路守

本院使　高倉中納言　熊澤喜兵衛

新院使　清閑寺大納言　土方備中守　次谷喜右衛門
花山院左府御馳走所高倉屋敷　久留島信濃守　野村彦太夫
三寶院御門跡　宿坊眞福寺　市橋下總守　中村八郎右衛門
隨心院御門跡　宿坊靑松寺　細川豊前守　高室一郎右衛門
右の面々殿中に召して仰渡さる。
一、同月大御番池田帶刀事、二條御番にして去る五日に病死の由、牧野佐渡守より次飛脚を以て注進なり。
一、同月廿六日初めて御禮、一小袖五金馬代・兵部事松平右京
一、同月廿七日に、甲府殿・館林殿兩相公の家臣一人宛營中に招き、御居城破損料として二萬兩宛進ぜらる。

綱重綱吉に居城破損料を給ふ

一、右同日に、毛利右京事甲斐守綱元也御前へ召して所持の厚藤四郎の脇指を差上ぐべき由を御直に仰出さる。代金千枚これを下さる。
一、同月に信州諏訪に於て、松平上總介陪臣千本内匠病死せしむ。依つて檢使とし

て御目附室田助太夫を遣さる。

一、同月に、八丈島御代官谷庄兵衛跡役、同人總領彌五右衛門に仰付けらる。

一、二月廿八日繼目の御禮（時服六・金馬代）但馬守男島津又四郎

一、奥平美作守　阿部伊豫守　松平甲斐守　酒井日向守　朽木伊豫守
三浦志摩守　堀田備中守

右七人二月代りにこれを仰付けらる。

一、土井大炊頭　松平和泉守　安藤對馬守　板倉隱岐守　松平備〔前イ〕中守
土屋民部少輔　西郷若狹守

右七人は八月代りにこれを仰付けらる。

一、水野監物領地之内、新田五千石有レ之を、同姓主膳正にこれを配分す。

一、同月廿八日に、長崎町年寄參上（天鵞絨十端・縮緬二十卷）　（町年寄）高崎四郎兵衛（鵞毛二反）　同人子同姓市右衛門　紅糸五斤　長崎總代池田市郎右衛門

右何れも落緣に平伏して、一同に御禮。

一、同月晦日に、松平讚岐守賴重上屋敷を差上げて、目黑六軒茶屋邊にて右の替地奉願に付て、望の通りに替地として二萬坪下さるゝ旨、家臣大久保主計を營中に召して老中仰傳へらる。

一、右同日に、安藤對馬守重貞事、御座の間へ召し、奏者御番を御直に仰渡さる。

一、同日に、伊豆下田關所奉行石野八兵衞に、蠣崎・外浦右二ヶ所合せて四十石の處を最前の御代官所に差添へて御預け。其の上新規に與力五騎相附けらる。

伊勢神宮の鰹木折る

一、八月に、伊勢內宮鰹木折るゝ由將軍家聞召し、「何として其儀を言上せざる」と御尋なり。神職答へて申上ぐるは、「故なきに折るゝに非ず。木に朽目ありし」となり。依つて仔細なし。

一、九月十六日に、伊勢の宮川の渡し船沈み、人多く溺死す。

一、同年に松平讚岐守賴重を殿中に招きて、水戸宰相光圀嫡男兵部儀猶子に仕るべき由を御直に仰出さる。

一、二月晦日御役替の面々。奏者御番安藤對馬守・紅葉山火の番松平備前・森川出羽

兩人・同所御佛殿火の番松平出雲・保科越前兩人・二の丸火の番松平和泉守

一、一萬石以上の面々へ、御朱印下さるべきの旨これを仰出さる。それに就き小笠原山城守・永井伊賀守、右兩人御座の間へ召し、右の奉行仕るべきの旨御直にこれを仰付けらる。

一、三月七日御役替これを仰付けらる。本多豐前守跡役高木主水正・松平修理亮跡役荒川右近大夫・池田帶刀跡役本多越中守にこれを仰付けらる。

一、三月九日、去る二日申の刻より名古屋町より出火にて、戌の刻迄燒失す。家數四百餘燒失の由なり。然れども城内侍屋敷は異事なきの旨注進。

一、十三日紀伊殿證人渡邊一學參上。一次に水戸殿證人岡崎熊之介參上。これに依つて松平志摩守妹御暇。是れ水戸殿證人なり。

一、上杉播磨守證人參上。本庄牛松・長尾十兵衞・黑川加々右衞門なり。御暇は荒川島之介・市川主膳・新津武左衞門以上三人なり。松平新太郎證人土倉四郎兵衞・池田佐吉參上。同人證人御暇は池田大學・瀧川儀太夫。南部山城守證人中野伊織。伊

達遠江守證人櫻田齋宮。立花飛驒守證人小野勘解由・由布長三郎。松平龜千代證人伊達壹岐守・片倉左門・茂庭掃部なり。龜千代證人御暇下さるゝは、伊達中務・大條掃部・高泉主計。佐竹修理大夫證人宇津宮淸六・佐藤又十郎・梅津茂右衞門なり。御暇下さるゝは、佐竹又四郎・戶村一學・須田主膳。丹羽左京大夫證人江口三郎右衞門・樽井助五郞。

右之證人參勤の時は銀馬代並に時服等獻上。御暇の時は時服・羽織等之を下さる。

一、松平相模守證人鵜殿次郞太郞・福田平內・池田權太郞・同將監。森內記證人森對馬・神尾勘介・百々喜左衞門・各務辰之助。松平出羽守證人神尾采女・大橋勘三郞。細川越中守證人澤村大之助・田中忠之助・小笠原又十郞・淸田數馬。松平阿波守證人關右衞門・長谷川萬吉・母山田三藏・水江孫三郞。松平右衞門佐證人小河惣兵衞・野村權四郞・吉田七左衞門・小河平三郞・黑田市十郞・大音三六郞。藤堂大學頭證人藤堂小十郞・同小源太。松平大膳大夫證人宍戶八助・毛利五右衞門・毛利主殿・同市兵衞。宗對馬守證人平田主膳・樋村左源太。有馬松千代證人七田次郞右衞門・有馬主馬。津輕

越中守證人杉山勘左衛門・森岡主膳。　毛利伊勢守證人益田金十郎・樋田藤兵衛。　島津又四郎證人樺山舍人・宇宿獨之助。

右の面々參勤には銀馬代、御暇には時服に羽織これを下さる。

一、寛文四辰年二月廿四日、小泉源右衛門・合原善兵衛・松平孫兵衛

（關所奉行）右三人關所奉行これを仰付けらる。

一、同廿五日御役替これを仰付けらる。　加藤源四郎御寶藏御番頭これを仰付けら（御寶藏御番頭）る。　同日久保田又六・多田所左衛門・西尾彥七

（御金奉行）右三人御金奉行これを仰付けらる。

一、證人交替之面々

紀州殿證人　　久野次郎七　伊達源六

尾張殿證人　　石川七郎左衛門　阿部市三郎

松平加賀守證人　小畑五郎介　寺西庄右衛門　横山久米之助　前田三藏

大音又八郎　奥村助八郎なり。

一、寛文四年三月廿八日、去る頃小濱民部死去の由今日到來。

一、同月廿九日、東本願寺使者岡本伊織御暇に付、時服六つこれを下さる。

一、右同日に、御寶藏番頭西山忠左衛門組中引渡し相濟む。

一、御勘定支配仰付けらるゝ面々

長右衛門弟 河井長九郎　金右衛門子 金丸又三郎　九兵衛弟 秋山八郎右衛門　半七子 堀江角左衛門　六兵衛弟 大芝清兵衛

勘兵衛子 南條權三郎　八兵衛子 森屋八右衛門　吉左衛門子 久保田兵介　半兵衛子 水原七兵衛　甚之允弟 酒井甚左衛門

長右衛門弟 下山市郎兵衛　左五衛門弟 岩手藤左衛門　小兵衛弟 細田三右衛門　權兵衛弟 設樂小左衛門　太郎左衛門弟 長谷川清兵衛

勘三郎弟 平岡忠兵衛　長十郎弟 福村與十郎　五郎右衛門弟 近山五兵衛　半左衛門子（佐イ） 名取作之允　三左衛門子 萩原三五郎

右之衆中これを仰付けらる。

玉露叢 巻第十七 終

玉露叢　卷第十八

自二寛文五年一至二同七年一

一、寛文五巳年正月二日の夜、大坂御城の天守、雷火の爲に燒失す。是れ二日の夜、南海の方より夥しき光物（ひかりもの）飛來りて、天守の上に落つると見えて、早速炎上すと云々。是に因りて、江府より見分の爲に、稻生七郎右衞門・島田藤十郎を遣さる。

大坂城天守燒失

一、同年に、帝詔して洛中に三十三所の觀音の札所を始め給ふ。

三十三所の觀音

一、同年正月に、將軍家の仰出され、

一、鱒の魚正月より卯月まで　一、土筆二月より　一、防風同斷　一、葉生姜三月より　一、蓼同斷

一、蕨同斷　一、鮎四月より　一、生鰹同斷　一、根芋同斷　一、筍（たけのこ）同斷

一、茄子同斷　一、枇杷同斷　一、楊梅（やまもゝ）五月より　一、白瓜同斷　一、眞桑瓜六月より

寺社領朱印改

布の丈

京都宗門別

一、大角豆同斷　一、ぼと鳴七月より　一、林檎同斷　一、生鮭八月より　一、柿同斷
一、海鼠同斷　一、獨活同斷　一、梨子同斷より十二月迄　一、松茸同斷　一、葡萄同斷
一、鶴同斷　一、雁九月より　一、雉子同斷　一、鶫同斷　一、蜜柑同斷
一、九年母九月より　一、鮟鱇十一月より　一、生鱈同斷　一、馬刀同斷　一、白魚十二月より

右の外鹽物は別格の事なり。

一、同年の夏、諸國の寺社領の御朱印を御改ありて下さる。

一、同年の秋、絹・木綿布の丈を二丈六尺に定め給ふ。

一、同年上方にて、吉利支丹の御改の時、宗門わかちの事。

一、京都の分、手形數以上十萬五千三百四十枚。町數八百六十二町、人數都べて三十五萬二千三百四十四人。内、男十八萬五千八百十四人 女十九萬五千四百十人

天台宗　一千百五十六人　　眞言宗　一萬四百七十二人
禪宗　一萬千四十六人　　淨土宗　十萬二千八百八十人
法華宗　八萬千七百廿四人　　西本願寺派　四萬千五百廿二人

大坂の宗門別

東本願寺派　四萬二百八十六人　　高田門派　八千百二十人
佛光寺派　七千四百十人　　大念佛宗　九千四百人
律　宗　八千三百二十人　　法相宗　九千二百廿六人
山伏派　六千五百七十三人

一、大坂の分、但し北組・南組・天滿、
町數五百四十九町
內、二百四十七町は北組。二百四十一町は南組。六十一町は天滿。
帳數五百五十一册。
內、二百四十八册は北組　二百四十一册は南組　六十二册は天滿
人數廿六萬八千七百六十人　內男十四萬千百三十五人 女十二萬七千六百廿五人
十二萬二千四百十八人北組　十一萬八千五百六十二人南組　二萬七千八十八人天滿

天台宗　八百九十一人　　眞言宗　八千六十三人

禪　　宗　五千百二十八　　浄　土　宗　十萬千四百五十七人
法　華　宗　二萬三千七百卅二人　西本願寺派　六萬六千三百七十五人
東本願寺派　六萬三百三十二人　佛光寺派　二千百七十八人
高田門徒　二百廿三人　大念佛派　三百八十八人

右の外、諸大名衆の藏屋敷、竝に御扶持人の分は改めざる故に、其の人數知れず。

越後高田地震

一、十二月廿七日に、松平越後守光長の城下高田、大地震にて家屋を倒し、大夫・士・庶人多く死す。

大坂出火

一、六年正月七日に、大坂ざこ場より出火、夜中に燒鎭まりて、翌日戌の刻に又、傾城町の西側より出火して、同九日の巳の刻に消ゆる。

町中家數、八千五百廿七軒なり。是を町に積り、片側にして百四十二町七間なり。其節烈風故に、飛火先々へ廻り、四通・五通に燒くる。右の外に、青山因幡守の家來屋敷の內、十三間町といふ所にて、侍屋敷十八軒燒け、此所にて燒留まる。此

趣、青山因幡守宗俊注進なり。

寛文六年四月の條目

一、同年四月十七日に仰出さるゝ條目。

覺

一、嫁娶之時、輿添之者牽かせ候馬、國持大名たりといふとも、十匹の外、可ㇾ爲ㇾ無用ㇾ事。

一、同時供の者、持槍貳拾本之外可ㇾ爲ㇾ無用ㇾ事。

一、同時、辻固の所々に、侍二三人・足輕五六人程可ㇾ被ㇾ差出置ㇾ事。

一、同時長柄傘等は可ㇾ爲ㇾ無用ㇾ。提燈は辻固之處に二つ三つ可ㇾ被ㇾ置事。

一、諸大名江戸中供之者、牽馬二三匹。同槍或は二三本、或は五七本より外多くは無用に候。

先條之内、何も應ㇾ分限ㇾ減少可ㇾ然事　以上

一、五月廿六日の夜、江府にして光物、東の方へ飛行けり。其長二丈に餘る。形人の如し。

一、六月廿七日に、本理院様御病痾の處に、早速御本腹御滿悅に思召され、久世大和守を以て、白銀二百枚・二種一荷進らせらる。竝に女中御家來へ下され物。

白がね十枚宛　おつま　おれい　おすの　小かう　ます山

白がね百枚　總女中へ　白銀十枚・時服二　白井平兵衞　白銀五枚宛　岡本淸右衞門・喜多村木工之助

右之通被ㇾ下ㇾ之

一、七月に、國々所々・洪水の事。

伊豫大洲甚雨大水

一、七月四日、豫州加藤出羽守居城大洲、甚雨疾風に付き大水出で高潮押込み、城廻の石垣百間ほど突崩し、其外、家中の家々、竝に民屋大半破損せしめ候由注進なり。依りて損亡の地あるに付いて、米五千石を拜借仰付けらる。

土佐甚雨洪水

一、同月三日・四日・五日兩三日、土佐の國又甚雨強風に付いて、損田五千石餘あり。竝に家數八百三十軒流亡、船數七十三艘破損なり。溺死五十二人。井川除・堤大破五百廿ヶ所なり。

右の洪水に付いて、山内修理亮居所の畑も、總地形よりは一丈餘り水かさ上り、侍屋敷竝に民屋の棟の上を、一面に水突揚げて、田畑損亡夥しき事なり。

一、同月十日・十一日、土佐又々風雨夥しくして、田畑損亡し、人馬死するとなり。

一、同十四日・十五日、此兩日右同斷なり。然れども松平土佐守よりは、今に注進はなけれども、是れ隣國よりの沙汰なり。

豐後府内大雨疾風

一、同月三日より四日迄、豐後の府内松平將監領知、是れ亦大雨疾風に付いて、家數五百三十軒餘吹倒すの由、注進なり。

尾州領强雨大水

一、同十六日、尾州御領、强雨にて田畑損亡すること亦夥し。同廿八日・廿九日、又々大雨にて所々の川水出で申候。取分庄内川大水なり。八月一日に、木曾川筋の增水にて、塘・川除大分破損なり。

一、尾州領高十五萬五千三百五十石水入。内九千三百六十石は濃州領の內、

同被害數

一、四萬六千九百八十石の所は、二三日も水引かず。

一、四萬七[illegible]七十石餘の所は、四五日も水引かず。

寛文五年七月十三日の觸

一、六萬七千八百七十石は永荒なり。
一、堤破の所々四萬百九十間餘、行程にして十八里餘なり。
一、流家・崩家合せて二百四十五軒。内廿四軒は濃州領なり。
一、板橋・土橋ともに、大小百廿八ヶ所落ち流る。
一、材木大小五萬餘流失す。度々の水にて溺死六人・馬四匹なり。濃州領にては異事なし。

右の通、同十八日に申し來る。

一、七月十三日に仰出さるゝ趣、
一、二百石は、歩行士一人か二人
一、三百石より九百石まで　二人か三人
一、千石より二千石まで　四人か五人
一、三千石より四千石まで　六人か七人
一、五千石より九千石まで　八九人・十人

此數量の內を以て、知行高切米等に應ずべきとなり。

右の通、出仕並に江戸中往還の節、召連れらるべきなり。是より不足は苦しから

ず。多く召連るゝ事無用なり。無足の面々は、父の分限に隨ひ輕く召連るべし。
但し番頭・奉行役人は制外と云々。

旗下諸役人の役料

一、同月廿一日に仰出さるゝ趣、
御旗本諸役人へ御役料を給ふ。所謂、

一、二千俵宛　御留守居　一、千俵宛　大目附　一、千俵宛　町奉行
一、七百俵宛　御作事奉行　一、五百俵宛　御普請奉行　一、二千俵宛　大御番頭
一、二百俵宛　同組頭　一、千俵宛　御書院番頭　一、五百俵宛　同組頭
一、千俵宛　御小性組番頭　一、五百俵宛　同組頭　一、七百俵宛　新御番頭
一、三百俵宛　同組頭　一、五百俵宛　小十人組番頭　一、百俵宛　小十人組々頭
一、四百俵宛　御納戸頭　一、百俵宛　同組頭　一、四百俵宛　御腰物奉行
一、七百俵宛　御勘定頭　一、百俵宛　同組頭　一、三百人扶持宛　火消役人
一、七百俵宛　百人組御鐵炮頭　一、七百俵宛　御旗奉行　一、五百俵宛　御槍奉行
一、五百俵宛　御持弓頭　一、五百俵宛　御持筒頭　一、五百俵宛　總御弓頭

一、五百俵宛　總御鐵炮頭　一、五百俵宛　御使番　一、五百俵宛　御目附
一、五百俵宛　御步行頭　一、三百俵宛　御鐵炮役人　一、四百俵宛　御船手頭
一、五百俵宛　御留守居御番頭　一、四百俵宛　西丸御留守居　一、三百俵宛　二丸御留守居
一、二百俵宛　御裏御門番　一、二百俵宛　奥方廣敷番頭　一、百俵宛　御天守番頭
一、二百俵俵　紅葉山御寶藏番頭　一、百俵宛　富士見御寶藏番頭　一、二千俵宛　長崎兩奉行
但し長崎在番中は、外に五十人扶持宛。
長崎與力十五騎、一人に付百三十石と金三十三兩宛下さる。以上

一、十一月廿八日に、御目見仰付けらるゝ醫師の面々、
吉田長庵　岡井玄貞　久保玄貞　木村道伯　渡邊玄古〔方イ〕
非關玄說　淺尾長澤　本鄉玄朔〔朔イ〕　萩野春庵　杉本忠意〔甚イ〕
坂本養庵　佐藤度南　福山道安　笠原養泉　以上十五人內、本道九人。

二月堂炎上

一、同七年二月十二日〔五イ〕に、南都の二月堂炎上。佛灰中にあり。世人始めて拜す。
一、同年閏二月十五日に、阿蘭陀人加美丹(かびたん)落緣に拜伏して御目見。

一、黒羅紗三端　一、色羅紗三端　一、小羅紗五端　一、羅背板五端

一、奥縞廿端　一、算崩縞廿端　一、大金巾廿端　一、小金巾廿端

一、緞子廿巻　一、白縮緬廿巻　一、飛白紋紗綾廿巻　一、珊瑚珠一連大小百三

一、へいとろばさる三つ　一、へいとろほころ〔わイ〕一　一、外降の圖一つ　一、鳥の羽三羽

一、牛黄一箱三斤入　一、チンタ酒一壺　一、アメントス一筥

以上十九色。右の通り捧上、終りて入御なり。

一、同年の春、江戸の愛宕と目黒とへ修復料下さる。

一、白銀二十五貫目、愛宕へ　一、金子三百兩、目黒へ

諸國巡見役人

一、同月閏二月廿八日に、國廻り津々浦々へ遣さるゝ面々へ、御暇並に組合國割の次第、

播磨・美作・伯耆・備前・備中・安藝・周防・長門・石見・出雲・隠岐・因幡・備後、但し福知山領は除く是れ水野民部幼少たる故御目附を遣さるゝに付いてなり以上十三ヶ國　稲葉清左衛門　市橋三四郎　徳永頼母助

右三人へ仰付けらる。

甲斐・伊豆・駿河・三河・遠江・尾張・伊勢・志摩・伊賀・美濃・近江・飛驒・信濃、以上十三ヶ國　溝口源右衞門　堀主膳　川勝孫四郎
右三人へ仰付けらる。
陸奧・出羽・以上二ヶ國、外に松前領、但し仙臺領松平龜千代・米澤領上杉喜平次、右の領内は、水野民部領に准じて省く。佐々又兵衞　中根宇右衞門　松平新五郎、
右三人へ仰付けらる。
豐後・豐前・肥後・肥前・日向・薩摩・大隅・壹岐・對馬・筑前・筑後但し久留米領を除く是れ有馬玄蕃領なり右若年三人同前なり以上十一ヶ國　岡野孫九郎　井戸新右衞門　青山善兵衞
右三人へ仰付けらる。
但馬・丹波・若狹・越前・加賀・能登・越中・越後・佐渡、以上九ヶ國　甲斐庄喜右衞門
鳥居權之助　神保四郎右衞門
右三人へ仰付けらる。
山城・大和・河内・攝津・和泉・紀伊・伊豫・土佐・讚岐、以上九ヶ國　川口源兵衞　藤堂

庄兵衛　堀八郎右衛門
右三人へ仰付けらる。
右の面々を召され、御條目兩通宛渡さるゝ。
一、高林又兵衛　向井八郎兵衛
右兩人は、大坂より九州迄の津々・浦々を見分仕るべき由仰付けらる。
一、坂井八郎兵衛　伴佐平
右兩人は、武州より津々・浦々を見分仕り、歸路の節は關船にて歸府致すべき由を仰付けらる。
一、堀　主膳　川勝孫四郎　神尾四郎右衛門　堀八郎右衛門　藤堂庄兵衛
右四人へ、御條目兩通づつ渡さる。
松平新九郎　井戸新右衛門　青山善兵衛　鳥居權之助　中根宇右衛門
市橋三四郎　徳永頼母
右の面々に、黄金二十枚に、時服二・羽織一づつ下さる。

一、溝口源右衛門　川口源兵衛　岡野孫九郎　佐々又兵衛　甲斐庄喜右衛門
稻葉淸左衛門
右の面々へ、黃金二十枚に、時服三・羽織一づつ下さる。
一、坂井八郞兵衛　伴左兵衛
右兩人へ、黃金二十枚に、時服三・羽織一づつ下さる。
一、向井八郞兵衛　高林又兵衛
右兩人へ、黃金二十枚に、時服二・羽織一づつ下さる。

覺

一、今度諸國巡見被仰付之國繪圖・城繪圖無用之事。
一、人馬・家數之改無之事。
一、御朱印之外、人馬者御定之通、駄賃錢取之人馬無滯可出之事。
一、何方見分仕候共、使者・飛脚・音物一切可爲無用。但案內者入候所者、其斷可有之事。

一、掃除等可﹆爲﹂無用﹁但有來道橋往來不自由之所者格別之事。
一、泊々之宿所作事等可﹆爲﹂無用﹁竝茶屋新規造﹆之間敷事。
一、國廻之面々、泊々にてつき米・大豆等、其所之相場を以て可﹆賣﹆之。其外賣物、常々其所之直段に賣可﹆申事。
右之條々、國主・領主・御代官方へ、先達而可﹆被﹂相觸﹁者也。

寛文七年未閏二月十八日

內膳正　板倉
但馬守　土屋
大和守　久世
美濃守　稲葉
豊後守　阿部
雅樂頭　酒井

溝口源左衛門殿
堀　主　膳殿
川勝孫四郎殿

覺

一、宿々之疊表替無用。古く候共不﹆苦事。

長吏と座頭との出入

賴朝以來の定法

一、湯殿・雪隱無レ之所は、成程かろく可レ致事。

一、たらひ・柄杓・鍋・釜古く候とも不レ苦候。若無レ之處は、かろく可レ致二支度一事。

一、宿に可レ成家、一村に三軒無レ之所は、寺にても亦は村を隔候ても不レ苦事。

一、其所に無レ之賣物を、脇より取寄置、賣らせ申間敷事。

右之通、今度國廻之面々へ、去る十八日に被二仰渡一候御條目兩通の控共也。

一、同年の春、長吏禪左衞門と、座頭の出入に付いて、賴朝公御時代、於二鎌倉一御定法の御朱印を頂戴仕る處の一卷を差出す者也。

覺

髮結　籠番　座頭　猿樂　陰陽師　壁師　瓦作　辻盲　猿引　鑄物師　石切

放下　笠縫　辻貧人　鉢扣　弓絃師　渡守　山守　青屋壺立　筆(結イ)師　墨師　關

守　金掘　獅子舞　簑作　傀儡師　傾城　以上廿八品

右之外、みちのもの數多有レ之といへども、是等皆長吏之もの丶下たるべし。猶又、船大工・棒削・盜賊の類、長吏として可レ用之者也。湯屋・風呂屋は、傾城屋の下につ

くべし。人形まはしの族は、傀儡師の下につく。沓作り・革細工・膠をつかふ類の者、皆々廿八番の下たるべき者也。

年號月日　鎌倉住人藤原朝臣
彈左衛門尉頼兼

右之通、頼朝公御諱の上の字を被下置候御朱印を、今度取出し申候に付、任舊例、右の通りに被相定者也。

大坂川浚日雇黄金等を掘出す

一、三月上旬に、大坂の川筋のごみをさらへける處に、天神橋の中程より少し下にして、黄金十七枚と金のながし十と、金の薄板二枚掘出す。薄板二枚の内、一枚は長さ二尺五寸、幅三寸。又一枚は長さ七寸、幅四寸なり。「此通り、日雇の人足掘出し差上ぐる由」同年五月七日に、江戸へ注進なり。其後の汰沙何れも聞かず。

日光法事香奠

一、四月、日光山に於て御法事御執行に付いて、御香奠御獻上なり。

女院御所より　白銀百枚　高田御所より　白銀三十枚
千代姫君御方より　同三十枚　御臺所より　同三十枚
本理院御方より　同三十枚　紀伊大納言殿より　同百枚

尾張中納言殿より　同百枚　　水戸宰相殿より　同五十枚
紀伊宰相殿より　黄金二枚　　尾張中將殿より　同斷
水戸少將殿より　同一枚　　二條前攝政御簾中より　同斷
高松殿御後室寶樹院殿より　御贈經　　紀伊殿簾中より　白銀十枚

右の外、諸大名衆よりは、兼ねて上野・增上寺へ獻上の員數の通りなり。

一、同年六月に、堀田備中守正俊事、上州安中へ所替仰付けらる。是れ水野信濃守上地の所なり。

一、同年に、和州多田院の御再興を仰付けらる。

玉露叢 卷第十八 終

江戸所々の出火

玉露叢 卷第十九

自寛文八年至同九年三月

一、寛文八年正月に、未申の方に白氣立つ。

一、二月朔日に、牛込の酒井修理大夫忠直屋敷より出火。火元は彼の家來阿部傳太夫屋敷よりなり。

一、同日に、元吉祥寺の東北御中間町大岡金三郎組の又兵衛火元にて出火。此時類火多し。

一、同日に、又麹町御門の外、萬屋源右衛門火元にて、江戸中武士屋敷、尤も彼の邊の寺町焼失す。類火あげてかぞへがたし。

一、同月四日に、四谷の御箪笥町より出火、此日又大火なり。火元大久保五郎兵衛。

一、同日に、下谷車坂よりも出火。火元は修禪院なり。

一、同日に、麻布よりも出火。火元は山内右近大夫豊直屋敷家來、吉瀧兵右衛門長屋なり。

一、同月五日に、黑書院へ出御、松平相模守、松平新太郎を召し、去る一日・昨四日、江戸中大火事に付いて、兼ねて仰付けらるゝ處の芝御堀普請の儀、當年は延引致すべき由仰出さる。

一、同六日に又大火なり。火元は小日向の築地にて、小十人組與津兵左衛門組の與力靑木市左衛門なり。

一、右同日に、天樹院殿三回の御忌に付いて、傳通院に於て千部御經御修行、結願御布施、

一、白銀二百枚　傳通院	一、同三十枚　飯沼 弘經寺	一、同二十枚　鎌倉 光明寺
一、同　二十枚　新田 大光院	一、同十　枚　靈巖寺	一、同十　枚　新智恩寺
一、同　五　枚　靈山寺	一、同五　枚　本誓寺	一、同　斷　誓願寺

一、同　断　西福寺　一、同　断　天德寺　一、同　断　大養寺

一、同　断　無量院　一、同　断　雲光院　一、同　断　下谷正行寺

一、鳥目三千貫　總出家の讀經　一、白銀三十枚　同行事二人へ

一、同百枚、是は御臺所より頓寫仰付けらるゝに付いて總出家中へ給ふ。

常火消に賞與

一、同月十日に、常火消十人を御座の間へ召し、去る頃、數度の火事の節精を入れて火を消し申す由、上聞に及び御滿悅の由、御目見終りて御褒美として、黄金二十枚・御小袖三・御羽織一づつ下さる。

一、去る六日、御城内へ火移り申候節、精を出し消申すに付いて、御步行衆金三枚づつ、鈴木修理・木原内匠銀子十枚づつ下さる。

一、十五日に、御小性組・御書院番・大御番、向後は三分一御番御免候間、面々の知行所へなりとも、在江戸になりとも僕を減少致し、身代つゞき申す樣に仕るべき由仰渡さる。

一、同月、去る十九日に、奥平美作守江府に於て死去。

類火の面面へ救恤金

一、廿七日に、山門燒失の由、江戸へ注進なり。

一、三月三日に、去る頃の類火に遇ひたる面々へ、御內證にて御金を下さる。

銀二十貫目づつ　內藤若狹守　石川美作守　松平內記　以上三人へ。

同二十枚づつ　內藤上野介　神尾播磨守　土岐伊豫守　以上三人へ。

銀二十枚づつ三枝對馬守　岡部志摩守へ、金百兩づつ小納戶衆中へ、同五十兩須田市兵衛へ、同百兩川野宗喜へ、

外國へ輸出入禁制品

一、八日に仰出さるゝは、自今以後、唐より日本へ相渡すべからざる物の品々、藥種の外、植物の類・生類・小間物の道具・金糸・藥種にならざる唐木・珊瑚珠・たんから丹土・阿蘭陀出物、總じて翫び物、次に唐草ひよんかけ、衣類にならざる結構なる織物の類。

一、重ねても日本へ渡すべき物の品々、羅紗・羅背板・猩々緋、是等なり。

一、日本より唐へ渡すべからざる物は、絹・紬・綿・織木綿・繰綿・布染物の類なり。酒油は船中にて入用ほどは苦しからず。外は無用となり。

町人等の帯刀を禁ず

一、十五日に仰出さるゝは、町人の面々、御扶持人たりとも、刀を帯すること彌〻固く無用たるべきなり。但し御許の輩は制外と云々。

一、廿五日に、吉良若狹守卒去。

一、廿八日に、紅葉山道入子宗清事、神道傳授の爲に京都へ遣さる。依りて金百兩を給ふ。

一、四月九日に、中の丸御方御家老白井平兵衞事、岡野內藏亮與力屋敷を下さるゝに付きて、從事料として銀五十貫目下さる。

一、十六日に、高田御方御作事料として、金子五千兩遣さる。

八條殿領知

一、十八日に、八條殿領知三千石の御判物、兩傳奏を以て遣さる。是は法皇御所より仰進せらるゝに付いてなり。是れ野々山肥前守歸路の刻なり。

一、同月に仰出さるゝは、新地建立の寺院御停止の儀は、三十八年以前に仰出るゝ處なり。其以後御借し置かるゝ寺地の分は、召上げらるゝ由なり。是れ當春の火事に燒失の寺院計りなり。其外は年數の通り貸し給ふ。

あたらし橋

精勤者に賞與

一、同年の春の火事に付いて、馬場先の御門明橋かゝる。元は明かずの御門といひし。

一、同虎の御門と幸橋の間に、新規に橋かゝる。新し橋といふ。

一、四月廿八日に、左の面々、常々御奉公に精を出す由にて、御褒美金を給ふ者なり。

竹村八郎兵衛　設樂七左衛門　石原新左衛門　平野三郎左衛門　岩手兵左衛門

能勢武左衛門　小泉茂兵衛　守屋權太夫　守屋傳左衛門　山田七兵衛

是は御勘定衆御代官方なり。

右の面々へ金二枚づつ給ふ。金丸庄右衛門・松田又兵衛・志賀權右衛門に、小判七兩づつ給ふ。設樂小左衛門・二科勘右衛門・大柴淸左衛門に、金一枚づつ給ふ。

一、右同日に、今春の類火の面々、四百石以下へ拜借金を仰付けらる。所謂

百石より百九十石迄　金二十兩　二百石より二百九十石迄　金三十兩

三百石より三百九十石迄　金五十兩。

右は御旗本中なり。但し與力へは金二十兩宛拜借なり。且つ右の金子ども十

年に返上致すべきよし。

御歩行組頭は金七兩づつ。同組中は金五兩づつ。御廣間坊主衆竝に諸同心は金三兩づつ。御小人・御中間は金二兩づつ。

右の面々は返上に及ばず。

一、同日に增山兵部少輔祖母、今春の類火に付いて、今度の作事料として金二千兩を給ふ。

一、五月五日に仰出さるゝは、異國へ銅を渡し候事、當年ばかりと云々。

一、六日に、牧野佐渡守役目御免なり。跡役を仰付らるゝ迄は、板倉內膳正相勤むべきとなり。

一、廿一日に、京極伊勢守事、但馬の豐岡へ得替仰付らる。引料として金二千兩下さるゝ旨、伊勢守煩ふ故に、息土肥之助を營中に召して仰渡さる。

一、廿二日に、牧野佐渡守事、御座の間に召して、三千石御加增下され、都合三萬五千石になされ、丹後の田邊に遣され、其上城主に仰付けらる。

加州金澤大雨洪水

水戸光圀卿の詩歌

一、六月十三日に、酒井修理大夫を召して、願の通り同姓備後守嫡子勝之助事召出され、且又修理大夫領知の内一萬石分地下さる由。

一、十九日に、渡邊丹後守吉綱、攝津大坂に於て死去。

一、廿三日に、船越伊豫守息三郎四郎死去。

一、廿四日、に南部左衛門死去。

一、六月十一日・十二日、加州金澤大雨洪水、所々破れ家二百廿三軒、溺死七十三人の由、今日廿四日に注進なり。

一、廿四日に、有馬玄蕃頭賴利卒去。　年十七歳。　室は松平讃岐守賴重の息女なり。

此奥方の悼(いたみ)に、

うたゝね〔頼か夜イ〕の枕に月は殘れども消えにし人の影はとまらず

心から千筋と撫でし黒かみをいま一筋にきるぞ悲しき

悼㆓有馬氏㆒　　水戸光圀卿

十有七年胡蝶夢　醒來何處復逍遙　涙和㆓薤露㆒先㆓秋落㆒

此恨綿々更不レ消

有馬山いなの笹はらおく露の消えて跡なき人ぞこひしき

右の詩歌ともに、御同卿の句作なり。

此婚姻は、同年の二月にありしなり。

一、廿八日、水野出羽守忠職死去。

一、七月廿二日に、水野甲斐守死去。

一、同年に、阿部丹波守信之御加增二千石餘拜領す。都合二萬石にて、大坂御城番を仰付けらる。是れ渡邊丹後守吉綱の跡役なり。

一、同年に、武州江戶にて三十三番の觀音の札所始りて、右往左往に男女步行す。然れども後には此儀御制禁なり。

江戶三十三番の觀音

一、八月三日に、松平下總守を將軍家へ召して、野州宇都宮へ十五萬石にて所替を仰付けらる由、御直に仰出さる。

一、同月十日に、堀式部少輔、兼ねて願の通隱居仰付けらる。依りて嫡子三右衞門に

京都町奉行所へ與力同心增員

樂の歌文字樂器の異名

家督相違なく仰付けられ、則ち飛騨守に任ぜらる。式部少輔は宗三と號す。

一、十一日に、京都町奉行兩人・與力五騎・同心十五人宛なり。然る處に、以上與力十騎・同心三十人づつに增して仰付けらる。

一、十四日に、建部傳右衛門御右筆役を除き給ふ。跡役は森新兵衛・杉浦半左衛門に仰付けらる。

一、昨十三日に、御城に於て樂あり。樂の歌文字・樂器の異名

歌　遜親々(ツンツインく)　一更裏(イツカインリ)　相思病(シヤンスヒン)　爲學當(ウイシヤウタン)

右の四句なり。

樂器の異名　鼓(コ)　大銅鼓(タイトンコ)　三金(サンキン)　三板(サンハン)　鎖吶(サウナツ)　鑄(チヤン)　橫呫(ハンチン)　管(シヤウ)　二線(ニイセン)　三線(サンセン)

四線(スーセン)　琴　以上

一、廿一日に、有馬玄蕃頭弟源四郎へ、玄蕃頭遺領の高廿一萬石の內、二十萬石を給ふ。外一萬石は有馬內匠に分ち給ふ。源四郎は中務大輔に任じ給ひ、內匠は伊豫守に任ぜらる。

一、同日に、水野出羽守遺領松本七萬石を、嫡子中務少輔に給ふ。今は隼人正に任せらる。

一、同日に、南部左衛門佐遺領二萬石を、嫡子武太夫に給ふ。今は遠江守に任ぜらる。

一、同日に、渡邊丹後守遺領一萬三千石を、嫡子越中守に給ふ。

一、同日に、酒井伊豫守を、大御番頭に仰付けらる。是れ松平外記役の跡なり。

一、同日に、植村土佐守を、御書院番頭に仰付けらる。酒井伊豫守跡役なり。

一、同日に、松平彦兵衛を、小十人番頭に仰付けらる。是は三宅傳左衛門跡役なり。

一、廿五日に、御目見の面々、

金十枚・綿百把　初て御禮　上杉喜平次　　金五十枚・時服廿　繼目の御禮　有馬源四郎

金五枚・時服三　分知の御禮　有馬内匠　　金廿枚・時服十　繼目の御禮　水野中務少輔

金十枚・時服五　右同斷　南部武太夫　　金五枚・時服三　同斷　渡邊越中守

金五枚・時服三　同斷　堀三右衛門　　太刀目錄　隱居御禮　堀式部少輔

金二枚　半彌嫡子繼目御禮　一柳權之介

一、御掛物、無準自畫自贊代金百枚、水野出羽守遺物として差上ぐる。

一、御刀備前吉房代金三十枚、南部左衛門佐遺物。

一、御刀筑前西蓮代金十五枚、渡邊丹後守遺物。

右は、同日に家督の息より差上ぐる。

一、九月四日に、小出大隅守死去。

一、十一日に、永井信濃守入道信齋死す。

一、廿日に、堀周防守內室死去。是は松平和泉守妹なり。

一、廿一日に、新御番頭能勢市十郎、竝に御步行頭神尾市左衛門兩人事、御奉公精を入れ勤めたる由にて、御褒美として金五枚・時服三づつ給ふ。

一、廿九日に、松平丹波守遺領七萬石の內、六萬石嫡子松平長門守、五千石二男戶田孫十郎、五千石戶田孫七郎に分ち給ふ。是は亡父丹波守願に依りてなり。

一、十月一日に、安藤伊賀守死去。

一、十一日、松平丹波守遺物として、御刀佐野國廣代金二十枚、嫡子長門守より上ぐ

る。

碁所

一、十九日に、算知を碁所に仰付けらるゝ旨を、加々爪甲斐守宅へ招きて傳ふ。

一、十一月二日に、松平隱岐入道勝山卒去。

梁楷布袋の畫

一、十三日に、小出大隅守遺物として、御掛物布袋の繪梁楷筆、息男三左衛門より差上ぐる。

一、十六日に、〔四イ〕紀伊宰相殿、金十萬兩拜借し給ふ。

一、十九日に、保科肥後守事は、二三ヶ年以前より御赦免にて、御裏門より出入、御臺所迄乘輿なり。　彌〻其通り然るべき由、重ねて老中演達なり。

一、廿一日に、板倉內膳正儀、今年は御當地にて一萬俵、京都にて三萬俵下さる。來年よりは、上方にてばかり三萬俵下さるゝ由、仰出さる。

一、十二月一日に、和州多武峯御造營畢るに付いて、先例の通り神劒一振獻ぜらる。

寶樹院遠忌

一、二日に、寶樹院殿御遠忌に付いて、東叡山に於て千部の御經御修行。

一、時服十　日光御門跡へ　一、白銀二百枚・時服十　毘沙門堂門跡へ

一、白銀五百枚　總出家中　　一、靑銅三千貫　千部御經の僧中
一、白銀二十枚　凌雲院　　一、白銀二十枚　檀那院
一、白銀十枚　圓覺院　　一、白銀十枚　住心院
一、同　斷　尊重院　　一、白銀五枚　目代中里平右衞門
一、同三十枚　樂人中へ

赦免
一、犯科の者の內、輕罪の族男女三十人餘御赦免なり。尤も諸方へ宿次を以て、此趣を仰遣さる。

施行
一、東叡山と谷中との間の廣小路にて、非人共に施行を給ふ。八木の高二百石なり。

一、御香奠、御一門方竝に老中詰衆より獻せらる。員數は省く。

一、五日に、大御番頭安藤伊賀守跡役を內藤若狹守、御書院番頭內藤若狹守跡役を永井十左衞門（對馬守に改む）右兩人を、御座の間へ召して御直に仰渡さる。

永井信齋遺物
一、九日に、永井信齋遺物として、一休の自畫自贊の墨蹟を、息土佐守より上る。

一、同御臺所へ拾遺集爲明筆同息土佐守より上る。

一、同日に平野權平在所にて死去す。

一、十日に酒井備中守在所に於て、去月廿八日に死去の由申し來る。

一、同日に、安藤伊賀守遺領三千石、養子壹岐守取來る領知と、都合四千五百石給ふ。

松平勝山遺物

一、十八日に、松平隱岐守より御小脇指來國俊代金三十枚・藤のうらばの御硯筥を上らる。是れ勝山遺物なり。

一、同御臺所へ、曾根好忠集爲相筆・菊の白露の御硯筥を上らる。右同斷。

一、廿一日に、女院御所より伽羅御望の由を、仰進せらるゝに付いて伽羅十種に、御同筆の御書を添へて進せらる。

一、同日に紀伊宰相、土屋但馬守を以て、中納言に任ぜらるべき由仰遣さる。

安藤伊賀守遺物

一、廿三日に、安藤伊賀守遺物として、御刀安吉左代金十五枚、嫡子壹岐守より差上ぐる。

一、同日に朽木權之助隱居仰付けらる。御禮として御脇指相州行光代金五枚、是を差上ぐる。

若黨中間の出替期

一、同日に狩野永眞畫工。へ廿五人扶持を給ふ。
一、同日に板倉内膳正を侍從に任ぜらる。
一、廿五日に、松平彦兵衞・日根野權十郎兩人に、三百俵宛御加増なり。
一、廿六日に、柳生飛驒守宗冬に、二千石の加増。都合一萬石なり。
一、同日に、酒井河内守忠明に、部屋住料として二萬石を給ふ。
一、同日に、稻葉出羽守正喬を、御書院番頭に仰付けらる。始めて二千俵を給ふ。同出羽守弟稻葉主水へ、新規に是亦千俵を給ふ。
一、同日に、加々爪甲斐守直澄に、三千石の御加増。都合一萬三千石なり。
一、同日に將軍家より仰出さるゝは、一季の若黨・中間の出替、二月二日たりと雖も、來春よりは三月五日たるべきとなり。
一、同日に板倉市正二千俵の御加増。都合四千俵なり。
一、廿七日に、五位の諸大夫に仰付けらるゝ面々、堀田帶刀正職上野介正信男豐前守に任ず。酒井靭之助忠榮備後守忠朝男越前守に任ず。有馬内匠豐範中務則賴男實は小出大和守吉英男伊豫守に任

ず。堀三右衞門直良（式部直景男）飛驒守に任ず。安部彌市郎（丹波守信之男）攝津守に任ず。

一、九年正月七日に、紀伊中納言殿官位の御禮として、御太刀（信國）代金五枚・御小袖二十・御馬代黃金三十枚獻ぜらる。同じく白銀五十枚、御臺所へ差上げらる。

一、十二日永井外記死去。

一、同廿日に、四國・中國・西國の一萬石以上の面々の家司を、久世大和守宅へ招き、今度の淀川御普請の入用銀相出さるべき由を傳ふ。

一、廿日より將軍家、令を下して四條河原竝に北野七本松にして、諸國の貧人を集めて、粥を煑て引き給ふ。

一、二月三日、伊澤隼人正、病氣に付いて役儀（御留守居）御免。

一、十七日に、大御番頭板倉市正に御留守居役を仰付けらる。是れ伊澤隼人正跡役なり。

一、廿二日に、大御番頭板倉市正跡役を、植村土佐守に仰付けらる。

一、同日に、御書院番頭植村土佐守跡役を、土屋兵部少輔に仰付けらる。

一、同日に、御小性組番頭土屋兵部少輔跡役を、堀田對馬守に仰付けらる。
一、同日に、牧野引房死去。
一、廿三日に、松平伊賀守在所に於て死去。
一、廿五日に永井右近大夫事本高七萬三千石餘にて、丹後の宮津へ得替を仰付けらる。
一、同日に、石川主殿頭事、一萬石の御加增ありて、都合六萬石にて、永井右近大夫元城淀へ所替を仰付けらる。
一、同日に、仙石越前守病者に付いて、願の通隱居仰付けらる。高六萬石の內、嫡子仙石主稅に五萬八千石、舍弟仙石治左衞門に二千石分ち給ふ。
一、同日に、松平外記願の通り隱居。領知嫡子內記に下さる。內記取來る二千俵は、隱居料に給ふ。

小倉出火

一、晦日に、豐前小倉小笠原遠江守の城下、去月廿一日に出火。侍屋敷五十軒・同心居所四百軒餘・矢倉一、但し外曲輪（そとぐるわ）なり。城中は異事なき由注進なり。

多奈井小路殿姫宮降誕

光照院薨去

將軍品川邊に鷹狩

一、同日に、板倉隱岐守五千石御加增。都合五萬石にて、勢州龜山石川主殿頭元城を給ふ。

一、三月四日に、京都より繼飛脚到來す。去月廿八日に、多奈井小路殿御安產。姫宮降誕の由、板倉内膳正より注進。

一、四日に、法皇御所御妹光照院薨去。是れ比丘尼御所なり。

一、五日に遠州二股の淸瀧寺竝に内宮御師山本太夫、次に肥州諏訪明神領、右の面面、新規に御朱印を頂戴す。

一、七日に、松平外記隱居の御禮として、長谷部國重を差上ぐる。

一、九日に、紀伊中納言殿陪臣葛西園右衞門に、的を仰付けらるゝにより、内稽古の爲に蓮池内馬場にして、的を試むるに付いて久世大和守一覽す。

一、十日に、將軍家品川邊へ御鷹狩に出御。東海寺にて御膳を召上らる。依りて輪番の僧實堂に時服五・白銀三十枚、御目見以後に給ふ。

一、十一日の夜、流星東方へ飛行す。其聲雷の如し。

一、同日に、駿府町奉行猪子左太夫跡役を、長田六左衞門に三百俵の御加增にて仰付けらる。

一、同日に、伊澤隼人正隱居に付いて、領知相違なく嫡子主水に給ふ。主水取來る六百俵は、隱居料に給ふ。

一、十四日に、葛井園右衞門に、蓮池馬場にして御的仰付けらる。將軍家、巳の後刻蓮池御殿へ渡御。庭上にして園右衞門御目見畢りて的始まる。

堂前六十三間、的前四十一間なり。堂前箭數百本內、通箭九十三本。

的前箭數五十本、內中四十本。但し的幅一尺八寸・高さ五尺、星は一尺一寸の丸。

右畢りて則ち還御。

一、十五日に、葛西園右衞門を殿中へ召して、躑躅の間に於て時服三拜領す。是れ昨十四日に、御的仰けらるゝに依りてなり。

一、同日に、仙石主稅、家督の御禮として、御太刀目錄時服十・黃金二十枚獻ず。同越前守、隱居の御禮として、御脇指相州行光代金廿五枚、越前守病痾に付いて、名代を

藤典侍姫宮を出産す

以て差上ぐる。御臺所へ、白銀二十枚仙石主税より差上ぐる。
一、同日に、鍋島義峯、是れ攝津守父なり去る五日に在所に於て死去の由、今日注進。
一、十八日に、吉田盛芳院死去。
一、廿三日に、八丈島御代官谷庄兵衛、連々訴訟に依りて役御免なり。故に伊奈兵藏手代を遣し、彼の島支配致すべきの由。
一、廿六日に、藤典侍御安産姫宮の由、板倉内膳正注進。

玉露叢卷第十九　終

玉露叢 巻第二十

自寛文九年四月至同十二月

一、寛文九年四月朔日に、轉法輪前左大臣・大炊御門前右大臣・勸修寺門跡、右三公へ當年より新知として二百石づつ、將軍家より遣さる。

一、轉法輪三位中將・四辻侍從・堀川侍從、右三人御番勤仕に付いて、領知として百石づつ、將軍家より遣さる。

一、十日に、平野丹波守繼目の御禮として、御太刀目錄・黃金二枚獻上。同平野權平遣物として、御刀備前雲重代金六枚、是亦同姓丹波守より差上ぐる。

松平越前守城下出火

一、十五日に、松平越前守城下出火す。燒失の所々は、居城並に天守共回祿。侍屋敷三百七十五軒・足輕居所百軒・町屋五百五十九軒・寺三十七ヶ寺なり。

一、廿七日に、保科肥後守正之、願の通り隱居仰付けらる。

保科正之隱居

一、同日に中川飛驒守・簗田隱岐守御暇下され上京に付て、本院御所へ金子千兩、並に御伽羅一本。女院御所へ白蜜一壺・丁子一箱進ぜらる。

一、五月朔日に、松平越前守家老酒井玄蕃を殿中に召して、今度越前守國元出火に付いて、拜借金五萬兩仰付けらるゝ由。

一、二日に、尾張殿家來星野勘左衞門、京都に於て矢數を勤む。所謂總矢數一萬五百四十二筋、內通矢八千筋。

右の矢數、葛西園右衞門に、九百廿三筋射越す由。

一、十二日に、保科筑前守家督の御禮として、御太刀・黃金五十枚・時服二十領獻上。

一、同御座の間に於て、保科肥後守隱居の御禮として、御太刀金馬代・時服十領獻上。黑書院に於て御目見。

一、任助御茶入　一、新身國光御脇指代金百五十枚　一、源義經願書直筆一幅　是亦肥後守正之より進上なり。

義經直筆の願書

役替の人人

一、御臺所へ、肥後守父子より白銀五十枚、保科筑前守より紀の貫之筆の堤中納言集・蠟燭五箱・鶴一。肥後守より獻上の義經の願文に曰く、

敬白　八幡大菩薩　御寶前

御鎧卯花縅同毛甲　一領

夫八幡太郎義家以來、爲其門葉者無不歸敬。依之貴賤束手緇素傾首。義經苟生弓馬家、纔繼箕裘塵業弓箭枕甲冑亡平氏一族、休亡父憤遂年來宿霧。然處、依虎口讒言蒙御勘氣之條、愁結言短。風聞(ほのかにきく)、其科條一事非吾所犯、虚說所起也。不仰尊鑑難披愚意。伏願、反逆殘害輩亡一時、神光伐劔惡徒誅罰給。丹精有誠、玄斷全莫誤。仍所誓條如件。

元曆二年六月七日　　源　義經

一、十三日に、役替の面々、所謂御天守番頭山本又助跡役夏目傳右衞門。御破損奉行廣戸半七郎跡役神谷長五郎。御小納戸頭川田長助跡役關八郎右衞門、右の通り仰付けらる。

一、同日に、水戸殿家臣中山備前守二男菊之助事、內々願奉るに依りて、今度召出さる。

一、同日に、松平出羽守より八郎鳥立に毛替の活鴨を上らる。

一、同十四日に、今朝甲府宰相殿簾中逝去。是れ二條殿姬君なり。依りて將軍家より御弔慰として、上使土屋但馬守を遣さる。同じく御臺所より御使本多美作守〔濃イ〕なり。

甲府宰相簾中逝去

一、十五日に、森內記末子千菊を、願の通り闕備前守猶子となす。

一、同十八日に、甲府殿へ御香奠白銀三百枚、上使永井伊賀守を以て遣さる。

一、廿一日に、今朝甲府殿へ上使久世大和守を以て、御精進退の御肴一種遣さる。

一、同日に、丹羽左京大夫姉死去。酒井下總守後室

一、廿二日に、戶川土佐守死去。

一、六月八日に、松平主殿頭二萬石の御加增。都合六萬五千石餘にて丹波福知山より肥前の島原へ所替仰付けらる。

一、同日に、朽木伊豫守五千石御加增。都合三萬二千石にて、丹波の福知山へ得替

を仰付けらる。

一、十四日に井上河内守願の通り隱居。領知五萬石嫡子相模守に給ふ。外に新發の地三千石の內、二千石二男井上左兵衞、千石三男井上松之助、是亦願に依りて給ふ。

一、同日に、松平對馬守願の通り隱居。

一、十七日に、松平出羽守領內雲州に於て大雨なり。依りて水損夥し。川除・井堰・堤ともに九百四十五ヶ所なり。此切口の間數、都て二萬三千五百間餘。但し道程にして十里三十一町餘なり。本田・新田ともに水入高三萬六千五百石餘。內千九百五十石餘は砂入。

一、十九日に、金子五千兩松平主殿頭、同二千兩朽木伊豫守、右兩人へ拜借を仰付けらる。是れ兩人ともに得替仰付けらるゝ處に、不勝手に付いてなり。

一、廿五日に、久世大和守を御前へ召して、一萬石の御加增を下さる。都合五萬石にて、關宿へ城主に仰付けらる。

一、同日土屋但馬守を召して一萬石御加增。都合四萬五千石にて、土浦の城主に仰

付けらる。

一、廿七日に、久世大和守・土屋但馬守城地拜領に付いて、金子四千兩宛拜借仰付けらる。

一、廿八日に、松平土佐守家督の御禮として、御刀一文字代金四十枚五兩・銀子五百兩・綿三百把獻上なり。同松平對馬守隱居の御禮として、御刀左安國代金六十枚・御掛物小倉色紙一幅獻上す。同對馬守より御臺所へ、御屏風代金三十枚一雙獻上なり。

一、同日に、井上河內守正利隱居の御禮として、御刀信國代金廿五枚獻上す。

一、去る十二日より廿二日迄、加賀・能登・越中大雨に付いて、高四萬八千六百石餘水損。流家九十三軒。溺死男女十八人なり。

（加賀能登越中大雨）

一、分部隼人正居所江州大溝領知二萬石の內、一萬二千石水損の由。

一、廿九日に九鬼長門守死去。

（九鬼長門守卒去）

一、同日に小出信濃守に、北野社修復奉行を仰付けらる。

（北野社修復奉行）

一、同日に、江府愛宕、去年炎上に依りて、御造營料として金子三千兩、社僧圓福寺に給ふ。

一、七月三日に、仙石因幡守二千石の御加增。都合六千石にて、伏見の奉行を仰付けらる。是れ水野石見守跡役なり。

一、十一日に、天狗・流星出で巽に行く。

一、堀肥前守、在所に於て死去。

一、十四日に、朽木隼人事、同姓伊豫守、今度所替仰付けらるゝに依りて、只今迄取來る領知三千石の處、土浦をば土屋但馬守に下さるゝに付いて、三千石の替地を上總の內にて下さる由。

一、同日に、戶川土佐守家督を仰付けらる。本高二萬二千五百石の內、二萬千石嫡子戶川玄蕃、千五百石二男戶川三郞四郞に給ふ。尤も願に依りてなり。

一、同日に、松平隼人正願の通り隱居。本知二千石〔萬イ〕嫡子松平八十郞に給ふ。

一、同日に、永井彌右衞門、願の通り隱居。本知三千石の內、二千五百石嫡子永井傳

花火上覽

多奈井小路殿姫宮薨去

琉球國王逝去

八郎五百石は二男永井平八郎に給ふ。
一、同日に、山岡十兵衞願の通り隱居。　本知千石嫡子山岡彌五兵衞に給ふ。
一、廿一日に、松平越前守陪臣本多內藏助、去る頃死去に付いて、嫡子本多孫太郎家督相續の由にて、將軍家へ御目見。　御太刀・目錄奉書紙五箱捧上す。　同本多內藏助遺物として、御刀城州國行代金十枚獻上す。
一、同日に、駿州御城代松平丹後守願の通り隱居。
一、廿三日に、增上寺方丈智哲願の通り隱寮。
一、廿四日戌の後刻、將軍家二の丸へ渡御。　花火上覽、亥の後刻還御。
一、〔二十イ〕十六日に、松平豐前守嫡子備中守死去。
一、廿七日に、松平左近大夫駿府御城代を仰付けらる。　依りて二千石御加增。　都合五千石なり。
一、廿八日に、多奈井小路殿當春降誕の姫宮、御病痾御快然なく薨去。
一、去る十一日に、琉球國王逝去に付いて、松平大隅守家久より「先規の如く相續の

松平對馬守卒去

江戸大地震

儀申付くべきや」と、老中迄伺ひ給ふ處に、則ち上聞に達す。依りて「舊例に任ずべき由」仰出さる。

一、同年八月一日に、八宮以心庵薨去。

一、二日に、新田の大光院天暦を、增上寺後住に仰付けらる。

一、四日に、松平對馬守卒去。

一、八日に、久世大和守二男次郎助死去。

一、九日に、松平土佐守に、上使堀田備中守を以て、御香奠銀子三百枚を給ふ。是れ父對馬守卒去に付いてなり。

一、十一日に、江戸大地震。依りて日光山へ次飛脚を遣さる。

一、同日に、增上寺隱居智哲遷化。

一、十一日・十二日、松平主殿頭領地島原强風・甚雨に付いて、流家九百三十三軒。本丸・二の丸・三の丸數ヶ所破損す。

一、十三日に、女御入内に付いて、御祝儀として關白殿迄白銀二百貫目遣さる。

一、十五日に、役替の面々、大御番頭松平左近大夫跡役田中大隅守・御書院番頭田中大隅守跡役大久保山城守、御小性組番頭大久保山城守跡役酒井采女、右の通仰付けらる。

一、十七日に、尾張の觀心院〔寺イ〕を權僧正に仰付けらる。

一、廿日酉の刻に、將軍家二の丸へ渡御。花火上覽、亥の後刻還御。

一、廿八日に、高木主水正、病氣に付いて願の通り役御免なり。

中津大雨強風

一、同日に、豐州中津小笠原內匠頭領內、去る八日・九日大雨。同十一日・十二日强風に付いて水增して、堤・川除都べて二百間餘切るゝ。流家足輕家六七間。町屋六十軒餘。溺死男女十三人の由。

一、廿九日に、松平加賀守・大久保加賀守領內、甚雨疾風の由。

一、同年九月廿〔六イ〕日に、九鬼長門守跡役を、九鬼千之助に仰付けらる。千之助は長門守猶子、實は松平相模守光仲末男なり。

一、同日に、堀肥前守跡役を、實子堀松之助に仰付けらる。

大神宮遷宮につきて獻上物

御幸

一、十一日に、役替の面々、大御番頭高木主水正跡役植村志摩守、御小性組番頭植村志摩守跡役柴田七九郎、同組頭柴田七九郎跡役諏訪兵部、右の通り仰付けらる。

一、十二日、大神宮遷宮に付いて、吉良上野介を以て御進獻の品々

　內宮へ御太刀三原一乘一腰代金三枚　御馬三匹代金十枚

　外宮へ御太刀延壽國吉一腰代金二枚五兩　御馬三匹代金十枚

　　以上

吉良上野介、御座間にて御暇を給はり退去以後、黃金十枚・時服三・羽織一拜領。

一、十六日に、法皇御所・本院御所・女院御所、岩倉へ御幸。

一、十七日に、知足院後住に、長谷の小池坊一蓿梅心院を仰付けらる。

一、廿四日、增上寺入院ありて以後、始めて將軍家御成に付いて、方丈へ白銀二百枚・時服十を給ふ。　兩役者薰閣村貞へ、白銀十枚に時服二づつを下さる。

一、廿五日に、九鬼長門守遺物として、御刀備前長光代金十五枚　息九鬼千之助方より差上ぐる。

一、同日に、堀肥前守遺物として、御脇指、法成寺代金七枚　息堀松之助より差上ぐる。

一、廿九日に、藤堂大學頭高次、願の通り隱居。本高三十二萬三千石の內、廿七萬石嫡子藤堂和泉守、五萬石二男藤堂佐渡守、三千石藤堂庄次郎、是亦願に依りてなり。

一、同日に、松平若狹守康信、願の通り隱居。本高五萬石相違なく嫡子松平駿河守相續なり。

福阿彌卒去

一、十月廿六日に、佐野福阿彌死去。

一、閏十月十八日に、十年以來の御番改ありて、皆勤には黃金五枚づつ、上勤の輩は同三枚づつ、下勤には二枚づつ給ふ。小十人組は金子三十兩・二十兩・十兩と下さる。十年の內、煩十二度迄上勤。

城中に於て圍碁象戲

一、廿日に、御城に於て圍碁竝に象戲を仰付けらる。依りて見物の爲として、松平讃岐守・井伊掃部頭・松平美作守登城なり。黑書院に於て卯の刻より始まる。本因坊先置いて三知と打、道策先置いて三哲と打、道策十三目勝。門入先置いて智哲と、打、門入四目の勝。扨又宗桂、角を落して宗與とさす。始は宗桂勝、後は宗與勝なり。右未の後刻に終る。算知と本因坊、御城に於て勝負つかずして、土屋但馬守宅

にして打續け、算知九目の勝。

一、廿六日に、禁裏へ御書物色々、並に伽羅二本。女院御所へ襴絹五卷を進らせらる。

禁中に獻上

一、十一月朔日に、松平美作守定房、京都への御暇を給ふ。黃金五十枚・時服十・御馬一匹を給ふ。其上侍從に任ぜらる。是れ鷹司敎平公姬君、來る廿一日に入内に付いての上使なり。

鷹司敎平姬君入內

禁裏へ	御太刀・白銀三百枚・綿五百把	女御御方へ	白銀二百枚・縮緬百卷
法皇御所へ	白銀百枚・綿百把	本院御所へ	白銀五十枚・綿百把
女院御所へ	白銀百枚・綿百把	新院御所へ	白銀五十枚・綿百把
女三宮御方へ	縮緬二十卷	女五宮御方へ	縮緬二十卷
鷹司攝政へ	銀百枚・時服十	同大政所へ	銀卅枚・縐紗卅卷
同政所へ	右同斷	長橋局へ	縐紗三十卷
飛鳥井へ	右同斷	正親町へ	右同斷

右の通、入内に付いて遣さる。

禁裏へ　縮緬三十卷　女御御方へ　緞子十卷

法皇御所へ　縐紗二十卷　女院御所へ　色糸口斤

右、入内に付いて御臺所より進らせらる。

一、廿日に、青山因幡守弟九八郎事、大坂にて死去。

一、廿一日、今日御入内首尾能く相濟むの由。

一、同日に、伏見殿姫君曇華院殿逝去。

一、廿五日に、駿府町屋少々燒失す。

一、廿九日に注進、小笠原内匠頭領內、去る十四日に出火。烈風故に家數多燒失の由。然れども居城は恙なし。

一、同日に、將軍家より令を下して、桝の分量を改む。樽屋藤左衞門司る。

一、十二月朔日に、江府へ注進、去月十六日に、勢州內宮の近所出火して、家數二百軒餘燒失す。然れども內宮は異事なしとなり。

一、七日に、甲府殿家臣諏訪若狹守死去。

松平龜千代加冠

一、九日に、松平龜千代御目見に付いて、將軍家巳の下刻御黑書院へ出御ありて、綱の御字御折紙を給ふ。從四位下に敍し左近衞權少將に任ず。陸奧守を兼ぬる。御太刀（包永代金十五枚）・綿二百把・黃金五十枚を、陸奧守獻上す。是れ元服の御禮、此時御盃御引渡し御銚子出づる。御前にて召上られ、御盃陸奧守綱基（今は綱村）頂戴、御肴を給ふ。且又御小脇差（新藤五代金六十枚）を給ふ。

一、同御臺所へ、白銀五十枚、陸奧守加冠の祝儀として進上。

一、同祝儀として、於梅・近江へ銀十枚づつ、岡野・八島・川崎へ銀五枚宛、表使三人へ銀三枚づつを遣す。

一、十日に、女院御所より小林與左衞門を以て、歳暮の御祝儀として、御小袖竝に御祈禱の御札卷數を遣さる。御臺所へも右同斷に遣さる。

黑田萬千代加冠

一、十一日に、黑田萬千代御目見に付いて、黑書院へ將軍家出御、綱の御字を給ひ、從四位下筑前守に任ず。御太刀（正恒代金七枚）・白銀三百枚・御小袖十、松平筑前守綱之より元

服の御祝儀に差上げらる。將軍家より御脇指左吉貞代金三十枚を給ふ。諸の御作法、陸奥守綱村に同じ。

一、同御臺所へ白銀三十枚、加冠の祝儀として進上なり。

一、同祝儀として、白銀十枚づつ於梅・近江へ、五枚づつ岡野・八島・川崎へ、三枚づつ表使三人へ遣さる。

一、十七日に、松平美作守定房、金子五千兩拜借す。上京以前にも五千兩拜借、都合一萬兩なり。

一、廿五日に、佐竹右京大夫・藤堂和泉守・松平土佐守侍從に任ず。

一、同日に、松平左門若狹守に任ず。眞田右衞門伊豆守に任ず。京極百助備中守に任ず。戸川玄蕃土佐守に任ず。池田信濃則ち信濃守に任ず。池田兵部豐前守に任ず。秋月右京出羽守に任ず。眞田仙千代彈正忠に任ず。井上大學出雲守に任ず。酒井采女下總守に任ず。柴田七九郎和泉守に任ず。水野主膳越中守に任ず。戸田三太夫石見守に任ず。水野宮内肥前守に任ず。

右の面々従五位下に敍す。

一、廿六日に、尾張殿家司寺尾土佐則ち土佐守に任じ従五位下に敍す。

一、同日に、水戸殿家司山中大膳市正に任じ、従五位下に敍す。

玉露叢 巻第二十 終

大正六年四月廿五日印刷
大正六年四月廿八日發行

國史叢書 玉露叢 一

定價金一圓二十錢

編輯兼發行者 國史研究會

右代表者 今村勝一
東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地

印刷者 楢山定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地

印刷所 友文社
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所 國史研究會
東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地
振替貯金口座東京二七〇二四番